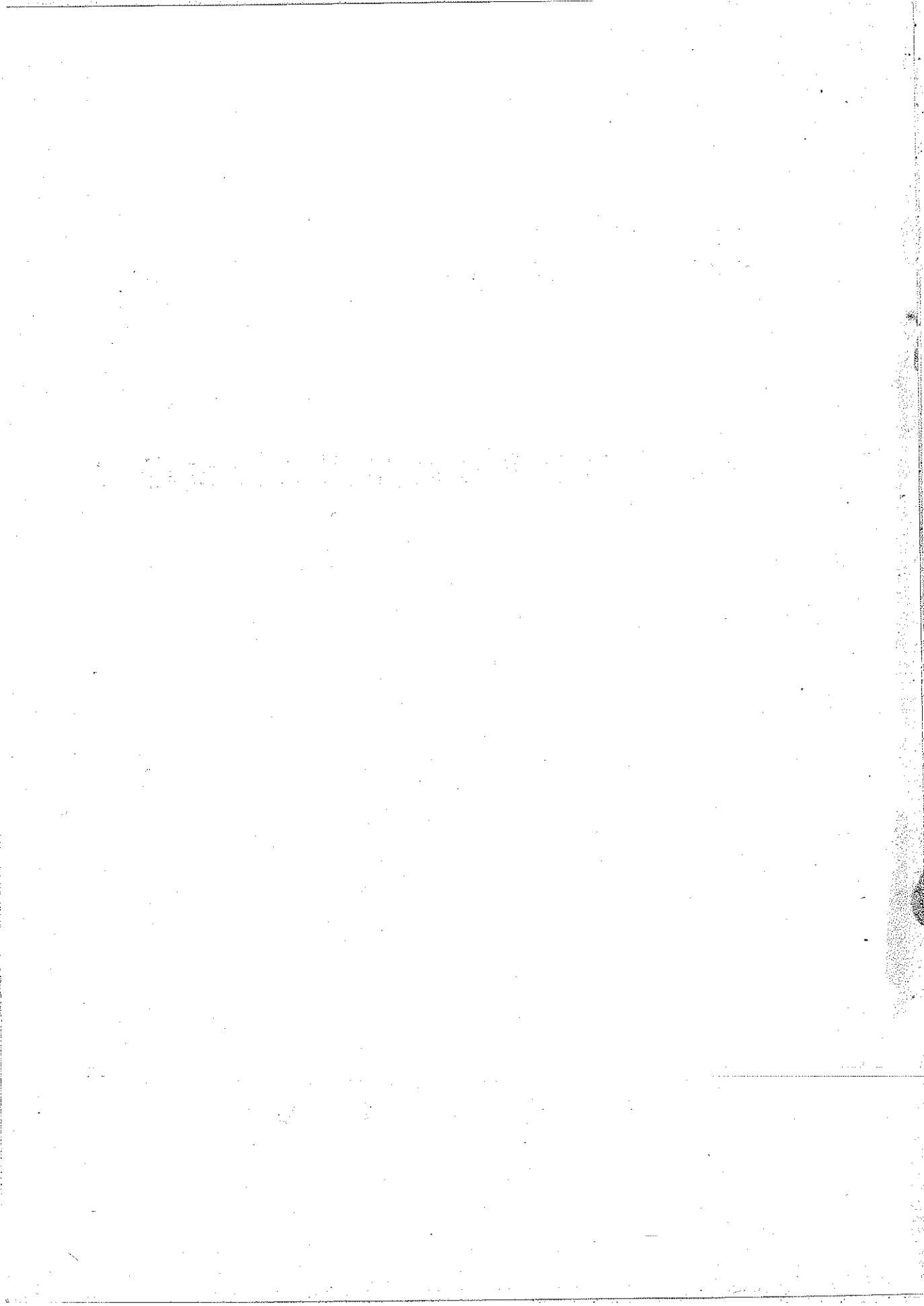


昭和51年10月13日開会
昭和51年10月29日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和51年10月13日(水曜日)第1日

○ 出席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時30分)	3頁
○ 臨時議長、開会あいさつ	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 議席の指定について	5頁
○ 日程第2 会議録署名議員の指名について(寺田 茂君、天堀 博君、橋本佳行君)	6頁
○ 日程第3 会期の決定について(10月13日～10月29日(17日間))	6頁
○ 日程第4 議長選挙について	6頁
○ 散会宣告(午前11時38分)	7頁

昭和51年10月15日(金曜日)第2日

○ 出席議員	9頁
○ 議事説明員その他	9頁
○ 議事日程	11頁
○ 開会宣告(午前10時38分)	11頁
○ 日程第1 議長選挙について	12頁
○ 散会宣告(午前10時46分)	13頁

昭和51年10月18日(月曜日)第3日

○ 出席議員	15頁
○ 議事説明員その他	15頁
○ 議事日程	17頁
○ 開会宣告(午後2時36分)	17頁
○ 日程第1 議長選挙について	18頁
○ 散会宣告(午後2時38分)	18頁

昭和51年10月20日(水曜日)第4日

○ 出席議員	19頁
○ 議事説明員その他	19頁
○ 議事日程	21頁
○ 開会宣告(午後4時33分)	21頁
○ 日程第1 議長選挙について	22頁
○ 散会宣告(午後4時35分)	22頁

昭和51年10月22日(金曜日)第5日

○ 出席議員	23頁
○ 議事説明員その他	23頁
○ 議事日程	25頁
○ 開会宣告(午後2時45分)	25頁
○ 日程第1 議長選挙について	26頁
○ 散会宣告(午後2時48分)	26頁

昭和51年10月25日(月曜日)第6日

○ 出席議員	27頁	
○ 議事説明員その他	27頁	
○ 議事日程	29頁	
○ 開会宣告(午前11時29分)	30頁	
○ 日程第1 議長選挙について	30頁	
○ 日程第2 副議長選挙について	35頁	
○ 日程第3 常任委員会委員の選任について	} 一括上程	37頁
○ 日程第4 議会運営委員会委員の選任について		
○ 日程第5 交通公害対策委員会の設置並びに委員選任について	}	37頁
○ 日程第6 開発事業対策委員会の設置並びに委員選任について		
○ 日程第7 第2阪和国道対策委員会の設置並びに委員選任について		
○ 日程第8 同和対策特別委員会の設置並びに委員選任について		
○ 日程第9 公園墓地設置委員会の設置並びに委員選任について		
○ 日程第10 関西新国際空港対策特別委員会の設置並びに委員選任について		

○ 日程第 11 市立病院建設特別委員会の設置並びに委員選任について]		
		以上一括上程	
○ 日程第 12 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	}	一括上程	37頁
○ 日程第 13 泉北水道企業団議会議員の選挙について			
○ 散会宣告 (午後 4 時 4 7 分)			39頁

昭和 5 1 年 1 0 月 2 6 日 (火曜日) 第 7 日

○ 出席議員		41頁
○ 議事説明員その他		41頁
○ 開会宣告 (午後 1 時 8 分)		43頁
○ 一般質問		
1 番に 2 2 番 勝 部 津喜枝 君		43頁
2 番に 2 1 番 直 村 静 二 君		53頁
3 番に 6 番 大 谷 昌 幸 君		71頁
○ 散会宣告 (午後 4 時 3 5 分)		78頁

昭和 5 1 年 1 0 月 2 7 日 (水曜日) 第 8 日

○ 出席議員		79頁
○ 議事説明員その他		79頁
○ 開会宣告 (午前 1 0 時 3 1 分)		81頁
○ 一般質問		
1 番に 1 5 番 横 田 憲治郎 君		81頁
2 番に 1 番 寺 田 茂 君		97頁
3 番に 2 番 天 堀 博 君		113頁
4 番に 3 番 橋 本 佳 行 君		129頁
○ 散会宣告 (午後 4 時 2 8 分)		132頁

昭和 5 1 年 1 0 月 2 8 日 (木曜日) 第 9 日

○ 出席議員		133頁
○ 議事説明員その他		133頁
○ 開会宣告 (午前 1 0 時 2 5 分)		135頁

○ 一般質問		
1番に12番	藤原要馬君	135頁
2番に10番	山口義一君	148頁
3番に13番	赤阪和見君	150頁
○ 散会宣告(午後1時50分)		158頁

昭和51年10月29日(金曜日)第10日

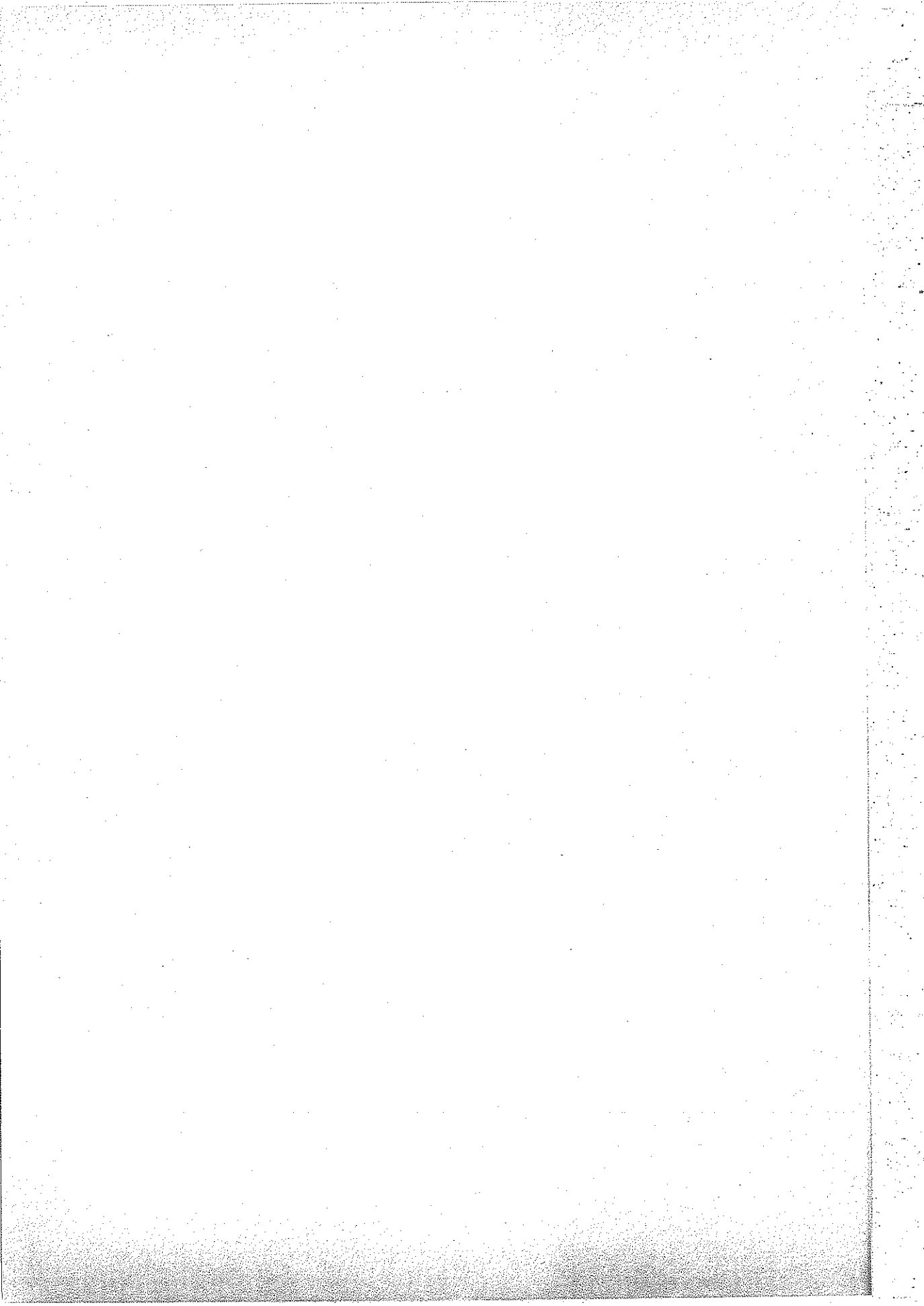
○ 出席議員		159頁	
○ 議事説明員その他		159頁	
○ 議事日程		161頁	
○ 開会宣告(午前10時11分)		162頁	
○ 日程第1	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和50年度5月分)	}	
○ 日程第2	"(収入役扱昭和51年度5月分)		
○ 日程第3	"(水道部企業出納員扱昭和51年5月分)		
○ 日程第4	"(市立病院企業出納員扱昭和51年5月分)		163
○ 日程第5	"(収入役扱、昭和51年6月分)		頁
○ 日程第6	"(水道部企業出納員扱昭和51年6月分)		}
○ 日程第7	"(市立病院企業出納員扱昭和51年6月分)		265
○ 日程第8	"(収入役扱昭和51年7月分)		頁
○ 日程第9	"(水道部企業出納員扱昭和51年7月分)		
○ 日程第10	"(市立病院企業出納員扱昭和51年7月分)		
○ 日程第11	定期監査結果報告(第1次分)	266頁 (1~16)	
	以上一括上程		
○ 日程第12	昭和50年度和泉市水道事業会計決算認定について	283頁 (1~51、1~48)	
○ 日程第13	昭和50年度和泉市病院事業会計決算認定について	394頁 (1~45)	
○ 日程第14	監査委員の選任について	443頁	
○ 日程第15	教育委員会委員の選任について	445頁	
○ 日程第16	公平委員会委員の選任について	447頁	
○ 日程第17	工事請負契約締結について(市立幸小学校増改築(高学年棟)工事)	449頁	
○ 日程第18	工事請負契約締結について (和泉都市計画都市下水路府中北幹線築造工事)	455頁	

○ 日程第 19	区域外道路認定の協議に伴う承諾について	457頁
○ 日程第 20	和泉市休日急病診療所条例制定について	466頁
○ 日程第 21	和泉市普通河川等管理条例の一部を改正する条例制定について	473頁
○ 日程第 22	和泉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	477頁
○ 日程第 23	昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	481頁
○ 日程第 24	和泉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	498頁
○ 日程第 25	義務教育費予算増額に関する請願	501頁
○ 日程第 26	南松尾幼稚園建築に関する請願	503頁
○	散会宣告	505頁
○	市長閉会あいさつ	505頁
○	議長閉会あいさつ	506頁

(午後2時30分)



第 1 日



昭和51年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 26名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 寺田 茂君 | 16. 木下 甲子三君 |
| 2. 天堀 博君 | 17. 富山 敏治君 |
| 3. 橋本 佳行君 | 18. 池辺 秀夫君 |
| 5. 仁井 明君 | 19. 貝淵 博治君 |
| 6. 大谷 昌幸君 | 20. 田中 包治君 |
| 7. 金沢 勝君 | 21. 直村 静二君 |
| 8. 成田 秀益君 | 22. 勝部 津喜枝君 |
| 9. 松下 定君 | 23. 三井 正光君 |
| 10. 山口 義一君 | 25. 竹内 修一君 |
| 11. 上代 卯之松君 | 26. 柳瀬 美樹君 |
| 12. 藤原 要馬君 | 27. 竹下 義章君 |
| 13. 赤阪 和見君 | 28. 坂上 国治君 |
| 15. 横田 憲治郎君 | 29. 藤原 利一君 |



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財務部長	宇沢 清
助役	坂口 礼之助	財務部次長	門林 六男
収入役	橋本 炳	財政課長	麻生 和義
市長公室長	西川 喜久	同和对策部長	佐原 行雄
市長公室次長 兼秘書課長	杉本 弘文	同和对策部次長 兼総合調整課長	生田 稔
広報広報課長	竹田 明郎	市民部長	内田 繁

市民部理事	吉岡昭男	消防長	和田増義
市民部次長兼福祉事務所長、保育課長	中西淳富	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
産業衛生部長	山本俊兼	用地担当理事兼土地開発公社局長	西川武雄
産業衛生部次長	岩井益一	用地担当(部次長級)兼土地開発公社事務局長	橋本昭夫
市参与兼建設部長事務取扱	中塚白	教育委員長	堀内由延
建設部次長	森保	教育長	葛城宗一
改良事業部長	林徳次	市参与兼教育次長	阪東重信
改良事業部次長	逢野一郎	指導部長	乾武俊
重要施策推進室長	小林一三	管理部長	広岡史郎
重要施策推進室次長	富田宏之	管理部次長	松村吉堯
病院長代行	岩見洋	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局長	平野誠蔵	選挙管理委員会事務局長	青木孝之
病院事務局長次長兼庶務課長	藤原光夫	監査委員	西口喜一郎
水道部長	田中稔	監査事務局長兼公平委員会事務局長	山本亮夫
水道部次長(事務担当)	高橋新平	農業委員会事務局長	杉本忠彦
水道部次長(技術担当)	福本喬久		

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和51年第3回定例会議事日程

(10月13日)

日程	種別及番号	件名	摘要
第1		議席の指定について	
第2		会議録署名議員の指名について	
第3		会期の決定について	
第4		議長選挙について	

(午前10時30分開議)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 大変長らくお待たせいたしました。本日は一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。現在、御出席されております中で藤原利一議員さんが最年長議員でございますので臨時議長を務めていただきたい、かように思いますので、よろしく願い申し上げます。藤原利一議員さんを御紹介申し上げます。

- 臨時議長（藤原利一君） ただいま御紹介にあずかりました藤原でございます。はなはだ僭越でございますが、地方自治法第107条の規定により、年長のゆえをもちまして臨時に議長の職務を務めさせていただきます。まことに不慣れなことで皆様方に御迷惑をおかけすることと思っておりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより昭和51年第3回定例会を開会いたします。

-
- 臨時議長（藤原利一君） 本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させていただきます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（北野丈夫君） 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 臨時議長（藤原利一君） ただいまの報告どおり、出席議員26名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに新しく選ばれました議員各位をお迎えして、謹んでごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。皆様方には、去る9月19日執行された市議会議員選挙に当たり、市民の与望を担ってめでたく御当选の栄を得られ、本日、ここに第3回定例議会を開会する運びに至りましたことは、市政のためにまことに御同慶にたえない次第でございます。

なお、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席いただき、ただいま議会の成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

和泉市も市制ここに20年を経過いたしました。この間、歴代議員各位のたゆまざる御努力によりまして、市政の堅実なる発展を見るに至っておりますことは、まことに喜びにたえない次第でございます。私も就任以来、住民福祉の増進のために渾身の努力を傾けてまいりましたが、もとより未熟であり、議員各位には何かと御迷惑をおかけすることと存じますが、何とぞ温かい御理解をいただき、市民福祉と市政推進に格別の御指導、御協力を賜りますよう、ひ

たすらお願い申し上げる次第でございます。

さて、本市の昭和51年度の行財政運営につきましては、去る3月定例会において御説明申し上げ、御議決をいただいておりますところでございまして、具体的な内容といたしましては、

1. 社会福祉の充実と市民の健康増進。
1. 教育施設の充実と健全な青少年の育成。
1. 生活環境の整備、改善。
1. 産業の振興と基盤の確立。
1. 財政の健全化と財政秩序の確立。

以上5点でございまして、これを市政運営の指標といたしまして、総合的かつ計画的に行財政の運営を行っているところでございます。いずれにいたしましても、現下の地方行財政は非常に厳しい現実と直面しているわけでございまして、これらを克服し、住民の多様な行政需要にこたえてまいらねばならないのでございまして、それがためには今後、議員皆様方の一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

本議会で御提案申し上げます諸議案につきましては、後ほど提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして御可決、御承諾くださいますようお願い申し上げます。

なおまた、後刻行われます役員選出につきましても、円満に御選任をいただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○

○ 臨時議長（藤原利一君） 市長のあいさつが終わりました。

次に本日、議会に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承を願います。

これより日程審議に入ります。日程第1「議席の決定」を行います。議席につきましては、あらかじめ決定されておりますので、局長より議席の番号並びに氏名を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

朗読いたします。敬称は略させていただきます。

1番	寺田	茂	5番	仁井	明	8番	成田	秀益
2番	天堀	博	6番	大谷	昌幸	9番	松下	定
3番	橋本	佳行	7番	金沢	勝	10番	山口	義一

11番	上代 卯之松	18番	池辺 秀夫	25番	竹内 修一
12番	藤原 要馬	19番	貝淵 博治	26番	柳瀬 美樹
13番	赤阪 和見	20番	田中 包治	27番	竹下 義章
15番	横田 憲治郎	21番	直村 静二	28番	坂上 国治
16番	木下 甲子三	22番	勝部 津喜枝	29番	藤原 利一
17番	富山 敏治	23番	三井 正光		

以上です。

- 臨時議長（藤原利一君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、議席に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼び者あり。）

御異議ないものと認め、決定いたします。氏名表を立ててください。

- 臨時議長（藤原利一君） 次に日程第2、会議録署名議員を、会議規則の定めるところによりまして、1番、寺田茂君、2番、天堀博君、3番、橋本佳行君、以上3名にお願いいたします。

- 臨時議長（藤原利一君） 次に日程第3、「会期の決定」でございますが、本定例会の会期は、会派代表者会議で決めていただきましたとおり、本日より29日までの17日間と決定いたしましたと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日より29日までの17日間と決定いたします。

- 臨時議長（藤原利一君） 次に日程第4、「議長選挙について」を議題といたします。この際お諮りいたします。選挙の方法をいかにして行いますか。

- 18番（池辺秀夫君） いま、議長からいわれました件につきまして、無記名投票でやっていただきたいと思うわけでございますが、いろいろそういうことを御決定の上で、皆様方の御意見の調整もあろうかと存じますので、しばらく休憩をお願いしたいと思います。

- 臨時議長（藤原利一君） ただいま池辺議員から調整の御意見もありますので、暫時休憩し

たいと思いますが、ほかに……。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、この際休憩に入りまして、会派代表者会議を持ちたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(午前 10 時 44 分休憩)

(午前 11 時 35 分再開)

- 臨時議長(藤原利一君) これより本会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて散会し、明 14 日は休会とし、15 日午前 10 時に本会議を開会いたしたいと思ひます。

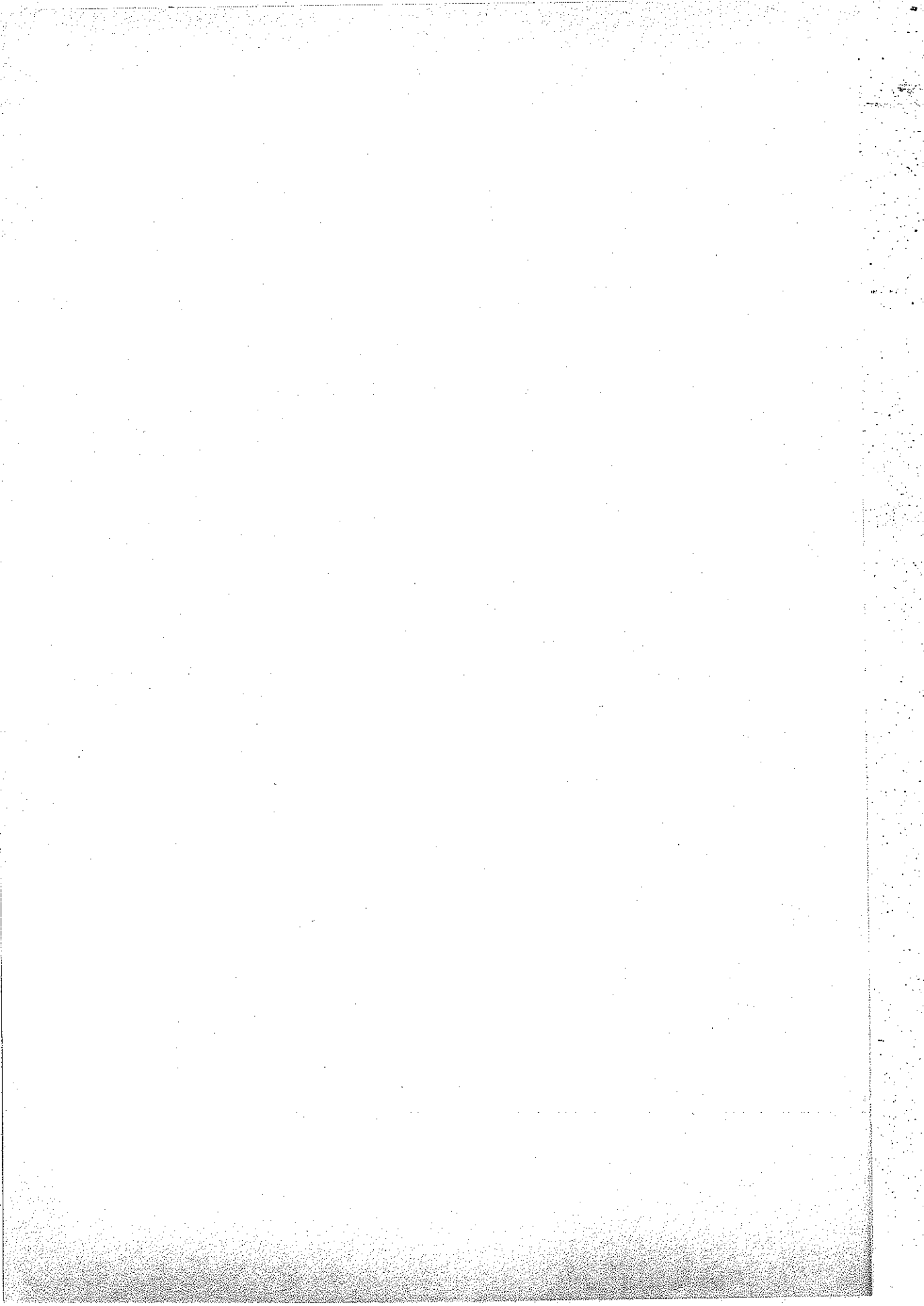
なおその間、お互いに各会派において努力していただき議長選挙が行われますよう、格段の御配慮をお願いいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会し、明 14 日は休会とし、15 日午前 10 時に本会議を開会いたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。どうも御苦労さんでございました。

(午前 11 時 38 分散会)

第 2 日



昭和51年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 22名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 寺田 茂 君 | 16. 木下 甲子三 君 |
| 2. 天堀 博 君 | 17. 富山 敏治 君 |
| 3. 橋本 佳行 君 | 18. 池辺 秀夫 君 |
| 5. 仁井 明 君 | 19. 貝淵 博治 君 |
| 6. 大谷 昌幸 君 | 21. 直村 静二 君 |
| 7. 金沢 勝 君 | 22. 勝部 津喜枝 君 |
| 9. 松下 定 君 | 23. 三井 正光 君 |
| 10. 山口 義一 君 | 25. 竹内 修一 君 |
| 11. 上代 卯之松 君 | 27. 竹下 義章 君 |
| 13. 赤阪 和見 君 | 28. 坂上 国治 君 |
| 15. 横田 憲治郎 君 | 29. 藤原 利一 君 |

(欠席議員 4名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 8. 成田 秀益 君 | 20. 田中 包治 君 |
| 12. 藤原 要馬 君 | 26. 柳瀬 美樹 君 |

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	財 務 部 長	宇沢 清
助 役	坂口 礼之助	財 務 部 次 長	門林 六男
収 入 役	橋本 炳	財 政 課 長	麻生 和義
市 長 公 室 長	西川 喜久	同 和 対 策 部 長	佐原 行雄
市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 課 長	杉本 弘文	同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長	生田 稔
広 報 広 報 課 長	竹田 明郎	市 民 部 長	内田 繁

職名	氏名	職名	氏名
市民部理事	吉岡昭男	消防長	和田増義
市民部次長兼福祉事務所長、保育課長	中西淳富	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
産業衛生部長	山本俊兼	用地担当理事兼土地開発公社局長	西川武雄
産業衛生部次長	岩井益一	用地担当(部次長級)兼土地開発公社事務局次長	橋本昭夫
市参与兼建設部長事務取扱	中塚白	教育委員長	堀内由延
建設部次長	森保	教育長	葛城宗一
改良事業部長	林徳次	市参与兼教育次長	阪東重信
改良事業部次長	逢野一郎	指導部長	乾武俊
重要施策推進室長	小林一三	管理部長	広岡史郎
重要施策推進室次長	富田宏之	管理部次長	松村吉堯
病院長代行	岩見洋	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局長	平野誠蔵	選挙管理委員会事務局次長	青木孝之
病院事務局長次長兼庶務課長	藤原光夫	監査委員	西口喜一郎
水道部長	田中稔	監査事務局長兼公平委員会事務局長	山本亮夫
水道部次長(事務担当)	高橋新平	農業委員会事務局長	杉本忠彦
水道部次長(技術担当)	福本喬久		

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和51年第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	件名	摘要
1	議長選挙について	

○

(午前10時38分開議)

- 臨時議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところ御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま、御出席の議員さんは18名でございます。欠席届の議員さんは藤原要馬議員さん、

遅刻届の議員さんは柳瀬美樹議員さん、その他の方につきましてはほとんどなくお見えになるもの
と思います。現在18名でございます。

- 臨時議長（藤原利一君） ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成
立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは日程審議に入ります。日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、各会派におきまして調整をしていただいていると
思いますので、いかが取り扱いをいたしますか、皆さん方にお伺いをいたしたいと存じます。

- 21番（直村静二君） 13日から役選に入ったということで、現在も役選に入っているわ
けでございますが、代表者会議を開いたときに、15日、きょうですね、役員選挙をスムーズ
にするために努力しますということでした。したがって、年長議員である座長さんの方で、現
在までにどの会派からもまだ届け出がないんだということは聞いておりますので、まだまだ調
整をせないかんということになると思うんですが、しかし、今日の時点でないということにな
れば、一層、各議員、各会派協力して役選を成功させないかんという立場に立ってますんでね。

私が代表者会議のときに申しましたのも、15日までに各会派お名前を座長のもとへ届けて
ほしいという要望もしておったんです。これから日程もまだありますから、来週の月曜日に再
度開いていくということにもなるかと思えますけれども、ただし、それに対してどう努力する
のかという点をきちんとしてほしい。各会派が代表者会議を開くなり、また、きょうのところ
諮って、代表者会議は開くけれども、本日の本会議はこれにてするとかいうふうにきちんとし
てもらいたい。

来週はよいよ日限が迫ってくるんでね、そのときには選挙ができるような態勢をとっても
らいたい。ですから、各会派とも努力する。私の方もそういうことで協力していきますし、名
前を出せといえは出します。積極的に取り組んでいきますんでね、その辺ひとつ取り計らいを
お願いしたいと思えます。

- 臨時議長（藤原利一君） 私の方には、各会派から何の届けもございません。それでいま、
直村議員さんのおっしゃるとおり、この後、代表者の方に残っていただきまして、1日も早く
何とか調整をしていただき、スムーズにいけるように御尽力を賜りたい。こういうふうに思う
わけでございます。

それでは、お諮りいたします。まだ調整も、届けもございませんので、本日はこれにて散会
いたしまして、代表者会議をもちたいと思えますが、御異議ございませんか。

- 19番（貝淵博治君） 代表者会議もええけどね、ここへ代表者残ってもろて話をしてもろ
たらどうですか。

- 臨時議長（藤原利一君） いま、貝淵議員の方から以上のような御意見がございますので、非常にお気の毒でございますが、代表者の方が議場にお残り願ひまして会議をお願いいたしたい、かように存じますが、御異議ございませんか。

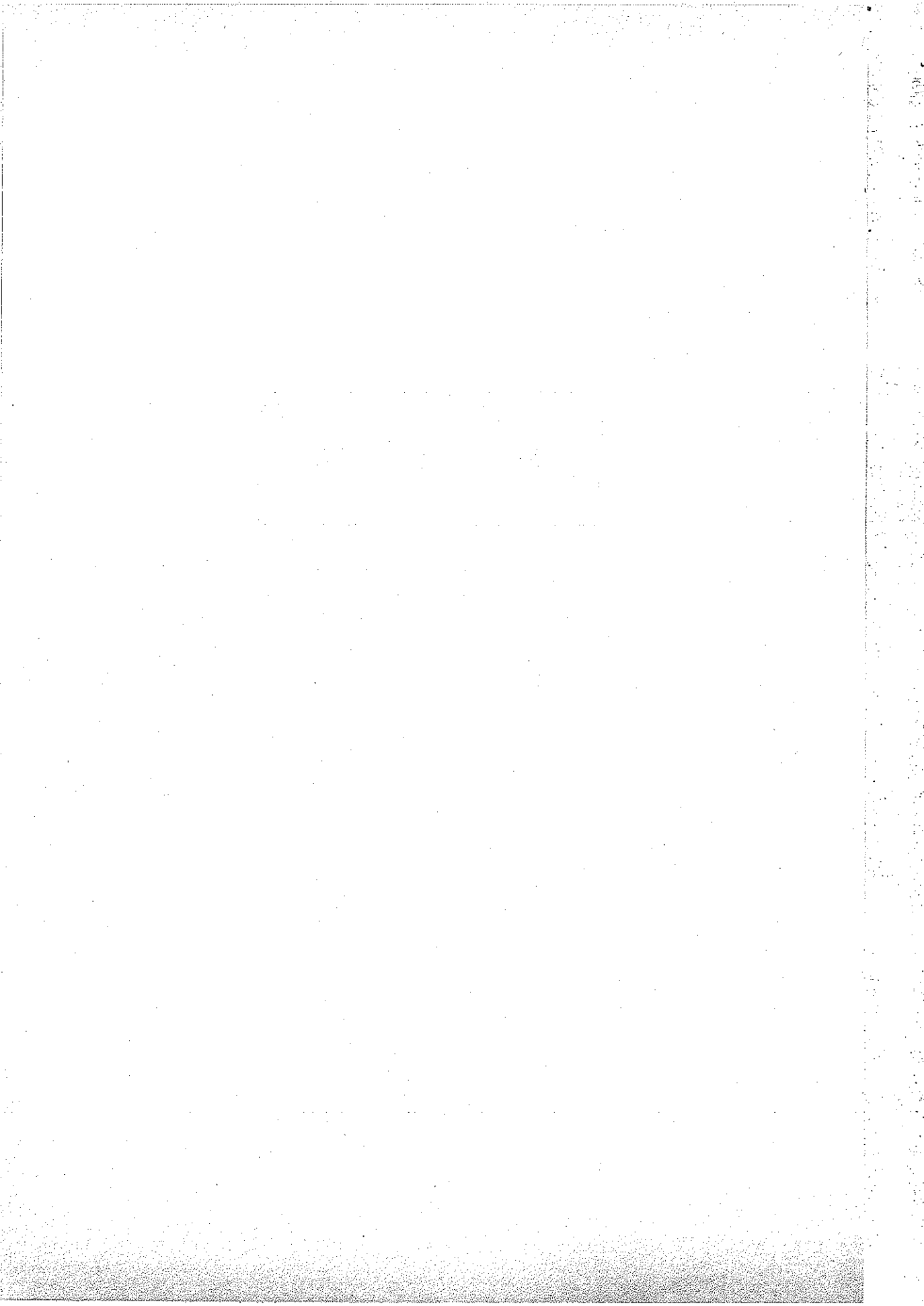
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 18番（池辺秀夫君） 先ほど直村議員が言われたとおり、このままにすればあしたも来ないかんよになりますので、あしたは休会なら休会、そして月曜にやるならやるというようにちゃんとしておいたらいいと思いますんで……。
- 臨時議長（藤原利一君） それでは明日と明後日は休会し、18日午前10時に開会いたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

（午前10時46分散会）

○

第 3 日



昭和51年10月18日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 25名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 寺田 茂君 | 17. 富山 敏治君 |
| 2. 天堀 博君 | 18. 池辺 秀夫君 |
| 3. 橋本 佳行君 | 19. 貝淵 博治君 |
| 5. 仁井 明君 | 20. 田中 包治君 |
| 6. 大谷 昌幸君 | 21. 直村 静二君 |
| 7. 金沢 勝君 | 22. 勝部 津喜枝君 |
| 8. 成田 秀益君 | 23. 三井 正光君 |
| 9. 松下 定君 | 25. 竹内 修一君 |
| 10. 山口 義一君 | 26. 柳瀬 美樹君 |
| 11. 上代 卯之松君 | 27. 竹下 義章君 |
| 12. 藤原 要馬君 | 28. 坂上 国治君 |
| 13. 赤阪 和見君 | 29. 藤原 利一君 |
| 16. 木下 甲子三君 | |

(欠席議員 1名)

15. 横田 憲治郎君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	広報広報課長	竹田 明郎
助役	坂口 礼之助	財務部長	宇沢 清
収入役	橋本 炳	財務部次長	門林 六男
市長公室長	西川 喜久	財政課長	麻生 和義
市長公室次長 兼秘書課長	杉本 弘文	同和対策部長	佐原 行雄

現在、25名でございます。

- 臨時議長（藤原利一君） ただいまの報告どおり、出席議員数25名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。
-

- 臨時議長（藤原利一君） それでは、日程審議に入ります。日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては先刻、会派代表者会議並びに議員総会を開催いたしまして、各派の状況等を聞きながら調整を進めておりますが、選挙するまでに至っておりませんので、本日はこれにて散会し、明日は休会とし、20日午前10時に開会いたしたいと思っております。

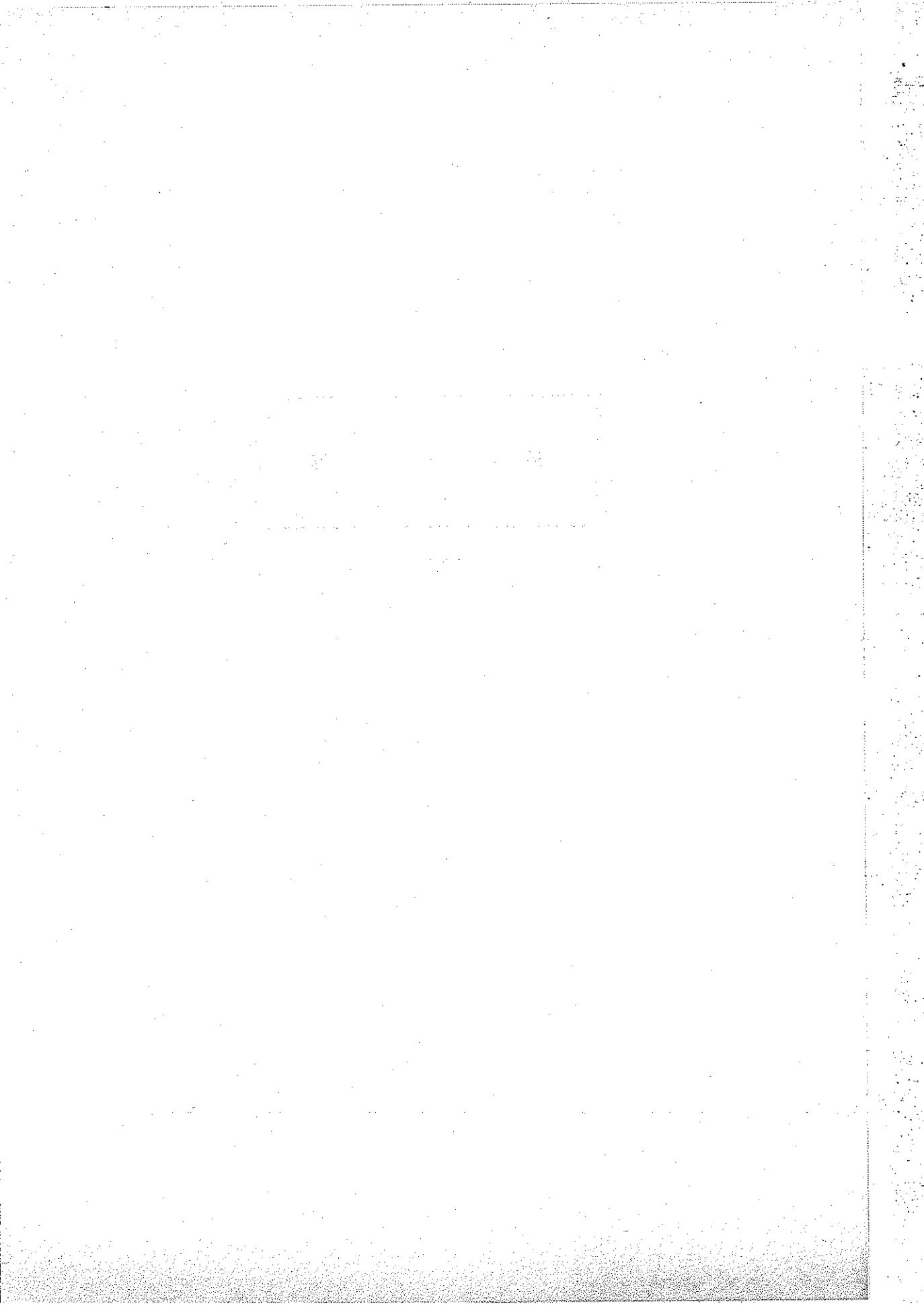
なおその間、各会派お互いに協力を重ねていただきまして、予定内に役員が選出できますよう、御協力をお願いしたいと存じます。これについて御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞でございました。

（午後2時38分散会）

第 4 日



昭和51年10月20日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員26名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 寺田 茂君 | 16. 木下 甲子三君 |
| 2. 天堀 博君 | 17. 富山 敏治君 |
| 3. 橋本 佳行君 | 18. 池辺 秀夫君 |
| 5. 仁井 明君 | 19. 貝淵 博治君 |
| 6. 大谷 昌幸君 | 20. 田中 包治君 |
| 7. 金沢 勝君 | 21. 直村 静二君 |
| 8. 成田 秀益君 | 22. 勝部 津喜枝君 |
| 9. 松下 定君 | 23. 三井 正光君 |
| 10. 山口 義一君 | 25. 竹内 修一君 |
| 11. 上代 卯之松君 | 26. 柳瀬 美樹君 |
| 12. 藤原 要馬君 | 27. 竹下 義章君 |
| 13. 赤阪 和見君 | 28. 坂上 国治君 |
| 15. 横田 憲治郎君 | 29. 藤原 利一君 |

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	財務部次長	門林 六男
助 役	坂口 礼之助	財政課長	麻生 和義
収入 役	橋本 炳	同和対策部長	佐原 行雄
市長公室長	西川 喜久	同和対策部次長兼 総合調整課長	生田 稔
市長公室次長兼 秘書課長	杉本 弘文	市民部長	内田 繁
広報 広報課長	竹田 明郎	市民部理事	吉岡 昭男
財務部長	宇沢 清	市民部次長兼福祉 事務所長、保育課長	中西 淳富

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫
産 業 衛 生 部 次 長	岩 井 益 一	用 地 担 当 理 事 長 兼 土 地 開 発 公 社 局 長	西 川 武 雄
市 参 与 兼 建 設 部 長 事 務 取 扱	中 塚 白	用 地 担 当 (部 次 長 級) 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫
建 設 部 次 長	森 保	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	教 育 長	葛 城 宗 一
改 良 事 業 部 次 長	逢 野 一 郎	市 参 与 兼 教 育 次 長	阪 東 重 信
重 要 施 策 推 進 室 長	小 林 一 三	指 導 部 長	乾 武 俊
重 要 施 策 推 進 室 次 長	富 田 宏 之	管 理 部 長	広 岡 史 郎
病 院 長 代 行	岩 見 洋	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 挙 委 員	味 谷 日 吉
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	藤 原 光 夫	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	青 木 孝 之
水 道 部 長	田 中 稔	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
水 道 部 次 長 (事 務 担 当)	高 橋 新 平	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
水 道 部 次 長 (技 術 担 当)	橋 本 喬 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 忠 彦
消 防 長	和 田 増 義		

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和51年第3回定例会議事日程

(10月20日)

日・程	件名	摘要
1	議長選挙について	

(午後4時33分開議)

- 臨時議長(藤原利一君) 大変長らくお待ちいたしました。午前中は私事で皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことをまずもっておわび申し上げます。皆様方には何かと御繁忙のところ御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

現在、御出席の議員さんは25名でございます。欠席届け出はございませんので、間もなくお見えになるものと思います。現在、25名でございます。

- 臨時議長（藤原利一君） ただいまの報告とおり、出席議員数25名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

- 臨時議長（藤原利一君） それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本件につきましては現在、調整の段階であり、先刻の代表者会議におきまして、当初予定いたしました会期内の日程を一部変更して行くこととなりました。その内容は、明21日休会し、22日、23日まで役員選挙の日を延ばし、24日は休会、25日より一般質問に入り、一般質問終了後引き続き議案審議をすることに決定いただきました。これについて御異議ございませんか。

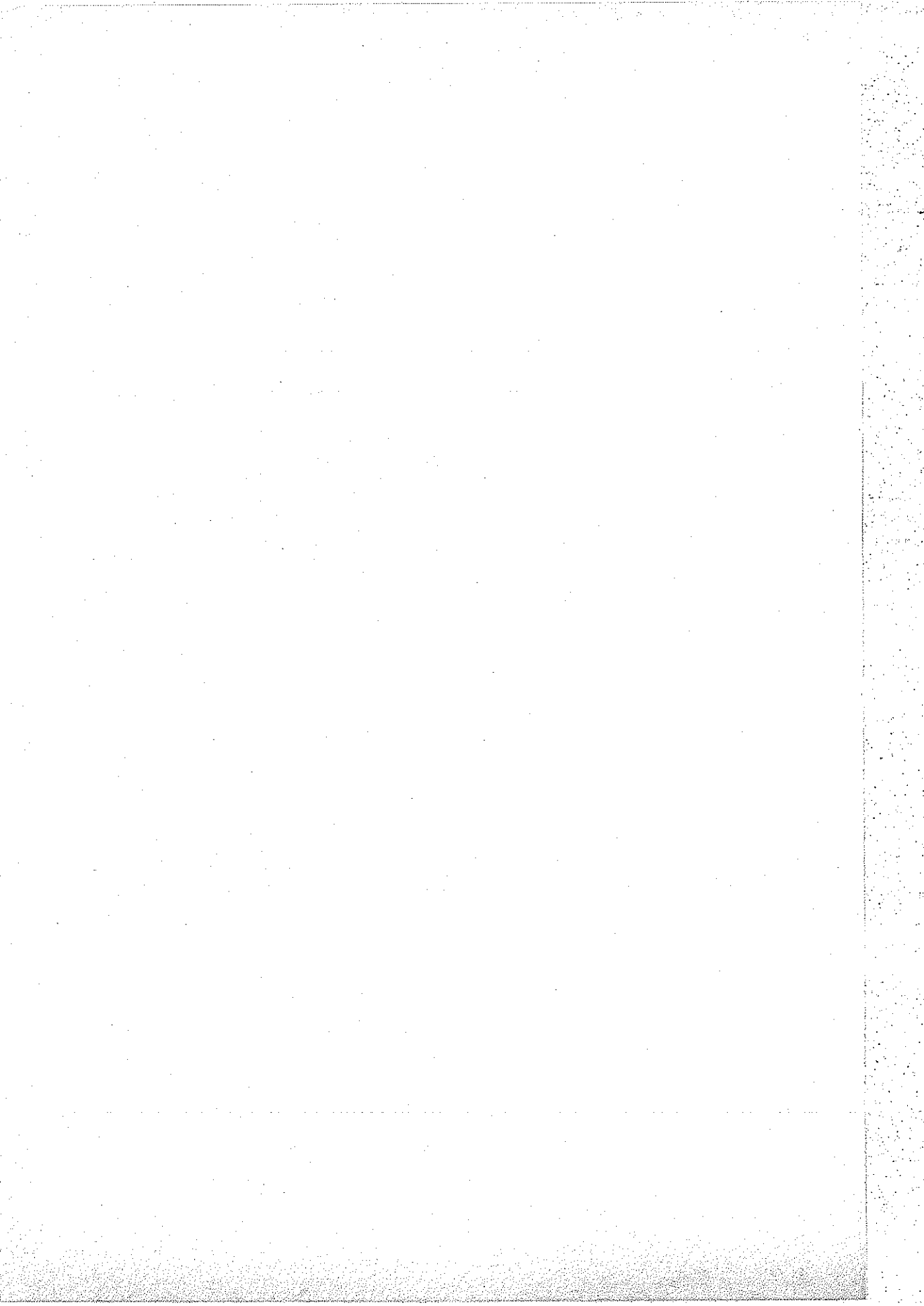
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよりに決めます。22日は午前10時御参集願います。

それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間まことに御苦勞さんでございました。

（午後4時35分散会）

第 5 日



昭和51年10月22日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 26名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 寺田 茂君 | 16. 木下 甲子三君 |
| 2. 天堀 博君 | 17. 冒山 敏治君 |
| 3. 橋本 佳行君 | 18. 池辺 秀夫君 |
| 5. 仁井 明君 | 19. 貝淵 博治君 |
| 6. 大谷 昌幸君 | 20. 田中 包治君 |
| 7. 金沢 勝君 | 21. 直村 静二君 |
| 8. 成田 秀益君 | 22. 勝部 津喜枝君 |
| 9. 松下 定君 | 23. 三井 正光君 |
| 10. 山口 義一君 | 25. 竹内 修一君 |
| 11. 上代 卯之松君 | 26. 柳瀬 美樹君 |
| 12. 藤原 要馬君 | 27. 竹下 義章君 |
| 13. 赤阪 和見君 | 28. 坂上 国治君 |
| 15. 横田 憲治郎君 | 29. 藤原 利一君 |

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池田 忠雄	財務部次長	門林 六男
助 役	坂口 礼之助	財政課長	麻生 和義
収入 役	橋本 炳	同和対策部長	佐原 行雄
市長公室長	西川 喜久	同和対策部次長兼 総合調整課長	生田 稔
市長公室次長 兼秘書課長	杉本 弘文	市民部長	内田 繁
広報広報課長	竹田 明郎	市民部理事	吉岡 昭男
財務部長	宇沢 清	市民部次長兼福祉 事務所長、保育課長	中西 淳富

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫
産 業 衛 生 部 次 長	岩 井 益 一	用 地 担 当 理 事 兼 土 地 開 発 公 社 局 長	西 川 武 雄
市 参 与 兼 建 設 部 長 事 務 取 扱	中 塚 白	用 地 担 当 (部 次 長 級) 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫
建 設 部 次 長	森 保	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	教 育 長	葛 城 宗 一
改 良 事 業 部 次 長	逢 野 一 郎	市 参 与 兼 教 育 次 長	阪 東 重 信
重 要 施 策 推 進 室 長	小 林 一 三	指 導 部 長	乾 武 俊
重 要 施 策 推 進 室 次 長	富 田 宏 之	管 理 部 長	広 岡 史 郎
病 院 長 代 行	岩 見 洋	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	藤 原 光 夫	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	青 木 孝 之
水 道 部 長	田 中 稔	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
水 道 部 次 長 (事 務 担 当)	高 橋 新 平	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
水 道 部 次 長 (技 術 担 当)	福 本 喬 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 忠 彦
消 防 長	和 田 増 義		

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和51年第3回定例会議事日程

(10月22日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	

(午後2時45分開会)

- 臨時議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。皆様方には何かと御繁忙のところ御出席をくださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席の届けはございませんので、その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、23名でございます。ただいま2名御出席でございますので、25名でございます。
- 臨時議長(藤原利一君) ただいまの報告どおり、出席議員数25名をもちまして議会は成

立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 臨時議長（藤原利一君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、午前中より各会派におきまして調整を重ねていただいておりますが、いまだ選挙するに至っておりませんので、本日はこれにて散会いたしたいと存じます。

なお、23日、24日を休会いたしまして、25日午前10時に開会して、開会と同時に議長選挙を行いたいと思っておりますので、格段の御協力をお願いいたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

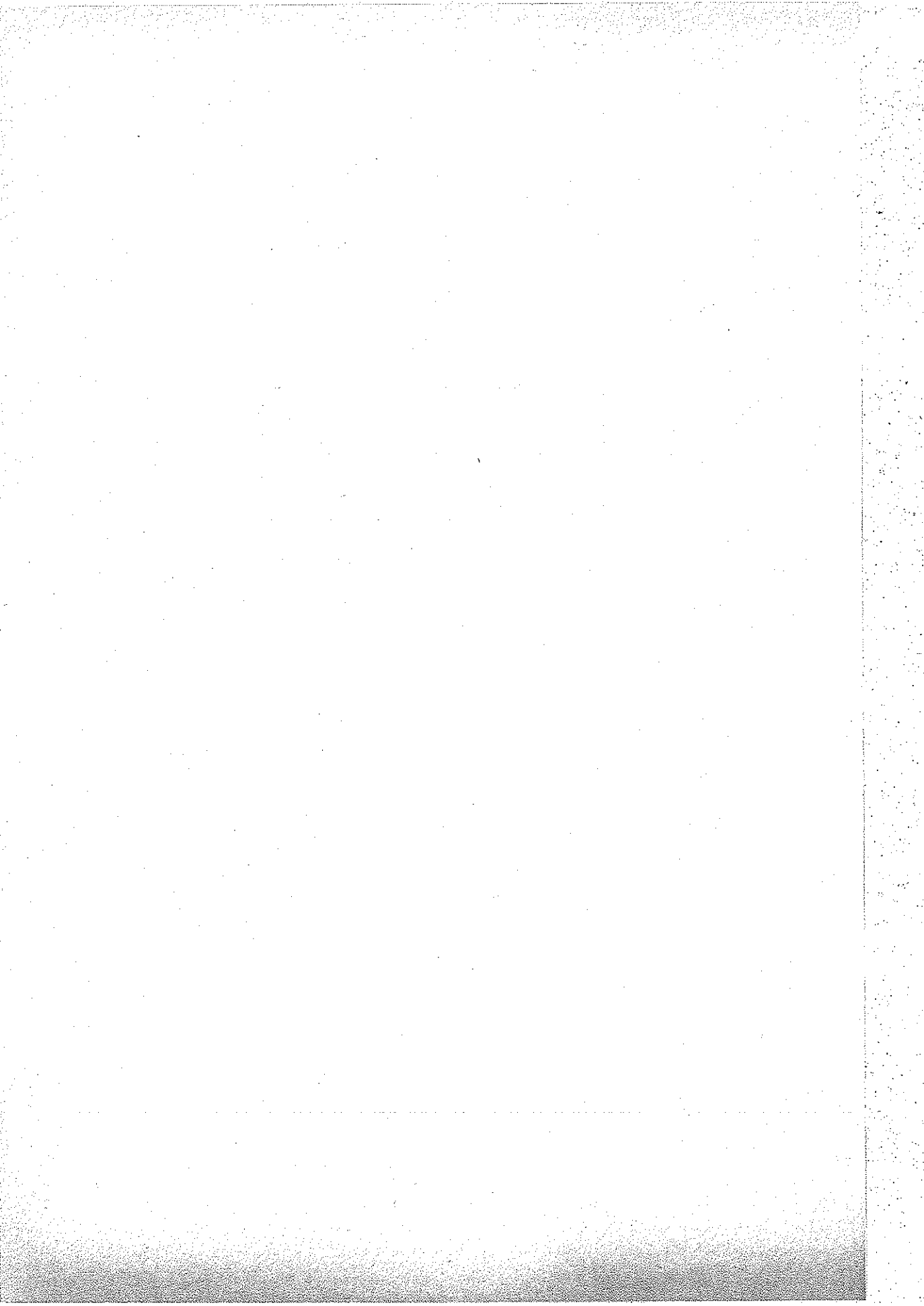
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

（午後2時48分散会）

第 6 日



昭和51年10月25日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員26名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 寺田 茂 君 | 16. 木下 甲子三 君 |
| 2. 天堀 博 君 | 17. 富山 敏治 君 |
| 3. 橋本 佳行 君 | 18. 池辺 秀夫 君 |
| 5. 仁井 明 君 | 19. 貝淵 博治 君 |
| 6. 大谷 昌幸 君 | 20. 田中 包治 君 |
| 7. 金沢 勝 君 | 21. 直村 静二 君 |
| 8. 成田 秀益 君 | 22. 勝部 津喜枝 君 |
| 9. 松下 定 君 | 23. 三井 正光 君 |
| 10. 山口 義一 君 | 25. 竹内 修一 君 |
| 11. 上代 卯之松 君 | 26. 柳 瀬 美樹 君 |
| 12. 藤原 要馬 君 | 27. 竹下 義章 君 |
| 13. 赤阪 和見 君 | 28. 坂上 国治 君 |
| 15. 横田 憲治郎 君 | 29. 藤原 利一 君 |

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	財務部次長	門林 六男
助 役	坂口 礼之助	財政課長	麻生 和義
収入 役	橋本 炳	同和对策部長	佐原 行雄
市長公室長	西川 喜久	同和对策部次長兼 総合調整課長	生田 稔
市長公室次長 兼秘書課長	杉本 弘文	市民部長	内田 繁
広報広報課長	竹田 明郎	市民部理事	吉岡 昭男
財務部長	宇沢 清	市民部次長兼福祉 事務所長、保育課長	中西 淳富

職名	氏名	職名	氏名
産業衛生部長	山本俊兼	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
産業衛生部次長	岩井益一	用地担当理事兼土地開発公社局長	西川武雄
市参与兼建設部長事務取扱	中塚白	用地担当(部次長級)兼土地開発公社事務局次長	橋本昭夫
建設部次長	森保	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	林徳次	教育長	葛城宗一
改良事業部次長	逢野一郎	市参与兼教育次長	阪東信
重要施策推進室長	小林一三	指導部長	乾武俊
重要施策推進室次長	富田宏之	管理部長	広岡史郎
病院長代行	岩見洋	管理部次長	松村吉堯
病院事務局長	平野誠蔵	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局長次長兼庶務課長	藤原光夫	選挙管理委員会会長	青木孝之
水道部長	田中稔	監査委員	西口喜一郎
水道部次長(事務担当)	高橋新平	監査事務局局長兼公平委員会事務局長	山本亮夫
水道部次長(技術担当)	福本喬久	農業委員会事務局長	杉本忠彦
消防長	和田増義		

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和51年第3回定例会議事日程

(10月25日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	
2	副議長選挙について	
3	常任委員会委員の選任について	
4	議会運営委員会委員の選任について	
5	交通公害対策委員会の設置並びに委員選任について	
6	開発事業対策委員会の設置並びに委員選任について	
7	第2阪和国道対策委員会の設置並びに委員選任について	
8	同和対策特別委員会の設置並びに委員選任について	
9	公園墓地設置委員会の設置並びに委員選任について	
10	関西新国際空港対策特別委員会の設置並びに委員選任について	
11	市立病院建設特別委員会の設置並びに委員選任について	

日 程	件 名	摘 要
1 2	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	
1 3	泉北水道企業団議会議員の選挙について	

○

(午前 11 時 29 分開議)

- 臨時議長(藤原利一君) 皆さんおはようございます。大変長らくお待たせいたしました。皆さん方には公私何かと御繁忙のところ御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。
現在、26名全員御出席でございます。
- 臨時議長(藤原利一君) ただいまの報告どおり、出席議員数26名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 臨時議長(藤原利一君) それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法をいかにして行いますか、お伺いいたします。

- 18番(池辺秀夫君) 通例の選挙方法によりまして、無記名投票ということをお願いしたいと思います。
- 臨時議長(藤原利一君) ただいま池辺議員さんから無記名投票の選挙ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は 26 名であります。

この際、お諮りいたします。開票立会人を柳瀬美樹議員、仁井明議員にお願いいたします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れはないものと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。それでは、局長の点呼に応じて順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の柳瀬議員さん、仁井議員さんお願いいたします。

(開票)

開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

投票総数 26 票、有効投票 22 票、無効投票 4 票、有効投票中坂上国治議員さん 20 票、直村静二議員さん 1 票、藤原要馬議員さん 1 票、でございます。

以上でございます。

- 臨時議長(藤原利一君) ただいまの報告とおりであります。この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって坂上国治君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました坂上国治君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による告知をいたします。

議長のあいさつをお願いします。

- 12番(藤原要馬君) 発言を求めます。一応、新議長ができるまで臨時議長で投票したので、一応、新聞に公表してもらいと困ると思います。私の1票ぐらいの投票、自分が投じたように世間にかっこう悪いと思います。
- 臨時議長(藤原利一君) 坂上さん、ごあいさつをお願いいたします。
- 27番(竹下義章君) いま藤原要馬さんのほうから新聞報道をしてもらったら困るという話がありましたが、その結論の返事をもらってません。投票して、明らかに1票あったわけでしょう。そうすれば、発表しないということになれば、白票が無効にするのか。その辺の取り扱いはどうされますか。議場で明らかに公表されてるから、あいさつがすんだらしまい、僕のほうも心配なんです。これからの例がありますからね。
- 市会事務局長(北野丈夫君) 白票が3票、無効が1票、この4票は無効になるわけです。
- 27番(竹下義章君) 藤原要馬というのが1票、直村というのが1票あったが、これは無効にならない、有効でしょう。そうなれば、新聞に出してもらったら困るという発言があったが、その取り扱いはどうするのかと聞いている。もう一つ、はっきりしてもらいたいのは、今度だけで議長選挙が終わりでない。来年もずっとある。その辺にも関連しますから、大事なことですからね。
- 12番(藤原要馬君) こんな1票ぐらい入れられたら私の人格にかかわるわけです。わし自分が自分に投じたように世間で思われる。非常に迷惑をこうむる。何か意図があってやればいいが、何もないのにそういうことを書いてもらったら本当にありがた迷惑です。新聞に公表されて、「何や、藤原が議長選で1票しかないやないか」と言われる。このたびは発表するとしても、今後は議員の皆さんが十分これを考慮に入れてもらいたいから私は言うてる。私はやるんやったら堂々と名前挙げてやります。しかし、私は最初から絶対やらんと言ってる。今後、議員の皆さんもこういうことをしないような形をとってもらいたいから、そこらを十分考慮に入れてもらいたいと言っておきます。
- 5番(仁井 明君) 私も過去にそういう新聞を現実に見ております。2票しか投票してないのも堂々と新聞に載っておりますので、やはり藤原議員さんが言われるように自分の人格にかかわりますので、私もそういう投票をされれば議員としての肩書もございますので、そういうことがないように、ひとつこの場ではっきりと公表するのか、しないのかの返事を藤原臨時

議長さんの間ではっきりしてもらいたいと思います。

- 20番(田中包治君) 選挙は、公表するのがたてまえです。衆議院でもそうですが、やはり1票であっても発表してるわけです。書かれた人は非常に不満であるけれども、こういうことがあっては困るけれども、やはりこれは公表すべきが筋であって、議長選挙がうやむやの中で終わったということが、第三者あるいは市民にわかるだろうと思いますから、やはりこれは公表することにし、後の問題についてはお互いに反省する。これを公表しなかったら、議会制民主主義の公開の原則等の問題がからんで不法になるから発表すべきだと思います。新聞が書こうが、書こうまいがは別として、そうしないと、議事録をとる方法がないでしょう。議事録を秘密にして公開しないということになるから、そういう方向で処理するほうが正しいと思います。
- 12番(藤原要馬君) 私は当選した議長に公表したらいかんと言っていない。私は個人的なことを言いた。公のことは教えてもらわなくてもよくわかってる。しかし、迷惑をこうむるのはこっちなんです。世間の口には戸を立てられない。何を言われるかわからない。迷惑をこうむるから私は言うてる。自分に関係がないからどんなことでも言えるが、おのれの身になってみるというんです。自分が入れたんなら得心がいくが、自分が入れてないから、それは困ると言うてる。先ほどから言うてるように、公表するんだったら、今後、こういうことのないようにしてもらいたい。犠牲になるのは私1人で結構です。前にも副議長のときにこういうことをやられた。何と言われても、一人一人に言いわけは聞かれぬ。今後、人に迷惑をかけないように、入れないんだったら白票ではっきりしなさい。今後、こういうことのないようにここで決めてください。
- 25番(竹内修一君) 今回の結果からかんがみて、候補者を立てて選挙に臨みますから、候補者以外に入ったものは無効票にし、白票と三種類にしてはどうですか、公表を原則として。
- 17番(富山敏治君) 先ほどから公表するとか、せんとか言ってますが、この本会議は公開なんです。たまたま傍聴人が来てないだけのことであって、明らかに公開されてる。ただ、藤原さんがおっしゃるのは、これを新聞に云々と言っておられる。この本会議の席上で仁井さんがおっしゃるように、公表するか、しないかを定める云々ということ自体、間違いであり、ナンセンスだ。したがって、藤原さんがおっしゃるように、今後、こういうことのないようにという取り決めは結構かと思えます。したがって、公表するとか、しないかを論議すること自体、私はナンセンスだと思いますので、議事進行を諮っていただきたいと思えます。
- 5番(仁井明君) いま富山さんが言われましたが、先ほどから議論してるのが、直村議員さん1票、藤原要馬さん1票のやつを白票と同様にするのか、せんのか、その返事をしていた

だきたいと言ってるわけです。

- 19番(貝淵博治君) そんなもん、公表するとか、せんとか論議するのはやばです。局長、しっかりせよ。鋭意配慮するということであんやないか 事務局の段階で。臨時議長を余りいじめたらいかん。
- 12番(藤原要馬君) 鋭意では困る。この席上で今後はそういうことをしないということをはっきりしてください。
- 臨時議長(藤原利一君) 私も臨時議長でございますし、こういう件につきましては非常に微力でございますので、局長よりはっきりと報告させていただきますので、御了承賜りたいと思います。
- 市会事務局長(北野丈夫君) お答えいたします。
この本会議場は公開の場でございますので、さよう言われましても事務局としても困るわけなんです。今後におきまして、皆様方の申し合わせの中でお決め願いたい、かように思います。
- 臨時議長(藤原利一君) 以上でございますので、よろしゅうございますか。
(「了解」と呼ぶ者あり)
それでは、坂上国治議員さんからごあいさつをお願いいたします。

(新議長あいさつ)

- 議長(坂上国治君) (拍手)
お許しをいただきまして、議員の皆様方に一言、御礼かたがたごあいさつを申し上げます。
このたびの市会の改選に伴います役員選挙に際しましては、議員の皆様方の御推挙をいただきまして、不肖私、議長に選んでいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。
いろいろと考えますところ、今後、浅学非才の私でございまして、議会運営も不慣れな上に皆様方にいろいろと御迷惑をかけることが多いと思いますが、私なりに12万市民のために、和泉市の発展のために一生懸命がんばる所存でございますので、皆様方の御協力、御支援をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、御礼かたがたごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。
(拍手)
- 臨時議長(藤原利一君) 以上をもちまして私の任務が終わりました。つきましては、私、不慣れのため皆様方に御迷惑をかけましたが、皆様方の御協力によりまして無事職務を終わらせていただきました。厚く御礼申し上げます。

坂上議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席、議長着席)

- 議長(坂上国治君) 先ほどあいさつ申し上げましたとおり、よろしくお願いを申し上げます。

-
- 議長(坂上国治君) それでは、引き続き日程審議を行います。日程第2「副議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法について、いかがいたしたらよいでしょうか。

- 15番(横田憲治郎君) 選挙の方法は議長選と同じく、無記名投票でお願いしたいと思えますけれども、正午でございますので休憩をしていただきまして、再開時間を決めておいて休憩に入っていただきたいと思えます。

- 議長(坂上国治君) ちょうどお昼でございますので、暫時休憩いたしまして、午後1時から議会を継続いたしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

(午後12時4分休憩)

(午後1時46分再開)

- 議長(坂上国治君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長選挙について、いかが取り計らいしてよろしいか、お伺いいたします。

- 7番(金沢勝君) 通例の方法によりまして、議長選に準じてやっていただきたいと思えます。

- 議長(坂上国治君) それでは、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名でございます。

お諮りいたします。開票立会人を富山敏治議員と大谷昌幸議員にお願いいたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。それでは、局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。畠山議員さんと大谷議員さん、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

開票が終わりました。開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告いたします。

投票総数26票、これは出席議員数と合致しております。有効投票25票、無効投票1票、有効投票中木下甲子三議員20票、直村静二議員4票、横田憲治郎議員1票でございます。

○ 議長(坂上国治君) ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は7票であります。よって木下君が副議長に当選せられました。

以上で副議長選挙が終わりました。議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま副議長に当選されました木下君が議長におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。

副議長のあいさつをお願いいたします。

(新副議長あいさつ)

○ 副議長(木下甲子三君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

このたびの役員選挙におきまして、私のようなものを副議長として御推挙くださいましたことを心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

何を申し上げましても、お見かけどおりの山猿でございます。議会運営につきましては、議長さんの足手まといになるかと存じますが、私なりに一生懸命補佐の役目を務めさせていただきたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどを心からお願い申し上げます、簡単でございますが、御礼とごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

-
- 議長(坂上国治君) それでは、引き続き日程審議を行います。日程第3及び日程第4を一括議題といたします。

お諮りいたします。委員の選任につきましては後刻、議員総会において調整の上選任いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決めます。

-
- 議長(坂上国治君) 次に、日程第5より日程第11までを一括議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、前期に引き続き特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、議会閉会中においても継続審査及び調査を行うことにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。よって各特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会中の継続審査及び調査することに決しました。

なお、委員の選任につきましては後刻、調整の上選任いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、そのように決めます。

-
- 議長(坂上国治君) 次に、日程第12及び日程第13を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましても後刻、調整の上選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、そのように決めます。

それでは、ここで暫時休憩いたしまして、委員会室において議員総会に切りかえ、各議員の役割をお決め願いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時5分休憩)

(午後4時37分再開)

- 議長(坂上国治君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。本日、議事の都合により時間延長をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、時間延長することに決しました。

各議員の選任につきましては、先刻来の議員総会におきまして種々御検討願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より選任及び推選させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

朗読いたします。敬称は略させていただきます。

泉北環境整備施設組合議会議員に橋本佳行、金沢 勝、富山敏治、貝淵博治、竹下義章
次に泉北水道企業団議会議員に、仁井 明、上代卯之松、田中包治、直村静二、竹内修一、
以上です。

- 議長(坂上国治君) ただいまの朗読どおり選任及び推選することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、朗読どおり選任及び推選することに決めます。常任委員さん並びに特別委員さん、出先機関の各議員さんがそれぞれ決まりました。各委員さん、議員さんは御苦労ですが、今後ともよろしくお願いをいたします。

ここで常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、この際、局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

朗読いたします。敬称は略させていただきます。

総務委員会委員長	成田 秀益
副委員長	直村 静二
厚生文教委員会委員長	金 沢 勝
副委員長	勝部 津喜枝
建設水道委員会委員長	藤 原 要馬
副委員長	上代 卯之松
産業衛生病院委員会 委員長	池 辺 秀夫
副委員長	竹 内 修一

以上です。

- 議長(坂上国治君) この際、各常任委員長さん並びに副委員長さんのごあいさつをお願いいたします。

(正副委員長代表あいさつ)

- 総務委員長(成田秀益君) 先ほど来、いろいろと皆様方の御支持によりまして、われわれ、各常任委員会の委員長並びに副委員長に選任されたのでございますが、何分われわれのような者を選任していただき大変光栄に思っておりますが、皆様方の御期待に沿うべく一生懸命やりたいと思っておりますが、皆様方の御理解と御後援のほどをよろしくお願いいたしまして、各正副委員長さんを代表いたしましてごあいさつさせていただきました。どうもありがとうございました。(拍手)
- 議長(坂上国治君) 各正副委員長さんのあいさつが終わりました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

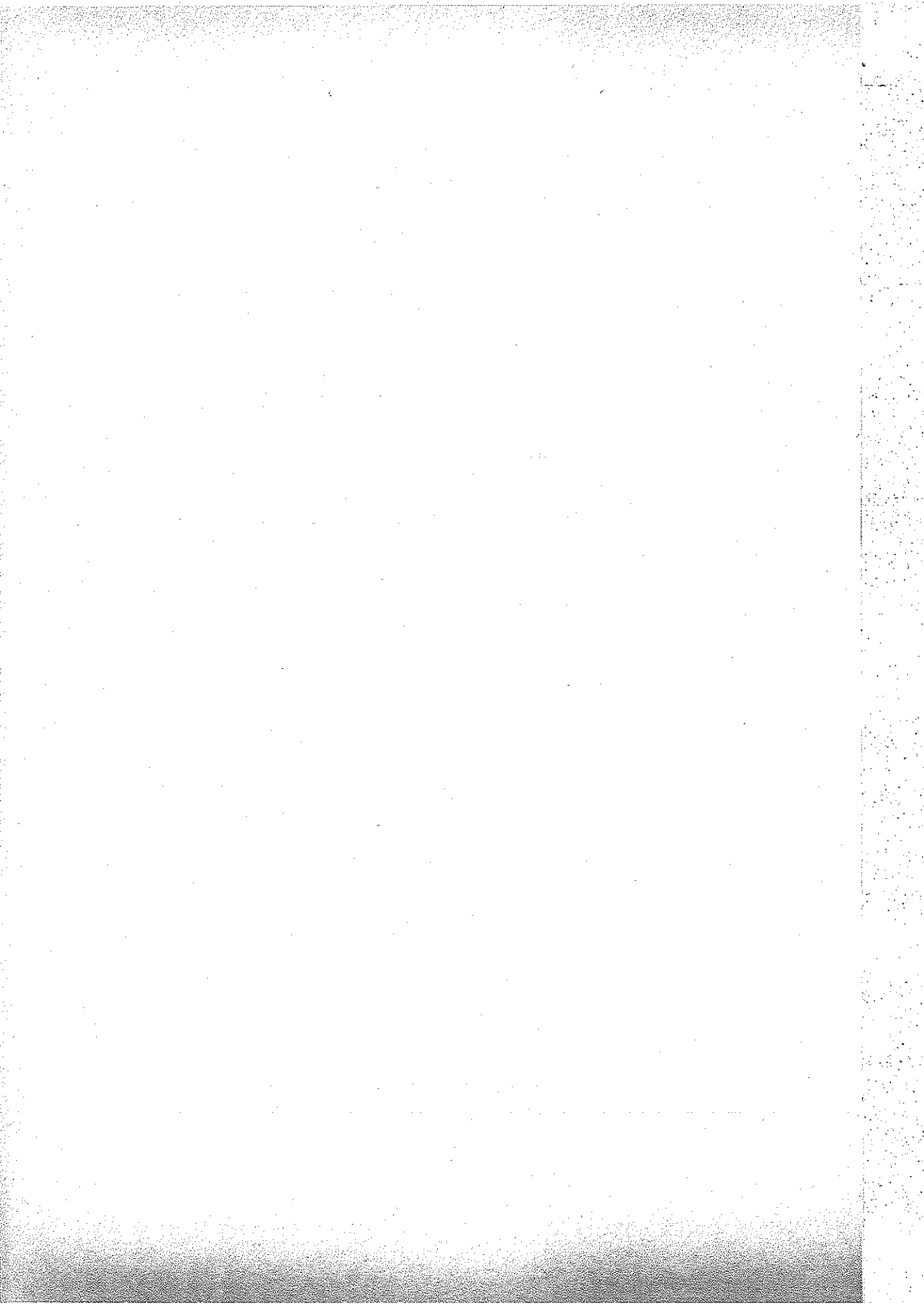
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日は午前10時開会いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(午後4時47分散会)

○

第 7 日



昭和51年10月26日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員25名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 寺田 茂 君 | 16. 木下 甲子三 君 |
| 2. 天堀 博 君 | 17. 富山 敏治 君 |
| 3. 橋本 佳行 君 | 18. 池辺 秀夫 君 |
| 5. 仁井 明 君 | 19. 貝淵 博治 君 |
| 6. 大谷 昌幸 君 | 20. 田中 包治 君 |
| 7. 金沢 勝 君 | 21. 直村 静二 君 |
| 8. 成田 秀益 君 | 22. 勝部 津喜枝 君 |
| 9. 松下 定 君 | 23. 三井 正光 君 |
| 10. 山口 義一 君 | 25. 竹内 修一 君 |
| 11. 上代 卯之松 君 | 26. 柳瀬 美樹 君 |
| 12. 藤原 要馬 君 | 28. 坂上 国治 君 |
| 13. 赤阪 和見 君 | 29. 藤原 利一 君 |
| 15. 横田 憲治郎 君 | |

(欠席議員1名)

27. 竹下 義章 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	広報 広報課長	竹田 明郎
助 役	坂口 礼之助	財 務 部 長	宇沢 清
収 入 役	橋本 炳	財 務 部 次 長	門林 六男
市 長 公 室 長	西川 喜久	財 政 課 長	麻生 和義
市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 課 長	杉本 弘文	同 和 対 策 部 長	佐原 行雄

職 名	氏 名	職 名	氏 名
同和对策部次長 兼総合調整課長	生 田 稔	水道部次長(技術担当)	福 本 喬 久
市 民 部 長	内 田 繁	消 防 長	和 田 増 義
市 民 部 理 事	吉 岡 昭 男	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫
市民部次長兼福祉 事務所長保育課長	中 西 淳 富	用 地 担 当 理 事 兼 土 地 開 発 公 社 局 長	西 川 武 雄
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	用 地 担 当 (部 次 長 級) 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫
産 業 衛 生 部 次 長	岩 井 益 一	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
市 参 与 兼 建 設 部 長 事 務 取 扱	中 塚 白	教 育 長	葛 城 宗 一
建 設 部 次 長	森 保	市 参 与 兼 教 育 次 長	阪 東 重 信
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	指 導 部 長	乾 武 俊
改 良 事 業 部 次 長	逢 野 一 郎	管 理 部 長	広 岡 史 郎
重 要 施 策 推 進 室 長	小 林 一 三	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
重 要 施 策 推 進 室 次 長	富 田 宏 之	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
病 院 長 代 行	岩 見 洋	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	青 木 孝 之
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	藤 原 光 夫	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
水 道 部 長	田 中 稔	農 業 委 員 会 事 務 局 長	杉 本 忠 彦
水道部次長(事務担当)	高 橋 新 平		

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	逢野博之
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

○

(午後1時8分開議)

- 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には公私何かと御繁忙のところ連日御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

本日午前10時に招集いたしておきながら、急拠、議会運営委員会を開く用件がございまして開会がおくれ、皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは23名でございます。遅刻、欠席の届け出はございませんので、その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、23名でございます。
- 議長(坂上国治君) ただいまの報告どおり、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(坂上国治君) それでは、これより一般質問に入ります。まず、最初に22番、勝部津喜枝君。

○ 2番(勝部津喜枝君) 御報告申し上げました順序に基づきまして一般質問を行います。

第1番目に、現在の児童を取り巻く社会環境は著しく悪化しております中で、児童遊園など地域の児童対策が重要な施策として充実、改善が急がれております。本市の次代を担う子供たちに健全な遊び場所を与えるための行政の熱意ある姿勢が強く望まれるところでございます。本市には、市民有志の声によるいわゆるちびっ子広場という児童遊園がございしますが、これらの維持管理の状況と市予算措置などの状況をまずお聞かせ願いたいと思います。

次に、憲法と教育基本法は、国民主権、平和民主主義、人間の尊厳と権利の擁護を基本として、教育においては教育を受ける国民の権利を保障し、教育の機会均等、教育の自主性と行政の果たすべき役割、任務を明確にうたっております。

また、教育基本法にのっとりつくられた社会教育法は、国民があらゆる機会、あらゆる場所を通して文化的教養を高めることを社会教育の内容として、そのための条件の整備が行政の役割として明確に規定され、住民参加によることもあわせて規定されております。

そこでまず第1点、現在、12万和泉市民にとって図書館の必要性は言うまでもございません。国、府もその必要性を認めておると聞いております。現池田市長の選挙公約であったことも私は記憶いたしております。建設のための現在の進捗状況などを御報告いただきたいと思っております。また、あわせて現在、自動車文庫等非常に市民の皆さんにも喜ばれ、利用状況など高いと聞いておりますが、これらの図書館活動の現況と今後の方向、教育委員会の方針などをお聞かせ願いたいと思います。

第2点として現在、鶴山台北小学校で建設中の校舎は何教室で、将来収容される児童数がいかに多いか。また、今後の児童数の増加などによってどのように見越しての建設なのかをお聞かせ願いたいと思います。あわせて、南小学校の状況なども同時に聞かせたいと思います。また当面、来年度の入学にあわせて校区編成が必要かと思っておりますが、その点についての準備などどのような方向で進めておられるのでしょうか。また現在、この両校区の問題におきまして、本市の教育行政の中で学校教育をよりよい効果的なものにするための学級数並びに児童数など、適正規模などについての教育委員会のお考えを明らかにしていただきたいと思っております。

次に近年、幼児教育などの必要性とその要望は著しく高まっております。とりわけ、人口急増地における状況は財政難などあるとはいえ、市政への大きな不満の一つにもなっておりまして。これまで各交渉、また議会の状況におきましても、一般論的な、抽象的な一校区一幼稚園建設のうたい文句がなされておりますが、そのことが多くの困難があるとはいえ、市民への責任ある態度としての逃げ道になり、私は今議会においてぜひこれらの問題の具体的な年次計

画などを市民の前に明らかにし、誠意ある教育委員会の姿勢を示すべきではないかと考えております。信太・鶴山台校区等における公立幼稚園建設の強い要望、また必要性に迫られている点での教育委員会の方向などをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、泉大津、忠岡に係る飛び地の早期解消が強く要望されております。義務教育など一部行政協定が結ばれておるとはいえ、多くの問題、多くの不満、多くの不便をかけておることも事実でございます。関係委員会の再開など、早期解消への取り組みが強く望まれるのではないかと思います。これらの件についての担当部局の進捗状況などを具体的にお知らせいただきたいと思います。

以上、答弁はぜひとも具体的でわかりやすくお願いしたいと思います。また、財政難などを理由に無責任な答弁では納得できかねるのであります。再質問の権利を留保して質問を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（内田繁君） それでは、私の方の所管に属する、いわゆるちびっ子広場の整備、維持管理についてのお尋ねだと思いますので、お答えしたいと思います。

まず、ちびっ子広場の整備状況でございますが、御存じのとおり、市の現在の基本的要件でございます各地域の町内会あるいは自治会等の所有されてる用地、宮さんとかお寺とかの用地を無償でお借りし、そこへわれわれの方から遊具を取りつけていくわけでございます。現在、私の方でそういう土地を借って遊具を配置しているのが61箇所ございます。そういうふうに現在、進めておるわけでございますが、おっしゃるとおり、なかなか思いうように整備を推進していくことは、財政事情等は聞かないとおっしゃっておられましたが、市の財政事情もふまえながら鋭意努力して整備にかかってまいりたい、かように考えるわけでございます。

それから、維持管理につきましては、現在、各町会等に清掃費として僅少でございますがお渡しいたしまして、一応の管理をお願いしておるわけでございます。遊具等の修理につきましては、私の方の担当係が巡回し、点検修理を行っている現状でございます。今後もさらに徹底してまいりたい、かように考えるわけでございます。

なお、修理費については、現予算では80万円でございます。

以上でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 教委管理部長（広岡史郎君） 図書館の建設等、図書活動の御質問にお答え申し上げます。

社会教育施設の条件整備を図りつつ、図書館の建設について常々、議会で皆様方の御指摘なり、御懇篤なる御督促を受けてる状態でございます。広く市民が読書を通じて文化向上に資す

る最も望ましい状態でございます。和泉市12万都市におきまして、常々、図書館建設について教育委員会の方でも一定の構想を持っております。建設に当たっては、当然、国、府等々の財源の裏づけも必要といたします。相当起債あるいは一般財源に頼ることも多うございまして、わずかの補助金でも取りつけ等に今後取り組んでまいりたいと思っております。

一方、自動車文庫でございますが、皆様方市民多数の要望によりまして現在、20カ所回っております。これは49年12月より実施してまいりました。御承知のように、和泉市は広範な地域にわたりますので、サービスを兼ねて巡回文庫を実施している状態でございます。一駐車場に毎月2回参りまして、成人用図書千冊、児童用図書7百冊を積載し、運営しております。現在、これに要する図書は6千冊ほどしか収容しておりませんけれども、年間延べ2千冊程度で運営しております。そして各20カ所の駐車場に会員さん2,395名の方が加入しております。現状でも府の図書館から巡回バスを一部巡回していただいております。それは鶴山台1、2、3と聖ヶ丘の1カ所、合計四カ所、府の図書館巡回事業にも依存している状態でございます。これも漸次充実し、なお市民の皆さん方の御期待に沿いたいと思っております。府の補助金等の取りつけが得られれば、51年度中にもう1台の購入を図りたい、かように思っております。

続いて、鶴山台南北小学校の校区問題でございます。御承知のように、鶴山台南小学校は昭和46年10月、児童31名で発足いたしました。本年5月1日の教育統計によると、児童数は、鶴山台南小学校で29学級の1,163名、鶴山台北小学校では14学級の433名でございます。

当初、住宅公団の開発に伴って種々協議し、以後、校区の再編成もあり得るといふ暫定的な措置の中で、鶴山台南小学校を発足させたのであります。引き続き北小学校の建設を見ました。現在のアンバランスな状態の中で、当然、校区の再編成を必要といたします。現在、鶴山台北小学校で12教室、特別教室3教室の15教室を建設しております。これらの校区の再編成につきましては、いずれ議会皆さん方をお願いを申し上げて適正就学審議会を設置いたしまして、地域住民の御意見、御意向を聞きながら校区の再編成に取り組みたいと思っております。

次に公立幼稚園の建設でございます。これは御承知のように、昭和47年度から、本市においては1小学校区1幼稚園建設という基本的な計画を立てて取り組んでおります。文部省では、中央教育審議会の答申の趣旨に従いまして幼稚園教育の振興を図るため、昭和47年度を初年度として幼稚園教育振興計画を策定しております。昭和56年度までに入園を希望する4才児及び5才児のすべてを収容する形の中で幼稚園整備を図ることになっております。本市もこれを軸といたしまして、これに取り組んでまいっているわけでございます。

幼稚園建設に当たりましては当然、地域内の私立の幼稚園との競合を勘案しつつ、その中で調整して公立幼稚園設置を図っていきたくて思っております。過去4年間に4幼稚園の設置を見ました。これは山間部で保育園の依存度が高い、また、私立幼稚園建設のない地区から建設してまいりました。今後の計画といたしましても、一校区一幼稚園の建設を促進する中で、私立幼稚園との競合及び私立幼稚園の建設状況、保育園状況等も勘案して十分これに対処していきたい。ただいまの時点で来年度どうだということは、まだ十分煮え詰めをしていない状態でございますので、御賢察願いたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 市長公室長（西川喜久君） 飛び地の問題につきまして、私からお答え申し上げます。

飛び地の現況なり、行政協定の内容につきましては、議員さんは当時より境界適正化協議会の委員をしていただいておった関係から内容は御承知だと思いますので、説明は省かせていただきますが、経過と今後の考え方について御説明申し上げます。

昭和46年には両市で共同の飛び地実態調査を行っておりまして、47年には両市のトップ会談を開き、これを前向きに合意がなされ、両市の市議会においてお願いいたしましたように、和泉市、泉大津市行政境界適正化協議会を発足していただきまして、47年10月に第1回の合同会議を持たれたものでございます。

すでに御承知と思いますが、境界適正化に対する三つの基本的な考え方を御説明申し上げたものでございます。その一つには、第二阪和国道で措置を行う。その二つ目は、道路とか水路等の将来においても変わらない公共施設物で境界線を引いていく。三つ目は、いわゆる飛び地だけを解消する——、このようなごく大まかな考え方を説明申し上げたものでございます。

その後、両市合同の協議会は持たれておらない実情でございますが、両市の理事者間でいろいろの話し合いを行っていたものでございますが、第二阪和の区画整理に与える問題点、これは泉大津の問題でございますが、また、余りにも飛び地面積の開き過ぎる問題とか、いろいろな問題がございまして、相当回を重ねて調査を行ってまいったものでございますが、両市の理事者間ですら、一定の合意が得られなかったことは事実でございます。

その後、市長改選後におきまして、51年2月にこの問題について両市のトップ会談を行い、二つの基本的な合意を得てございます。第一点目は、両市の行政境界の変更については、両市長として積極的に取り組んでいく。二つ目は、住民意識を尊重してやっていく、という基本的な合意を見ているものでございます。

そしてその会談後、51年6月には、関係住民の境界変更に対する考え方の調査も行ってご

ございます。

これがいままでの経過でございます。

今後の進め方を申し上げますと、わが市といたしましては、境界変更の基本的な態度というが、姿勢について申し上げますと、まず第一点は、部分的な境界変更は望ましくないと考えております。大きく分けて4つの地域、すなわち助松団地とその周辺、池上、南曾根付近、和泉工業高校の西側、豊中28番地付近のそれぞれを少なくとも同一の考え方で対処していくべきであると考えております。

二つ目は、やはりその地域の住民の意志を十分尊重してやっていく。

三つ目は、大局的な観点からやっていく。できるだけ領土意識を排除して大きな観点からやっていく。

このような基本的な考えを持っておるものでございます。今後、理事者間でも積極的に調整を進めてまいりますとともに、市議会で構成していただいております行政境界適正化協議会と十分協議させていただきます。今後、この問題に積極的に取り組んでいきたい、かように考えておりますので、ひとつよろしく御了解いただきたいと思っております。

○ 22番(勝部津喜枝君) まず、児童遊園整備問題で再質問させていただきます。

現在、61個所について今年度の予算が80万円、私が地元などの要望を持ってすでに6月ごろに問い合わせたところ、ぶらんこなどのさびついたところの整備等にすでに60万円使ってしまった、という担当課のお話でございました。しかし、先ほども申し上げましたように、非常に子供たちを取り巻く環境は、児童公園等の必要性を迫られております。ただ人口急増地のみでなく、古い村にも大きな自動車の無鉄砲な進入等で危ない状況に置かれております。

いま一つ、こうした61個所の児童遊園、ちびっ子広場について点検、修理工を綿密に行っていくとは言っても、保育課施設係が、保育所の点検も含めてただ一人しか配置されていないことです。私が詳しく61個所の状況を聞き合わせようとしても絶えず席にいない。こういう中で、果たしてどのように住民からの声や状況などを見て回ることができるのだろうかと思われかけです。私はここでぜひ忙しく動いておられる係の方がもう少し点検修理などが十分できるように、わずかに80万円の予算ではとてもできないと思っております。そのときにも遊具の設置、ベンチなどを要望しましたが、私などが中心になって牛乳屋さんなんかにお願いで回ってほしいと言われました。私はぜひきょうの一般質問の中でそうした状況を打ち出して、来年度の予算措置並びに必要なを生じているところから改善するための熱意あるお答えをまず聞きたいと思っております。

○ 市民部長(内田繁君) 切実なる御趣旨よくわかりました。私の方も人員の不足等について

すでに岸和田、吹田などでは図書分室制度を市の状況に応じて実現し、非常に高い教育効果を上げてると聞いております。現場の先生方からも、子供たちの教育効果を上げる上からも非常に有効だと聞かされております。本市の特殊性も加味しながら、そうした図書活動をさらに活発に進める観点から、図書館建設とあわせて図書分室制度などを今後考えていただきたい。このことを教育委員会に要望したいと思いますが、市長からお答えをいただきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

図書館の建設につきましては念願の課題でございます。十数年来、議会の皆さん方から御要望いただき、御指摘もいただいております。ただいま教育委員会の方からお答え申し上げましたとおり、すでに用地確保あるいは建設に向かっているいろいろ精査検討、あらゆる面でいたすより指示もいたしております。

こうした考えにのっとりまして、今後、財源の確保に努めてまいらなければならない現状でございます。何とか早期に財源の確保と調整を図りつつ、早期に念願の図書館建設を進めてまいりたい決意でございます。議員皆様方の御要望に一日も早くおこたえさせていただかなければならないと存じておりますので、よろしく御指導をお願い申し上げたいと存じます。

なお、分室の問題につきましては、20カ所巡回の図書カーと申しましょるか、そうしたもののとのにらみ合わせもございまして、なお教育委員会に検討させますので、御了解をいただきたいと思っております。全力を挙げて取り組ませていただきます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 早期建設に力を入れていくという確認と、図書分室につきましては、教育委員会で現状の20カ所の図書バスの運営ともにらみ合わせて検討していくというお答えを確認として取っとくということによろしいですか。

次に鶴山台南北小学校問題ですが、先ほどの御答弁の中で南北小学校の児童数の格差などをなくしていくための校区編成だという御答弁かとも思ったのですが、すでにいま建設中の団地もございまして、こうした周辺の人口増もにらみ合わせていく。ただ、当面の南小学校の格差をなくする観点だけからの取り組みでいいのかどうか。その辺のことをもう一度お聞きしたいと思っております。

あわせて、現在の子供たちの現状、非常に教育内容のむずかしくなっておる現状から、こうした子供たちのことも考えて、よりよい教育効果を上げる上からの適正規模はどのように考えておられるのか。この点についての御答弁をもう一度お願いしたいと思います。

○ 教委管理部長（広岡史郎君） お答えいたします。

適正な規模と申しますのは、小学校、中学校とも一校で約800名程度が、教育科学者の分析でございます。御指摘のように、鶴山台南北には大きなアンバランスがございます。先ほど

申し上げましたように、近く設置していただいて御審議願う適正就学審議会にもいろいろ御諮問申し上げますけれども、現状では、鶴山台南北の住民の定着状況はどうか、将来、こういう現状が続くのかどうか。また、他市の住宅公団等の学校計画の情報等も得まして、現況の2小学校でその適正規模を図っていくか、なお別途考えられることはないだろうか等々についても、あわせて現在、教育委員会では盛んにコンピューター等から児童発生状況を調査してる状況でございます。近くその数字が年次的に上がってまいりますので、その中で再度検討いたしまして、適正就学審議会設置にお願いする諮問の資料をこしらえてまいりたい。現在、盛んに作業中でございます。現段階でどうだということは即答を避けたいと思っておりますが、先ほど申し上げました3つの状況を基本線として、鶴山台南北小学校の適正化を図っていきたい、かように思うわけでございます。

- 2番（勝部津喜枝君） この件につきましては、すでに両小学校のPTA総会等の中でも論議され、また、数回にわたる教職員組合と教育委員会との交渉の中でも、具体的な数値を出しての要望が出されておると思っています。住民登録などの調査から、すでに5年後には、鶴山台南小学校が2千6百以上の生徒数になることが見込まれております。いま、団地の定着度などを調べておるといってございませけれども、いずれ出入りはあるにしても大幅な減とか、また、新しく入ってくる住民がすべて子供がいないとかいうことはございませんので、この地域にこれまで以上の大幅な子供の数がふえてくることは当然でございます。適正規模は8百名だからといっても、いまのままでは、毎年同じような校区編成を繰り返していく。すでに教職員組合との交渉の中でも、南北小学校を千5百名以上の児童数の学校にする予定だということをおられるように、適正規模をはるかに超えた小学校にしていくことを前提に、給食室の改善や教室の建て増しをやっておることは明瞭です。その点、もう一つ小学校があな地域に必要であると見込まれておるのではないかと思います。この点についての確定的な御答弁は、いま、調査していただいている状況、また、委員会や交渉の中でも明らかにしていただきますけれども、とにかくいまのままでは、毎年のように校区編成を行わなければならない。住民登録数や教育委員会自身が言われる千5百規模の小学校にするという予定の上で立っての取り計らいであることは明確だと思います。その上に立って、さしあたって来年、校区編成を行うに当たって、すでに富秋中学校のときのような教訓を踏まえて、住民と納得のいく話し合いが必要だと思います。すでにどのように校区編成を行うのか、その青写真ができてくるのかどうか。住民に示す案があるのかどうか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

- 教委管理部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

青写真等については、まだ整備いたしておりません。近く整備いたしまして、これらの状況

に取り組んでいきたいと思っております。

- 2番(勝部津喜枝君) 校区編成については、一定の教育委員会としての案を持つことは大切でもあります。私はその前にやはり住民の意向を聞く機会を持つべきではないかと思えます。父兄それぞれの立場からのいろんな意見がありますので、それをすべて掌握する形での校区編成は非常にむずかしい点がありますけれども、先立ちまして、住民父兄との話し合いの場を早急に持つべきではないかと思えます。鶴山台南小学校においては、すでに今年5月2日のPTA総会で、学校側からもふさわしい適正規模の数字が校長先生からも申されておりますし、また、一番子供にとっていい状況は、入学したところで卒業するのが、とりわけ小学校教育において一番ふさわしいとはっきり父兄の前で申されております。こうしたこともかんがみて、早急に関係父兄と話し合いの場を持っていただきたい。地元では非常に多くの不満なども出されてきております。この点について御努力いただけるのかどうか、御回答いただきたいと思えます。

- 市参与(阪東重信君) お答えいたします。

無論、地元との話し合いの場を持つことも考えておりますが、先ほど来、管理部長から申し上げておりますように、私ども、現在の事務局といたしましては、区域別の人口分布状態、児童推計等も十分調査しております。お説のように団地の定着性の問題あるいは他団地における学校計画の実績等の科学的データを求めてる現状でございます。その資料等と相まって議会の皆様方の御協力を得て、適正就学対策審議会と並行的にこの問題を円満に解決してまいりたいと思えます。

一例を挙げますならば、たとえば50年、51年について、零歳児、二歳児の子供を対象として見ますと、50年で零歳児が590名だったのが、51年では560名と減っております。二歳児が、505名が479名に、こうデータも出ております。豊中あるいは枚方等の団地の状況を科学的に分析して出たものでございますが、御指摘も十分ひとつ検討いたしまして、地元皆様方の説明会はもとより、審議会でも十分御審議いただき、並行した中でこの問題に真剣に取り組みたいと考えております。

- 2番(勝部津喜枝君) 校区編成は十分父兄の皆さんとの納得のいく話し合い、進め方については、民主的に行っていくことを強く要望したいと思います。

公立幼稚園建設については、各地から強い要望のある件だと思えますが、私はとりわけ地元出身議員といたしまして、先ほど申されました保育園の依存度の高い地域として信太、鶴山台地区に公立幼稚園の早期建設の実現を強くこの場で要求しておきます。

飛び地問題ですが、私が前に議員であった当時、たった1回、泉大津の消防署で初顔合わせ

のような会議があったのみで、その後どのような委員会の状況かはわからなかったのですが、すでにことし、和泉市議会の選挙も終わり、泉大津の方でも統一地方選挙が終わっております。政治的状況も、話し合いを進めていく上でいいチャンスにきているのではないかと思います。その点を考えまして、次回4年後の選挙のときにまだやってないという状態がないことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

- 議長(坂上国治君) 次に21番、直村静二君。
- 21番(直村静二君) 一般質問をさせていただきます。

初めに、私たちは市会議員選挙で4人の議案提案権を持つ議員団になりました。私どもは、今日の和泉市政は不正な行政、市財政の破綻を来している、こういう認識に立っております。したがって、市政の立て直しを訴えてまいりました。この中で不当で不法な同和予算を削ること、不当とは何か、これは適当でないこと、一般的に妥当でないことであります。一般の施策を上回って二倍、三倍のものを建てること、こういうのを不当と言います。不法とは何か、憲法や地方自治法、教育基本法に違反したもの、そういう行政です。つまり同和行政の私物化、窓口一本化です。これがまた、もろもろの弊害を起しております。私ども共産党は、公正で民主的な同和行政をやる中で、真の部落解放の立場に立って、国民同志が仲よく国民的融合を目指して活動するという立場から同和問題を取り上げ、そして公約し、市政の立て直しのために奮闘してまいりましたので、そういう立場から質問するわけでございます。

最初に、同和行政の「造花の判決」という映画の上映についての御質問をしたいと思います。一つは、この映画の製作企画はどの団体がやってるのか。この映画のプリント代は幾らで、どこに払うのか。次は和として、こういう映画が文部省、自治省並びに法務省の推薦を受けてるのか、この点をお尋ねしたい。(ハ)として、上映実行委員会には市の幹部が何人参加してるのか。そして、その人件費は幾らか。この実行委員会には事務局長というのがいてはと思うが、それは市の職員であるのか、それとも他の人か、これをお答え願いたい。(ニ)として、これは裁判批判の映画ということ、私は議員として同推協、その他からの書面があるので知っておりますが、裁判批判の映画だ。だから今日、憲法上三権分立、司法、立法、行政の三権分立の中で、地方公共団体である行政権者が判決批判の映画に手を貸してお金を出すことは地方自治法に違反してるのではないかと、見解をお答え願いたい。次に(ホ)、この映画の上映で市民に何を期待するのか。映画を見てほしいというちらしを見ると、市民運動を起してほしいという期待が出てるが、和泉市はそういう目的を期待してるのか。さらに、この映画の入場料金は500円と聞いておりますが、これは入場者から全部徴収してるのかどうか。一部ですが、同推協という団体の助成金などで若干、補助するんだとも聞いておりますが、この券の配布はだれがするの

か、職員がやってるのか、この点を明快にお答え願いたい。(→今度、同和校の富秋中学校で今月末に狭山学習ということで、この「造花の判決」を上映するかに聞いております。もし、そうだとすれば、中学生に対して、この「造花の判決」は裁判映画だから暴行シーンも入ってるからという市民からの声がありましたので、果してこの末にそういう映画を上映するのかどうか、ひとつははっきりとお答え願いたいし、中には、この日には半ストをやるんだと言ってる先生もいてはるといふ。これは狭山裁判批判闘争の一環として教育の場で行われる危険性があるので、ひとつ教育委員会の方から明確にお答え願いたいと思います。

次は、同和予算と財政でございますが、(イ)として、同和予算の執行として、同和の起債分は本年度で幾らになるか、これをお尋ねいたします。(ロ)これは同和予算の中の同和事業でことしは3.4億円行いますが、このうち単費並びに起債を含めて1.0億を突破して和泉市が30%も負担しなければならぬ、こういう結果が出ているが、これでは和泉市の財政がパンクするのはあたりまえではないか。50年度の起債残高でも1.60数億円、こういうことをやればふえるばかりです。こういうパンクするようなことでなく、3割の負担ではなく、1割の負担をするように国に要求し、できない場合、これは適正規模に減少することをやらないかと思うが、この点をお尋ねしたい。次に、これは従来、言われております10条規定救済分ですが、47、48年度は聞いてますが、50年度並びに51年度でいかほど救済されるのか。1.0分の8、1億円であれば8千万円ですが、その基礎数字、されない起債残高もあわせてお答え願いたい。

次は、人件費並びに維持費ですが、支部助成金に3千万円、非常勤嘱託員に49年度予算では4.400万円。私が聞きたいのは、ほかにそれぞれの組織構成の団体補助金が出ていると聞いておりますが、総額でいかほど出てるか、ひとつお答え願いたい。

それから、同和予算の中身としての事業ですが、今度、富秋中学校に新しく講堂が建てられると聞き及んでおりますが、いずれこれは12月補正で出てくると思います。これは同和事業だから大幅な補助、起債がもらえるから建てるんだということだと思います。それはともかくとして、私の住んでおります国府小学校校区では、48年度に講堂の建てかえ申請が却下され、改めて51年度に、今度は社会増ということで申請をしていると教育委員会から聞いております。そうすると、この社会増の文部省への申請が脚下された場合、これがうんと後へずれていく。片や、同和事業と言いながら、この富秋中学校の1.7倍に上る建設費、起債も相当入っておりますが、それでは、国府小学校の講堂はいつ建つのか。そうすると、私の先ほど言った国民的融合の立場から仲よくしようという気分と、しがたい気分とが市内にかもし出たら大変困る。だから一般財政の中でもアンバランスをなくすために、この国府小学校の講堂についても

きちんとしてもらいたいと申し上げる次第でございます。

一言、言っておきます。同和事業はなぜやるのか。同対審答申のとおり、一般施策よりもいままでおくれとおったから、一般のところまで引き上げて格差是正に留意せよと書いてある。そうしてこそ、国民的融合、まして同対審答申では、国は財政の責任を持たない。市に財源の責任を持たし、義務を負わせておりますが、こういうことの改正なしに進めば、和泉市の財政が破綻することは当然でございます。この点についてのお答えをお願いしたいと思います。

次は浸水対策。これにつきましてはニチイの前、中央商店街のところから要望書が出ております。長年の水路の上のかぶせのためにほったらかし。しかも、~~多~~チッコ・グランド店からの大津へ行く道、その他の勾配がなっていないので逆戻り、だから、浸水するということの要望が出、当局も知っておると思います。次は寺門。これも和気小の関係から益水して住宅に入り、また、排水関係では地元との関係で入りにくい。また、太町、聖ヶ丘についても、市当局は浸水対策で把握している。それ以外にも伯太町の自衛隊下がりのところにも若干問題があり、さらに、市道であって、この肥子町のところでもいまだに水たまりが解消しないという問題がある。私の質問は、このような明らかところを計画的にやっていくための部内の委員会があるのかどうか。あればあるでお答え願いたい。

さらには、こういう浸水対策につきましては応急対策と抜本対策の予算措置をするための財政課に届け出をした関係で、財政課でも認定してるかどうか、これをお尋ねしたい。

それから、このような浸水対策を必要とするところが他にもあると思いますが、定期的に建設委員会などにも報告できるようなこの際、体制をつくる必要があるのではないかとということで質問をしておりますので、このお答えをお願いしたいと思います。

次は庁内業務。これは通告では庁内業務についてですが、これに委託という言葉を入れると、ちょうど庁内委託業務ということでございますので、ひとつ御了解賜りたい。その点で質問をしますので、お答えを用意してほしいと思います。(イ)業務委託について、各部門の人数を把握しておればお知らせ願いたい。(ロ)現在の業務委託は、職業安定法第44条の規定に違反しているのではないか。それについての見解をお聞かせ願いたい。(ハ)労使の正常な関係に乏しいと私は思います。何年か前にも渡辺興業に委託してトラブルが起きました。今回もまた労使の関係でトラブルが起きました。これを調べて見ますと、組合をつくったからというだけのことでけったり殴ったりすることが起こっている。こんなことが地方自治体の中で正常な労使関係と言えるかどうか。別にストライキしてるわけじゃない。労働者の供給、利用ということであれば、人入れ稼業、ピンはね、中間搾取です。当然、労働者がおれば組合ができる、発生主義ですから。そういう庁内で正常な労使関係を保てないような委託業者についてどう考えている

か、この見解をお聞かせ願いたい。

2番目は、国会でも、大阪府の労働部長の関係でも通達ができて出ておりますが、私たちはこの清掃等の委託業務を直接雇用に切りかえる用意はないかどうかお尋ねしたい。また、直接雇用についてもいろんな形態がございます。こういう中間搾取、労使の不正常な関係をなくすためにひとつ考えていく必要があるのではないかという点でお尋ねしますので、お答えを用意願いたい。

次は福祉行政。これは生活保護世帯の中で本人はともかく、家族の配偶者、お子さんが和泉市の場合、歯科診療を事実上拒否されてる。他市では若干、人数的に確保してきちんとしているが、和泉市が一番福祉がおくれ、しかも拒否されて使えない。こんなことでどうして生活保護の施策として、困った人を救っていく最低限の法が守れるのか。これの体制を直ちにとれるかどうか、この点をお尋ねしたい。

それから、5番目の府中駅前整備。これは毎回取り上げ、さらに他の議員さんからも出ておりますが、私はきょう、国鉄自身が府中駅の貨物駅を本年度末、来年3月に廃止するんだという決定をしていると聞いております。そうなった場合、日通、その他の貨物の置き場がなくなって空地ができてくる。当然、駅前整備の立場から協議に入り、一定の土地を確保して、もちろん、駅前商店街の最近の駐車場問題もありますが、この自転車の整備、また公衆便所の問題にしても、国鉄の貨物駅廃止の決定があるならば、確認していくならば、それに乗っかって早く整備するのはいまがチャンスではないかということで、これについてのお答えを願いたいと思います。

それから、公社運営につきましては、これも選挙前の議会で取り上げ資料をいただくということでございますが、事務局長さんは来てくれたらお見せしましょうということですが、これは私一人ではなく、他の議員さんも要望してることです。だから、直ちに本議会の中で資料を提出してもらいたい、こう思います。

そこで(1)3年前から買って売り残している、公社自身が持っておって公共機関、市に売ってないものを全部挙げてもらいたい。(2)あわせて現在残っている分と買っている分がある程度わかる略図も同時に提出してもらいたい。(3)私はなかなか公社に行けないので、この市庁舎内で議員が行けばすぐわかるように、公社は本庁内に帰ってくるようにしなければならないが、帰るようにするのか、ひとつお尋ねしたい。

7番目が水道業務でございます。細かいことにつきましては他の議員さんもおられますし、また、決算特別委員さんもおられますので、根本的な問題についてお尋ねしたい。

私がここでお願いしたいのは漏水問題です。最近市内の水道で漏水事故が発生し、調べて見

ますと、莫大なトン数が出ている。なかなか個人の家庭では気がつかない。ある1カ所地下をくぐって田んぼへ入るとかでわからない。そして、検針が2カ月に1回ですから、2カ月目に漏水量が出る。そこで困ったということで水道に言いに行く。そうすると、莫大な量ですから、結局、市の減免規定からいくと2分の1しか減免しない。5万円出れば2万5千円払わないかん。本人も損なれば、市も損です。だから、2カ月検針というものをどうするのか。1カ月なら助かってるのにな。

そこで、この漏水はだれの責任かと聞きますと、もうすでに水道管が古くて耐用年数を大幅に上回っているの、これからどこでもポコポコ出てくる、こういうことです。そのたびに和泉市は損するわ、御家庭の人も損する、こんなことでいいのかどうか。お尋ねしたいのは、この漏水対策についてどの地域に水道管の耐用年数をオーバーしたものが多いかの分布図を出し、その地域に広報並びに水道職員が家庭訪問して、住民の協力も得て点検、切りかえをしなければならぬと思います。住民が飲まない水まで払う勘定になる。私は、この水道業務につきましては、漏水対策の一つとして、そういう耐用年数を超えたもの。そして減免の2分の1、さらに市も損するということの解消する立場でお聞きしておりますので、お答えを願いたい。

私は以上、質問要旨を述べましたが、明確な答弁をお願いしたいし、答弁のいかんによっては再質問するということをお願いいたします。

なお、最後にあらかじめ答弁と再質の関係がございしますが、ほぼ1時間以内にとどめたいと思います。超える場合には議長裁量で約30分、1時間半ということもあわせて御了承のほどをお願いしておきます。

○ 議長(坂上国治君) 理事者答弁。

○ 重要施策推進室長(小林一三君) 最初の「造花の判決」につきまして、実行委員会の事務局長代行小林からお答えいたします。

第1点の製作企画につきましては、裁判映画、狭山映画製作委員会が全国的組織の中から編成されて、そこで製作企画されたものでございます。

それから、文部省とか自治省、法務省の推薦云々につきましては、それらの推薦はございません。

第2点の実行委員会の事務局関係ですが、職員は兼務5名でございます。兼務でございますので、人件費等につきましては、それぞれ職員所属の科目から支出されております。

なお、局長ということでございますが、実行委員会事務局長は、和泉支部の新垣さんでございます。

また、裁判批判の映画で行政的には違反ではないかという御質問でございますが、御承知の

ように本問題につきましては市行政といたしまして、国及び地方公共団体の責務である同和行政の一環として取り組んでおるものでございまして、違反であるという考えは毛頭持ってございません。

第3点の市民に何を求めているかということでございますが、議員さん御承知のとおり、本裁判につきましては、本議会においても過去2回にわたって公正審理の要望決議をいたしております、いわゆる広く市民あるいは全国的な世論として、内容を詳しく知ってもらうことによりて議会の決議文をいただいておりますとあり、世論として強く住民運動に発展すべきだという考えのもとに計画、実行されております。

さらに、協力券の問題ですが、500円でございます。その消化方法につきましては、各企業あるいは市職員の協力あるいは校区における上映参加者等につきましては、市同推協の共催でございますので、和泉市の同和推進協議会の方で負担しております。

つきましては、本映画は「造花の判決」単独ではなく、同推協の年間計画でございます「夜明けをめざして」という映画も同時上映でやっておりますので、総括的にすべての同和对策事業の上映活動として全市的に取り組んでおるといってございまして。

なお、協力券500円につきましては、50円を引いた450円を納めております。したがって、ポスター並びに2種類のプリントについては、無料で配布されております。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 教委指導部長（乾武俊君） 直村議員さんの「造花の判決」に係る御質問の後の方、教育委員会に若干関係がありますので、お答えいたします。

ただいまの小林室長の方から若干御説明がございましたけれども、同推協におきましては、年度当初に年間行事計画の一つとして、「夜明けをめざして」という映画を各校区で上映する予定を持っておりました。たまたま狭山映画「造花の判決」が完成しまして、その映画を同推協の役員、全校区の会長がその試写を見まして協議したところ、同和問題を考え、人権尊重の立場でこの事件を正しく見つめるのに非常に必見の映画であると意見一致いたしました。したがって、先ほど申し上げました「夜明けをめざして」の映画の中で同時上映でひとつ取り上げようと意見一致を見たわけでございます。

この映画会開催に要する経費につきましては、同推協の事業ということで、同推協の経費によってやっていくということにしたわけでございます。

もう1点、富秋中学校で今月末、狭山学習の中でこの映画が上映されると聞いてるとのお尋ねでございますけれども、人権尊重の学習を常に進めていくことは、和泉市内すべての小中学校におきましてやっておることでございまして、富秋中学校においてもこの学習をどんどん進めて

おるわけでございます。

一方、教材として物事を取り上げます場合、児童生徒の発達段階を十分考慮して、その教材が適切であるかないかを考えていかなければならないのは当然でございます。そういう観点に立って私ども、常に現場の指導をしております。ただ今月末、この映画を富秋中学校で上映するということにつきましては、私どもは学校からはまだ連絡を受けておりません。教育内容に係わる日々の教材等につきましては、大体学校の現場の校長さんの御判断で適切な指導を展開して下さってると思いますが、現在、私たちはそういう報告は受けてございません。

以上でございます。

- 議長（坂上国治君） 次。
- 同和对策部長（佐原行雄君） 次の(向)の点でございますが、種々御質問がございましたので、総括的にお答えいたしたいと思っております。

同和予算の執行で同和関係起債が本年度は幾らか、あるいは51年度に起債とか市持ち出しが30%云々の話ですが、御存じだと思いますけれども、予算委員会でる申し上げてることでございますが、和泉市の同和予算の考え方につきましては、これは和泉市独自の考え方であらわされております。卒直に申し上げて、予算書ではすべての金額が出てくるのでございます。同和予算の決定的な見解は、卒直に申し上げて各市ばらばらでございます。純粹に考えるならば、当然、一般対策のかさ上げ部分として残る部分が同和予算であり、それに必要な経費等を算出してやるのが本来でございますけれども、和泉市の現在の見解では、同和問題を解決するために必要な事業が同和对策事業で、それに必要な経費を同和予算という見解で予算措置して関係上、一般対策で行わなければならない分まで、この関係の予算の中の起債に上がっております。

それを明確にすることは、まず第1点は、少なくとも、かさ上げ部分を分離する作業が要ります。その点は財政とも常に調整しておりますが、膨大な事業になりますので、先ほど申し上げました和泉市の方法としては、同和予算は、部落の完全解放に向かって必要な事業が同和事業、それに要する経費を同和予算という考え方でこれらに盛り込まれております。したがって当然、一般対策で行わなければならない分までこの予算に入っておりますので、先ほどの同和起債は幾らかという金額は、いま、残念ながら算出できない現状でございます。

それから当然、その上積み分の補助金も算出して一般対策とどれくらい違うか、むしろ高率の補助金が十分とは申し上げませんが、それらも明らかにする必要があります。単に市の持ち出し、起債の金額だけではなく、当然、国、府が出してる補助金もあわせて出す必要があり、それらは常にわれわれの精査しておりますが、膨大になる関係上、残念ながら、まだ具体的な金額を

出してない状況でございます。したがって、51年度の起債と市の持ち出し云々につきましては、議員さんが見られる予算書の中では、確かに30という数字は出るかもしれませんが、一般対策分も含めての金額でございますので、ひとつ御了解願いたいと思います。

それから、10条規定の関係でございますが、これも先ほどの関係で10条規定の適用の中には、そういう示された金額はもちろん出ております。これについては、決算ごとにその金額は必要に応じて発表してると思いますが、50年度、51年度の金額を手元には持ってありませんが、それら全般の同和予算の関係からやはり究明され、内容を精査されない限り十分な数字が上がってこないという状態でございます。いずれにしても、現在の国、府の補助金制度は、法に言い、それだけの満たされる金額でないことは事実でございます。これにつきましては、今後も単価差、対象差、面積差等もわれわれ、国、府に向けて市長も非常にかたい決意でございますので、10条規定の問題についても、大いに近畿市長会あるいは全国市長会に向けてその行動を起こすべく現在、精査中でございます。

2点目の支部助成金等々の以外の団体助成金は幾らかということですが、実は、一括して同対部におきまして支部の活動助成金は出しておりませんので、他の団体助成金はございません。ただし、金額的な面で84ページの隣保館の補助金項目が1,370万円、これを指しておっしゃってるかと思えます。これについてもちょっと御説明申し上げます。もちろん、予算委員会でも御説明申し上げたかと思えますが、これらは先ほどの団体助成金ではございません。隣保館活動、いわゆる隣保館条例第3条に基づいたいろいろな活動の事業がございしますが、それに要する経費としてこの金額を組ませていただいております。これは少なくとも、現在の同和对策住民解放活動負担金支出要綱に基づきまして、会館の責任において支出しているもので、団体助成金とは異なるものでございます。その主な支出でございますが、もちろん、20団体でございますので、それらの学習会、研修会あるいは各事務等、団体の日常的な運営費用として、会館が正規の形で支出しておるものでございます。

それから、次の同和事業で富秋中の講堂云々とありますのは教育委員会の方で御説明させていただきますとして、後の同和事業とは何かということで、一定の同対審答申のくだりをおっしゃってるかと思えますが、これに対する和泉市の考え方といたしましては、確かに国の同対審答申にはそのような書き方でございますが、大阪府の答申では、一般格差をその水準まで上げるだけならまた格差が起るということで、より以上にあげなさいという答申が出ております。答申もさることながら、法で言うならば、やはり第1条に目的が出されております。その目的に向かって国、府市の協力も含めて、すべての対象地域における経済力の培養とか住民生活の安定等に寄与するために、われわれはこの目的に向かって事業を行ってるわけでございます。

それが結果的には、現在の和泉市の行政の中では単なる答申だけではなく、措置法、憲法、答申の3つを鏡にしてより積極的に解放事業を行っているという状況でございます。

○ 21番(直村静二君) 一般起債と同和起債の上積み分、これは財政としてはつかんでるでしょう、この御答弁はなかった。10条規定の50年度、51年度分の数字は出てるでしょう、そのお答えはできないのですか。答弁漏れがあったら困る。答弁はしにくいというんですか、そんなものはいけませんよ。同和関係で国、府に申請を出してやってるんだから、そんなもんがなかったら、議員はさっぱりわからん。議会は予算を審議するんでしょ。数字を出している審議するのに、出しもせんとわかりませんとは困る。

○ 財務部長(宇沢清君) 10条規定のことですが、50年度につきましては1,666万7千円の10分の8、すなわち1,334万4千円でございます。

以上のとおりでございます。

○ 21番(直村静二君) そうすると、救済分以外の基礎数字も出してんか、何ぼあるか。救われた分は何ぼか。

○ 財務部長(宇沢清君) 50年度につきましては、一応、私の方で10条規定適用分として1億9,707万3千円、提出した金額がすなわち1,334万4千円でございます。

○ 21番(直村静二君) 1億9,700万円が基礎数字、絶対救済されない一般財源で払ってるものとして、同和起債の分は何ぼかと、それで10条規定は何ぼかという数字。

○ 財務部長(宇沢清君) いわゆる基礎数字の元となる元利償還金の所要額、10条規定該当分は8億2,162万5千円が即基礎額でございます、うち同和对策10条規定分が1億9,707万3千円となっております。

○ 21番(直村静二君) 議長さん、恐れ入りますが、先に同和の分だけ再質問させていただきたいと思います。

映画の件でございますが、事務局長が解放同盟の書記長の新垣さん、だから、事務局長に指揮系統があるわけでしょう。その下に答弁された小林一三さん以下5名と聞いてますが、その人たちは口頭辞令で行ったんでしょ。これについての公金の支出、その指揮系統が新垣さん、その下に市の部長、課長、職員が命令で動いている。この券を持って各校区に行ってるが、そんなことをしてええのかということです。民間の団体の書記長の下についてね。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

「造花の判決」上映について直村議員さんから種々御質問、御指摘をいただいております。先ほど小林部長あるいはその他の担当からお答えを申し上げましたとおり、国民的課題である同和行政推進の一環として、この映画並びにその他の問題をとらえております。したがって、

各種団体といろいろ協力する中で、先ほど教育委員会からお答えしたような趣旨と人権の尊重を訴えていくことの一環として「造花の判決」の上映がされるわけでございます。そういう立場から行政としては、国民的課題である差別をなくしていく立場、人権を尊重していこうという立場から、この映画の上映にも取り組んでいるわけでございます。

議員さんから御質問をいただいておりますけれども、この映画の上映実行委員会が組織され、同推協の会長が実行委員長になっていただいているわけでございます。その会長の指揮命令のもとに「造花の判決」の上映が行われるので、行政としても、こういう国民的課題である人権の尊重あるいは差別をなくしていく同和行政推進の一環というとりえ方で、職員も忙しい中ですが、若干の手伝いをさせているわけでございます。そういうことで、議員さん御指摘の指揮命令の系統ではない、このように思います。上映実行委員長がおられ、そして、この問題に取り組んでいる、このように御理解いただきたい、かように思います。

- 21番（直村静二君） 同和教育、社会教育の一環、差別をなくする、人権の尊重というが、同対審答申ではこう書いてある。憲法と地方自治法または憲法と教育基本法の本質にのっとり、同和教育を進めるに当たっては、教育の中立性が守られるべきことは言うまでもない。同和教育と政治運動、社会運動との関係を明確に区分し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方は避けられなければならない、とあります。これが答申なんです。だから、「造花の判決」という裁判映画は、解放同盟の基本方針で製作企画したものなんです。特定でしょう。しかも裁判の批判でしょう。三権分立、地方行政権者がそれを批判してはいけない。批判するのは、政党と個人と団体は自由なんです。そこへ実行委員会という隠れみのをこしらえて、事実上職員を派遣して、事務局長代行で議会で答弁に立つわけでしょ。社会運動、政治運動じゃないですか。そのものを市民に同和教育だということは避けなければいけない、ここにはっきりあるんですよ。

私は運動は自由だと言うんです。しかし、行政と運動は区分せないかんということです。これを尊重してるんかどうか。いつも理事者の答弁では、同対審答申を尊重してるというが、はっきり避けよと書いてある。私はここからものを言ってる。

私は先ほど、何を期待してるんかと聞いた。市がそない言うんやったら、東京へ行かしてくるか、バス出して、何があっても行かないかん。金出さないかん。先ほどの答弁では、2回にわたって狭山裁判公正審理の決議が出てるといいますが、三本出てる、二本と違う。一番最初は私が原稿を書いた。あと二回は、差別裁判という名称が入ってるから、こんなものあかんと言った。一方的認定はいかん。公正な裁判の審理ということです。そういう議会の決議の送り先はどことですか。東京高裁とか最高裁とか関係省庁へ行く。なぜ和泉市がそれに拘束されて、

「造花の判決」ができれば職員を出してやらないかんの。そんな根拠はない。それやったら、値上げ反対の決議をしたら、市がそれに拘束されて何かあったらやるんか。まして、自治省なり文部省、法務省の推薦もないものに一方的に加担するんですか。

この映画を上映させるために「同対審共闘」のピラが出てます。上映日程が出てる。泉州労連、社会党が狭山裁判、総選挙の勝利を目指す、上映をやれ、そこまでせないかんの。「造花の判決」の実行委員会で職員がこれも持って回るんですか。だから、私はここで区分せよと言うんです。問題の所在を明らかにすればそれでいいと思う。市長なり理事者側が、これはやはりまずい、職員は引き揚げる、同推協でやっていただくと是正してもらえばいいと思ってます。これが人権尊重やとかどうとか、どんどん同対審答申を踏み外している。国民的課題、市民的課題やったら何で上映するのか。どうして同和対策特別委員会に相談しなかったんか、一方的にやってるやないか。そういう相談もないから意見言い場もなかった。答申では避けよとってる。しかし、市が職員を派遣し、解同の書記長が事務局長、職員は兼務、おまけに選挙のやつも一緒に入った。そんなことをしておいて何が市民的課題ですか。私は反対します。そんなことせんと、政党、団体、個人で自由にやらせたらええやないか。そういう点で「造花の判決」の映画は、憲法や地方自治法に即してない、改めるべきだと思います。特定団体のイデオロギーが入ってる映画ですよ。

さらに、この映画に暴行シーンがあるが、こんなものを学校でやるのはぐあい悪いという声がある。そこで急拠、その暴行シーンを外したプリントをつくつたらしい。しかし、これは大阪府下で6本しかないので、それが回ってこなかったらどないするのかという問題が出てくる。いま市内を回ってるのをやりまんのか。直ちに学校当局に聞いてどういう計画か、報告してください。

- 教委指導部長(乾武俊君) 先ほどお答えいたしましたけれども、狭山事件そのものを一つの人権の問題を考える教材としてとらえていくことは、これは同和教育の副読本の中にも狭山事件の問題は入っております。その人権学習として考えていくということは、これは進めていかなければならない。ただ、暴行のシーンということだけではなく、あらゆる場面なり、そこに教材として描かれていることが、それぞれの学年の発達段階と見合わせたときに教材として適切かどうか。また、それを教材として活用するのにどういう配慮が必要で、どういう角度から切り込んでいくかがすべて出てくるわけでございます。

そういう点でいまの御指摘の点につきましては、もし教材として取り上げるならばどうして対処していくかということも含めて、まだ学校に計画について聞いておりませんが、その計画があるということになれば、当然、適切な指導効果の上がるような活用をしてもらい、

発達段階に即して無理なところがあれば、当然、それはやめなければならないと思います。

- 21番(直村静二君) 何ほ言っても時間も大分少なくなったので、この辺で切り上げたいと思いますが、いまの答弁では、すべて窓口一本ですから、一方が強ければ、市が皆聞いていかなければならない。どうして映すかということばかりです。発達段階とかを根本的に考えないとかん。それは社会運動ですがな。裁判批判闘争ばかり言ってるものを市が応援するなんでもってのほかだ。反対だったら、反対でやりますか。憲法と地方自治法に違反している。学校の中にも教育の中立性を守る原則があり、きちんと守ってもらいたい。それに問題があれば今後とも追及することにしておきます。

それから、同和予算について財政から答弁してください。先ほどの10条規定救済分だけでしょ。51年度同和予算を執行したら何ほ起債が残るんかということです。

- 財政課長(麻生和義君) お答え申し上げます。
先ほど同対部長の方から解釈の問題で財政課との話云々とありましたが、財源獲得の面から財政課として分析いたします同和事業の起債残高は、本年度計画どおり執行いたしますと、約86億円の見込みでございます。

- 21番(直村静二君) わかりました。本年度予算を執行いたしますと、全体で184億円の起債になる。予算書では、そのうちの86億円は同和の起債、このうち救ってもらったのが積算基礎が8億で1億余、もらったのは1,600万円だけ。起債86億円を含めて12万市民の市財政の中から支払うということになるんですね。その辺の確認を……。

- 財政課長(麻生和義君) お答えいたします。
議決をいただきました予算の中から償還をしているわけでございます。

- 21番(直村静二君) そうすると、予算関係では、人件費、維持費についての私の計算では約1億円以上になると思います。予算委員会でやりましたが、もっと詳しく出してほしい。
それと、非常勤嘱託については現在何名ですか。この前は49年度で27名、4,400万円。

- 同和对策部長(佐原行雄君) 現在、非常勤嘱託員は25名でございます。2名減っておりますが、金額はランクによって違うのですが、今年度の議決予算からでは平均約17万円、だから、34万円ぐらい引いた金額になると思います。2人分ですから。

- 21番(直村静二君) それを数字にしてください。
次に浸水対策。

- 議長(坂上国治君) 次。

- 市参与(中塚白君) 私からお答え申し上げます。

細かい問題は議員さん御承知のとおり、応急対策と抜本対策についての基本的な考え方を

答え申し上げます。

私どもの方も下水道が完備してない関係上、広大な面積なので浸水管所がふえております。特に最近、人口増に伴ういろんな問題が生じているのでございます。その辺のことにつきましては、過日の都市計画審議会においても、流域下水道の関連で公共下水道の雨水、汚水対策についての基本的な計画は一応、審議されてございます。

なお、応急対策につきましては、それぞれ部内会議を持って一応、順を追ってやってるわけでございますけれども、抜本的対策につきましては財政との関係もございまして、長期計画を含めてかなりの問題がございまして。

なお、この件については、建設委員会等にも計画を明らかにする意志があるかどうかという御質問の内容でございますが、これについての計画ができれば当然、議会の御承認を得なければならぬし、また、所属委員会にも御説明申し上げたいと存じております。

以上、はなはだ簡単ですが、浸水対策についての考え方のお答えにかえさせていただきます。

- 21番(直村静二君) 私の言ったのは、内部の委員会で応急対策なり抜本的対策について協議し、それを建設委員会に報告する体制をとっているかということです。ニチイ、寺門等言いましたが、ほかにもあります。

ただ、意見を述べておきますが、議員が言うたから走るということではなく、走ってもらわなければいけないが、それなりに地元住民の意思も十分聞き、陳情があればおこたえしていく体制でやっていただきたい。これが基本であろうと思います。どの議員が聞いても片づけてもらいたいということで取り上げ次第です。抜本的な計画としては、寺門は学校関係も含んでますから、教育委員会でも検討してもらいたいということです。

- 議長(坂上国治君) 次の答弁。

- 市長公室長(西川喜久君) 庁内業務について私からお答えいたします。

第1点目の各部門別の人員を示せということですが、契約内容には人員が明記されておられませんので、部門のみを御説明申し上げたいと思います。地区改良事務所の警備業務、市民会館の清掃業務、市立病院の清掃、勤労者少年ホームの警備及び清掃、水道庁舎の清掃、和田浄水場の清掃、本庁では清掃、交換、冷暖房、保安、ガラス拭きでございまして。

2点目の職業安定法には違反してないかどうかということですが、これにつきましては、作業遂行に伴う使用材及び従業員の仕事衣服等の諸経費は、関西マネジメント興業株式会社の責任で調達支弁されておまして、事業主との財政上の責任及び営業種目等については各所管省庁の許認可を得ておりますので、すべて法律上の業務を果たしているものと思います。

私どもとの契約書中の第8条におきましては、委託に関するすべての管理及び指揮監督、そ

の他一切の責任を関西マネジメント興業株式会社に義務づけておりまして、市としてはそれらの必要はなく、また、先の作業要領等は各仕様書にも明記されておりまして、作業も確実にそれに基づいて行われております。

また、関西マネジメント興業株式会社と従業員との雇用契約については、各種法律の規定義務である労働基準法あるいは労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法等の労働関係法令を対市との関係においても遵守するよう、遵守規定として義務づけておりまして、過去において関西マネジメントが、これらの違反について所管省庁から指摘された事実は聞いておりません。

また、関西マネジメント興業株式会社は、和泉市庁舎総合保守管理というたてまえから、同社の責任において資材等を調達することを契約中にも明記しておりまして、庁舎は契約に基づき関西マネジメント興業株式会社独自の社員をもって、庁舎全体の総合的な設備の維持管理を行っており、単なる肉体的労働を提供しているものではございません。

また、委託業務については今後、直接雇用にかえていく考えがあるかないかという御質問でございますが、これにつきましては現在、関西マネジと52年3月31日までの間において、ただいま申し上げました業務委託を行っておりますが、そのうち電話交換業務につきましては、この11月30日をもって解消していきたいと考えております。その後の電話業務はそれまでに職員を公募いたしまして、12月1日より市が直接雇用する職員を充てていきたいと考えております。その他の業務につきましては、来年3月まで契約がございますので、その時点におきまして業者を選定し、いままでどおり委託業務をしまいたいと考えております。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) これは各議員も聞いてもらいたいが、つまり職安法44条違反、中間搾取をなくするためにつくった条文です。いまの西川室長の答弁では、関西マネジは何の材料を持って来ますか。ただ人間の労働を提供するのみじゃないですか。ボイラー持って来たんか、電話器を持って来たんか、警備かて市の職員の命令でやっています。生産会社でない、人入れ稼業、だから中間搾取がある。皆が予算書見て何ぼ金出てるかわかる。上げてくれと頼みに来て、その数字が出るが、業者が皆くれてない、少ない。直接にくれという声が当然出る。市長も民社長、同盟系で運動しておったんやから、業者の中間搾取反対にあると思う。だから労働組合もできるんじゃないですか。前にもあったが、今度はやめさすんか。電話回したらしまいです。

その点で一言申し上げておきますが、教育委員会はどうなってますか。学校警備かて委託ですよ。労働組合こしらえて労働組合をこしらえて、労働組合法に基づくものだから無料であっせん

ができる。庁内の分だけ人を交えたかて、財政の運用で関西マネジが変わったかて同じことです。臨時と季節工は違います。恒常的に仕事するんでしょ。あなたの答弁では関知せんという。かなわん。しかし、働きに来ている人はたまりまへん。だから地位保全を求める。これは社会党の和田貞夫さんが聞いているが、コピーをとってます。大阪府の労働部の姿勢も出ている。その点を注意せないかん。まして、和泉市として庁内で中間搾取、ピンハネされて働いているし、場合によたらトラブルが起こる。電話業務なんか、前のときは電話がマヒした。市の重要な関係は電話でわかります。どこで漏れるやわかりまへん。誓約書取ってもやめたらしまいです。市の職員として採用するならば、市民のためにもなる。だから、大阪府下でもほとんどおますんぜ、茨木かどこか一カ所か二カ所、他はすべて直営ですよ。隣の堺も直営です。

私は意見として申し上げたいが、44条の違反になる。臨時と季節工は違う。まして市が今後ともずっとやる。はっきりした職員やたら金が要る。だから、そういう問題が発生するんですから、私は労働関係法の一切を含めて、労働者、働く者の権利を守るためにつくられているものでございますので、何も私がこう言ったからといって、全部直営にせないかんと考えてもらわなくてもいい。直接雇用にしなくても、嘱託員の制度があります。何も1カ所で中間搾取をささんでも、直接の嘱託形式でやればいけるんじゃないですか。特に単純な労働の場合にはね。だから、妙な答弁して材料持って来るわけでもなし、そういう場合には嘱託ということではね。地位保全ということでスムーズにいくんやないかと意見を申し上げておきます。契約切ったらしまい、働いてる者はたまりまへん。市長も民社党出身、同盟系出身だし、働く者の権利は守るとおっしゃってるのだから、そのぐらいは認識してもらわないかん。今後も業務委託やなく、仕事をしてもらうためには、一つの便法として嘱託という方法があるんじゃないかということをお願い申し上げます。要望しておきますので、あなたの今後の行動はちゃんとしてもらいたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部理事（吉岡昭男君） 歯科診療問題についてお答え申し上げます。

直村議員さんの御指摘のとおり、診療辞退のために大変御迷惑をおかけしてまますことは、まづもっておわび申し上げたいと思います。中央社会保険医療協議会の情勢とも関連し、正直言ってなかなかむずかしい問題で、われわれとしても苦慮いたしております。事が発生して以来、本市といたしましては各方面に働きかけ、指定辞退の取り下げ、また指定促進について、府関係課に対し強く要望しているわけでございます。と同時に、個々の医師にもお会いしてお願いするとともに、歯科医師会の役員とも再三、話し合いを持っております。

なお、近いうちに再度、話し合いを持つ機会も決まっておりますので、早急に解決するよう

努力いたしてまいりたいと思います。いましばらく猶予いただきたいと思います。

また、他市では一部診察してるという御質問がございましたが、このことは私も聞き及んでおります。本市といたしましては、話し合いをもって本市内の早期解決に努力したいと思っております。

- 21番(直村静二君) 他市では、そういう体制をとってお医者さんにやってもらっているのに、和泉市にお入る人は受けられない。どんな理由で拒否してるんか。どんなふうに市が要望にこたえてるかを明らかにしてもらわんといかん。もう少し猶予というが、いつまでか。この点があいまいやから、もっと市としてやるとか、しばらく猶予となると、年を越すのはわかっている。

- 市民部長(内田繁君) お答えいたします。

問題となっておりますのは、生活保護世帯に対する診療の事務の複雑化にあります。非常に請求がむずかしいということで拒否されているのが一つの理由でございます。厚生省におきましては、簡素化すると日本歯科医師会にも申し入れをしておりますが、進んでおりません。われわれとしても、早急にしてほしいのがまず第1点。

それから、保護世帯に対する診療点数というか、これも同じように一般的な点数と同じでございますので、この点数も厚生省としても改めるべきだ、やはり他の点数を使って診療すべきである。いわゆる卒直に申し上げて、現在の点数でいくと赤字が出るということが、歯科医師会での拒否の理由と聞いております。

- 21番(直村静二君) そんなら、片づくまで猶予といたら年を越す。他市ではやってるのに和泉市ではおくれるとなると、早急に医療に対して簡素化し、後の事務は市がしてやるとかね。歯だけは生えてこないから悪くなるばかりです。後になるほど金がかかるので、市はできる分はやってもらいたいと要望しておきます。

- 議長(坂上国治君) 次。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 府中貨物駅移転に関しましてお答え申し上げます。

お説のとおり、国鉄当局においては、阪和線輸送力増強計画の一環として、府中貨物駅の移転計画をお持ちになってることは事実でございます。かねがね、われわれも公衆便所、自転車置き場等、公共施設の活用という面につきまして、国鉄当局と折衝を重ねておるところでございます。ただ現状、国鉄当局の御意向といたしましては、当然、貨物駅廃止という問題につきましては、地元市の協議並びに地主との事前調整等の問題が残ってるようでございます。過日も、本市にこれらの廃止に伴っての国鉄からの協議が来られております。また、われわれも先ほどの自転車問題、公衆便所等、公共施設の有効的な利用ということにつきましても折衝を

重ねてるところでございますので、今後、これらの問題についても、できるだけ早くわれわれの願いが達成できるよう、国鉄当局に対しても重ねて協議を重ねていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 21番(直村静二君) それで答えはよろしいが、さらに突っ込んで言えば、市が空き地を買ってくれとなった場合、買い腹を持ってらんか。また、借地料を払ってもええのか、事前に腹を決めとかんとあかん。国鉄の申し入れに対して市はどうするんだとなる。駅前整備は絶対に必要だと決めてかからんと、いまが一番チャンスやないかと思えます。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) お説ごもっともでございますが、国鉄当局と強力に協議を重ねていく中で、その問題等についても話し合っていきたいと考えてる次第でございます。
- 21番(直村静二君) いずれ所管の委員会で追及します。
- 議長(坂上国治君) 次の答弁。
- 用地担当理事(西川武雄君) お答えいたします。

公社問題につきましては2点御質問いただいたわけでございますが、第1点の公社資料の提供問題でございますが、たまたま、50年度決算内容についての先の6月定例議会で御報告させていただいたわけでございます。その時点で資料提供の議員さんの要望がございましたが、その内容等につきまして、「提供いたします」と私も、市長もお答えしたわけでございます。しかし、市長といたしましては昨年12月に就任されて、50年度決算内容等は、数字の上では十二分に把握していただいているわけでございますが、たまたま、公社所有財産につきましては、50年度末におきまして土地で約16万8千平方メートル、そのうち土地利用等の問題から、公社独自で処分しなければならない土地については約7万平方メートルでございます。単に数字上、これだけ現在、公社が財産を持っておりますという資料を提供するだけではなく、当然、これらの土地利用並びに処分計画等を十分市長が腹の中におさめて、そして、これらの資料を提供したいという市長の考えでございますので、その土地利用並びに処分計画等につきまして、現在、資産の再評価等も行い準備をしておりますので、この資料提供等につきましてはもうしばらくお待ち願いたいと思います。

なお、第2点の公社が本庁内に引き揚げる問題でございますが、たまたま、本年4月1日の機構改革に関連して、公社の事務機構等についても改革いたしております。その時点で庁舎内に引き揚げるようにしておったわけでございますが、御存知のように、本庁内も非常に狭いのでございまして、われわれ公社職員といたしましても、1日も早く本庁内に引き揚げさせていただくように要望しておるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、本庁内が非常に狭いのでございますので、何とかひとつその点を市の方で十分考えていただき、一日も早

く本庁内に引き揚げさせていただきたい、かよう考えております。

- 21番(直村静二君) この前の6月議会では、いつでも資料を見に来てくださいと言ってたのに、今度はまた待ってくださいという。7万平方メートルを公社独自で処分しなければならぬ土地ができた。3年前から買っている土地を何回持っているんや。7万平方メートル、約2万4、5千坪、この中身をもっとはつきりしてください。資料はいつでも見に来たら出しますと、私は行けなかったから持ってきてくれと言ってる。それから処分計画とか再評価とかの理由で延ばしたい。そして、公社は独自に7万平方メートルは処分しなければならないものが出てきたというが、それは何と何か。

- 用地担当理事(西川武雄君) 7万平方メートルの処分につきましては、決算内容の報告の時点でもお答え申し上げましたように、換地対策事業用地等でございます。

- 21番(直村静二君) 換地対策、王子町の用途変更した土地など、略図を書いて出せと言った。もう少し待ってくれやない。再評価、処分計画は待ちましょや。しかし、3年くらい前からあるやつ全部略図を書いて出してもらいましょや。あなたや市長自身数字を把握されても、どこに現物があるんやようわからん。出せませぬ。

水道について。

- 議長(坂上国治君) 次。

- 水道部長(田中稔君) 水道業務についてお答え申し上げます。

2カ月検針制度は昨年4月から実施しておりますが、御質問の漏水発見の地区については私どもも心配しておりましたが、メーターについて、毎週水曜日を「水の日」と決め、PRもしておりましたが、実績としては、全体では1カ月検針時より現在の2カ月検針の方が漏水件数が減少しつつあるわけでございますけれども、例外的に検針直後の漏水で、次の検針まで発見できなかったということでございます。

- 21番(直村静二君) 地域の表でPRしたらどうですか。

- 水道部長(田中稔君) それにつきましては、地区別にも大体出ておりますので、そういう漏水のPRにつきましては、あるいは老朽管の取りかえ等につきましては、公認業者ともタイアップして大々的かつ長期的にPRしていきたいと考えております。

- 21番(直村静二君) その中で2分の1減免やなく、全免あるいは8割減免にしてもらいたいということを要望しておきます。

これで終わります。

- 議長(坂上国治君) 暫時休憩いたします。

(午後3時30分休憩)

(午後3時50分再開)

- 議長(坂上国治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に6番、大谷昌幸君。

- 6番(大谷昌幸君) 一般質問をさせていただきます。教育と福祉関係のことにつきまして、3点お伺いさせていただきたいと思います。

まず、適性就学推進室の件でございますが、一階の階段の上がり口のところに、教育委員会の名前において、この推進室がどのようにしてつくられたかの説明が書かれていますが、もう一つ不十分感じがするわけでございます。この適性就学推進室はどのような目的でつくられ、また、どのように人員が配置されておるかということにつきまして、詳しく御説明いただけたらと思います。

第2点は、小中学校の設備のことについてお伺いしたいと思います。私事でまことに恐縮でございますけれども、昭和25、6年ごろに、現在はありませんが、泉北郡の一関係機関の仕事をしていただいております関係上、当時の泉北郡を月に1回は必ず全小学校を回り、いろんな仕事をさせていただいたわけでございます。それから昭和31年、ちょうどいまから20年前に7カ町村の合併により和泉市が発足、20周年を迎えました。当時から存在しております9つの小学校を例にとって申し上げますと、そのうちの学校のほとんどが4分の1世紀を経た今日、私が先ほど申し上げました関係で、その小学校を回らせていただいていた時分のままのいろんな設備なり教室あるいは講堂、体育館なりがそのまま残っておるという学校が、恐らく9校のうち7校あると私、記憶いたしております。4分の1世紀もたって、建物自体は4分の1世紀以上経過していると思いますが、そのような設備が現在、なぜ使われておるのかということ、いろいろ建築基準とか学校設備の基準等から考えまして、疑問を抱くのであります。そういうものが、なぜまだに残っているかという点につきまして御答弁をいただきたい。

第3点は、福祉関係になりますが、母子寮の問題であります。私の知る範囲内では、隣接の市町村には、恐らくこのような設備はないと思っております。この母子寮につきましても、すでにできてから30年近い月日が経過しているわけでございますが、現在、この母子寮がどのように利用され、どのように運営されているか。

以上、3点につきまして、関係当局の明確なる御回答をお願いしたいと思います。

なお、理事者の回答のいかんによりましては再度、質問させていただきたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 教委指導部長（乾武俊君） ただいまの大谷議員さんの第1番目の適正就学推進室の問題につきまして、指導部長の方からお答えいたします。

本市の越境通学は、他市に比べ非常にまだ多数残している現状でございます。この問題を解決したいということは、長年の懸案でございます。特に昭和47年以来、教育委員会の方で取り組んでまいりましたが、本市独自の複雑な要因がからみまして、なかなか根本的な解決を見なかったわけでございます。

今回、この越境問題を根本的に解決するということから、関係部局と密接な連係をとりながら作業を進めてるわけでございます。適正就学推進室のやっております作業は、越境問題の解決を妨げておりました諸要因を明らかにしながら、現地に入っているいろいろと調査を続け、さらに、家庭訪問を含む指導と説得、こういう事に基本を置きながら、学校現場並びに市民、住民の方々の御協力を得まして、行政責任として1日も早く本市の越境問題を解決したい、こういうことが設置の理由でございます。

なお、推進室の構成でございますけれども、室長以下10名で構成しております。業務の内容上、教育的観点からの指導と、それから住民基本台帳法等の観点からの行政的な指導の両側面が必要でございますが、同時にこれは全市を挙げて取り組むべき重要施策であるという考え方に立ちまして、教育委員会事務局と市長部局の双方から人員を配置して現在、推進室を構成しておる現状でございます。

○ 6番（大谷昌幸君） これは住民登録が主体になってくると思うんです。そして、学校の学級の名簿と住民登録を対照するようなことをやってるらしいですが、そういうことにつきましては、やはりまず住民登録が先であって、合法的に住民登録したものを無理やりにどうこうするということは、法に基づいてやれるものかどうかということ。

それから、いまの人員10名ですが、その中には恐らく教員の方も含んでるんじゃないかと思うんですが、現在、現場では教員が不足というか、恐らく過剰ではないと思います。そういう現場を差しおいて、市でいえば市民部とかのたぐいになるかと思いますが、そういうところ以外の関係の貴重な先生を、そういうところに起用することに少し難点があるんじゃないかと思えます。

○ 教委指導部長（乾武俊君） 重ねてお答えいたします。

いま議員さんの御指摘どおり、就学する子供の学校を指定いたします根拠は、あくまでも、住民基本台帳がまず基本になるわけです。その意味におきましてお説のとおりでございますけれども、本市のいろんな越境の根本に横たわっておるものを分析しますと、住民基本台帳だけ

で機械的に処理していくのではなく、やはり教育上の問題としてとらえていかなければならない側面が非常に多い。むしろ住民基本台帳の問題はからみますが、根本的には教育問題と考えるとございます。

したがって、もちろん現在、小中学校の学校現場に優秀な、御熱心な先生がたくさんおられるわけですが、その学校現場の教育を進めていくためにも、学校現場の先生の中から指導主事として割愛するという、一つの法的な措置をとれるようになってございまして、何人かの指導主事を市の方で仕事をしてもらっております。

越境問題は教育上の問題であり、特に保護者、住民の方が教育問題を踏まえてのいろんなお話、意見交換をした上でその趣旨を御理解いただき、御協力をいただくことに重点を置いていますので、いま申し上げました10名の中で、室長を含め4名が学校現場の教職員をやっておって現在、市の指導主事として割合されてる方が4名配置してあるわけでございます。

- 6番(大谷昌幸君) 教育問題であるということは、私、ちょっと話に飛躍があるんじゃないかと思うんです。ちょっと納得しかねるのです。教育問題であるとするならば、まず、越境であるというはっきりした段階において、あえて教育問題であると言われるならば、それからやられるべきであって、調査の段階においては、教育問題は関係ないと思うんです。したがって、教育関係者をそこに起用されることに疑問を感じるんですけど。
- 教委指導部長(乾武俊君) 本市の非常に複雑な要因を含んでると申し上げましたのは、他市のほとんど解決をつけております例を見ますと、いわゆるから寄留とか、そこに住んでないのに登録上だけで寄留してる形で、明確に越境だということが住民基本台帳上から指摘されるケースが多いのです。ところが本市の場合は、非常に複雑な手続をおとりになって、住民基本台帳の上では、その場所にお住いになっておるのかのように見えながら、たとえば学校の教育間の問題あるいは同和問題についての理解、認識あるいは学力とか生徒指導の問題とか、そういうことにかまらって御父兄の方々がお子さんの教育を御心配なさる余り、そこに思い過ごしをなさったり、あるいはちょっとひずんだ教育もかなり中に含まれている。そういう意味で本質的には、子どもさんの教育はどうあるべきか、どういう形で、どういう環境で教育をするのが本当に子供のためにプラスになるのか、こういうところも踏まえての一つの越境問題を非常に高度な教育問題としてとらえていかなければならない、機械的に住民基本台帳がちゃんとできれば越境問題が解消できるというならば簡単ですが、もっと底が深い教育的な問題として、本市の教育を根本から立て直していくという角度でひとつ取り組みたい、こういう要素が根本にございますので、このような配置をしたということでございます。

- 議長(坂上国治君) 次。

- 教委管理部長（広岡史郎君） ただいま御質問いただきました小中学校の設備についてお答え申し上げます。

本市は例に漏れず、大都市周辺の人口急増都市でございまして、過去6年間に年々1校ずつ、6校の新設校が開設されております。これら新設校と、古い歴史を持つ、木造校舎を保有する旧校との間に大きな格差が出てきているのは事実でございます。御承知のように、学校設備は改築、新築等いろいろの手順はありますが、改築に当たりましては、その校舎の耐久度、いわゆる基盤等の検査をした上で、将来、補助金なり起債等に結びつき、それを仰いでのものでございます。過去、和泉市におきましては、小中学校の新設、改築、増築に向かつては、補助金等と結びついたもので、単費で行ったという経験はございません。その設備に当たりましては、それらとの結び付きを考えた上で改築されるものでございます。

大谷議員さんのおっしゃる9校のうち7校までということは重々承知しておりまして、現に100%木造校舎を保有する学校もございまして。新しい学校ではどんどん鉄筋化されてまいりますが、その格差については、重々こちらも認識いたしております。それらの格差のある木造校舎につきましては、営繕面で教育効果を上げるために努力してまいりたいと思っております。

- 6番（大谷昌幸君） 危険度という問題なのですが、私、何を基準にして危険度ということかということについては不勉強ですが、最近、地震のことが非常にやかましく言われている。現在、東海大地震が起るだろうということですが、私は前の東海大地震、昭和19年12月ですか、学徒動員で愛知県におつてまともに受けたんですが、あの地震の震度などは覚えてませんが、とにかく当時18歳でしたが、逃げられません。まして、この木造校舎でそういう地震があった場合、絶対逃げられるものではないと思います。

国府小学校にしても、昭和25年9月3日のジェーン台風の折に3教室連続したやつが倒壊した。和泉町の時分ですが、危険度云々の問題で改築が延びておつたわけです。それがまともに倒壊して、ちょうど日曜日だったので子供に事故はなかった。それ以後に現在の体育館を当時の和泉町の時分に国府学区で半分、町の方で半分という金を集めて、たしか1千万円近くの金でつくったんです。だから現在、和泉市の公有財産といっておりますけれども、先ほど言いましたように、4分の1世紀も過ぎて、しかも国府小学校の場合、児童数が現在、1,100人以上あるわけです。学校の適正規模から考えましても950平方メートルぐらいの体育館が必要であるのに、あの体育館はせいぜい400平方メートルあるなしの状態なんです。参考までに申し上げますと、国府小学校では現在31学級、体育時間は1学級当たり3時間、1週間延べ9.3時間でございます。学校の授業時間数は、月曜から土曜まで30時間なんです。延べ9.3時間の体育時間を30時間の学習時間で割ると、実に1時間当たり3クラスという平均が出ま

す。この運動場が現在5千平方メートルあるかなしか、すみからすみまで入れてね。そこで果たして3クラスの運動ができるでしょうか。隣の高石市の場合、2学級は運動場で、1学級は体育館でという組み合わせをやってるわけですが、ここは御承知のように体育館であるか、講堂であるか、判定はどことなくあいにお下しになるかわかりませんが、明らかに講堂でございます。当時は体育館として申請したのですが、床下に勾配がついております。また、木のいすがあります。いちいち子供が体育をするたびに、あのいすを後ろへ積み上げたら3分の1以上の面積が食われ、残りの3分の2の百2、30平方メートルのところであらしてどのような体育ができるか。1学級40名の生徒が、恐らく1メートルの間隔をもって体形をつくった場合いっぱいになってしまう。そのような事情を考えられたとき、果たして危険度云々だけで済ませる問題かどうか、いかようにお考えか。

- 教委管理部長（広岡史郎君） 先ほどもお答えいたしましたように、当然、改築に当たっては、補助金、起債等に結びつかなければ不可能であるという基本線は貫いております。

それから、運動場や体育館の狭わい等いろんな御指摘がございますけれども、国府小学校につきましては将来、全体計画を立てまして、木造14教室の危険度等の認定も申請いたしております。体育館等も含めて、全体計画等で大きな運動場を計画しておりますので、御了解賜りたいと思います。

- 6番（大谷昌幸君） 計画なんですが、具体的に大体、いつごろできるもんかということ。そしてもう一つは、金額云々の問題が出てまいりましたが、和泉市の場合、高石市なり岸和田市の最近できた体育館と比べますと、この体育館は非常にこり過ぎてるとい感じがするわけです。たとえば一番近いところでは岸和田の山直小学校、49年度に完成したが、50メートルの25メートルで1,300平方メートルぐらいになると思います。屋根はかまぼこ型なんです。高石市には現在7校ありますが、和泉市に一番近い清高小学校のもかまぼこ型の屋根なんです。当市の最近、2、3年にできた体育館は、ほとんどがガラス張りの大変りっぱな上等なものができる。そういうところをもっと予算を削ってほかに回していただく。金を入れてりっぱなものをつくるにこしたことはございません。しかしながら、乏しい財源の中から数多い16の小学校に公平に設備をする場合、当然、金のつかい方を考えていただかなければいけないと思います。そういう点を含めまして、ただ危険度だけで考えると、何年先になるかわからんということであれば、国府小学校だけでなく、隣の芦部もしかり、南松尾小学校もしかり、そういう子供さんが非常にかわいそうに思っわけです。もう少し御答弁をいただきたい。
- 市参与（阪東重信君） 基本的な問題に触れての御質問のように思います。常々、議会では学校施設の整備充実の問題、格差是正の問題等について御指摘いただいております。ただ、学

校を改築する場合、国の助成あるいは起債の事務を進めていきますが、その中で絶対これらは国の補助対象となる条件があります。一つの学校の基準面積、何学級に対して持つ資格面積の条件、そして、改築に当たっては老朽度の認定が要ります。したがって、教育委員会といたしましては、現在、各学校とも将来に向かっての構想は描いておりますが、それらの事務手続上、少なくとも、現在の建物の建築経費、施設費の国庫負担法がありますが、補助確保の絶対条件を一步から進めていかなければならないという考え方の中で逐次、手続をしてる状況でございます。あるいは急激な社会増に対処するためには新設校も必要でしょうし、その辺は財源的な問題と結び付けながら、鋭意、御趣旨に沿う方向で各学校ともバランスのとれた中でやっていきたいと思っております。確かに、言われます不公平という御指摘がございますが、やはり地域的には前後する場合がありますが、いずれにしても、各学校の整備は今後も努力していきたいと考えております。

○ 6番(大谷昌幸君) 社会増の問題もありますが、それがためにいままでのところは悪いやつで辛抱せよということでしたら、余りにも先ほどから申し上げてることになってしまいます。したがって、計画、ビジョンはこの際、どうしてもつくっていただくことには、いつまでたっても同じことだろうと思つて。平行線をたどるんじゃないかならうかと思つて。だから、早急には無理かもしれませんが、次年度の予算決定までには、一つの計画というものを具体的にお示し願いたいと思つて。

○ 教育長(葛城宗一君) いろいろ御教示いただきましたが、かねてから既設校と新設校等との施設設備の不均衡是正について、積極的な議員さんから御意見をいただいております。お説のように、非常に格差があるような御指摘でございますけれども、本市におきましては、積極的な教育に対する議員各位のお力添えによりまして、木造校舎の鉄筋化に努めてまいりましたものでございます。木造を鉄筋化し、あるいは体育館そのものを理想に近づけることは私どもの仕事ではございますが、御承知の義務教育施設の整備につきましては、施設設備に対する国庫負担法がございまして、その法の第4条によりますと、耐久度すなわち危険度の判定基準が明確に規定されております。これらの判定基準を国、府の技術者をもって認定を受けなければ補助金と結びつかない、ここに問題がございます。

なお、これらの補助金等を結びつけるためには、努めてどの学校も積極的に申請をし、対処していただくわけですが、なかなかその耐久度認定には該当しがたい、したもについては、即刻、事業化を図る事情でございます。何を申し上げましても、現行法の補助制度の中で促進を図らなければならないということ等の事情を御賢察いただきまして、今後ともこれらの問題の解決には、より一層御趣旨にこたえるように促進してまいりたい、かよう考えるので

ございます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） それでは、母子寮の運営について、私の方からお答えしたいと思います。

御指摘どおりでございまして、痛み入ります。この母子寮につきましては、昭和29年に建て、現在まで至ってるわけでございます。老朽化も激しく、設備内容も不備であることは、われわれとしても理解いたしております。しかし、この運営につきましては、現在の児童福祉法に基づいて、配偶者のない女子なり、それに準じた女子、これらの者の保護の目的で利用するため、現在まで運営してまいったものでございます。御指摘のとおり、今後の運営等につきましては、検討課題として十分考えてまいりたい、かように考えるわけでございます。

○ 6番（大谷昌幸君） 現在、私の知る範囲では、母子寮に入ってるのは5世帯、12人ほどとたしか聞いております。ところが、あの設備は相当ひどい。部屋が小さいのですが、その小さい部屋を現在、どのように使用してるか知りませんが、5世帯、12人で、しかも、そこに予算書では600万円という経費を使ってる。もっと金の使い方を考えた場合、5世帯のために600万円なら、いっそのこと、市の方でアパートでも借りて入れてあげた方が安くつくんじゃないか、消極的な経済的に考えた場合ね。何か飼いの殺しのような感じがする。私は、ある方に向こうへお勧めしたのですが、一遍見に行って、人の住めるところやないと思いました。炊事は共同、入ったらトイレのにおいがブーンとくる。まるで木賃宿やないかという御指摘を受けてびっくりしたんです。

母子家庭は陰湿なものなんです。学校へ行ってもひげ目を感じるのは子供なんです。子供の学習室1つを見ても、菊花展で菊を並べてある机の方がうんと上等です。そういう机の上に電気が1つ、板張りのいすが5つか6つ置いてあって学習室であるといってる。余りにも福祉の行き届かない面があるんじゃないかと思うわけです。そういう点から、今後、母子寮をどのようにしていくかもからみあわせて、もう少し御答弁を願いたいと思います。

○ 市民部長（内田繁君） 御指摘痛み入ります。われわれも非常に理解はしておるんですが、何を申し上げましても、予算的な事情もございまして思うようにいかなんだということ、これでは申しわけないわけでございますが、今後、設備の不備等の面につきましては逐次、改善に向かって努力してまいりたい、かように考えますので、御了承願いたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） お落りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたします。

いと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

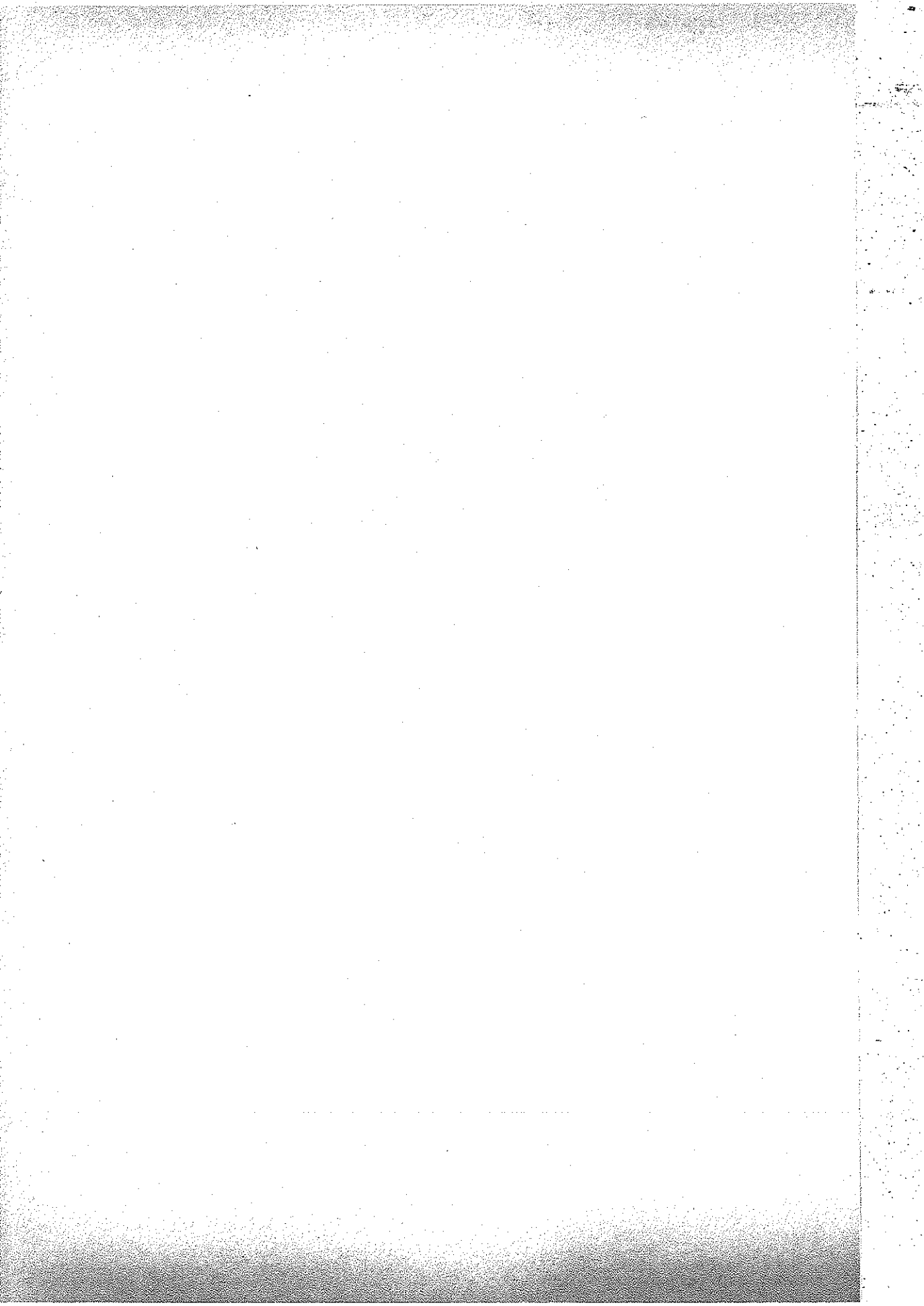
御異議ないようですので、散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集のほどをお願い申し上げます。

(午後4時35分散会)



第 8 日



昭和51年10月27日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員25名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	27番	竹下義章君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

(欠席議員1名)

26番 柳瀬美樹君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	記	職名	氏名
市長	池田忠雄		広報広報課長	竹田明郎
助役	坂口礼之助		財務部長	宇沢清
収入役	橋本炳		財務部次長	門林六男
市長公室長	西川喜久		財政課長	森生和義
市長公室次長兼秘書	杉本弘文		同和对策部長	佐原行雄

同和对策部次長兼 総合調整課長	生田 稔	水道部次長 (技術担当)	福本 喬久
市民部長	内田 繁	消防長	和田 増義
市民部理事	吉岡 昭男	消防本部次長兼 消防署長	湯川 行夫
市民部次長兼福祉事務 所長、保育課長	中西 淳富	用地担当理事兼 土地開発公社局長	西川 武雄
産業衛生部長	山本 俊兼	用地担当(部次長級)兼 土地開発公社事務局次長	橘本 昭夫
産業衛生部次長	岩井 益一	教育委員長	堀内 由延
市参与兼 建設部長事務取扱	中塚 白	教 育 長	葛城 宗一
建設部次長	森 保	市参与兼教育次長	阪東 重信
改良事業部長	林 徳次	指 導 部 長	乾 武俊
改良事業部次長	逢野 一郎	管 理 部 長	広岡 史郎
重要施策推進室長	小林 一三	管 理 部 次 長	松村 吉堯
重要施策推進室次長	富田 宏之	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
病院長代行	岩見 洋	選挙管理委員会 事務局長	青木 孝之
病院事務局長	平野 誠蔵	監 査 委 員	西口 喜一郎
病院事務局次長兼 庶務課長	藤原 光夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本 亮夫
水道部長	田中 稔	農業委員会事務局長	杉本 忠彦
水道部次長 (事務担当)	高橋 新平		

※各課長級は議案等必要に応じて出席させる

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 北野 丈夫
次 長 逢野 博之
議事・調査係長 西垣 宏高
調 査 係 佐土谷 茂一
議 事 係 山本 雅俊

○
(午前10時31分開議)

- 議長(坂上国治君) おはようございます。議員の皆さん方には御繁忙のところ、本日も御出席下さいましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。ただいま御出席の議員さんは17名でございます。池辺議員さん、上代議員さん、柳瀬議員さんより遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。
- 議長(坂上国治君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(坂上国治君) それでは、これより一般質問に入ります。15番横田憲治郎君。
- 15番(横田憲治郎君) 昨日と重複する点につきましては極力避けつつも、観点を変え、通告順に従いまして、きわめて端的に一般質問をさせていただきます。

まず最初に、財政運営についてでございます。9月に市議会の改選が行われまして、12万市民とともに、市政を、財政を基本としながら語り合う中で、市民の異口同音の危惧は本市の財政実態でございます。私はこの際、市長及び理事者の皆さん方に、行政運営の要である財政の運営につきまして、次の諸点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点は、本市の財政構造の実態をどのように認識をしているのか。現今、地方財政は悪化の一途から、いままさに危機に瀕しているといつて過言でない実態であります。本市の財政実態は危機に瀕する時点をかなり過ぎまして、いまや破局に面しているといつても言い過ぎではないと思うのでありますけれども、本市の財政実態をどのように掌握されているか、第1点お伺いをいたします。

2点目は、50年度あるいは51年度それぞれ20数億の超過負担がございますけれども、この詳細についていかに掌握されているか。機関委任事務、それに伴う事務費、措置費、さら

に建設事業費における超過負担をどのように掌握され、また、市長は常々その解消策に鋭意努力をしていくのだと言明しておられますが、50年度の決算が過ぎまして3億の赤字、本年度の決算見込みは恐らく10数億にとっておるのではないかと思います。これらの解消策への1つの大きな重圧として、超過負担の解消が課題になっております。この点についての具体的な努力の経過、見通し等について御答弁賜りたいと思います。

3点目に、地方債への依存度が極度に高くなっておる実態は見逃すわけにまいりません。財政負担にきわめて影響度の高い地方債への依存度が、財政運営の破局的結末を見るのではないかと、公債費比率と相まって危惧の急を絶てないわけでありますけれども、52年度以降、どのような償還計画、公債費比率の見通しを持っているのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

さらに4点目は、50年度における経常収支比率が100を超えております。103%という数字が出ておりますが、本市の宿命的な財政構造の脆弱性と、基本的には、自民党政府下における下請企業化された現在の自治財政、その実態の認識に立って、赤字再建団体転落必至とも予測される中でどのような回避策を持っていらっしゃるのか。応急的な、臨時的な、形式的なそれではなしに、財政実態の上に立った実際論として、その回避策を具体的に市長にお伺いしたいと思います。

さらに、本市の脆弱な財政運営の中で、社会事業団、社会福祉法人、財団法人等々公共関連施設等の導入、そのようなものをも積極的に図っていくべきではないか。さらにまた、人口の8%ないし9%を占める同和地域人口を抱え、改善事業の施行を数100億円の規模をもって、時限立法を53年に迎えるわけでありますが、積み残しているわけでありますけれども、これらを踏んまえ、本市の財政実態の中で財政運営を考えていくべきであろうと思いますが、市長、理事者の見解をお示し願いたいと思います。財政運営については、以上の諸点をお伺いします。

以下、端的にお伺いをしてまいります。まず、市の境界の整理と住居表示についてであります。境界整理の問題は昨日も質問が出ましたけれども、それでははなはだ不十分でございます。

47年の10月に泉大津市との連絡協議会が発足しましたが、これは形ばかりの発足でありまして、実質的な活動は皆無でございます。昨日も市長公室長から答弁があったわけですが、住民の意識調査をどのようにつかんでいらっしゃるのか。おくれればおくれるほど至難になるのがこれらの問題ではなからうかと思えます。

それと2点目は、1から3までの案があるわけでありまして、あくまでも、目標と目的を明

確にした具体策が望まれます。本市の行政責任という立場で、地域住民の利便を図るためにも、どの案を目標として、どのような年次を完成年次と定めて進もうとするのが、具体的に御報告をいただきたいと思います。

次いで、飛び地の整理の問題ですが、これも数年前から調査なり実態把握が行われているわけですが、把握のための把握、調査のための調査に終始しているのではないかと御批判を申し上げたい。これの整理についての経過と、そして、その完成目標年次を設定されているかどうか、お伺いしておきたい。

さらに、住居表示に関する法律が昭和40年に施行され、それに基づいて条例で定められておるわけですが、本市における住居表示の施行については、既成の市街地においては府中町関係、伯太町関係がその適用を受け、住居表示が施行されました。そのほとんどが青葉台、緑ヶ丘、三井丘陵、さらに鶴山台等々新興住宅地を対象としたものであります。

ちなみに、和泉市の市域を見渡してまいりますに、府中周辺においては黒鳥町、山荘町、この辺は非常に入り組んだ地域柄でして、住民が日常生活に不便をかこっているという実態がございます。また、山荘町を例にとりますと、これは通称でありまして、山荘町という呼称はございませんけれども、この地域には、阪本町、黒鳥町、東黒鳥町、一条院町というように、わずか200数10戸の地域であるにもかかわらず、住民が日常生活に非常に不便をかこっているという実態がございます。あるいは下の黒鳥町にしてもしかりであります。

このような実態を条例の中で取り上げ、日常生活の不便を解消するためにも住居表示を行っていくべきではないか、このように思うわけですが、黒鳥、山荘地域の住居表示を施行していく用意があるかどうか、この際、お伺いしておきたい。

特に山荘においては一定の地域を画しておりますし、自治会組織等も山荘という呼称で定着しております。黒鳥においても特殊的な地域構成があります。住居表示の要望の高いところでございますので、いま用意がないとしても、その用意をするべきであろうと思いますが、あわせてお伺いしておきます。

続きまして、教育関係について申し上げます。

まず、懸案になっております池上小学校の開校目標をお示し願いたい。第1点として、用地の手当てはいつの時点で完成するのか。建設事業費は52年に計上できるのかどうか。

特殊学校あるいは木造増築の鉄筋への建てかえ施行等々につきましては、昨日も質疑応答があったわけですが、人口急増地域あるいは極端な財政事情悪化の自治体については、4分の3補助等を含めた特別措置というものが、51年度において自治省、文部省あるいは大蔵省で協議ができつつあるやに仄聞しております。本市における木造校舎の鉄筋化、学校格差

の是正という問題については、補助ペースに乗らないということだけで、放置できる問題では断じてございません。新設校を建てるということは、すなわち、学校施設の格差を生ずることであり、むしろ、その時点から新しい格差是正への具体的なプロセスを持つべきであろうと思えますけれども、本件についての責任のある御答弁をいただきたいと思えます。

さらに、鶴山台地域の問題でありますけれども、公団にだまされたのか、実態の把握が甘かったのか、どちらだったのかお伺いをしたい。

その内容としては、まず、児童の発生状況の把握を当初、どのように見込んでおられたのか。そして、実態との差異はどうなっているのか。私の調査によりますと、48年度から年次別に約500人から500数10人の新生児の発生を見ておりますけれども、そのような実態把握を教育委員会はしていらっしゃるのかどうか。そうであるとすれば、鶴山地域において現在、南と北の2校ありますが、今年度から校区の再編をという御答弁が昨日あったわけですが、それはそれで是といたしましても、2校で果たして充足し得るのかどうか、新設校の用意を考えていないのかどうか。さらに、幼稚園の建設問題については、昨日も出ましたので、具体的には触れませんが、目標建設年次をいつに設定しているのか、この際、責任のある御答弁を賜りたいと思えます。

それから、通告には明示しておりませんが、伯太町2丁目に府立高校用地の手当てがすでに48年度にされているやに認識いたしておりますが、この建設について、市としての府への促進方はどのようになっているのか、その経過と内容について御意見を賜りたいと思えます。

さらに、池上地区における今池を用地とした府立養護学校の建設が課題になっておりますが、これもあわせて御答弁を願いたいと思えます。

4点目は、図書館の問題についてお伺いいたします。昨日も質問がありましたが、私はもう一步進めた観点からお伺いをいたします。

内容、規模、レイアウト等の検討に入っている段階だと伺いましたが、それでは、建設面積はどのくらいか。また、それへの財源裏づけをどのようにもくろんでいこうとしているのか。お隣の岸和田市では50年度にりっぱな図書館が完成し、41年度から基金を積み上げて、起債獲得の中で総額4億数100万円の建設費だというふうに聞いておりますけれども、本市はどのような規模のものを目標としているのか、お答えを賜りたいと思えます。

5番目は、保育所の問題であります。鶴山台の幼稚園建設と関連するわけでありまして、北信太関係の公立保育園は、乳幼児の極端な増加によって非常に狭隘な状態であり、保育浪人が700数10人も入所待ちというきわめて高い地域であります。保育所の増設についてはどのように考えているのか、市民部長の答弁をいただきたいと思えます。

それから、和気町における保育所建設は、本年度において、その用地確保については計画を見ているわけですが、建設はいつから始めるのか、予算措置はどのようになっているのか、あわせてお伺いしておきます。

次に、老人集会所建設の問題であります。用地は地元で段取りを下さい、そうすれば建ててあげましょうという態度であります。御存じのように国府地区、いわゆる府中町を中心とするこの地域は、用地の段取りができないからということで、いまだできておりません。私は建ててやるんだという姿勢には問題があると思います。

これは府の遊休地、国の土地、あるいは河川敷、廃川敷等々、行政責任を積極的に前に出した立場で、あくまでも老人福祉、お年寄りに優しい場を与える、そして、やすらいでいただくんだという前向きな姿勢でもって対処していただきたい。同時に、府中地域の老人集会所建設については、その用地問題をどのように考えているか。あくまでも、在来のような地元で用地を段取りしたら考えてあげましょうという態度で終始するのか、その点について御答弁をいただきたい。

次に、生活道路の維持管理の問題であります。昨日も話が出たようであります。認定外道路における生活道路の掌握は、急務で不可欠な課題であろうと申し上げたいのであります。

黒鳥町においては、当地域を地建が管理、あるいは近畿財務局が管理している等々の理由で、非常な不便をかこっている実態があるわけですが、可能な範囲から借り上げ、寄付行為等々皆さん方の御協力をいただきながら、全き道路環境を目指す意味からも、その実態の掌握を事業部においてなされるべきであろうと思うんですけれども、全市的な視野での掌握と相まって、部長の前向きな御答弁をこの際、お願いをいたします。

次に、同促協の発足についてであります。市民合意の同和行政を目指す観点から、市長は同促協の早期実現とその発足を念願し、議会においても約束をせられているところでありますが、現在の時点に至って、いまだ発足のきざしすらうかがえない実態を私は非常に遺憾に思うのであります。

われわれは党利党略路線を排し、一方的な手法によるところの同和行政を極力排除して、市民合意の中で和泉市政が運営されなければならない。そういう面でも池田市長を推奨し、支持もし、今日に至っておりますけれども、これらの要になる同促協の発足が果たしてどこまで検討され、実施できるのか。遅きに失している同促協の発足についての経過と内容、いつ設置できるのか、その点をこの際、明確にさせていただきたいのであります。

最後に、公害の測定とその公表及び対策であります。市民が公害に侵されているのかいないのか、私たちの環境が守られているのかいないのか、かいかも見当がついていないのであり

ます。泉北臨海工業地帯から排出される公害によって、われわれの住環境が汚染されているのかいないのか、その目安になるのが公害測定の公表であります。最低、年に2度は市民に測定結果を周知せしめて、市民とともに公害対策を考えていかなければならないと思います。単に公害の実態を発表するだけではなしに、それへの具体的な対策と相まって、測定の結果を市民に知らせると申し上げたい。この点についての責任ある御答弁をいただきたい。

再質問をさせていただくことを申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 理事者の方に申し上げておきますけれども、非常に盛りだくさんな質問でございますので、各セッションでこれをとらえて、明快なる答弁をしていただくようお願いいたします。答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 横田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず第1点、財政運営についての種々の御質問をいただきました。御指摘のように本市の財政は悪化の一途をたどっている現状でございます。何とかこれを自主的に再建していきたい、こういう立場で議会の御協力もいただき、理事者一同、一生懸命に努力を重ねている過程の中でございます。

（議長退席、副議長着席）

御案内のように、昨年度10億を超える赤字が予想される中で、私たちがひたすら取り組みましたことは、再建団体の指定だけは受けたくない。地方自治を守り、市民の皆さんの御要望に少しでもおこたえするという立場から、再建団体の回避を至と命令とする中で、50年度は自主再建債を約5億、それから、経常経費節減のために老齢の職員はできるだけやめていただき、若い職員を採用してまいりましたし、退職債等も借れるだけ借り上げ、節減にこれ努めました。また交付税のアップ、特交のアップ等あらゆる分野へ働きかけを行い、お願いをする中で、みずからえりを正し、節減に努めました結果、3億ぐらいの赤字にとどめることができ、51年度を迎えたわけでございます。やりくりし、借金をする中で50年度を終わらしていただき、51年度の運営にいま差しかかっているのが実態でございます。

このまま推移いたしますと、御指摘のように、今年度の赤字は10数億が予想されるわけであります。超過負担の実態、あるいは地方債の実態、後ほど詳しい数字については助役、関係部長の方から述べさしますけれども、今後とも議会の御協力、市民の皆さんの御協力をいただく中で、理事者、職員打って一丸となって、再建団体回避への努力を猛烈にしなければならぬ段階になっているわけでございます。

現在、理事者も加え、大学の先生もお迎えする中で財政健全化委員会の諮問を申し上げ、い

ま、御論議をいただいているところでして、来月、中間答申が出るわけでございます。このように大所高所から和泉市の財政にメスを入れ、答申と相まって、議会の皆さんも御相談をさしていただきながら、51年度を何とか乗り切り、52年度に向かって適確な歩みをさせていただかなきゃならない、非常に危機的な状況でございます。

お尋ねの具体的な対応策といたしましては、皆さんの御指摘あるいは財政健全化委員会の答申、これらと相まちながら、今後、あとう限りの努力をしてみたいと存じます。人件費を初め経常経費についてもでき得る限り節減をしてみたい。みずからえりを正す中で市政についての姿勢を正していきたい。あるいは国に対しても、超過負担等いろいろございますが、全国市長会、近畿市長会、大阪府市長会挙げくの取り組みの中で、和泉市が果たす役割りを強力に推進してみたいと存じております。この努力は今後一層積み重ねさせていただきたいと思っております。

本市の財政実態が非常に悪い中で、御指摘のように市民1人当たり税額は50年度で26,903円でありまして、府下の32市中27番目に位しております。こういう現状の中で、和泉市独自の財源をどのようにしてふやしてゆくか、国、府に対するアタックとともに自主財源の拡大をどう図っていくか、財源が経常的に入ってくる政策をどのようにして打ち立てていくか、これらの方策について、今後とも議会の皆さんと御相談を申し上げながら、強力に打ち出していかなきゃならないと存じております。

また、こうした厳しい中で、多様化する住民の皆さんの要求にどうこたえていくのか。赤字だから何にもできないということでは市民に申しわけない。創意と工夫をこらし、努力をする中で、市民の皆さんから寄せられる広範な要求にこたえてみたい。従来から言われておることでございますけれども、今後とも一層重点施策をとらしていただき、かっちりとした計画的な見通しを立て、計画行政を促進してまいる中で、少しでもその御要望におこたえできるよう努力をしてみることが肝要ではないかと存じております。

細部につきましては助役あるいは部長から答弁をさせますけれども、御指摘をいただきました財政の実態、非常に苦しい財政実態ではございますが、議会の皆さんの御協力、市民の皆さんの御協力をいただき、積極的な施策を推進する中で51年度を乗り切り、何とか住みよい郷土をつくってみたい、このように存じておりますので、よろしく御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。

- 助役（坂口礼之助君） それでは細部にわたりましての横田議員さんの御質問に対してお答えを申し上げたいと存じます。

まず、財政構造の実態をどのように認識しているかという率直な御質問でございますけれど

も、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、50年度ないし51年度、さらに、今後の本市の財政の実態は、全く危機に瀕してきているというのが実態でございます。

御承知のとおり、昨50年度につきましては、昨年10月、ちょうどいまごろの時点では16億近い赤字になるというような危機に瀕しておりましたが、最終的には、これを2億8千万余りの赤字に抑えたわけでございますけれども、その赤字額を減少するためかなり荒っぽい試算を用いてございます。

まず歳入につきましては、昨年度、政府が特例して出された財政健全化債という借入金を5億円借りたわけでございます。これを借りるためには、それに相応する裏づけの本市独自の再建計画がなければならぬということから、御承知のように、公共料金についても議会の御同意を賜りまして、大幅な上昇もさしていただき、歳出につきましては、職員の人勧等についても1号ダウン、しかも、51年1月実施という大きな御協力をいただいて、再建債をお借りしたという過去の実態でございます。

そういうことから、ようやく3億円に足らざる赤字に圧縮いたしまして、再建団体に転落することを免がれたわけでございますが、そのことで51年度が安泰だということでは決していないわけでございます。

現在、財政当局の方で51年度の財政運営計画を種々練ってございますけれども、われわれのところには届いている資料で申し上げますと、本年度単独の収支につきましては、10億近い現計予算の中では赤字になる可能性がある。それに昨年度から繰り越されてまいりました2億8,700幾らの赤字を上積みしますと、13億近い赤字になる見込みだという報告をもらっております。このまま参りますと、本年もまた財政再建の赤字の転落になるかならんかという、非常にきわどい財政運営を行わざるを得ないという状況でございます。

この原因には、過去の財政運営の問題であるとか、行政内部の運営の問題であるとか、いろいろ御指摘いただける点があると思います。しかし、それはもう過去のことでございまして、いかにこの硬直化した財政を建て直していくかということにつきましては、本当に腰を据えて考えなければならない時期に到来しているんじゃないかと思っておるわけでございます。

先ほど市長が御説明申し上げました中にございますように、われわれ理事者を中心としまして、大学の先生を交えた行財政健全化委員会をつくりまして、本市の実態について現在、あらゆる角度からメスを入れていただいております、その結果が少なくとも12月ごろには出そろってまいるかというふうに存じております。そうした中から、今後の財政再建に対します自主再建策というものを勇断をもってやっていかなければ、本市財政は行き詰まってくるのではないかとこのように認識いたしておるわけでございます。そのような本市財政の実態であると

いう認識の上に立って現在、運営を心がけておるわけでございます。

2点目の超過負担の実態をどのように把握されているか、ということについてお答えを申し上げたいと思いますが、いろいろ御質問のあった中で、特に機関委任事務等に対します超過負担等についても具体的に述べるということでございますので、まず、51年度当初予算に掲載されている予算の上におきまして、財政の方ではじき出しました超過負担の結果を申し上げてみたいと思います。

まず、義務教育施設の建設に関します超過負担につきましては、校舎の建設につきましては3,651万5千円、屋内運動場につきましては7,847万3千円、そのような……。

- 15番（横田憲治郎君） そんなに具体的でなくても結構です。施設関係の合計で結構です。
- 助役（坂口礼之助君） 合計ですが、義務教育施設につきましては、いまの2つでございます。保育所の運営費につきましては、大きな超過負担が生じておりまして、6億3,375万4千円という超過負担が生じております。保育所の建設費につきましては9,791万余円。それから、農業委員会の関係につきましては、総計約1,211万の超過負担を生じております。国民健康保険の関係につきましては4,358万1千円、国民年金の事務費につきましては2,077万3千円。51年度の当初予算に計上されております関係事業あるいは事務等につきましての超過負担の総計は、ただいま申しました合計で9億2,461万3千円という巨額に上っております。

これらは非常に複雑な要素に基づきまして、こうした超過負担というものが生じているわけでございまして、その具体的な内訳につきましては、補助等の基準単価が非常に低いということによります単価差、それから、対象の面積等の数量が違うということにおける数量差、それから補助対象の具体的内容について補助の対象外にされているものもあるという対象差、この3つの要素によりまして、ただいま申し上げたような超過負担が生じておるわけでございます。

これは単に和泉市だけの問題ではなくて、全国の市町村がこぞって超過負担の解消に全力を挙げ、対政府との話し合いを進めてまいっているわけでございますが、国と地方との関係では、こうした超過負担に対する概念に考え方の相違がございまして、国の方では、たとえば単価差につきまして、国で決めました標準的な補助基準によった場合に生ずる単価差については解消していきたいという考え方を持ってございましてけれども、標準的な施設水準を上回ったような、いわばデラックスな施設をつくった場合に生ずる単価差等につきましては、これは超過負担ではないという見解を示されるわけでございます。こうした点で国と地方との間にかなりいろいろな議論をやっておる状態でございますが、一定の標準的な補助基準によってつくられた場合の施設に対する単価差は順次解消されてまいっておりまして、特に顕著に出てまいっております。

のは、義務教育施設に対します単価差は大幅に解消されてまいっております。

- 15番(横田憲治郎君) 結論だけ、数字的に言ってください。
- 助役(坂口礼之助君) いま申し上げましたのは超過負担に関係した問題でございまして…。
- 15番(横田憲治郎君) 何は解消されたの。
- 助役(坂口礼之助君) ちょっといま手元に持っておりませんので……。

それから、地方債の関係でございますけれども、御承知のとおり、本市の地方債は50年度で大幅に増加したわけでございまして、49年度末までの地方債の残高は、75億700余万円であったわけでございます。しかし、50年度は大規模な事業を行った関係で、単年度でそれを上回る91億3,800万という起債を起こしてございますので、50年度現在では163億9,900万円の巨額な起債の残高を残しております。

したがいまして、これに対する元利償還金、いわゆる公債費が大幅に増加いたしてまいっておりまして、51年度で元利償還金の合計が12億9,900万円、公債費比率と申します比率では、本年度単年度で17%という比率になっております。公債費比率が3年平均して20%を上回ってまいりますと、起債の制限が起きるわけでございまして、借入金が制限されてまいります。

(副議長退席、議長着席)

現在の見通しでは、3年平均で20%を上回ると思われる年度は、52年度もしくは53年度ということになっております。したがって、現状のまままいりますと、起債等についても制限されるという可能性があるわけでございます。

それから、經常収支の比率の悪化のことも申されておりましたが、50年度では103%という、いわゆる經常的な収入で經常的な支出をまかない切れないという状態になってまいっておりまして、51年度の現計予算の上ではじき出しました經常収支の比率につきましては、さらに10%ほど上回りますして113%というふうになっております。これは言いかえまして、經常的な収入でもって事業に振り当ていける財源がなくなっていっているということでありまして、したがいまして、臨時的な収入等を確保しながら事業を推進していかざるを得ないという状態でございます。

以上、具体的な計数等をもって御説明申し上げました。これに対する対策については市長からお答えされたとおりでございます。

- 15番(横田憲治郎君) 時間が経過しますので、はしょって前に進んでいきたいと思えます。

まず、本市の財政実態、ほくは2つの観点から認識と理解を持ってほしいと要望したい。1

つは、助役も述べられましたけれども、基本的な地方財政の構造欠陥、これは全国的なものだと思うんです。しかし、それにおもねてはいかんと思う。本市の宿命的な実態というものから目をそらしてはいけない。

昨年度の実態1つを取り上げてみても、泉大津市は和泉よりも人口割りにしたら11,297円、若干多いわけですが、1人当たりの市税とトータルしますと、これが逆転するわけです。85キロ平方という広大な市域を有している、大阪府下の泉北地域の中で、高石は交付税はございませんけれども、非常に高い市税の収入がある。片や人口は急増し、広大な市域を有している。片や和泉市よりも1人当たりの市税は多くて、交付税が和泉市よりも上回っているというアンバラですね。しかも、同和行政を大きく抱えている。そういう特殊な実態を踏んまえて、交付税獲得のためにどのように中央に当たっているのか。

もちろん助役が言うように、国家行政優位で、地方自治体が下請機関的な仕組みというものはございます。これは息の長い闘いですががんばっていかなくちゃならないと思いますけれども、現実的な財政構造の認識に立ってやってほしいと思うわけです。公共料金の値上げをしたり、職員給与のカット、カットまではいかなくても、人勸を値切ってしわ寄せをしていく。こういう宿命的な欠陥、実態というものを十分に認識して、交付税や特補の獲得に努力をしてもらうよう強く要望しておきます。

さらに、地方債への依存度が強い中で果たして来年度の当初予算が組めるのかと、神経質かもしれませんけれども危惧をいたします。

それで、再答弁を2点だけお願いします。まず、いま申し上げた人勸実施の問題にどう取り組もうとするのか。それと、普通事業費の繰り延べをまたやろうとするのか。再建団体転落のガイドラインというのは、間違っていたら訂正してください、11億円程度じゃないかと思うんですけれども、財政課長、その枠内にとどめるための主な施策を2つ3つ言ってほしい。助役の答弁は概念論であったんで、結論的に、これとこれを始末し、これとこれを見込むんで再建団体転落のガイドライン内にとめるんだという線を端的に示してください。それで財政問題は結構です。

- 助役（坂口礼之助君） 率直に申し上げまして、具体的に考えておりますのは、臨時的収入を何とか確保していく中で本年度は運営していきたい。端的に申しますとそういう考え方を持っております。
- 15番（横田憲治郎君） 人勸と事業債の繰り延べの問題は……。
- 助役（坂口礼之助君） 人勸の実施云々につきましては、現在、慎重に検討中でございまして、本席ちょっと明快に答弁いたしかねます。まだ、具体的に市長とも相談してございません。

し、大専当局等とも計数等についての詰めもまだ行ってございませんので。

- 1番(横田憲治郎君) もう1点だけ。いま言いましたように本市独特の脆弱な財政構造、これに目をつむってもしら困るというんです。租税客体をまた掌握するんやというようなことで市民の方へ目を向けるんやなしに、自衛隊基地交付金の問題も若干上がってますけれども、固定資産税並みにもらおうと思えば、あと3億や3億5千万円はもらえる。これへの努力もあります。

85キロ平方の広大な市域を抱え、人口は急増で、しかも交付税の実態はこのようなものです。特定財源にしても、岸和田なんか30数億もある。泉大津にしてもしかり。うちは箕面からおこぼれの290万円ぽっきり。まあ、汚ない金かもしれませんが、いただいているにすぎないわけです。もちろん、それだけでは解決できないかわかりません。池の3つや4つ、5つや6つまだ処分せないかんかもわからん。

転落をすれば再建団体で、福祉行政に当然いろんなしわ寄せがくる。ましてや、環境改善事業もどうなるかわからん。厳しい枠の中に入って行くわけですからね。そういうところに思いをした、和泉市ならではの、和泉市長ならではの、市民を守り財政を守っていくという独特の運動を……。財政健全化委員会のことも聞かしていただきましたが、私はもっと私企業のエキスパートも招聘すべきだと思うんです。そして、広く市民とともに本市の自治を守るんだというその姿勢を要望し、簡単に結論だけ市長に伺って、財政問題は終わっておきます。

- 市長(池田忠雄君) 先ほど来お答えをいたしました中で舌足らずもあろうと存じますけれども、横田議員さん御指摘のように、市民にしわ寄せをするという立場ではなしに、可能な限り、たとえば府にアタックをする、あるいは自主的な臨時的収入の増大を図っていく。あらゆる面で英知と創意と工夫をこらして、議会の皆さんの御協力と市民の皆さん方の盛り上がる御支援、御協力の中で財政危機を乗り越え、和泉市の郷土を守っていきたい。こういう決意でもって今後とも一層努力をいたしたい。このように思っておりますのでよろしく願います。

- 議長(坂上国治君) 次。

- 市長公室長(西川喜久君) 市の境界整理について私からお答えいたします。

御指摘のとおり、昭和47年12月に泉大津の市民会館で3つの基本的な考えを持って説明したに済んでおります。その後、われわれ理事者といたしましても、一定の考えを早急にまとめまして、市議会事務局を通じ議長さんなり副議長さんにもお願いも申し上げ、場合によっては、わが市単独でもこの協議会を組織していただきまして、1日も早くこの解決のために努力をしてまいりたい、かように考えておりますのでよろしく願います。

- 市参与(中塚白君) 結論から申し上げます。住居表示については、御指摘の場所について

は現行の形ではできない。なぜかと申しますと、少なくとも、まだ開発はされてございません。それと、まずこの時点でやらなければならないのは、かなり町名が入り組んでございますので、町名の変更とあわせて地番整理をやらなければならない、こういう現状でございます。

- 15番（横田憲治郎君） 泉大津との境界の問題については、市の姿勢をはっきりするという意味からも協議会を設けていただきたい。相手のあることですから、相手の考えを無視するわけにはいきませんが、こっちの根っこがないままでは話にならないと思います。目標年次等については、きょうはありませんでしたけれども、また、次の機会に聞かさせていただきますが、町名・地番の変更は、住居表示とあわせて一緒にということが無理であるとするならば、当面、地番と町名の変更についての作業を当該地域についてはかかっていたいただけますか。
- 市参与（中塚白君） 検討いたします。
- 議長（坂上国治君） 次。
- 市参与（阪東重信君） お答えを申し上げたいと思います。

（仮称）池上小学校の問題につきましては、校区編成における適正就学対策審議会の御指摘、あるいは予算審議を通じての御指摘で、本年4月に向けてということで現在、非常に難航いたしております。開校の時期あるいは建設の時期については、いま難航の中で実はとまっております。

用地の関係につきましても、仮称千草池につきましては、地元の町会あるいは水利権者等の話し合いが円満に解消いたしましたのが7月の末でございます。8月12日から買収にかかって、池の買収価格の決定協議の相整った時点でございます。これらの処分系統をめぐって、各6町会にわたりますが、その御決定をいただきに上がっておりますが、これとていろいろの条件提示を迫られ、非常に困っている現状でございますが、引き続き精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

第2点、現状の学校施設の整備充実につきましていろいろと御指摘をいただきましたが、補助ベースだけに頼れない現状ということでございますが、補助の対象となる条件整備という考え方で、学級の認定なり資格面積の計算等で今後努力してまいりたいと思っておりますが、財源の確保ということを中心に、格差是正等については御指摘のとおり、取り組んでまいりたいと存じます。

なお、急増市町村に対する助成措置に対する動きでございますが、文部省の一般的補助基準としては、小学校、中学校の校舎あるいは体育館それぞれ分かれて補助率を持っておりますが、急増市町村につきましては、たとえば小学校が3分の1を2分の1ということで補助率の考え方を考えていただいております。今後、関係官庁に対しましても、急増市町村としましても、

現在、52年度限りといたしておりますが、御指摘のように、補助率のアップと52年度という期限を延長していただくよう、それぞれ要請してまいりたいと考えております。

それから、鶴山台の考え方でございますが、決して公団とだました、だまされたという関係でなしに、文部省の基準では1校当たり0.4戸でございますので、私ども、まさに人口分布状態もつかんでおりますが、今後十分に推計をいたしまして、もう1つの学校が要るかどうか、その辺はいま検討いたしておりますので、御猶予をいただきたいと考えます。

第5点の幼稚園の問題でございます。無論、幼稚園の建設については鋭意努力いたしますが、現行の目標年次としましては、文部省としては、47年から10カ年計画でこれらの整備計画を出しております。補助率は3分の1でございます。したがって、文部省の掛け声の中で、もっと条件のいい中で幼稚園の建設ができるよう、関係官庁への要請も続けながら鋭意、取り組んでまいりたいと思います。

第6点の高校の問題でございますが、警察横の高校につきましては普通高校といたしております。52年度の予算でぜひお願いしたい。規模につきましては、現在の生徒数を45人として12学級。したがって540人の3学年、最終目標は、生徒数1,620人の規模で進めていただいております。

7点目の養護学校につきましては、これも来年度の府の予算の中でぜひお願いしたいということで、小・中・高の3クラスの規模でお願いいたしております。さらに重度、重複障害児童・生徒に対する特別の校舎の整備もあわせてお願いしている現状でございます。

6点、7点における高校、養護学校につきましては、府会の和田先生にも強くお願いいたしております。来年度の府会でぜひこの予算をお願いいたしたく、また、私たちも府に直接お願いしているような現状でございます。2つの学校とも52年度でぜひ府会で予算化していただき、53年度4月開校という方向でお願いしているのが実態でございます。

最後に、図書館でございますが、昨日も申し上げておりますように、広く市民に学習の場を与えるということに努力いたしております。何とか早くやりたいというのが昨日の答弁でございますが、用地につきましては、市民体育館の隣に2,000平米確保いたしております。事業費、設計等につきましては、市長の方から早期に提出せよということで現在検討いたしておりますが、ただ財源的には、75%の起債と国の補助が2,100万円ということでございますので、何とか財源をほかに設けながら、早い時期での予算審議をお願いできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、概略のお答えを申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 時間がないので、理事者は端的に明確に御答弁願います。

- 15番（横田憲治郎君） 再質問しますが、まず鶴山台幼稚園、これは目標年次を早期に設定できるよう御努力のほどをお願いします。12月にも定例会がありますので、再度、御返答をいただきたいと思ひますし、小学校の問題についても御同様にしておきたいと思ひます。

それから高校、養護学校については、53年待ったなしでいけますように御努力のほどをお願いしておきます。

図書館の問題ですけれども、2千数100万円、府の補助を入れても数千円と。2,000平米の面積ですから、長期的に考えれば3階建ての建物ということで、単純に素人判断をしましても2億円、3億円は見込んでいかなきゃならない。だから、建てるんだということは非常に結構ですし、私たちが期待するんですけれども、現実に伴う財源の問題ですね、規模の検討と並行してもらわんことには……。例の絵にかいた何とかという話ですね、だんだんに向こうへ行ってしまふというようなことでは……。だから、3年後にはしたい、2年後にはしたいという目標設定の中で、それじゃ財源はどうするんだという検討を強くお願いしておきます。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 市長部次長（中西淳富君） 保育園の問題についてお答えいたします。

保育園の増設につきましては、現下の財政事情のもとでは非常に困難でございます。しかしながら、現在の保育需要を見ましたときに、このまま放置することはできないものと痛感をおぼえております。したがって、今後、財政事情の許す限り計画的に新增築を図るとともに、民間保育所の導入もあわせて計画してまいりたいと考えております。

続きまして、和気保育園の建設でございます。（仮称）和気保育園の建設につきましては、御承知のとおり、大阪府供給公社との間に土地の選定を終了しまして、現在、同地域につきまして文化財の調査が必要となつてまいりましたので、府・市教委との間で調査を進めていただいているところでございます。調査が完了次第、建設に向けて鋭意努力をいたします。

なお、予算的には、債務負担行為として昭和51年度より計上させていただいております。

以上でございます。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 市民部理事（吉岡昭男君） 老人集会所の建設についてお答えいたします。

御指摘のとおり、いままでの実績では、地元において土地を確保され、その提供を受けることが原則とされております。したがって、原則は原則として取り組んでいく中で、国、府、公社等の公共用地を今後、積極的に調査検討いたしまして、御意向に沿えるよう努力してまいりたい、かように考えますので御了解願ひます。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 市参与（中塚白君） 6点目の生活道路の問題についてお答え申し上げます。

無論、いろいろ問題点はございます。しかし、この件につきましては、前々から論議の的になってございますし、一定の物差しを取得委員会等を通じて検討していただきまして、何とか方針を出したいと存じております。

- 議長（坂上国治君） 次の答弁。

- 市長（池田忠雄君） 同促協発足についてのお尋ねでございます。先般の議会でも、市民合意の同和行政を進めていくということの中で、何とか市民合意の場としての同促協を発足させたいということで申し上げました。自来、関係者ともいろいろと話を進めさせていただいております。非常におくれて申しわけございませんけれども、なお、この問題につきましては、何とか発足をさせたいということの中で鋭意努力中でございます。いましばらく御猶予をいただきたい、このように思います。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 8点目の公害問題につきましてお答え申し上げます。

御承知のとおり法令、大阪府条例等によって、良好な生活環境の保持を図るための一定の基準を設けられております。その基準に従って本市におきましても、大気汚染、水質汚濁の関係等一定の測定地点を持っております。これら公害の状況を市民にお知らせするということがわれわれの願いでもございまして、例年12月には、和泉市の公害の現況を御発表申し上げている次第でございます。本年におきましては、来る12月に公害の現況、対策の状況というものを御発表申し上げたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 15番（横田憲治郎君） 公害の問題ですけれども、この本でっしゅ。これを出しているさかいに公表しはらへんということですか。私の質問の趣旨を踏んまえて答弁してください。これはどのくらい発行してまんねん。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 例年200部を作成して、市議会並びに関係機関に御送付申し上げます。あわせて公報等にもピックアップして当載をしている、こういう考え方を持っております。

- 15番（横田憲治郎君） 住民生活と非常に影響の深い公害問題です。もっと親切的な公表の仕方を要望しておきたいと思います。

内容的に市長にも知ってもらいたいのですがね、光化学スモッグについてはやや横ばいの状態です。しかし、オキシダントについては基準を超えておりますし、漸次ふえ続けております。浮遊粉じんについては山手が特に多いし、一酸化は別として、二酸化炭素については、北信太を中心に基準をオーバーしております。それから、水質汚濁も進んでおります。健康に被

害を与えるシアン、水銀、カドミウムなどは出てませんが、大腸菌群のかなり大幅な発生等々、本市の松尾、槇尾、父鬼川、東槇尾ですか、これらの主要河川も汚濁の方向に向きつつあります。また、地盤沈下については、小田、和気では徐々に進みつつあります。したがって、こういうことではお粗末です。それらに対する対策をも含めて強く要望しておきます。

生活道路の問題については、一定の物差しの中で鋭意御努力いただくことを何回か確認させていただいておりますけれども、さらによろしく願いをしておきたいと思います。

いろいろとはしょってお話しさせていただきましたけれども、私も一年余り一般質問から遠ざかっておりましたし、同友の木下氏が副議長席に当壇をいたしましたので、その分も含めましたので幅が広くなり、時間の点で気を遣わしましたけれども、不満の点もたくさんございますが、重要課題が財政を中心にいろいろあることを御認識いただいて、懸命な御努力をお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（坂上国治君） それでは昼の1時まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時12分再開）

- 議長（坂上国治君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に1番寺田茂君。

- 1番（寺田茂君） 一般質問の通告の順を追いまして質問を申し上げたい。

まず福祉問題という形で、同和地区の幸せ会心障者守る会の1泊学習会というふう書いてありますが、朝からの各議員の質問に対して池田市長は、同和行政は市民的合意でやっていると、これは市長の選挙の公約でありましたことは御承知のとおりかと思えます。市民合意というのは、市長がおのずから市民全体の合意の中で同和行政を進めていく、また、いかなる差別もあってはいけないと。そのことは、行政の中でも当然のことであるというふうに考えておるわけです。そういう観点から、私の質問を加味しながら続けていきたいと思えます。

1泊学習会については、まず、学習会という問題がどうなのか。これは恐らくお年寄りを対象にされた問題だというふうに思えます。私はこういう施策については、十分理解も納得もしておるところなんですが、ただ、和泉市の行政の中で公正を欠くことがあってはいけない。こういう観点から、他と比較をしながらお聞きをしたいと思えます。

まず、和泉市には老人クラブ連合会というのがございます。クラブが125、人数が6200人から6,230人ぐらいあるんじゃないかと思えます。この老人福祉費が年間で645万円、ざっと1人当たり1年間に1,000円の予算というふうに思っておりますが、今回、1泊学習

会に参加される同和地区の守る会の人たちが何人ぐらいおるのか、そして、その予算はいかほどか。もう終わりましたので、大体の数字は出ておるのではないかと思いますので、何人で、金額的にはどのぐらいか、まず、お聞きをしたいと思います。

また、同和地区の中で一切の差別があってはいけない、これは同対審でもうたっておりますし、市の施策としてもあたりまえのことですが、同和地区の中で一緒に行きたいといっても行かない人があるわけです。それについて市としてはどう思っておられるのか。市長は、同和事業は窓口一本化行政の中で進めるという理念のもとに進められておりますが、これは一般的には非常に問題があるのではないかというふうに思いますので、市長に今後、その行政についてどう考えているのか、基本的なものをお聞きしたいと思います。

2番目に、保育園建設と保育料の格差と収入状況について。これは6月議会で私は質問してあるんですが、議会の中ではお答えがなかった。後日あるだろうと思って待っておったんですが、なかなか出てこない。だから、関係のところへ行って私も聞いてまいりましたが、しかし、なかなか出てこないという問題について、ここでもう一度お聞きをしたいというふうに思います。

また、保育園の建設の中で、ことし4月から現在まで待機者がどれぐらいおるのか。4月当初は相当数あったと思いますが、その後、保育園に入られた方があるかもわかりません。和泉市全体で保育園に入りたいという待機者が現在、どれぐらいあるかということをお聞きしたい。

保育園の問題で、私は校区別に見ておるわけなんです、黒鳥、和気校区に保育園が現在ございません。若干、対象人員とは違うかもわかりませんが、そういう基本的な考え方の中で、市としては保育園建設をどう考えているか、まず、これをお聞きしたいと思います。

保育料の格差の問題につきましては、冒頭申し上げましたように、6月議会の中で同和地区の保育園の保育料については、現在、検討中だというお答えをいただいたわけですが、現在、どうなっているのかということをお聞きしたい。

このときに私は、一般の保育料が高いところで15,000円、同和地区保育料が依然として1,000円という、この格差の問題をどう考えているのかということもお聞きしたわけですが、一般と同じように約50%の値上げも考えているというお答えがございました。だから、私はパーセンテージでなしに、格差について市としては、市民合意の中での同和行政についてどう考えているのかということをお聞きしたいわけです。これが1点。

それから、保育料徴収の問題です。同和地区では、4月から現在まで保育料が決まらないという中で、徴収がされていないというふうに聞きましたが、事実、そのとおりかどうか。もしそうだとしたら、なぜ徴収されないのか。料金が決まらないから徴収されないのか、この点も

あわせてお聞きしたい。

後でも御質問申し上げますが、和泉市の財政と収入状況、これについては、各議員大きな心配の問題なんです。数字的に小さい、大きいは別として、和泉市の財政を建て直し、これをきちっとした数字であらわしていくためには、きちっとした計画と収入状況がはっきりしないといけないと思っておるわけです。保育料はいつ決まるのか、すでに決まっているのかもわかりませんが、仮に決まっていたら、9月の末というふうに思いますが、6カ月分、7カ月分を一括して徴収するのか、あるいは分割して徴収するのか、その辺の技術的な問題もお聞かせ願いたいと思います。

それともう1つ、私は自分でも分析したいということで、保育料の収入状況ということで、毎月々の収支報告を見せてくださいと言ったんですが、出てないということなんで、若干、後で私も理解いたしました。しかし、いまだに出てないということは、毎月々、これをどうして収入の中に組み入れていっているのか。6カ月に一遍の収入を入れるということはございませんで、月々入っていっていると思うんですが、その辺の点についてどのようにやっていくのか、また、やっているのかということもお願いしたいと思います。福祉の問題については、若干細かい点もございしますが、5、6点についてお答えを願いたいと思います。

2番目は、一般会計の収支状況ですが、これはきのう直村議員から、また、けさは他の議員からも和泉市の財政問題について質問がございました。とりわけ、この問題については、私たち議会人だけでなく、一般市民も大変関心があり、和泉市は本当に赤字再建団体に転落するのではないかという話が和泉市全体にわたって出ている最中なんです。こういうことからいろいろな質問なり、それをただしていこうという問題が出ております。

けさから市長さんは、50年度は赤字再建団体に転落しないために、人件費の経常経費の節減とか、採用ストップとか、お年寄りに退職していただいて、特別借金の方法も考えて何とか切り抜けてきたと。しかし、こういうことは2年も続きません。だから、市長さんが言われるということは市の基本方針になるわけなんで、その点抜本的に変えた形での財政問題を取り上げなくてはならない。こういうことを踏んまえてお聞きを申し上げたい。

先ほど、助役さんは転落防止のガイドラインということで、臨時的収入とか、人勸をどうするんかという質問に対して、大事なことであるから入念に検討していくというふうに言われましたが、実は、50年度でこの問題が出て、人件費削減によって赤字再建団体を切り抜けようとした1つの問題があるわけなんです。これは入念であろうがなかろうが、そこまで考えているということに大きな問題が残されているということも含めて、後で助役さんから再度、お聞かせ願いたい。

このような財政状況が心配な面から、一般会計の収支状況ということで、9月末までの資料を財政課からいただき、自分の目の届く限り届かしていただいたんですが、この大きな借金の財政をどう建て直していくのか。これは9月末の収支なんですが、去年度と比べて歳入に対する歳出が非常に多い。こういうパーセンテージでこのまま進んでいくと、50年度末よりももっと大きな差が生まれて、どうにもならないところに来るのではないかと思うわけです。

51年度の予算の中で議決されたのが151億円、予算現額が180億、前年度からの繰り越しが28億。だから、繰り越し、繰り越しということで、ことは180億の予算の現額になってくるわけなんです。こういう積み残し、積み残しがどんどん出てきている中で、健全な財政運営をやっていくと先ほどから言われていますが、この辺どう考えているのかという点についてお聞かせ願いたい。

先ほど今年度の赤字予想が出ましたが、約13億円。私もそう考えております。13億円という赤字予想に対して、和泉市としてはこれを解消するための自主財源をどのように見込んでいるのか。昨年と同じような公共料金の引き上げとか、人件費の切り下げ、経常経費の節減などというのは一般的なんです。市の職員が、本当に市のために窓口となってやるんだという観点からすると、これを職員が後に聞かれたとしたら大変なことで、意欲が阻害されるのは当然です。だから、こういう問題は省いていかないといけない。省いた中で自主財源をどう見ていくかということが、私は基本になると思うんです。それもあわせてお聞かせ願いたい。

それと、きのう直村議員の質問にもございましたが、同和予算の負債が86億、これをこれからどんどん償還していかなければならない。そして、補助対象は何もない。和泉市独自の借金として返していくわけです。だから、これの相当しっかりした見通しを持たないと、赤字再建団体転落どころか、大きな問題が起ってくる。これも含めて明快なお答えをいただきたい。

私は一般会計収支をなぜ重視したかと申しますと、一般会計から特別会計への補助という問題がございます。補てんですけど、ことし、来年と市立病院の建設が確約されて、どんどんこれが建設に向かっていくと思います。一般会計から病院会計に補てんをするという問題についてどう考えているのか。仮にそれがなかったら病院は建たない。だから、その補てんの問題をどう考えているのか。

以上、財政問題についてお答えをいただきたい。

第3番目に、教育問題として適正就学推進室という形で提案しておりますが、これは先日も議員さんから質問されました。同じような答えが出てくるだろうと思うんですが、私、再度お聞きしたいのは、住民台帳ですね。いつの議会でしたか、私は住民情報室とあわせて質問しましたが、住民台帳というのは非常に大事であり、他に一切見せない、これが基本であるという

答弁をいただきました。そのとおりだと思います。しかし、いま、住民台帳を整理している業者、これは南大阪の情報センターだったかと思うんですが、そこの関連で、その管理はどうしているんだと聞いたところ、業者とも信頼の中で一切公開しない。もちろん、そういうことのないよう厳重な形で保存しております、という答弁がございました。

そこで市民課と教育課の中で、この基本台帳なるものを、いかなる形であろうとそれを基点にして、適正就学推進室が校区編成の問題に活用していけるかどうか、この点若干ひっかかりますので、御答弁を願いたい。

そしていま、適正就学推進室の職員さんは、校区編成の問題で一般の皆さんのところに入っておると聞いておりますが、入っておられる職員さんは、行政側の責任者としてこれを聞いているかどうか。どういう問題が出てきて、どういうふうになっているのか。ただ指図一点張りで、実際に当たりのぐあいとか、そういう問題を解消する方向にどう向けているのか、この点なんです、むづかしい問題もあろうと思います。しかし、むづかしい、むづかしいと言って、ただ、推進室から家庭を訪問しなさいというだけでは一向に進まない。市の職員さんは本当に自分の腹に入った問題としてこれを進めていっているのかどうか。

推進室の室長さんがおられるのかどうか知りませんが、そういう点も含めて、越境の問題というのは非常に複雑です。また事実、こういうことがあってはいけないのです。しかし、現実にはそれがあろうということについて、基本的に行政側としてはどう考えているのか。

以上、余り重複しないように簡単に説明は終わりますが、再質問をお願い申し上げまして、よろしく明快に御答弁を願いたいということをお願いしておきます。

○ 議長（坂上国治君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 寺田議員さんの第1点の御質問にお答えをいたしたいと存じます。細部につきましては担当の市民部の方から答えさしますが、基本的な考え方について市長述べよということでございますので、私から申し上げたいと存じます。

議員さんも熟知をしていただき、御理解をいただいておりますとおり、同和行政につきましては、国民的課題であり、何100年続いてきた差別をなくしなさいというのが法の趣旨でございます。これを受けまして本市としても、同和行政に鋭意取り組ましていただき、議員さんの御理解をいただく中で進めてまいったのは、御案内のとおりでございます。

ただ、ここで基本的な考え方を1点だけ申し上げたいと存じますが、一般福祉行政と同和行政との間で違いのあることは御存じであろうと思います。この辺の理解に立って、一律に福祉行政はこうだ、同和行政との対比の中でこうだという比較は、そこに違いのあることは、御案内のとおりでございます。国民的課題であり、何100年続いてきた差別をこの10年の間で

なくす、いままでおくらせているものを10年の間で取り戻す。一般福祉との歴然たる違いがあって、そのために特別措置法ができてきた由来から考えまして、一般福祉よりもさらに上回る点が多々あろうかと存じます。

したがいまして、一般福祉とは違った同和行政の持つ意義、そして、差別をなくす、民主主義を全きものにするんだという理解の上に立って同和行政を進めている段階でございます。一般福祉行政と同和行政の違いについての数字的な比較は、また問題の次元が違うのではないかと、このように理解いたしておりますが、基本的な考え方について申し上げさせていただきます、あとは部長の方からお答えをいたしたい、このように存じますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 市民部長（内田繁君） いま、市長から基本の方針を申されましたので、それを踏まえて、今回、実施いたしました1泊学習会の人員等についてのお問い合わせでございますが、実は、帰ってまいりましたのがおとついでございまして、人員だけは把握いたしております。お年寄りについては335人、身体障害者については47人、合計382人が参加されております。金額については、まだ精算をいたしておりませんので、現在、はっきり申し上げることはできません。

この学習会については、いま、基本方針で申されました点を踏まえながら、同和地域の老人なり身障者の方々の、非常に低調である社会活動の改善対策といたしまして、健康の増進あるいは教養の向上、レクリエーション等、社会活動の推進を図っていくという立場から取り組んだというように御理解賜りたいと思います。

保育園については、また、担当の方から答弁させたいと思います。

- 市民部次長（中西淳富君） お答えいたします。

第1点の保育園の本年度の待機者数でございますが、現在、およそ560名程度と承知しております。これは申請者数でございます。措置できる子供の数は調査の上でございますので、568名以下ということになると承知してございます。

続いて、保育園建設についてどう考えているかという問題でございますが、この点につきましては、先ほど横田議員さんの質問に対してお答えいたしましたように、現下の財政事情のもとでは非常に困難でございます。しかしながら、現在の保育需要を見ました場合、このまま放置できないという観点に立ってございます。したがいまして、今後、財政事情の許す限り新増築を図るとともに、民間保育所の導入をもあわせて計画していきたいと考えてございます。

第3点の同和保育料についてどうなっているかということでございますが、同和保育料の改定手続がおくれ、保護者の皆様方にいろいろ御迷惑をおかけしていることは事実でございます。本年10月規則改正を行い、本年4月にさかのぼりまして保育料の改定を行った次第でござい

ます。したがって、あとの保育料徴収問題につきましては、やはり過去6カ月間の未徴収分がございます。その点、保護者の方々の御協力をお願いしまして、おのこの事情を勘案しまして、一括または分割の方法によりまして納付していただくべく、説明会を開きまして御了解を求めている次第でございます。議員さん御心配の点につきましては、今後、鋭意努力をいたしまして、滞納のないように努めてまいりたいと存じます。

第5点の保育料の収入状況について、当課の係員が大変失礼なことを申し上げまして、本席をおかりしておわび申し上げます。事実、毎月々の調整はしてございますので、いつでも御参考に供せられると思えます。

以上でございます。

- 議長（坂上国治君） 次。
- 財務部長（宇沢清君） 財政問題についてお答え申し上げます。

朝から横田議員さんに対し御答弁申し上げたとおり、今日、各市とも地域住民の生活の安定と福祉充実配慮しつつ、一般行政経費については厳に抑制するとともに、財源の重点配分等、経費の効率化を基本として、新しい経済情勢に即応した機動的、弾力的に行政を運営することが望まれているということで、市長なり助役から基本原則について御説明いたしましたので、私からは数字的に御説明申し上げます。

昨年度と比較して歳入歳出が大幅になっているという点、御指摘のとおりでございます。繰越明許費あるいは事故繰り越し等についての28億6,300万円というものは、6月議会において、議会の御議決をいただいて繰越明許いたしましたものでございます。

赤字額の解消としては、朝から市長なり助役から御答弁申し上げたとおり、国に向かって全般的なたな上げ、地方交付税の格上げ等について十分陳情をしていくということでございます。同和予算の起債の点も、同様そういう方向で示したいということでございます。

一般会計から特別会計の繰り出しについては、原則としまして、あくまでも、企業会計の原則を特別会計として守っていただくよう配慮しつつも、市立病院につきましては、相当大幅な増築もやっております。今後の見通しは、市当局としてまだ十分検討はいたしておりませんが、ある程度の繰り出しも必要ではないかと思っている次第でございます。

以上、お答え申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 次。
- 教委指導部長（乾武俊君） 3番目の適正就学推進室の御質問についてお答えいたします。

まず、児童・生徒の就学につきましては、地教行法24条の4項によって、教育委員会の職務権限というふうに規定されてございますが、その権限に基づきまして、学校教育法施行令の

1条で、教育委員会は就学すべき児童の学齢簿を編成しなければなりません。その編成につきましては、住民基本台帳に基づいて編成するんだということが、同じく施行令の8条2項で規定されております。それに基づいて本市では、就学特別規則というものを定めまして、各学校の指定をやるわけでございます。

一方、住民基本台帳法でございますけれども、住民基本台帳法の13条には、教育委員会とかその他、地方自治法の138条4の第1項に規定されております委員会が、仕事を進めていく上では住民基本台帳法の脱漏等に気づきました場合は、それを市長部局の方に通報することになっております。それに基づきまして市長部局の方では、同じく住民基本台帳法の14条に基づきまして、住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置をとらなければならない。そのために、法を列挙して恐縮でございますが、住民基本台帳法の34条では、調査ということが出てくるわけでございます。

したがって、適正就学推進室の10名の職員がこういうことを十分腹にはめて仕事を進めておられるのかというお尋ねでございますけれども、もちろん、職務を遂行します以上、この10名の職員は、十分以上の点を勉強いたしまして仕事を進めておられるわけでございます。

なおあと、寺田議員さんの御質問のちょっと意味の把握しかねる点もございましたが、私なりにお答えいたしますと、調査の内容、方法等についてのお尋ねであったというふうに思うんですが、適正就学推進室の職員がやっております仕事は、昨日、大谷議員さんの御質問にお答え申し上げましたように、1つは、教育問題としての指導、説得の仕事と、もう1つは、住民基本台帳法34条に基づく調査、この2つを結合しながら行っておられるわけでございます。住民基本台帳法34条に基づく調査につきましては、市長からその調査の権限を10名の職員はすべて受けまして行っておられるわけでございます。

なお、越境問題の解決のめどについてお尋ねがございましたが、昨日も申し上げましたけれども、本市の越境実態は非常に複雑な要因を含んでおります。しかしながら、以上申しましたような法的根拠に基づき、また、根本的には教育問題を基本としまして、住民の方々の御理解御協力を得て解決する所存でございます。

以上でございます。

- 1番(寺田茂君) 質問の要旨について最後まで御答弁いただきましたが、若干、抜けている点もございますので、福祉の問題だけ再度、先にお聞かせ願いたいと思います。

市長は、同和行政の基本問題を申されました。一般の施策と同和行政とは次元が違うし、やり方が違うんだというふうに申されましたが、同和地区の中で今回の学習会に行ける人と行けない人というふうな、地区内でそういう問題があるようなことでは、市民的合意をうたってい

る市長としては、なかなか理解できませんよ、という問題も提起しながら私はお聞きしたわけなんです。

学習会というのは、お年寄りの問題としては非常にいいことですし、ありがたいことなんです。しかし、同和行政というものは若干の見方というか、理解度の浅さというんですか、そういうものから問題が生ずるわけです。その生じた問題について、市としてはどう対処していくのか、ということが基本になる。市長がいつも言われている窓口1本化行政の中で、新たに複雑な問題が出てきているということはおわかりだと思うんです。そうでしょう。だから、同和地区の中で行けない人があるというのは非常に不公平だと思うんです。1つの特定団体の窓口1本化行政の中で区別されるということは、真の解放理念と違うのではないか、こういうことを私は申し上げておるんです。

それと、一般老人の福祉の問題と違うということについては、先ほど財政問題の中で私、列挙させてもらいましたが、和泉市にお年寄りさんが6,2、300人おられて、予算は645万円。そういう問題から、これは不公平であってはいけないというんです。市長が言うように、同和行政と一般とが違うことははっきりしている。しかし、それが一般的に市民的に理解が得られるようにならなくてはいけないのに、それがなれないというところに問題があるんです。その基本問題を解決していくかどうかということにかかってくるので、私は市長の基本的な問題はどうかと質問したんです。市長は、同和行政と一般行政とは違うというふうに答えられたんですが、これはちょっと理解がしにくいというふうに思うんです。

それと、1泊学習会というのは年次計画ですね。これは学習会というような形じゃなしに、もっとすらすらとしたもので行かれたらどうですか。これではなくてはいかんというふうなものでもあるんですか。学習会というと、どうも政治的というか、むづかしい問題がからみますよね。これはまた1遍考えてもらおうとして、全市民に理解されるというんですか、全体で考えていくというのがいいんじゃないかならうかと思います。後のいろんな問題とも関連しますんで、私はこの問題を出したわけです。

ただ、2つの面だけを見ますとね、和泉市の人は1人当たり1,000円、それと比較したときにはどうかという問題が一般論として出るんです。それをただ同和行政だ、一般行政だというんでは理解できないところが出てくる。言葉の上で角の立たないように言われても、一般の市民にはなかなか理解ができない。そういう矛盾をなくしていこうというのがわれわれの趣旨ですし、市民も当然そうだと思いますんで……。

それから、保育園の建設の問題で、特に校区の問題で黒鳥、和気校区では具体的にどうかというふうにお聞きしたんですが、この問題の答えがなかった。そのかわり、全般的に民間保育

所の面も含めて進めていくというように理解したんですが、いまの黒鳥、和気についてはどうですか。

○ 市民部長（内田繁君） 先ほど担当関係の方から申し上げましたとおり、保育園建設につきましては、保育需要の高いところからかかっていくという基本的な考え方でわれわれ進んでおります。黒鳥地域における幼児童の数その他も十分考えながら、今後、早期に建設しなければいけない時点に達しましたら、その時点において建設にかかるというように考えております。これはあくまでも、全体的な市の保育行政の需要というものを見ながらやっつけていかなければいけないという考え方から申し上げておりますので、両地域につきましても、先ほど申し上げました要措置児童の把握等もいたさなければなりませんので、いま直ちに建設をということは至難である、このようにお答えをいたしたいと思います。御了承を賜ります。

○ 1番（寺田茂君） 和泉市全体の中で1番利用度の高いところからやるというのは当然なんです。そうすると、いま1番考えておられる保育所、これはどこに当てはまるんですか。現在、保育園が1番必要だというのはどこですか。

○ 市民部長（内田繁君） 具体的にまだそのような計画的なものではできておりませんが、大規模開発住宅地域あるいは現在、待機者の非常に多い地域等を勘案しながら、そういう方面をやるという方向で考えております。

地域的に申しますと、阪和沿線あたり、あるいは今後できてまいります団地、光明池団地等、今後の人員増も考えられますので、そういった需要の高いところからというように考えております。具体的にどこそこからどうということについては、いまのところまだ考えておりませんので、早急にそういうものを調査した上で考えてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○ 1番（寺田茂君） 1番最初に、いま待機者はどれくらいかということをお願いしましたが、変動はございましょうが、568人というお答えがあったんです。568人という待機者の問題をどう考えておられるのか、この点後でひとつお聞きしたい。

それと、民間保育園に若干ウエイトをかけているんじゃないかというふうに見受けられますんでね、あわせて再度質問をしたいと思います。

民間の保育園、これは補助対象も予算化されて、1,500万円ですか……、まだやってませんか。しかし、民間保育所を建てる時には補助対象をしていこうということが出ましたね。仮に民間保育園に市がウエイトをかけていこうとしたときには、私は、これは基本的に問題があるように思うんです。先ほどから言っているようにたくさんの待機者がある、保育園を望んでいる人があることは事実です。しかし、いまの行政の中で民間保育所に補助をするとすると、

いろんな責任の問題が伴ってくるという点で、これは間違いの方向だというふうに私は指摘を申し上げたい。

だから、568名の待機者と、いま、具体的にできていない建設の問題、それと民間保育所、少しでもウエイトがかかるということなら、その辺もあわせてお伺いをいたしたいと思うんです。

- 市民部長（内田繁君） 民間保育にかなりウエイトを置いてきているんじゃないかというおっしゃり方でございますが、民間保育につきましては、精神そのものは、全く市が措置をし、市が調整をする。ただ、運営については、民間の方の自由裁量ということでございますので、措置そのものについては相違はございません。運営そのものは、民間の方に任した方が効率もよように、いままでやられております市町村等の状況をわれわれつぶさに見てまいりまして感じたわけでございます。ただ、ある程度財政的な事情もござりますので、民間の方も考えていきたいということで申し上げたわけでございます。

何も待機されておるお子さんが多いので、そういうような方法を取り入れていくという関連づけは全然考えておりません。いわゆる保育園の需要が非常に高くなってきたという中から、御存じのとおり、現在、本市としては公立の保育園ばかりで、民間保育につきましては全然ございません。いま、1つの転換期でもありますし、民間保育所を導入しながら、待機者の人もできるだけ対象に含めてやっていきたいという考えのもとにしておりますので、民間保育所の導入のウエイトを重くする、そういった考え方ではなしに、保育需要にこたえていくという考え方から出てきたものでございますので、御了解を賜りたいと思います。

- 1番（寺田茂君） 民間保育所については、市の行政としては、なかなか合理的に、また、責任転嫁になるような方向に行くのではないかという心配の面も含めまして、余りこれにウエイトをかけないで、公立保育園をあくまで重視しながら進めていってほしい。こういうことをお願いしておるわけです。

それと、同和保育料の問題ですが、これも6月にいろいろ聞きましたけれども、料金が決まったように聞いたんですが、決まってませんか。決まって、さかのぼって4月から徴収するということですか。

- 市民部次長（中西淳富君） ……（うなづく）
- 1番（寺田茂君） 具体的に決まったやつを言ってください。
- 市民部次長（中西淳富君） 同和保育料につきまして、概要だけ申し上げます。3歳児未満でございますけれども、この最高額が50年度1,000円を1,200円に、最低額につきましては400円を440円に。3歳児以上につきましては、最高額900円を1,000円に、最

低額は300円を320円に。平均11.2%の改定をいたしたわけでございます。

○ 1番(寺田茂君) 一部分だけお聞かせ願ったんですが、平均のパーセンテージは幾らになりますか、込みで。

○ 市民部次長(中西淳富君) いま申し上げましたように11.2%でございます。

○ 1番(寺田茂君) 全部合わせてですか。

○ 市民部次長(中西淳富君) 大体平均です。

○ 1番(寺田茂君) 6月議会のときに、1番低い料についてはかなりの値上げがあったと。これは57%でしたかね。

○ 市民部長(内田繁君) そうでございます。

○ 1番(寺田茂君) 57%の値上がりということですね。そういうことでいま、市民さんが保育をされているわけです。このときに部長さんは確か、同じようなパーセンテージをお願いしないと一般市民の御理解が願えないのではないかと、このように私、聞いたように思うんです。それから比べましてね、高いのがいいとか、安いのがいいとかいうことでなしに、これで果たして一般市民の理解が得られるかどうか、この点に私たちは苦しむわけです。

いま聞くと、1,000円が1,120円でしょう。1番高いところでね。一般で1番高いところ幾らになったと思いますか。8,000円、15,000円ですよ。こういうことから、同和行政が一般の人たちに理解できないという問題も出てくるんです。私は何も高くてもいいなんていうことを言っているんじゃない。

これ、6カ月相談の期間あったんでしょ。料金を決めるときにね。で、一般の保育料は即座に決まったんでしょ。1発で決まって、そのあくる月から1発に徴収しているんですよ。これが本当に理解できるかどうか。言葉では、私たちも理解できるんですがね、一般市民が本当に理解できるかどうかということは疑問があります。そういう行政は根本的に改めていかない限り、同和行政、同和事業を理解しなさいといっても、それはスローガンに終わるんです。スローガンだけで、ちょっとこの問題を腹に入れて理解しようということにはならない。この点どうですか、1,000円が1,120円になるのに6カ月かかったのは何でですのん。

○ 市民部長(内田繁君) おくれたことにつきましては、先ほど次長からもおわびいたしておりますが、遅くなった理由といたしましては、御存じだと思いますが、阪南のいわゆる同和保育園を抱えている市町村におきまして、統一事項ということで、値上げ等の場合には、各市町村で話し合いを持ってやると。本市としては、財政事情から上げざるを得ないということで、話し合いを持ったわけなんでございますが、各市ともに値上げ問題については非常に難航を来しました。本市だけが先走ったという点もございまして、市町村とのいわゆる話し合いが長引

いたということが1つの大きな原因でございます。そのため皆さんに非常に御迷惑をかけましたことにつきましてお詫びをいたしたい、かように考えるわけでございます。

- 1番(寺田茂君) そうすると、今回、この料金の対象にならない同和地区の人たちは、比率からいってどれぐらいあるの。一般の保育料と同じ人が同和地区におるんです。先ほど聞いたら、6カ月さかのぼっていただきますと、1カ月120円の差がある。これはあんまり心配しないでしよう。仮に6カ月分払うとして、同和地区で1番低い料を払っている人は幾らで、1番高い人は幾らあるの。数字を言っていたきたい。
- 市民部次長(中西淳富君) 金額的にはいま、算出をしてございません。手元に資料がございませんが、約415人の中で、一般保育料の対象者が115人でございます。金額的にはどういうぐあいになるのか、いま手元に資料がございませんので、また、後ほど申し上げたいと思います。
- 1番(寺田茂君) 一般保育料の対象者が115人、この人たちは再度、料金をこれから考えるんですか。その余地はないんですか。だから聞いているんです。115人の中で1番最高の15,000円の人があるでしょう。ないんですか。それが仮に6カ月徴収するとしたら幾らですもん。
- 市民部次長(中西淳富君) 8万円ですね。
- 1番(寺田茂君) そうでしょう、8万円ですよ。片方の7000円の6カ月分、これは私はできんことはないと思うんです。ためたことについては、もちろん市の責任だと思いますがね。しかし、片方の8万円、どないしはるんですか。
- 市民部長(内田繁君) 先ほども申し上げましたように、事情を勘案して、できれば一括してお支払い願いたいのですが、場合によっては、分割方法も考えていくということで、御了解をいただきたいと思います。
- 1番(寺田茂君) 言葉で言うのは簡単なんですよ。私が心配しているのは、15,000円の方は、毎月子供を預けていく、その上にこの8万円が乗るんですよ。仮に分割して6で割ったところで、毎月15,000円乗るんでしょう。月に3万円要るんですよ。家計から見て、こんなことができるかどうかです。払えないという人がたくさん出てきますよ。しかもね、向この責任じゃない。行政の責任なんです。だから、こういう問題が出たときに行政側としてはどうするんかと。
- 市民部次長(中西淳富君) その点、技術的な問題でございまして、具体的に申し上げますと、現実に保護者の皆さんとお会いいたしましていろいろ御説明申し上げまして、52年の3月分まで、12月末日から2カ月分ずつ納して納入していただくようにということでお願い

をしております。それで51年度分は、ちょうど8月分の納入をもって終了するというわけでございます。

- 1番(寺田茂君) それはわかっているんや。15,000円のところに15,000円が乗って徴収するということでしょう。技術もなんにもない。あたりまえの話や。そうすると3万円の人がたくさん出てくる。これでは支払いが困難ですよと言っているんです。15,000円でも高いのに、これが3万円になる。収入の問題も含めて、これは行政の手落ちなんですからねこれをどうするんかということですよ。もっともっとこれは根本的に考えなきゃいかん問題です。

6月議会のときにはおくれについて、料金の決まらない点について、もうひとつ歯切れがよくなかったように思います。また、今後の料金の徴収方法についても、こんなむちゃくちゃな徴収方法をしたら怒りますよ。問題が生じてきますよ。住民に余り負担のかからないような方法を取り入れていかないと、相当問題が起こりますということです。同和行政に対する問題、理解できないような問題が発生したら大変だということも含めて、これは十分注意をしてかかっていただきたいというふうに御注意申し上げます。間違いのないように進めていってもらわんと大きな問題になります。そういうことです。福祉の問題はそれで結構です。

市長、福祉の問題については、先ほど基本姿勢を申されましたけれども、結局、こういう問題が残ってくるんです。これは市の責任です。子供さんを預けている人に何も責任はないんです。こういう問題を解決しないと、市民合意もかけ声だけに終わってしまうということです。だから、これは市の行政を正していくという方向で行ってもらいたい。こういうことです。

財政問題では、宇沢さんの方から簡単にいただきました。特に心配されておりました今後の償還問題、自主財源の問題 赤字の予想については皆さんが申されておりますが、この赤字すら簡単な方法では解消ができないという状況です。きのう、直村議員が例に出された同和予算の負債の86億、これは全部市の借金になっていくんでしょう。どこかいただけるところがあるんですか。先ほど国に言ってどうかという話もありましたがね、具体的にどういう形ができるのか。

- 市長(池田忠雄君) 同和事業を推進していく中で起きる起債の問題でございます。国、府の負担、市の負担の中で、起債については、国も法律をつくった責任がございますから、これは大幅に認めていただいております。

おっしゃるように、起債というのは借金ですから、年々償還していかなければならない。償還期に入っているのは事実でございます。そこで私の行政としての考え方は、従来申し上げておりますように、国民的課題であるだけに、市としては全力を挙げて同和行政に取り組むと同時に、大きなウエイトを占めてまいっております起債の償還につきましては、何とか国の立法

措置によってやってまいりたい。同和行政は国民的課題だ、自治体がやれということで、われわれもそのとおりだということでやって、その中での起債でございますから、特別措置法の10条の規定がございます。起債については、主務大臣の認定する範囲で、交付税に算入をしていくという措置がございます。

従来、同和地区を抱える地方自治体としては、10条規定の拡大ということを政府に陳情し続けてまいっておりますが、これから大事な局面に差しかかっておりますので、あと残された2年有余の特別措置法の中で同和事業をやっていく、あるいは起債償還の問題と関連して、10条規定を大幅に拡大して、これを交付税に算入するなりなんなり国にその責任を問うていかなければならん、このように考えております。

したがって、大阪府の市長会でも話をしておりますし、あるいは近畿、全国の同対市長会結集をしまして、和泉市が音頭をとって、10条規定を拡大させて交付税に算入していただく。同和事業は国の法律によっておるんだから、国も強力なてこ入れをしてもらわなければ困るという立場に立って進めてまいりたい。この問題は、同和地区を抱える全国各自治体の問題であると同時に、本市としてもおのれみずからの問題としてとらえて、私も当選後力説をしてみました。少なくとも、この問題は和泉市が音頭をとって、全国の同対市長会結集する中で猛烈に取り組んでまいりたい。どうしてもこれだけは話をつけてまいりたい。このように重大決意をさしていただいております。

したがって、同和事業に要する負債の問題については、国にその責任を問うだけではなしに、単なる言葉の上だけでなしに、すでに私は音頭をとっておりますので、大阪、近畿、さらに全国同対市長会結集する中で、ことしから来年にかけて展開をして、何とか打開策を図ってまいりたい、このように存じております。これから議員さんのお力もおかりさしていただいて、この問題の解決に全身全霊を打ち込んで取り組んでまいりますので、よろしく御協力をいただきたい、このように存じます。

- 1番(寺田茂君) 一般会計収支の中で、いまほど市長の力強いことを言っていたら、私もあんまり言うことないです。償還の時期に入ってくるこの問題を、市長は国民的課題であるし、国がやったんだから国に責任がある。だから、腹を据えて対処していく。そして、市民の皆さん方にも心配のないように自分で解決すると述べられましたが、そういうことで私たちは受けとめておきます。

それと、これは老婆心で心配したんですが、あなたはいつも国民的課題ということを言われるんですが、いまの政府が本当に国民的課題でこの問題を取り上げてきたというんなら、あの解放会館を見てごらんささい。何だかんだいうて建物が17億円要るんでしょう。あれ、国の

補助は幾らですねん。参考までに。

○ 重要施策推進室長（小林一三君） 詳しい資料を持っておりませんが、約4千万でございます。

○ 1番（寺田茂君） 17億円の中で国の補助が4千万円でしょう。しかし、一般的に市民の人たちは、同和事業は80%が国の補助だというふうにとめてますよ。それが17億円のうち4千万円しか金がおいてこん。こんなものは市民の理解できんような数字なんです。

だから、いま、あなたが申された起債の分の86億、これは大きな金です。これについてあなたがもらってくる、高い姿勢で取り組んでいるんだと、こう私は理解をしております。そういう方向で必ずやるということをお願いしたい。財政問題はこれで結構です。

最後になりますけれども、適正就学審議会の中で住民情報室とか、市の職員の問題とか、いろいろ答弁されております。この問題の発生した原点は何かといいますと、同和事業、この問題から発生してきていることは事実なんです。越境問題というのは、昔の昔からある問題として、同和地区の指定校だけじゃなしに、ほかの学校でもあったことは事実です。

だから、これを市民的にどう理解するかというと、教育の中立性の問題、そして、いまの悪い中でも、学校のランクのある中でも、子供はやっぱり育てていきたいという親の望みもあるし、子供の望みもある。適正就学の趣旨にいわれておりますように、校区を変える、あるいは違ったところへ移動する。これは基本的にいいことではないと私は思っております。あってはいけないことです。しかし、行政が正しくとらまえておれば、こういう問題は発生しないんです。それが発生するところに問題があると思うんです。技術的な問題もいろいろあるでしょう。しかし、私たちは行政からこの問題は出ていると思う。で、推進室をつくったのはことしの7月でしょう。

○ 重要施策推進室長（小林一三君） 8月です。

○ 1番（寺田茂君） そこなんです。いまのところ、2カ月ほどしかたっていないから方向すらわからない。しかし問題は、市の自主的な主体的な問題で推進室がつけられているのかどうか、ここの原点を教育委員会なり、指導部長の方でお考え願う必要があるんじゃないか。また、市の職員さんがどういうようなことをやっているのかということはある。とにかく一生懸命やろうとしているんですから、本当に皆さんのためにやるんだという、腹の入った仕事でなくでは問題があるように思います。

だから、適正就学推進室という室をどうやっていくのか。もっと発展的にするにはどうしたらいいのかと。市民の感情も含めてね。そして、同和校という特有の問題を解消していかないかんのですから、ただ、校区問題だけでそれが解消されるものではないということをお願い。

ておきます。

私は8点お聞きしましたが、しかし、全般にわたって市の基本的な構想の問題であるということをお願いしたい。ただ、市長さんから同和起債の86億、これは国に言ってどないしてでももらってきますという答弁をいただきましたので、極力御努力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長(坂上国治君) それでは、次に2番天堀博君。

ちょっとつけ加えておきますが、質問の要旨だけを先にやっていただいて、答弁は休憩後に回してほしいと思います。

○ 2番(天堀博君) 一般質問をさせていただきます。

まず、市政が12万市民全体に公正で公平に、真に暮らしに役立つものでなくてはならないと私は考えます。そういう観点から、最初に住民サービスの問題でございますけれども、(何)としまして「サービスセンターの設置について」ということで出ております。

和泉市は広大な面積を持っておりますし、また、地形的には2つの谷、北部の信太、幸地域さらに鶴山台、三井泉北、青葉台、緑ヶ丘等の住宅地、今後、光明台や中央丘陵等々、非常に多岐にわたっておるわけでございます。特に山間部や鶴山台からこの市役所へ来るためには、バス代、その他の費用を費やしますし、また時間もかかります。市民の方々は、不便を感じておられるわけでございます。その点でサービスセンター等を設置して、せめて市民課の窓口業務などをそこで扱うということをして市としては真剣に考えていく段階ではないか。いままでも各議員さんからそういう意見や質問も出されました。今回、この10月1日から岸和田市、高石市でそういうものが開設をされておりますけれども、和泉市でもそういう観点到立って考えていくことが必要ではないかというふうに思います。

次に(何)の「庁舎内外の案内について」でございますが、和泉市の市役所は玄関を入りますと、以前は、何か映画館のキップ売り場のような案内所がございました。現在は、非常にきれいなカウンターを取りそろえて、中に女の子を置いておるといふ、その点ではサービスがよくなったと思います。しかし、階段を上がって、たとえば2階、3階というぐあいになりますと、それぞれのところに、どこそこに何部があって何課がある、あるいは議会がある、傍聴席があるというふうな標示がございません。この点は非常に不親切だと思います。

ですから、3階の議会の受付のところに来て、教育委員会はどこですかとか、傍聴席はどこですかというふうに聞いておられる姿をよく見かけます。また、3階からまだ上に階段がありますから、上にも部や課があるのかと思って上がろうとする方もいる。私もなれるまではたび

たびそういう目にあいましたけれども、その点で庁舎の中が不案内であると感じておるわけでございます。

さらに、庁舎の外でございますが、和泉の市役所そのものがここにあるという案内も非常に少ないわけでございます。在来から和泉市に住んでいる私どもは、和泉の市役所がどこにあって、警察がどこにあるかということぐらいはわかります。しかし、人口の急増地である和泉市は、ほかの市や他府県から参りますと、どこに市役所があるかわからん。よく井ノ口の信号機のところのたばこ屋さんでお聞きになるという話も聞きます。あそこの信号機の標示も井ノ口になっておりますから、市役所ということがなかなかわかりません。そういうことも種々あわせて、市役所に通ずる道路と申しますが、標示をもっと明確にする必要があるんじゃないか。その点も御答弁をお願いしたいと思います。

さらに、これは案内とは多少異なりますが、市の玄関の正面にある時計でございますが、たびたび管財の方にも話をするんですが、しょっちゅう正確な時間が示されておりません。大体、市役所とか郵便局とか警察、こういうところの時計とか、その他のものは、これが一番確かやろということで見るのが当然であります。ところが、和泉市の時計はいつもとまっているか、おくれているか、進んでいるかという状況であります。こういうことは、市民の方々に対して申しわけないし、和泉市の恥でもあります。その点できっぱりと故障なら故障という紙を張るとか、時計を取りかえるとか、嚴重なる措置をされたいというふうに考えます。

4)の「新興住宅地等への交通網について」でございますが、先ほど申しましたように鶴山台、三井泉北、青葉台、緑ヶ丘等々新興住宅地がどんどんふえてきております。鶴山台へのバスの問題については、いままで種々論議されてきたところでありますが、私は今回は、青葉台地域に限って2点質問をしたいと思っております。

1点は、泉大津もしくは府中車庫前から青葉台地域へのバスの本数が非常に少ない。さらに終バスが早い。確か府中車庫前は9時40数分で最終だと思いますが、夜の時間帯でも非常に不便だということで苦情、その他を私どもは聞いております。これについての改善。

2点目は、堺東の駅前から納花までバスが出ております。これは終バスがかなり遅くまでありますし、本数も多いのですが、青葉台の中まで乗り入れをしておりません。そのためにこのバスを利用される方、あるいはこれに乗りかえようとしてもできないということで非常に不便をかけております。和泉市がバスを走らせているわけではありませんからあれですが、バス協、その他ありますし、行政の指導性ということからいって、十分考えていかなければならないと思います。ほかに緑ヶ丘等の要望も出ておりますが、今回は、青葉台地域にのみ限ってお答えを願いたいと思っております。

2点目の教育問題でございますが、「教育費の父母負担の軽減」でございますが、2点についてお伺いをいたします。

請願も出ておるように聞いておりますが、教育費の予算そのものが削減をされておりますために、各学校やPTA等におかれましては大変困っておられます。この点は請願が出ておりますので、余り深いところまでは質問を申し上げませんが、教育委員会等の基本的な考えのみをお聞きしたいと思います。

もう1点は、昨年第4回定例市議会で私も取り上げさせていただきました通学費の問題であります。現在、昨年の4月にさかのぼって父鬼町のみについて、槇尾中学に対する通学費が全額支給をされております。しかしながら、同じように南横山校区から槇尾中学校に統合された大野町、側川を含めてでございますが、それから、統合されておられません、南松尾校区の春木川、さらに私の横山校区の南面利、善正等の地域からそれぞれのところに通学をする場合に、交通戦争、その他の公害ということもあって、バス通学をしいられているという状況でございます。ところが、国の基準に当てはまらないということで、すべてその点については考えられておりません。私は、そういうところでも実情に見合った形で、補助の必要のあるところは実施すべきだと考えますけれども、その点の考えをお聞きしたいと思います。

また、教育委員会はそういう実情を掌握しているのかどうか、あるいはまた、他市の状況を掌握しているのかどうか。たとえば岸和田、貝塚、泉佐野、河内長野、その他よく似たところもでございますが、堺市等も含めて、近辺市町村の状況をよく承知しているのかどうかということもお聞きしたいと思います。

さらに、基本的にはスクールバスを走らせて、安全に通学、通園できるようにすることが必要だと考えますけれども、その点もあわせてお聞きしたいと思います。

(四)の「通園通学の安全対策」に入りますが、1点目は、南横山小学校の大野町から側川への市道を通じている道路でございます。ここが池のところから地道で、側川の入り口まで雨の日などは子供さんが非常に困っておられます。ときどき土木の方から砂利等が運ばれておるそうですけれども、基本的な解決にはなっておりません。こういう点での改善をどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

2点目は、横山小学校の問題でございますが、神田橋の橋詰、いわゆる北田中町と下ノ宮町をつないでいる神田橋でございますが、この橋詰からもとの東藤の工場の裏を通って横山のミカン選果場の前に通ずる予定の通学路、これは6月の定例市議会で予算化されておりますが、現在のところ、これがまだ通じておりません。進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

さらに関連をしまして、通告要旨には明記しておりませんが、横山小学校の裏の運搬用の道

路が今回できました。これは官舎等に通ずる道路でございましたが、車を校内は走らせないと
いうことで運動場の整備をやったせいもありますが、この部分を牛乳、給食等の運搬車が通っ
ております。そのため路肩もくずれてきていますし、ところどころ穴もあいております。非常
な悪路です。そういう整備をどう考えておられるのか。

また、ほかの議員さんも出しておられますが、幼稚園等の建てかえの問題につきましては、
横山の幼稚園も緊急の問題でございます。老朽の、もと小学校の校舎を幼稚園に使っていると
いう状況ですし、園庭も狭い。いろんな形で陳情も来ておりますから、教育委員会もよく御承
知のことだと思いますが、私は、横山だけを先に建てかえろというようなことは申しません。
しかし、状況をよく見て、年次計画を立てて増改築を図っていくということをはっきりしなけ
ればならないときが来ているのではないかというふうに考えます。

次に、農業の問題に入ります。農業用水路とか下水路あるいは市道の排水路等の関連につい
ては、前回の議会でも質問いたしまして、問題の処置の方法などをお聞きしておりますので、
今回は、市の単独補助制度についてお聞きしたいと思います。

第2次農業改善事業やミニ倉庫事業、その他の府、国の補助を取りつける事業につきまして
は、それぞれかなりの基準が必要とされます。農家の方々が少し傷んだ農道を整備したい、あ
るいは水路が心もとないので少し補修をしたいというときに、そのための費用が要る。そこで
最低のラインとして、市が1番底辺で支える制度として設けられているのが、市の単独の土地
改良事業補助金制度だと思います。そのようにいわば下を支えているわけですが、現行では、
予算が少ないために十分間に合っていない状態だと考えます。

そこでお聞きいたしますが、予算の増額が必要だと私は考えるんですが、その点はどうぞ
ございましょうか。さらに、過去3年間のそれぞれの予算額、あるいはことしも含めての執行件
数とその執行額、これをお聞かせ願いたいと思います。

4番目の水道の問題でございますが、未給水地域の早期解消について御質問いたします。

1点目は、私の地元、善正、南面利地域が和泉市内で唯一の未給水地域だということで、以
前の建設水道常任委員会等でも聞いております。この工事が予定をされているといいますが、
計画をされておりますけれども、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。あわせて早期に給
水ができるよう進めていただきたいというふうに要望するものであります。

2点目は、現在、簡易水道等を使用している地域が各地にあると思いますが、その点を市の
水道部の方ではつかんでおられるのかどうか。たとえば4、5軒寄って谷の水を引いて使っ
ているようなところは対象外としても、ある一定の集落が共同で簡易水道を使用しているところ
を含めて、掌握しておれば、その町名あるいは地域名をお答え願えたらというふうに思います。

以上、大きく4点に分けて質問を申し上げましたが、議長さんからもございましたように、簡潔に御答弁のほどをお願いしたいと思います。さらに、答弁によっては再質問の権利を保留いたしまして終わります。それと、時間が多少延長するかもわかりませんので、その点の御了解もお願いしまして、これで終わります。

- 議長（坂上国治君） 天堀博君の答弁を休憩後にして、暫時休憩をいたします。
（午後2時58分休憩）

○

（午後3時23分再開）

- 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き会議を行います。

休憩前に天堀君から質問がございましたので、これの答弁を理事者からお願いいたします。

- 市長公室長（西川喜久君） まず、第1点のサービスセンターの設置について、私からお答え申し上げます。

御質問の要旨は、電送システムの導入によって住民のサービスを図れということかと思えます。お説のとおり、和泉市は特に広範囲な地域がございまして、確かにこれらを導入することによって市民の利便とサービスの向上を図れることは事実でございます。私、前回の議会におきまして、出張所設置の御質問にお答えいたしましたように、中央丘陵なり、また、山間部の開発と相まって今後、積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎内外の案内につきましては、1点目の庁舎内の案内でございますが、市民相談室の開設と同時に設置するはずでございましたが、でき上がりがおくれて今日に至ったものでございます。もうすぐできてまいりますので、市民に御迷惑をかけないよう早急に設置してまいりたいと思います。

2点目の、庁外の市役所の位置の案内につきましてはごもっともでございまして、土地所有者の御了解も得なければなりませんので、御了解を得られましたら、早急に設置いたしたいと思っております。

3点目の玄関前の時計につきましては、御指摘のないよう明日から実施してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 3点目の新興住宅地等の交通網につきましてお答え申し上げます。

お説のバス路線の終発時刻に関しましては、御意見を体しまして、事務的によく精査検討し

た上で、和泉市内バス運営協議会に御相談を申し上げ、対処いたしたく存じますので、よろしくお願いいたします。

○ 2番(天堀博君) まず、第1点目のサービスセンター設置の件でございますけれども、いまの御答弁で、中央丘陵の開設、その他とも見合わせて、出張所その他の設置もやっていかなくちゃならないという前向きの姿勢でございますので、その点はよろしく願っておきたいと思いますが、実は、岸和田と高石でやられているわけなんです、現場を見に行くとか、そういう研究の方はどうなんですか。

○ 市長公室長(西川喜久君) いたしております。

○ 2番(天堀博君) 岸和田の状況は私は見てまいりましたが、「3分待つのだぞ」という言葉がありますが、サービスセンターに行きまして申請書を出せば、3分間で手元に印鑑証明や住民票が出てくるということで非常に喜ばれております。

特に先ほども触れましたが、私どもの福瀬町から和泉の市役所に来ますには、バスで半日以上要しまして、バス代が往復480円、昼めしを食ったりなんかしますと1,000円近い金がかかります。さらに、南横山校区、父鬼などから来ますと、それを超しますし、1日がかかります。市の職員の方とか、私どもに依頼される場合もございますけれども、それはそれで結構ですが、基本的にはそうであってはならないと思いますし、また、急に要る場合はそういうわけにもまいりません。その点で積極的に早期にその計画を練っていただきたいというふうに要望いたしたいと思いますが、その点は、そういうことでよろしゅうございますか。

○ 市長公室長(西川喜久君) ……(うなづく)。

○ 2番(天堀博君) 2番目の問題につきましては、非常に細かなことでございますので、ひとつ御答弁のとおり実施をしていただきたいと思います。

3番目の交通網の関係でございますが、実態とか、そういうものについて御承知おきいただいているんですか。それから、地元青葉台等からの苦情なり相談なり、これは住民相談室の方にも関係すると思うんですが、どうなんでしょうか。正式に来てませんか。

○ 広報課長(竹田明郎君) 要望書なりは直接参っております。

○ 2番(天堀博君) 南海バスの方に直接、地元の自治会が交渉されたりしているような経過も聞いております。堺東からの青葉台地域へのバスの乗り入れにつきましては、泉北高速鉄道の光明池駅の開設に伴って、あそこを起点とするバス路線ができるということで、それまで現状のままでいくという返事のようにです。私も南海バスに直接確かめたわけではないのであれですけれども、そうなりますと、あと工事が順調に行っても、10カ月ほどの間はいまのままでいかなければならない。

先ほど申しましたように、泉大津方面からですと8時は8時22分、9時は9時42分でバスがないわけです。私も用事で遅くなったときなど、その時間帯を通りますが、皆さん歩いておられる。これから冬の寒い時季に向かって大変ですので、その点をよくバス協会その他でも協議をしていただくよう、また、行政からの指導も強めていただくようお願いしておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 教委管理部長（松村吉堯君） 2番目の教育問題につきましてお答えいたします。

まず、第1点目の教育費の基本的な考え方でございますが、少なくとも、公立の学校の運営経費については、公費でもってまかなうべきであるという考え方に立ってございます。しかしながら、昨今の財政事情の中で御不便をおかけし、御迷惑をおかけしている点も承知いたしております。今後、よく検討いたしまして少しでも前進させたい、かように考えるものでございます。

2番目の通学費の問題でございます。国の基準によります、一定の統廃合を伴う中学校6キロ、小学校4キロの問題ですが、それは御案内のとおりでございますけれども、それ以外の問題についても、それに準ずるものについても、補助すべきではないかという御意見でございます。これについても、昨今の財政事情の中で、市単独で踏み切っていることは至難な問題でございますので、御賢察賜りたいと存じます。

それから、この問題に関連しまして、市内の現状を把握しているのかという点でございます。私ども、かねがね通学問題につきましては、安全対策ということも含めまして調査あるいは研究いたしておりまして、バス通学をいたしておる中にも、南松尾あるいは北松尾方面でもバスを利用しておられる方があることもよく承知いたしてございます。

それから、他市の現状を知っているのかということでございますが、私ども、常々協議会等によりまして横の連絡を密にして、情報の交換をいたしてございますけれども、特別な統廃合あるいは交通変更等によるもの以外につきましては、市単独で補助しているというふうな情報は、現在の段階では得ておりません。

それから、スクールバスの運営をしてはどうかということでございますが、昨今の道路事情あるいは通学の時間帯の問題、経費の問題等々によりまして、新たにスクールバスを走らせるということは、いろんな困難な問題がございます。御賢察を賜りたいと思うわけでございます。

次に、側川からの道についてでございますが、御質問の道路につきましては、大野川の中を通っておる旧の道のことではなかろうかと思うわけでございます。この道は、従前行われまして給水工事等の関係上傷んでおることは承知いたしております。関係課とよく協議いたしまして善処するようにしてまいりたい、かように思うわけでございます。

次に、横山小学校の新しい通学路の問題でございます。御承知いただいておりますように、6月に補正の御議決を賜りました。早速この通学路を新設いたすべく準備をいたしたわけでございますが、私ども、当初計画では、水路の上をふたして通学路にしたいということでございましたけれども、通過します地元の方の御好意と、ふたをすることによる水路の清掃問題というふうなこともありまして、一部、その経路の変更ということがございます。個人の土地を寄付してやるから、その上を通れというふうな問題もございまして、計画を変更いたしました。その関係と、ミカンの木を切らなければならないという問題が起こってまいりました。ただ、いまミカンは盛んでございますので、ミカンを取るまで木を切るのはしばらく待って欲しくないかという地元の御要望もございまして、このミカンはわせでございまして、間もなくその収穫も終わるものと考えております。したがって、収穫の終わったすぐにも着工できるように準備をいたしてございます。

次に、給食運搬用の通路でございますけれども、従来、横山小学校の正門から運動場を横切って運搬をいたしておりましたが、過日、横山小学校の運動場の整備をいたしました。このときに運動場の中に盲暗渠を入れました関係上、重量物の通過をいたしますと破損しますので、運動場を横切ったの運搬ができなくなりました。かわりまして、横山小学校の通用門と称されているところから市営住宅へ抜ける細い道でございますけれども、一部手直しをして、給食物資の運搬のみに限り、そこから搬入するという事で措置いたしてございます。今後、この道の改善ということにつきましても努力してまいりたい、かように思うわけでございます。

次に、横山幼稚園の問題でございますが、常々御要望をいただき承知いたしているところでございます。全体的な中で検討いたしまして今後、計画的に進めてまいりたい、かように思う次第でございます。よろしく願いたします。

- 2番(天堀博君) 2番目の教育問題について再質問をさせていただきますけれども、まず、教育費ということで基本的な考えも出していただきましたが、財政事情で迷惑をかけているが、今後、少しでも前進をさせたいということでありますけれども、あるところで聞きますと、あと3学期まるまると、それからまだ2学期が残っておりますが、営繕関係といいますが、修理、その他に使う費用が7万か8万ぐらいしか残っていない。これはかなり大きな学校ですけれども、そうしますと、どうしても足りないわけです。足りない分をどうするかといいますと、市の方で追加を出すか、あるいはどっかにお願いするという事で、あとの問題にウエイトがまたかかってくるんじゃないかと思えます。

せんだったの議会で、私どもの寺田議員が質問いたしましたように、黒鳥小学校の問題でございます。これの方の実情もよく調べてということでございましたが、学校でいろんなお金が

ないためにPTAの方々に御迷惑をかけなければならない、あるいは子を思う親心でどうしても負担をしていくという形になってくるわけです。ですから、PTAの方々に迷惑がかかることのないようにもちろん、していただくなくてはなりませんけれども、それには教育費、そのものを削減するのではなくて、逆にそういうものに使い費用をすべて公費でまかなえるように補正予算等を考えるというんですか、前向きにというんですから、そういうことを考えておられるのかどうか、あるいは考えようとしておられるのかどうか、その点を確認したいと思います。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） お答えを申し上げます。

ただいま御質問の中で、営繕費についてもうないんだと、こういう御質問であったと思うんですけれども……。

○ 2番（天堀博君） 営繕費というんですか、名称はわかりませんが……。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） 営繕費ということになりますと、勢い、私どもの手元に持っておる予算でございまして、学校に配当はしていないということでございます。名称の相違というものがあればお許し願いたいと思うんですけれども。

○ 2番（天堀博君） だから、どういう名目なのか、具体的には聞いてませんけれども。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） 配当申し上げておりますのは、経常的な消耗品的なものとか教材の修繕費、したがって、学校の校舎並びにそれにまつわる校庭等の営繕費というものにつきましては、学校に配当いたしてございません。これは直接、私どもの方で執行させていただいておるということでございます。

○ 2番（天堀博君） そうしますと、こちらの多少認識不足もあって、営繕費ではなくて、いま言われたような経常的な消耗品とか、教材の修理等に関する費用ということだろうと思えますので、それが非常にあと残り少ないということですのでね。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） そういうことでございますので、私どもでも各学校への配当予算の実情というものを細かく検討いたしまして、分析いたしてございます。その結果によりまして、関係当局とも折衝させていただき、善処してまいりたい、かように思うわけでございます。

○ 2番（天堀博君） いま言いましたように、黒鳥小学校の問題が出ましたけれども、これは新聞にも載りまして、本意と多少違う面も出されたようですが、あの場合、営繕関係に使い、あるいは電気工事費等にも使っておった、それがぐあい悪いという話になったわけなんです、その点でのほかの学校等の調査も行ったのかどうか、ということをお聞きしたいわけです。PTAの決算報告等に出ておりますのでわかると思いますが、どうなんですか。あのまになっ

ているのでしょうか。黒鳥小学校のみについて何かやられたということだけなんでしょうか。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） 当時だけではございませんで、PTAの経費等につきましては、教育委員会の方に学校から御報告をいただき、その決算等につきましても、毎年のように調査いたしておるところでございます。

○ 2番（天堀博君） 実際には足りないということが現実だろうと思うんですが、どのように認識をされておるのか。不足あるいは不足ぎみ、あるいは十分間に合っている、どのような形の認識ですか。

○ 議長（坂上国治君） ちょっと申し上げますが、1問1答式になると時間がかかりますんで、そのことを十分踏まえて答弁をやってもらうようお願いいたします。

○ 市参与（阪東重信君） お答えいたします。

教育費の父母負担の問題については、基本的な考え方を申し上げたとおりでございますが、私たちはすべてを公費に戻すという考え方の中で、実態調査を常に進めておりますが、しかし、公費の配分については、より厳しく当たっていることは当然でございます。始末するものは始末さしていきたいと思っておりますが、そういう中でできるだけ最小限の必要経費というものは公費で持っていく、こういう考え方で今後、十分指導に当たりたいと考えております。

○ 2番（天堀博君） 先ほど御迷惑をかけているということでしたから、やっぱり不足しているということでもいいわけですね。その点で、不足しているのなら補正予算、その他を組んでいくように努力してもらいたい。いまも答弁ありましたから、その点は十分努力していただきたいと思っております。

次の通学費の問題ですけれども、実情の掌握をしているということでございますが、掌握の仕方が、ただ単に遠いのだというようなことでなくて、たとえばバス代が幾ら要る、距離数が何ぼある。あるいは横山の小学校とか槇尾中学校等については交通量が多い、ダンプカーの数がどれぐらいあるといったようなところまで具体的に掌握しているのかどうかをお聞きしているんです。

○ 市参与（阪東重信君） 具体的に数字の上ではつかんでおりませんが、交通事情の非常に悪いことは、常識的にも判断できることでありまして、できるだけ住民の要望にこたえなければならぬわけでございますが、しかし、個々の政案というものは、本当に他の例になるというようにも考えていかなければなりません。1つの市がやっておるからうちも、というわけにいかない事情も御賢察いただきたいと思うわけでございます。国の補助金と結びつけるところでやれるものからやってまいりたい。たとえば南横山の父鬼だけでもやっておりますので、そのほかのところもやっていくということは、現状としてはむづかしいということにははっきり申

し上げたい。御賢察をいただきたいと思います。

- 2番(天堀博君) 御賢察してほしい、父鬼だけでもやっているということなんですけどね。実情をよく調べてもらったらわかるんです。父鬼町と大野町の場合、バス代が1,000円ほどしか違わんわけですよ。父鬼町は全額補助が出ている。ところが、大野町の場合は全額自己負担で、毎月4,000幾らか払う。この点でも非常にアンバランスなんです。

私が特に強調しておりますのは、これは統廃合によって起きた問題だということです。昨年12月の議会でも申しましたけれども、行政の責任であとカバーをしていく必要があるんじゃないか。今後、冬の時季に向かうと日の暮れるのが早くなりますし、自転車通学、その他についても坂道を帰らなければならない。その点で、とても無理だといっはね返すということではなくて、もっと実情を調べていただきたい。

たとえば積尾中学校等で調査した資料もあるわけですよ。そういうものを教育委員会の方で持っておられるのかどうか。あの北田中の信号のところを1時間にダンプカーが何台、その他の車が何台、計何台通る、だから大変なんだという、現場の先生方は実感で調査されておるわけですよ。そういうことで各方面にも要望されておられるわけなんでね。そういうことからでも始めていただいて……。

財政的にいろいろ無理な点も確かにあろうと思います。しかし、実態を調査することもしないで、ただ、金がないからでへんねということでは困る。ほんまにせないかんという気持ちになるかどうかなんです。いわゆる前向きといいますか、情を持ったといいますか、血の通ったといいますか、そういうものが行政になれば……。遠いし銭がないからあかんということでも何もかも片づけてしまうのではいかなのじゃないかと思ます。これは意見として申し上げておきますんで、十分心得ておいていただきたい。

ですから、少なくとも実情の調査をやるならやるという方向を打ち出してもらえるかどうか、その確認をとっておきたい。そのことすらもできないのかどうか。

- 市参与(阪東重信君) 実情は調査いたします。
- 2番(天堀博君) それはそれで結構ですけども、ほかの市でやっているかどうかわからん。協議会かなんかのときに報告もないしということですが、これは教育委員会は非常に勉強不足でいかなと思うんですよ。その点は市長も十分心得てやっていただきたい。

お隣の岸和田市、貝塚市、泉佐野市、そして河内長野市は6年前からやっておりますから御存じだと思いますが、6年前からやって、5年間の国の暫定措置ですから、ことしからすでに切れているんです。それでも補助をしようということになっている。さらに河内長野市は、滝畑地域から他校に通学する子供さんについても、遠距離通学の補助の申請をしているんです。

だから、本市もそういう姿勢を積極的に示してほしい。

それから、岸和田市は町名を決めてそれぞれやっております。これは規則ですけれども、岸和田市の条例というか、何かの中にあつたものをコピーして私もらってきております。実際、岸和田へも、貝塚へも、泉佐野へも行って来たんですよ。貝塚は、5キロの地域ですけれども補助を出しております。80%です。それから泉佐野は、大木というところがありますが、ここは統廃合の対象になってませんから、国からの補助は出ていないということでした。多少記憶に違いがあるかも知れませんが、しかし、これも補助を出しております。3分の1程度です。貝塚は80%、岸和田は全額です。岸和田は幼稚園についても出しております。財政的にもちろん和泉市と多少の違いはあるでしょうけれども、しかし出している。

それから、お隣の堺市ですが、堺市みたいなどこだと思いますけれども、ちゃんと出している。私も堺市の出しているのが半分異様に感じたんですけども、ちゃんと出しております。これも国の基準にはマッチしますが、統廃合によつたあれではないということで、国からの補助は受けていませんけれども、福泉南中学校とか美木多小学校等については1カ月のバス代、小学生1,980円、中学生6,120円を出している。

このことを御承知ないということがどうも腑に落ちんわけです。前向き、前向きといつても答弁されますけれども、実際は前を向かんと後ろを向いているんじゃないか。きつい言葉ですけどもそう思うんです。ですから、前回、通学費補助の問題が出たときに、あのときすぐに少なくとも近隣市町村の実態をよくつかんでおく必要があつたんじゃないか、こういうふうに思います。これ、電話でも問い合わせたらすぐわかりますよ。何でしたら、このコピーを再コピーして渡してもよろしいですけどね。貝塚では規則をつくってやっておりますのでね。その点、十分熱意を持って前向きの姿勢でやっているというところを示してもらいたいと思います。その点だけ確認をしておきます。

それから、大野町の通学路ですね、さらに横山小学校、ここは正門から入っておつたんじゃないに、裏門といいますか、横の門から入っておつたと思うんですが、違いますか。正門というのは農協の……。

- 教委管理部次長（松村吉堯君） 農協の方側は正門ではないんです。
- 2番（天堀博君） ないんですか。現在の職員室の横が正門なんです。
- 教委管理部次長（松村吉堯君） はい。
- 2番（天堀博君） あの裏の道路が、先ほど言いましたように路肩がくずれてきておりますし……。これは土木の方にも要望したいんですけども、くずれてしまうと、給食、その他の車が運動場の中を通らなくてはならないことになる。給食室の配置等から考えてね。その点で

早期に適切な改善の方法をとっていただきたい。これは土木の方にも要望しておきます。

それからもう1つ、通学路で地元の方々にいろいろ御協力を得ていることは私も聞いております。非常にありがたいと思っているわけですが、ミカンの取り入れが終わればすぐかかれるということですけど、一部河川敷の部分といいますか、川の堤防の部分を通ることになる。現在も1軒民家があり、工場がありますから、その部分を通っておりますけれども、子供が通るとなると、恐らくフェンスかなんかされるだろうと思います。そうすると、府との問題が出てくると思うんですよ。府の管理河川ですからね。その点のなにかきちっとできているのかどうか。フェンスを張ったわ、府から文句を言ってきてごじゃごじゃしたわということになると、また時期がおくれますんでね。その点はどうなんでしょう。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） お説のように府の河川敷を通りますんで、河川敷の占用願により処理したいということで準備をいたしてございます。

○ 2番（天堀博君） 後で問題が起きないようにその点、きちっとやってほしいと思います。

それから、幼稚園の建てかえについては、ほかの方々も質問されておりますので、ひとつよろしく努力していただきたいと思います。

次に、農業問題の方に入りますのでよろしく。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 3番目の農業問題、特に市単独土地改良事業の補助制度につきまして御説明申し上げます。

議員さんも御承知のとおり、市の単独補助制度につきましては、1事業が20万円から100万円未満、しかも、農協等の団体もしくは農業者の共同施行によるものを対象として、その効果のあるところから進めておるといのが現状でございます。

なお、過去3年間の実績につきましてお尋ねがございましたので申し上げます。48年度におきましては、事業箇所15カ所、事業費4502,000円、市の補助金約104万円、49年度におきましては、18カ所、事業費6813,000円、市の補助金150万円、50年度に至りましては、17カ所で、事業費8934,000円に対し、市の補助金180万円となっております。

なお、51年度の予算の状況を申し上げますと、予算総額、市の補助金が180万円、7月現在でございますが、執行予定の状況は19カ所で、事業費1,248万円、補助金の内定しておりますものが157万円。

以上のような現況でございます。

○ 2番（天堀博君） いま、いろいろ出していただいたわけですが、まず、予算は48

年度からしり上がりに上がってきております。49年度150万、50年に180万、51年も同じく180万。私もせんだっていろいろ資料をいただきまして検討をしたんですけども、いわゆる申し込みといいますか、申請をする段階でもう予算がないということで、いつもこれ満タンですわね。ものすごく余っているというときはまずない。1,850円というのが48年度に余っておりますけれども、大体は全部使っている。ですから、それ以外に申請された方が何人いるのか、何ぼあるのかわからない。農協の方で掌握しているのかどうかわかりませんけれども。

だから、資料がありませんので、ちょっと質問もやりにくいんですけども、ことだけを見てみましても、7月1日現在ですでに157万。あと23万しか残ってない。しかも、きよりは10月27日ですから、件数にしてあと3件か4件入ればもうあかんでしょうな。50万円くらいの規模であればね。実際は1割しか出してませんからあれですけども、多くても4、5件ぐらいで終わりということになる。係の人に聞いても、ことしは予算がないということなんですけど、これは当然だと思います。7月1日で23万しか残ってないんですから。

件数にして19件申し込んできている。いままでですと15、18、17でしょう。ことしは7月1日で19ですからね。その点で、さっき申しましたように、第2次農業改善事業とか、ミニ倉庫とか、府の補助事業だとか、国の何とかいう費用を取りつけてということになると、それなりに一定の基準が要るし、事業規模もかなり大きくなります。それにはかからんようなことをとると、市の補助金だとか、ちょっとしたところを修繕するとか、そういうことのためにあるのが市の補助金制度だと思うんです。

いま、ミカンがあかんし、農業もなかなか大変だという状況ですけども、ミカンがあかんかったからいうて、ミカン山へ行く農道の路肩のくずれたのを直さんとはおっておくわけにはいかんわけですよ。修繕せなしようがない。しかし、修繕しようにも2次構にはかからない。かかったところで大規模なセット事業やとか、いろいろ出てくる。ですから、そういうときにこそ、市がちょっとでも補助しましょうということで決めているのが、この制度だろうと思うんです。基本は恐らくそうだろうと思う。

条例では農道で3割以内、農業用排水路で2割以内、ため池が3割5分以内。以内ということですから、1割も以内なら、5分でも以内ですけどね。しかし、できる限りそれに近い状態に近づけるというのはあたりまえの話だと思うんですよ。それが現状では1割ぐらいしか出してない。農業用排水路でも平均1割。それぐらいしか出してないのにすでない。これは非常にお粗末じゃないかと思うんです。

それで結論から言いますと、来年は予算の増額を図ってもらわないかん。市長は、先ほど創

意工夫をしてやっていくということですが、ことしもうすでに足らんわけですからね、この点はどないでしょうか。補正予算を組むとか、あるいはもうちょっと考えましようというふうなことはできませんか。

- 産業衛生部長（山本俊兼君） 国費対象事業にまで持っていくということは至難な点がございいます。お説のとおり、基準等がございいます。われわれといたしましては、市の予算措置もさることながら、大阪府単独の補助事業にできる限り採決を願っていきというのがわれわれの願いでございいますが、最近の社会情勢の中で、大阪府自身も予算が削減されておるといふ現状でございいます。

そのために過日も、市長を先頭に阪南8市が大阪府知事に面会を求めまして、ため池、特に土地改良事業等の補助金の増額等を陳情しておるところでございいます。まだ、予算そのものは発表されておりませんが、補正予算で少しの補正ができるということも聞いております。したがって、50年度19カ所の要望箇所、あとわれわれの聞き及ぶところでは、4カ所ほど要望が出ておるわけですが、その中でも当然、大阪府の補助採択によるであろうと思われるものがございますので、できる限り大阪府に補助要請をして、その方向に持っていきという考え方を持っております。

また、構造改善事業等で採択されないものにつきましても、農林省、大阪府では構造改善事業に関連する緊急対策事業というものも実は内定されておるようございまして、規模、基準等についても緩やかにお考えのようございいますので、52年度からはこの方面にも採択願うように持っていく。いまの市の財政事情から考えますと、そういう考え方が適当であろう、こういうふうに考えておりますので、御了解願いたいと思います。

- 2番（天堀博君） 府の補助制度に乗るものもあるということですので、切りかえられるものについては、そういうことでやっていただきたい。その点での創意工夫もしていただきたいわけですが、しかし、それで幾ら救えるかという点、半分も救えない。やはりどうしても足らん。いままでが足ってあったかどうかということ自体わかりませんわね。申し込みが何ぼあったのかわからんわけですし、農協の段階で、ことしはないぞと言われて、そんならということで申し込んでないかもわからん。ですから、来年3月末なら3月末までの間に申し込みが来るとしたら、それをある程度優先的に扱っていくということをやらないかん。先に申し込んでいるんですから。しかし、それをやると、よけあとなくなってくる。ですから、来年度の増額は特に図っていただくよう努力していただきたい。

それからことしも、府のあれがあるんですから、府の方に要望してできる限り乗っていくようにしていただきたい。また、緊急対策事業にもひっかけていくということやっていただき

たい。現実に金がなくて、補助が出せないという状況ですから、鋭意努力するということがよく言われるんですが、本当に努力していただくようお願いします。特に来年の増額については、市長も含めてよく心得ておいていただきたいというふうに思います。農業の問題はそれで一応終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 水道部次長（福本喬久君） 4点目の問題についてお答え申し上げます。

善正、南面利地区については、今年度より2カ年計画で施行いたしますが、今年度実施計画に基づく配管工事については、現在、道路占用許可申請中ございまして、許可がおり次第着工する予定であります。

2点目につきましては、九鬼町については、現在、簡易水道施設として市の管理のもとで運営しております。数軒のグループで谷水、井戸等を活用している集落については、坪井町、福瀬町、仏並町の各一部であります。これらの地区については今後、管網整備と相まって検討していきたいと思っております。

以上であります。

○ 2番（天堀博君） 南面利、善正の分につきましては、以前の建設常任委員会等でもいろいろお聞きもしておりますので、できる限りひとつ早期給水ということで解決していただきたい。もちろん、工事は占用許可がおり次第やっていくということですが、配水池とかタンクの問題、あるいはポンプ場の問題、そこら辺は、私どもも力を入れたいと思いますけれども、地元の方々の御協力をお願いして、速やかに未給水地域の解消に努めていただきたい。これは要望も含めてお願いしておきます。

簡易水道につきましては、いま出ておりました以外に、私も一部承知しているものもございますが、市の管理でやっているのは九鬼町だけですね。ところが、九鬼の水道については基本的に……。いま川底の砂を入れかえたりしておりますが、そして、それをタンクに入れて送ってくるという状況ですから、少し雨が降ったら濁るとか……。私も実際に担当の方と一緒に見せていただきました。そうすると、うわ水を取らなければだめだ、こしてくるのを待っていると間に合わんとか、どろが砂の上に詰まってくるとか、いろいろ問題があるらしいんで、その点で十分改善の方向でやっていただけるのかどうか、確認をしておきたいと思えます。

○ 水道部次長（福本喬久君） 御指摘の九鬼水源についてはさらに改良しまして、改善に努めたいと思っております。

○ 2番（天堀博君） 具体的には、いろんな工事の方法とか、技術的な問題があると思えますので、その点での努力を十分にやっていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。



○ 議長（坂上国治君） 次に、3番橋本佳行君。

○ 3番（橋本佳行君） 3番の橋本佳行でございますが、通告のとおり、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の「同和行政の推進について」でありますけれども、同和行政の形態、すなわち、同和行政の和泉市における進捗率は、すでに何回かの交渉の中でも申し上げておりますように、20%以内であることは、すでに何回となく指摘してきておるところであります。同和对策事業特別措置法が余すところあと2年有余カ月であり、同对審査申が制定されてからこととしてちょうど11年目を迎えておる今日、歴代の市長はその施政方針の中で、同和对策事業を本市の最重点施策であるとして今日に至っております。

現在の時点において、市長は、和泉市における同和对策の停滞をどのように分析し、これをどのように打開しようとしているのか、その所信をまず伺いたい。

次に、行政の主体性の確立でありますけれども、同和行政に限らず、すべての行政分野においても行政の主体性を確立して、計画的、効果的に推進することは当然のことであると思えます。特に時限立法であるところの同和对策事業は重大な社会問題であり、特に緊急性を要するものであるだけに、この点が特に要請をされるところであります。

しかるに、同和教育基本方針が出されておりますけれども、十分に活用されておらず、さらに市の同和行政の基本方針、すなわち部落解放総合計画書というものも明確にされておらず、和泉市民全般のものともなっていない。そこで住宅地区改良法を中心に環境改善整備事業を行うことは、部落解放総合計画の中での町づくり部分の手法をいっているだけであって、部落解放総合計画の中心は言うまでもなく、同对審査申にも示されているように、市民的権利が不十分にしか保障されていない部落民1人1人の差別からの解放の問題である。少なくとも、行政責任を云々し、当答申の精神にのっとり云々を口にするとすれば、これらの部落差別からの人間解放を柱にきっちり据えて、部落解放総合計画のもとに行政を行うべきであり、これをなし遂げてこそ、行政の主体性を口にすることができると思えます。

和泉市の総合計画基本構想の中にもありますように、同和对策の部分がありますが、全然活用されておらず、部落解放総合計画書のない本市の同和行政は日和見のであり、財政緊迫を理由に部落の解放をおくらせる差別行政になっているように思われます。部落大衆はただ単に制度をもらい、町をよくしてもらおうという福祉政策は何か要求をしておりません。差別によって奪われている市民的権利を1日も一刻も早く取り戻すという、崇高な闘いのもとに結集してお

ります。水平社の宣言の中にもありますように、そういう魂のこもった要求であり、闘いであると思います。このことが理解されているのであれば、もっと確固とした同和行政が進められているはずであり、要求がなければ何ら緊迫感も感じない感じの職員の同和行政に対する姿勢がもっと改められるものになると思います。理事者の無策が同和行政の解決に、行政の責務という額面と、さらには反対に差別を温存し、部落の解放をおくらせているということを反省すべきであると思います。

次に、通告の第2点の「府民サービスセンター」の件でございますけれども、昭和46年だったと記憶いたしますが、部落解放同盟なり、本和泉市、さらには隣接する高石市、泉大津市、忠岡町5者のもとに、1市に2つもサービスセンターがあるのに本市にないのはなぜかということで、大阪府の別館6階で、当時の地方課長でありました川上さん、現在は、多分水道部の次長になられていると思いますが、その方と、当時の総務部長、現在の副知事であります方、さらに和泉市選出の和田康臣議員、さらには泉大津選出の出谷議員、高石選出の嶋田議員等々を踏まえる中で、府民センターの誘致について話し合いをしておりますけれども、その後、本市においてこの問題について、上級機関である大阪府、さらには、国に向けてどのように事務的に折衝をされているか、詳しく御説明をしていただきたいと思います。

回答いかんによりましては再質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 橋本議員さんの御指摘の中であるお聞きしたわけでございますが、われわれの施策の中心が憲法、答申あるいは措置法の中で、地域の実態をまず知ることが必要であるという認識に立っているわけでございます。地域の実態を知らずして施策も、また、要求に対する受け取り方も十分できないというのが現実であると考えます。

地域実態の関係につきましては、国の実態調査が答申の時点にも出ておりますが、46年に続きまして、昨年6月に調査が行われたわけでございます。その際には、実態と、その実態解消の諸施策及びその諸施策を推進する上でのネックの問題を赤裸々に20数項目に分けまして、府を通じまして国に提出したわけでございます。その意味合いにおきまして、単なる形式的な調査に終わることなく、より具体化さすということで、じっくりと今後の行動の中に資していくべきだということが第1点でございます。

それから、措置法にございます特に10条適用の拡大につきましては、先ほど市長からも鋭意努力ということで出ておりますが、私自身も市の顧問弁護士に対しまして、調査及び相談等をいたしておる状況でございます。現実には、この施策もまず実態を十分つかみ、それを総合計画の中で十分に踏まえる中で、いざ実施の段階では財源獲得が重要かと存じます。それにつ

きましては、国に対して国庫補助の適用の拡大あるいは補助裏の起債の適用拡大、これは毎年、何回か行動に移しておるわけでございますが、今後とも強く要望していく所存でございます。

最近、とみに大阪府の幹部職員、民生部なり、同対室なり、他の関係幹部職員が和泉市の実態を長時間にわたって視察されております。過日も大阪の法務局長が来られまして、つぶさに実態を見ておられます。非常に遅きに失しておりますけれども、地域の実態を整理する必要性をこの際、際立って再認識されているということが、このことからもうかがえるんじゃないかと思えます。

いずれにいたしましても、同和問題解決の市の最重要施策として、議会においても御協力を得て実施いたしておりますけれども、なお以上に補助金の獲得、その他につきまして、特別委員会もでございますが、議員さんの御努力もいただきまして積極的に推進していきたい、かように思うわけでございます。

- 市長公室長（西川喜久君） それでは、私の方から府民センター設置につきましての今日までの経過と、今後の進め方について御説明申し上げます。

昭和47年4月ごろ、泉北3市1町と部落解放同盟和泉支部とが一体となって、泉北3市1町に府民センターと教育福祉施設の誘致をしようと運動を展開してきたものでございます。また、47年の5月から6月には、その趣旨のPRも駅前で行いまして、広く市民の喚起を呼び起こしたものでございます。また、各市町の議会におきましては、その誘致の要望決議をしていただき、理事者はその要望を強く行ってまいりました。その後48年には、和泉市池上町、通称今池いうかつこの候補地のあることに意見を見、3市1町連名の上で府に推進を行ってまいった次第でございます。

そして、本市の開発公社でその土地を暫定的に取得していただき、昭和49年には文化財の調査を行った後、昨年の昭和50年に整地工事を行って、50年12月に大阪府と譲渡契約を締結し、府に買い戻しを行ってもらい、現在、府有地となっております。

府におきましては、地域社会の発展に資するため、ここに府立養護学校と府税事務所を中心とした府民サービスの窓口、たとえば府政相談とか、府政案内ができる機能を持った施設の立地を計画検討されております。現在のところ、大阪府の関係部局では、52年に向けて予算を要求すべく準備を進めていただいております。市といたしましても、その予算実現に積極的に努力を重ね、今後とも早期にその事業の実現に向かって最善の努力を尽くしてまいりたい、かように考えておりますのでひとつ御理解賜りたいと思えます。

- 3番（橋本佳行君） 大阪府が予算措置等をやっているということでございますが、広範囲な和泉市の市民が、和泉市を飛び越えて塚なり、塚の鳳にある府民サービスセンターに行って

いるという状況を見ますに、この52年に必ず実現できるということの確認だけをお尋ねいたします。

○ 市長公室長（西川喜久君） 御指摘ももっともでございます。御承知のように、府財政もきわめて厳しい状況にありまして、とりわけ新規事業につきましては、見合わせていくような方針も聞き及んでおります。しかし、関係諸団体と力を合わせて予算の獲得に全力を挙げてまいりたい、かように考えておりますので、今後とも御協力のほどをお願い申し上げたいと思いません。

○ 3番（橋本佳行君） 次に、同和行政の推進ということにつきまして、市長より所信を若干、聞かしていただきたいと思えます。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

先ほど来、橋本議員さんの質問に対しまして、同対部長よりるるお答えをいたしたところでございますが、御指摘のように、事業が非常におくれております。このおくれをどう取り戻して、同対審あるいは特別措置法の精神にのっとり環境改善をなし遂げ、差別のない明るい和泉市をつくっていくか。特別措置法はあと2年有余という中で、これからが行政としても一生懸命にやんなきゃならんときだと存じます。差別をなくし、人間尊重の明るい和泉市をつくっていくためには、今後、この課題について、先ほど行政の主体性という御指摘もございましたが、われわれ行政に携わる者といたしまして、これは国民的課題だという理解のもとに取り組む中で、積極的な施策を講じてまいりたい、このように存じております。今後とも議員皆様方の格別の御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○ 8番（橋本佳行君） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○

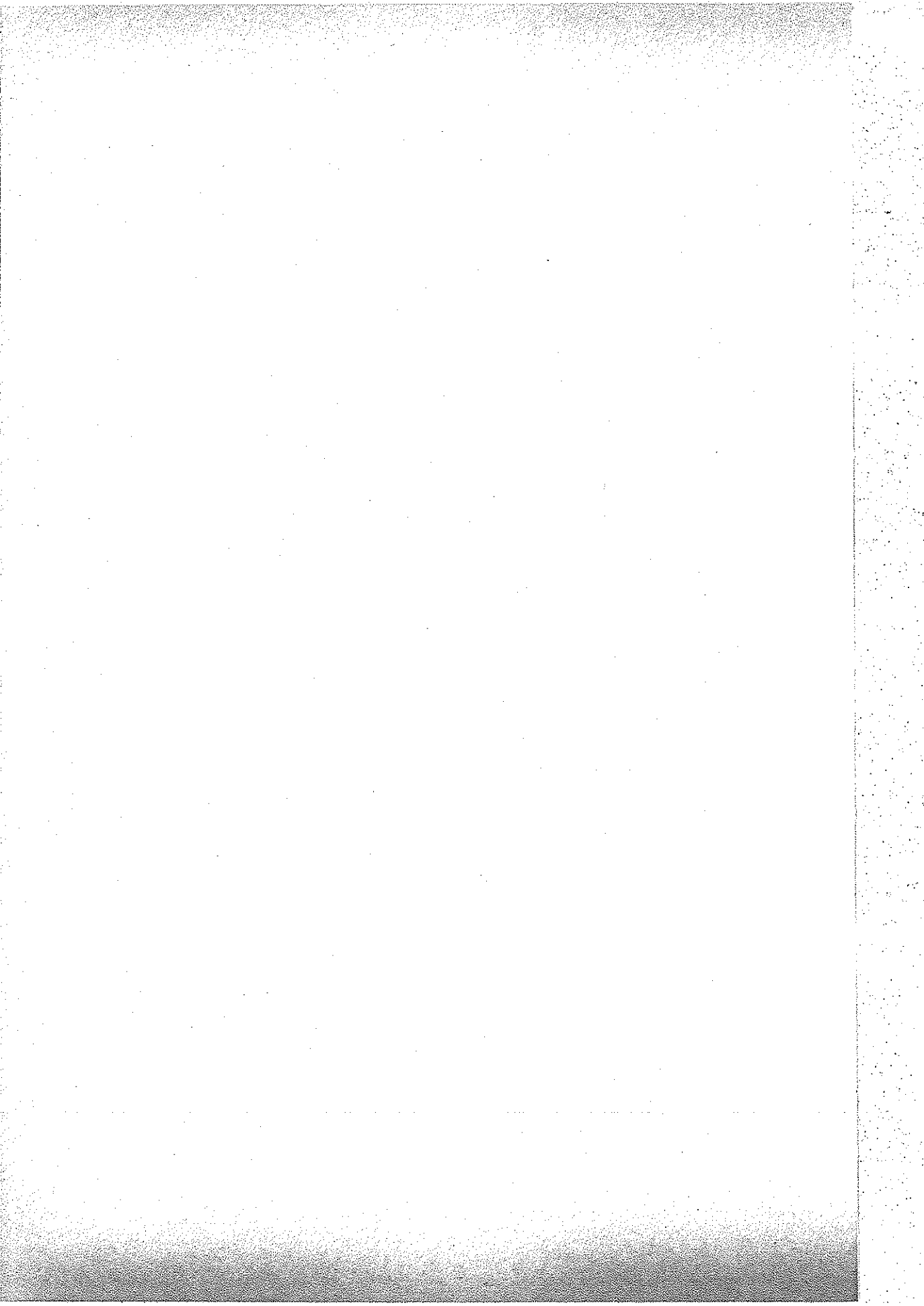
○ 議長（坂上国治君） お諮りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集のほどお願いを申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時28分散会）

第 9 日



昭和51年10月28日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員25名)

1番	寺田茂君	17番	富山敏治君
2番	天堀博君	18番	池辺秀夫君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	20番	田中包治君
6番	大谷昌幸君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上国治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君
16番	木下甲子三君		

(欠席議員1名)

7番 金沢勝君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部次長	門林六男
助役	坂口礼之助	財政課長	麻生和義
収入役	橋本炳	同和対策部長	佐原行雄
市長公室長	西川喜久	同和対策部次長兼 総合調整課長	生田稔
市長公室次長兼 秘書課長	杉本弘文	市民部長	内田繁
広報広報課長	竹田明郎	市民部理事	吉岡昭男
財務部長	宇沢清	市民部次長兼福祉事務 所長、保育課長	中西淳富

産業衛生部長	山本俊兼	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
産業衛生部次長	岩井益一	用地担当理事兼 土地開発公社局長	西川武雄
市参与兼 建設部長事務取扱	中塚白	用地担当(部次長級)兼 土地開発公社事務局長	橋本昭夫
建設部次長	森保	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	林徳次	教育長	葛城宗一
改良事業部次長	逢野一郎	市参与兼教育次長	阪東重信
重要施策推進室長	小林一三	指導部長	乾武俊
重要施策推進室次長	富田宏之	管理部長	広岡史郎
病院長代行	岩見洋	管理部次長	松村吉堯
病院事務局長	平野誠蔵	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局次長兼 庶務課長	藤原光夫	選挙管理委員会 選挙事務局長	青木孝之
水道部長	田中稔	監査委員	西口喜一郎
水道部次長 (事務担当)	高橋新平	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
水道部次長 (技術担当)	福本喬久	農業委員会事務局長	杉本忠彦
消防長	和田増義	※各課長級は、議案等必要に応じて出席させる。	

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 北野丈夫

次長 逢野博之

議事・調査係長 西垣宏高

調査係 佐土谷茂一

議 事 係 山 本 雅 俊

(午前10時25分開議)

- 議長(坂上国治君) おはようございます。議員の皆さん方には何かとお忙しいところ、連日御出席くださりまして本当にありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。金沢議員さんより欠席の届け出が出ております。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、20名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただいまの報告どおり、出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(坂上国治君) それでは、これより一般質問に入ります。12番 藤原要馬君。

- 12番(藤原要馬君) それではお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。一般質問に入るまでに理事者の方をお願いしておきたいのですが、私はいつもでございますが、簡単に質問させていただきますので、答弁も簡単明瞭にやっていただきたいと思っております。理事者の答弁いかんによっては再質問をやめるかもわかりませんし、また、答弁が満足でなければ時間延長になるかもわかりませんので、よろしく願いしておきます。

第1の財政問題であります。私の質問に入るまでに昨日、寺田議員の質問に対しまして、市長は86億の起債を棒引きにするという発言をしたと思うんですが、この同和対策事業の起債、借金にしてもいろいろ中身が違うと思う。ただ単に86億全部を棒引きすることになりますと、非常にむずかしいものがあるんじゃないかと考えておるんですが、これを棒引きにするというはっきりした姿勢、根拠を明らかにした中でやらなければ、これはとうていむずかしいのではないかと、かように考えますので、まず、御答弁を願っておきたいと考えます。

市長さんも御承知のように、同和対策事業特別措置法の第6条に国、府の責任ということがありますが、国、府に対してこれを棒引きにする資料を持ってやらなければならないと考えます。昨日の答弁では、中身なくしてただ86億を棒引きするんだという御答弁であったと思っておりますので、もう一遍御説明願いたいと思っております。

それでは、財政問題についてであります。まず、市債についてお尋ねしたいと思うので

ざいますが、私は8番目で昨日、一昨日あたりからほとんど全部触れておりますので、余り多く触れることはないと思います。ただ、市長さんの姿勢だけだしておきたい、かよう考えます。市債の総額が180億になんなんとするわけでありますが、そのほかに借財もあろうかと思ひます。だから、現在の財政状態からいきますと、とても市民さんに対する満足なサービスはできないだろうと思ひます。50年度の税収は32億4,455万500.0円に対し人件費は39億8,418万円、これは何%になるかということです。それから市税では足りなくて、国からいただく交付税まで食い込んでいかなければならないという結果になっておると思うが、それに対してははっきり御説明を願わなければいけないと思ひます。50年度の交付税は25億4,453万9,000円、市税は32億4,455万円、合わせると57億8,909万余円でありますが、この中で人件費が39億余と、返還金が15億とすると、54億8,418万円になる。健全財政の残額はないということです。そうすると、市民さんの日常生活に直結する事業は何もできない。税金の還元は1つもできないということです。それでは非常に困ると思ひますが、市民サービスについてどの財源をもってしようとするのか。そういう窮屈な中で来年度の予算はどれの財源をもって編成しようとするのか、そこらをはっきりとお聞かせ願ひたいと思ひます。われわれも市民さんのためでありますので、全力を投球して市長を助け、この難局を救っていかなければいけないと思ひますので、われわれが協力できるような形の御答弁を願ひしておきたいと思ひます。

次に、学校建設であります。池上小学校の建設のその後の経過はどうなっておるのか。私は富秋中学校の校区編成の審議会の会長をさせていただきました関係上、そのときに条件をつけております。早くやりなさい、直ちにやるように、という条件がついておるわけです。しかし、いまだに何の形もできておらないが、どういうわけできないのか。それをひとつ明確に御答弁願ひたいと思ひます。

国府小学校の改造、増築についてでございますが、府の新住が府中地区にできた場合、国府小学校に入学するんだろうと思ひますが、この対策は講じておるのかどうか。また、財源的なことも承知をしなければならぬと考えております。しかし、国府小学校を改造するにつきましては非常に校地が狭いので、この向かいの土地があるのを整備し、第1生命あたりがどこかに移転をしてもらって校舎をこちらへ持ってこない、体育館なり校舎の建てる場所がなくなってくるんじゃないかと考えます。建てたなれば運動場はなくなるという結果でございますので、これは十分検討していただきたいと思ひます。

次に、芦部小学校の建て替えであります。教育委員会はとうとうぐあいに考えておるのか、お尋ねしたい。老朽指定ということであるかと思ひますが、危険校舎の認定については、あ

の建物は、一概に新しいからとは言えないと思います。いかに新しくても、その材料によつて早く老朽するものもあれば、古くてもいい材料を使っておれば何年でも持つという建物もあるわけです。だから、終戦当時の物のないときに、悪い材料をもって建築したものですから非常に老朽化が早いんじゃないかと考えておるわけでございますが、それについて、教育委員会のはっきりとした御答弁をお願いしたいと思います。

次に、消防行政についてでございますが、消防長にお尋ねするんですが、署員に対する教育姿勢が悪いと私は思うのでございます。前の赤阪消防長当時と違うんじゃないかという感覚を持っておるわけでございます。指導監督、秩序、敏速な行動、姿勢、態度、いずれをとっても申し分がないとは思われないが、現在は、それらが欠けているように思うが、消防長はどのように考えておるのか。これについて、はっきりとした御見解をお願いしたいと思います。

それと、国府地区に町内会館がなく、町会の集会場所はないわけでございます。だから、いまの府中出張所の2階が空いてるんだから借していただきたいと申し入れてるんですけど、いまだに確たる回答はありませんが、これはどのようにしておるのか、はっきりと御答弁ください。

次に、道路行政についてでございますが、三井不動産が開発してすでに10年を経過しておると思うんですが、いまだに和泉中央線が完成できない。私も長く建設委員をやっておるんですが、内容について、はっきりとした把握はできないというような形でございます。これは非常に困るんじゃないか。後でできた鶴山台は道路もでき、バス乗り入れもしておるが、いまの三井団地についてはバスも通わない、非常に交通が不便である。これは10年間苦労してきたと思うんですが、これを理事者はどのように考えておるのか。また、この13号線は自動車が飽和状態を避けるために三井団地、観音寺地区を自動車が多く通る。だから、非常に皆さんがお困りになっておる。あの狭い道路の交通戦争の中を学校に通っておるわけでございます。しかし、その対策はほとんど講じておらない。中央線がつかず、そういう通学路の安全対策を何もしておらないということでございますので、その点もひとつお考えをお願いしたいと思います。

府中北通り線についても、拡張を決定して7、8年になりますが、いまだに完成を見ない。当初、府中駅前を購入したのは平方メートル2万3、4千円、坪当たり8万円ぐらいだったと思うんですが、現在、購入せんとするところは80万、100万、150万という声が出ております。これらの人から、もし中央線の地主の方のような要望があった場合はどうするんだ、この差額をどうするんだという問題が出てくると思う。だから、これも早くそういう声の出ない間にやっていただきたい、やらなければならないんじゃないかと考えております。ひとつお

願いしておきます。

いま、和泉市で計画している通路はほとんどついていない。私は12年間、議員をやらせてもらったんですが、その間、相当皆がやかましく言われてきましたが、いまだに1本も完成していないということです。それでは市民さんに御迷惑をかけますから、1日も早く完成するようにはしてもらいたい。警察前の道路もガスを敷せるときはパツパツと広げるのかと思ったら、ガスを済んだら元のままでございます。これでは非常に困ると思いますので、ひとつよろしく願いしておきたい。

それと、府道については、これはこちらの責任ではないということだろうと思いますが、学区編成のときに問題が出たが、池上下宮線を校区の線引きにしたんですが、地元の言われるのには、幻の道路だと、現実に幻の道路ならば、それを線引きにしなければいけない形はおかしいと思うんです。そういうことでは困る。だから、この道は本当につくのか、つかないのか、市の理事者が府の見解をただすべきである。さよう考えます。

平井のところでも非常に狭い。平井の府道を通るのに皆が戦々恐々としてあそこを通るが、毎日通っている人々は命の縮まる思いをして通ってると思うんです。それに国府のバイパスもつかない。池上下宮線もつかない。何の線もついておらない。合併してから府道はどこについたんかということです。やはりこれには理事者も全力を挙げて市民のために府に呼びかけなければいけないと思います。それがために府会議員さんもおられるのですから、フルに府会議員さんを利用してやってもらわなければ、問題が理事者にかかってくるんじゃないかと思ひます。市民の声はそこに集中してると思ひますので、よろしく願いしておきたいと思ひます。

次に、福祉行政についてでございます。私は特に幼児教育というのは非常に大事なものだと思ひますので、幼児教育についてお尋ねいたしますが、現在の保育所のあり方は保育所本来の姿でなく、保育行政はなっていないということでございます。ということは、いまの保育所は幼稚園化してるんじゃないか。本来の精神から外れてるということです。それでは困るんじゃないですか。和泉市は非常に共稼ぎが多いから、措置児も多い。その子供たちをどういふぐあいに措置してるのか。新しく建ったところは零歳児から保育をしておりますが、古くから建っているところはほとんどやっておらないように聞いておる。また、やっておらないと思ひ。それでは困るんじゃないですか。やはり措置児を徹底的に保育できる姿に持っていかなければならないのに、やっておらない。せっかく建てられた芦部保育所も零歳児からやっておるのか、おらないのか、どうも聞くところによるとやってないと聞く。一番預かって保育してほしい零歳児から三歳児までの保育を重点的にやらなければいけないと考えるのですが、それらを怠っていると思ひ。

それと、いまの保育所の園舎は、旧町村の貧困財政のときに建てられ、非常に老朽化しているので、建物の格差が非常に大きい。何もわからない小さい子供でも、環境的に非常に大きく感ずるのではないか。入った途端にわかるのですからね。隣にできた幼稚園はりっぱなのに、私たちの保育所はなぜ悪いのに建てかえてくれないのだろうかと思う。幼児の気持を傷つけないような形をやってもらいたいと思うのでございます。特に建てかえということをつつからやるのか、どういう計画で順次やるのか、ひとつ計画的に御説明願いたいと思います。

次に、母子寮でございますが、これはいろいろお聞き願ってると思います。私は池田市長が出たときも申し上げたんですが、あれは母子寮としての用をなさない、本当に危険な建物であると思う。私も2、3回見に行ったのですが、歩くと床が落ちそうな気がする。あれでは、入る者がいないのは当然じゃないですか。いまの住宅難の時代ですから、あれがりっぱな母子寮なれば全部が望んで入ると思います。しかし、あんな危険なところへ入れない。また、3畳ぐらいの1間で、現在の社会で住めるもんじゃない。だから、1日も早く計画を立てて建てかえる、借金してもいいじゃないですか。あの人たちを救うということでございますので、ひとつ早くやっていただくようお願いしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。先ほど申し上げましたように、理事者の答弁いかんによっては再質問しないかも知れないし、答弁が満足でなかったら時間が長くなりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず冒頭、財政問題に関連して昨日、私が寺田議員さんの質問に対してお答えさせていただきました10条規定の拡大問題についての御質問でございます。この席で昨日、私が御答弁いたしました趣旨は、同和事業に関する起債の問題でございます。当然、私たちはこの起債が公債比率となって償還期に入ってまいりましたので、従来主張しておりますように、特別措置法の10条規定を拡大して交付税に算定していただくよう努力いたしますという趣旨で御答弁申し上げたわけでございます。そのために議会のお力あるいは私、問題提起しております大阪、近畿の同和市長会あるいは全国の同対の市長会等々と手をつないで先頭に立って、この特別措置法がつくられたときの国の責務を問う中で何とか本市の財政実態を訴え、特別措置法の制定ゆえんから考えて、差別のない、明るい世の中をつくるため、国に責務があり、地方自活体も責務がある中でございますので、今後、10条規定の拡大に向かって全力を挙げてがんばってまいりたい、猛陳情させていただきたいという趣旨で御答弁させていただいたはずでございます。

こうした意味合いからいたしまして私自身、昨日の答弁を繰り返しておりますが、何とかして同和事業の起債について、10条規定の拡大のために精いっぱいあらゆる訴えをさせていただき、国に対して陳情いたしたい決意を実は申し上げたつもりでございますので、ひとつ御了解をいただきまして、今後とも議員皆様方のお力もお借りし、一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく改めて御理解を深めていただき、御支援、御協力をひとえにお願いしたい、かように思いますので、よろしく願います。

それから本当の御質問、第1点の財政問題でございますが、御指摘のように、非常に財政は硬直化しております。人件費、公債比率のいずれをとりましたも、市税収入が本年度32億余、地方交付税25億余足らず、57、8の標準財政規模の中で、人件費あるいは借金の返済の割合を考えると、財政が危機に瀕している実態でございます。

こういう中で、いかに市民サービスをやっていくのかという御質問、まことに御指摘ごもつともございまして、厳しい財政実態を国、府に訴える中で、いかにあらゆる補助、交付金を拡大していただくか。猛烈な陳情あるいは経常経費の節減の懸命の努力、臨時的収入を得るための努力、それから多様化する住民皆さんの御要望におこたえするために、何とかえしくとも創意工夫をこらし、皆様方の御協力も得まして、財政運営につきましても重点的、計画的な行政を打ち立てる中で、一歩ずつ住民皆さんの御期待にこたえるため、財政再建とあわせてひとつがんばってまいる所存でございます。52年度の予算編成あるいは51年度末までの今後の予算について、私たちの努力なり、いろいろなことと相まって懸命の努力を重ね、財政を自主再建しつつ、住民サービスのためにあらゆる創意工夫をこらし取り組んでまいりたい。住民サービスについても、苦しい中でもできる限り前向きに検討させていただきたいと存じております。御心配をいただいておりますが、いまの時点でこの財源をもってこれに充てるということの御答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますが、基本的な姿勢として、そういうことではなばっていきたく思います。一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、第1点の行き届きませんが、財政についての御答弁にかえさせていただきます。

- 12番(藤原要馬君) 昨日の問題ですが、市長はただ10条規定ばかり言うてますが、10条規定の中にも一般事業的なものもあり、それ以外のものもある。学校施設などは、特にそういう要素が含まれてると思います。そこらのことを十分心得てやらなければいけないし、また、大阪府、全国の市長会に呼びかけて先頭に立って、と言いますが、先頭に立った場合はやりにくいと思う。皆が自分のことも思ってるから、自分の頭のハエは自分で追わなければならない。市長の姿勢は中身がないと思う。それをするについては、うちはどういう形態で、どういう組織でもってこれに当たり、強力にやるんだという姿勢のお示しはいままで1つもない。

いまもないと思う。昨日の答弁の中で寺田議員さんから、それは結構ですよ、喜ばしいことです、ということがあった。それでは困ると思う。86億と口では言うが、そうたやすく国も棒引きにしないから、これに対しての体制を整えなければいけない。あなただけがいかにやっただめ、和泉市全体が体制をつくり、本当に和泉市政、市民が一体という感覚の中でやらなければ功を奏さないと思う。棒引きはちょっとむずかしいと思いますから、今後はそういう体制づくり、それを早急にやらないと、ますます52年度の予算はできませんよ。何も財源がない、1つもないと言ってもしかり。今度から人件費は40億になります。それだけ収税は伸びるか、伸びない。足踏み状態だと思う。交付税もそうです。国の財政も余り頼りにならないと思いますので、やはり自分が自分で仕事をしていかなければならない。その体制づくりをお願いしておきます。

○ 議長(坂上国治君) 次。

○ 市参与(阪東重信君) 学校建設につきまして、3点にわたってお答えしたいと思います。

阪和線以西地域における校区再編成の際、適正就学対策審議会から強い御指摘があり、本年3月の定例会においての一般質問等を通じて御協力も賜り、その線に沿って私たち、本年4月からの機構改革の一部変更と相まって、教育委員会の事務局組織で直接買収を手がけております。そういう中で、ようやく地元の町会あるいは水利権者等の配分等の調整が整いまして、池の改築をめぐる本議会での議決をいただくべく諸手続を進めております。現在、対象6町会のうち4町会までの調整は終わっておりますが、あとの2町会から買い上げに伴う若干の条件が出されておるのが実態でございます。これらに伴いまして、なお教育委員会が折衝を続けてる現状でございます。1日も早く議会で御審議をいただく資料をつくるよう奔走しておるのが現状でございます。引き続き民有地7人の所有者に対して価格面の交渉に入りまして、なるべく早い時期に解決できるよう努力してまいりたいと考えております。おくれている理由をはつきり申し上げまして、そういう相手のある中で難航しておるのが昨日もお答えした状況でございます。

国府小学校の問題でございますが、これも非常に老朽認定の問題で現在、府の方にも書類を上げておりまして、体育館なり校舎の改築要望の強い中でこれらも検討しております。配置等につきましては、ただいま御指摘のように、将来に向かっての配置計画はできておりますが、建物の配置等十分の検討をしてまいりたいと考えております。

芦部小学校問題につきましても、御指摘のとおり、あの建物そのものも老朽の認定を提出いたしまして、配置計画としても将来、北側に校舎を寄せ、南側の木造のところを運動場にするという将来計画を持っておりまして、当面、いつもお答えしておりますように、国の補助事業

との関係に結びつけるべく、木造の老朽認定を受けるよう書類づくりを進めております。9月に書類を提出し、間もなく府の関係者も実際の調査にお越しいただくようになっておりますが、その節、私たちもそういう実態を説明したいと思っております。建築は、確かにあの建物は昭和24年あるいは28、9年の最も材料の悪い中での訴えをしながら、鋭意これらの改築に努力してまいりたいと思っております。

以上3点、お答えいたします。

- 12番（藤原要馬君） 池上小学校については、新設の予算はしてあるんですから、その予算を執行できるよう努力してもらいたいと要望しておきます。

国府小学校については、先ほども申し上げましたように、現在の敷地では不可能と思っておりますので、やはり建てかえるにしても、体育館をつくるにしても、その用地をまず考えてやってもらいたい。ということは、公社の新住民が来るわけですから、それらの入居、入学も考慮に入れた中でやっていただきたい。市長にお願いしておきます。

それから、芦部小学校については、これは長らくの念願でもあります。芦部がたまたま横田市長の地元であったために非常におくれた、自分のところはおくれさせておったということで悪いものをもってやっておるということも十分考えて早急にやらなければいけない。本当に原始的な建物です。いまごろ、セメン瓦を使っているが、その当時は材料が悪かった。防水紙なんてめったに敷いてない。だから、上はよく見えても、のし板なんか全部腐って屋根の上に乗れないという危険な形です。全部水分が下にきて、はりなんかもよく見えても中が腐っているという事実もある。そこらを十分頭に入れてやってもらいたい。市長にも要望しておきます。

いま、教育次長も言っておりましたように、国、府の援助なくしてはやれない。当然なことで、われわれは教えてもらうまでもなく、和泉市の現在の財政状態でやれといったってやれないことはわかってる。しかし、そこに創意工夫をするということは、老朽認定を受けるにしても、全力を挙げなければできないということです。市長、全力を挙げてやってもらわなければならない。私は一般質問でございますので、要望にとどめておきますが、ぜひとも実現できるような方向に持って行ってもらうようお願いしておきます。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 消防長（和田増義君） 消防関係につきまして、消防長よりお答え申し上げます。

第1点の消防長の教育姿勢が悪いんじゃないかという御指摘、まことに痛み入ります。最近、消防行政を取り巻く情勢も非常に厳しいものがございまして、これらに対しましては、全員一丸となってやっていくことを念願して運営しております。そういうことから、基本的には職員が相助け、励ましあいながら総がかり的なムードを盛り上げることにによりまして、市民の御期

待にこたえるような警備体制をつくりたいと考えております。

また、外部の市民に対する愛情開発の基本的な姿勢をもって行政の運営に当たらなければならないと考えております。ただいま御指摘のような点があったと思いますが、いろいろ進める中でどのように進めていくかの問題がございます。これらにつきましては、年間計画の中にも十分取り入れまして、幹部だけで物事を決定していく方向ではなく、連絡会議制度を設け、いろんな各署員の意向も十分くみ入れながら、任意的な方法により効果を上げていくよう運営しているところでございます。いろいろ一生懸命努力はしておりますけれども、御不満な点、御指摘もあろうかと思いますが、今後とも十分心得まして、運営面で自分自身の姿勢も正していく、また、署員にもいろいろ協力を得て、市民の御負託にこたえる形をとっていきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

第2点の府中出張所の問題でございます。地元には貸与してはどうかということですが、これにつきましては、議員さんからもいろいろ承っております。今後、どのようにするかにつきまして、ここで若干の消防の内部事情等も御説明申し上げ、御理解を得たいと思うのでございます。

現在、府中出張所の2階につきましては、署員の一部の事務所に使用しております。時には、災害対策用物資の保管にも活用しておりますが、その他に年末の懸案事項でございます職員の問題改善のため仮眠所その他の整備を図りまして、職場環境の整備を図らなければならない。これらを現在、計画中でございます。

その他に最近の火災の各地における災害等の教訓から見て、災害対策用、警備資器材の分散配置の問題とか、あるいはまた、小規模な訓練は出張所でできるようにいたしまして、出張所をあけるような機会をなるべく少なくしていく方法等、当面、消防としてはいろんな問題がございますが、その他に消防以外の部局においても、最近の緊迫した財政事情のもとで手狭な問題で困っておるところもございます。また、施設整備について早急に処理しなければならないようなものを抱えてる部局もあるやに私も存じております。消防といたしましては、消防業務に支障のないように図りながら、消防のセクショナル意識を捨て、市全般の施設の有効な活用という問題についても十分配慮しなければならない問題であろうと存ずるものでございます。御指摘の点、十分心して拜聴しております。また、厳肅な気持ちで受けとめさせてもらってるところでございますが、ただいまいろんな事情を申し上げましたが、それらに対しまして、十分御満足のいく御答弁になってないかと思いますが、以上のような諸事情を御賢察くださいまして、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○ 12番(藤原要馬君) 第1点の問題ですが、あんたは一生懸命にやっていると云うが、あん

たは消防組織法第14条によって市長から任命されたと思う。だから、これは市長の責任上からいっても、忌まわしい問題が起きてるんじゃないんですか。あんたの姿勢が悪いためにね。9月4日土曜日、執務中に後ろから来て首を締めて後ろへ倒し、それがために首と腰を痛めて府中病院へ入院したんじゃないですか。消防長が日ごろの訓練等あらゆるものを徹底的にやっておったならば、こういう不祥事は起こらないと思う、違うんですか。これはどう考えてるんですか。執務中に後ろから来て首を締め、いすを倒して首と腰を痛めたとはどういうことですか。あんたの感覚は滞りなくやっているといるんですか。指導監督はどうなってるんですか。あんな、のうのうとして答弁してるけれども、その答弁はあんなの口先だけ、心じゃないと思う。そういう態度やから、署員としても日々のたるみがあるんですよ。消防署員というものは、公務員の中でも違った要素がある。消防署員に採用してもらおうと思ったならば、いかに試験を通過して採用許可を受けても、これが訓練に半期間を要するんです。特別な訓練、指導を受けてくる。だから、こういうことをやらしておいてどうなるんですか。どんな公傷になるんですか、この問題は公傷になるんですか、どっちですか。普通からいけば、こんなもんは公傷にならないと思う。どういう手当をするんですか。どこから金が出るんですか。市長、これはあんたが絶対責任なんですよ。第14条にも、市長は消防長を任命する、政令で定める資格を有する者となっております。そして、消防長は市町村長の承認を得て消防署長なり消防職員を任命することになっている。消防というものはそれほど大事なんですよ。それにもかかわらず、こういう不祥事件が起こったのはどういうわけかということです。なぜこんなことを起こさせたか、はっきり答弁しなさい。

- 消防長（和田増義君） 御指摘の事故の問題ですが、確かに勤務時間中の事故でございます。ただいま御指摘いただきましたが、首を締めた云々ということでございますけれども、若干、本人のそそうから、ちょっといたずらっぽい性格の持ち主でございました。これにつきましては、平素の勤務中から心得よといろいろ指導していたところでございます。たまたま、勤務中に首を痛めたということで医者に診てもらったんですけれども、それとは別に本人の持っている病気等もございまして、治療に若干日時を要しております。本人に厳重な訓戒をし、処置しております。ただ、負傷した本人は一生懸命勤務中のこととございますので、これに対しましては、当然、公傷手続をしております。近くその認定がくる予定でございますが、おかげで近く勤務できるという状態でございます。

こういう問題につきましては、綱紀がたるんでるんじゃないかとの御指摘、率直にお受けいたしますが、個人個人に若干差がございまして、それらをうまくまとめながら一生懸命市民奉仕できるように、誠心誠意やるのが私たちの責務と重々反省しております。御指摘の面、十分

反省いたしまして今後、そういうことのないような方法でやっていきたいと思っております。

○ 12番(藤原要馬君) 私はやった者がどうか、やられた者がどうか言っていない。あなたの方の日ごろの姿勢、指導監督が悪いからこういう事件が起きるんだと言ってる。あんたがはっきりとした姿勢をとらないということは、平常から皆わかっている。だからこうなる。市長ね、この問題はあなたに報告があったんですか、はっきり言うてください。

○ 市長(池田忠雄君) 遺憾ながら、その報告には接しておりません。いま初めてお聞きしたようなことでございます。御指摘のように、たるみがあるということでございますが、この問題を含めまして、一層消防行政全般について、人事管理、その他についても、十分今後とも注意し、そういうことが二度と起きないように、たるみのない消防人事行政にもってまいりたいと思っております。

○ 12番(藤原要馬君) だから、これを起こした者も、やられた者も困るんです。日々の指導訓練、精神教育が徹底しておらないということのあらわれがここに出てる。それがために先ほど質問したんです。消防というものは模範でなければならない。それが基本なんです。これはやはり日々の訓練、敏捷な行動がなかったら、一朝火災の場合、どんな事故が起こるかかわからない。1つの例がはっきりあるんです。犠牲になった者がね。だから、そういう訓練等がたるんでるから、そういう犠牲者を出さなければいけないような形が出る。日ごろの訓練なんです。われわれも団体教育を受けてきたんですから、そういう精神を植えつねばいけないということです。そうすれば、こんな不祥時は起こらないと言ってるんです。これに対して最高責任の市長に何の報告もないのはどういうわけか。行政はどうなってるんか。これでは困ると思います。この問題については、きょうは即答はいたしません、消防長はどれだけの責任をとるんかということをはっきりしてもらいたい。市長、確認をとっておきたいと思っておりますので、御回答願います。

○ 市長(池田忠雄君) いまの件でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように初めて聞く話でございます、報告のなかった間の事情、その他もつまびらかではございません。したがって、議会終了後、消防長を呼びましてよく実情並びにその経過等を踏まえ、私なりに判断をさせていただき、今後、いろいろと指示をしてまいりたい。そういうことについての協議の上での指示という形を通じて、いずれ議員さんにもこの件の報告をさせていただきたいと思っております。しばらく時間をお貸しいただきたいと思っております。

○ 議長(坂上国治君) 次。

○ 市参与(中塚白君) 道路行政について、私の方からお答え申し上げます。

中央線の問題につきましては御指摘のとおり、非常におくれてまいっております。いろん

な経過がございましたけれども、少なくとも本年度、道路築造につきましては完了するという
めどが立っております。御承知のように、現実には一部、土地収用法の適用を受け、近く裁
決が下りる状況になってございます。現在、物件につきましても話し合いがつき築造に伴う先
行の下水工事はやっております。そういうことで少なくとも、51年度中に供用開始ができ
る形をとりたいということでございます。

続きまして、北通り線でございますが、これも非常におくれてございます。何とか残ってる
部分を解決し、早期の完成を見たい、かように存じております。

なお、その他の府施行の分につきましては、元来、われわれは府の方にも御趣旨の方向で進
めてまいったものでございますが、府の財政事情の悪化等に伴い、非常におくれてまいって
ございます。

なお、念のため申し上げておきますが、池上下宮線につきましては、一応、ある程度の措置
はできてございます。

以上、簡単ですが、道路行政についてのお答えといたします。

- 12番(藤原要馬君) 中央線は今年度中に完成するんですね。
- 市参与(中塚白君) はい。
- 12番(藤原要馬君) 北通り線と警察前もやれるわけですか。
- 市参与(中塚白君) これについては、見通しがついております。
- 12番(藤原要馬君) それから、府中北一番踏切も5、6年前から言うてるが、歩道はつ
くってもらったが、踏切がいまだにできておらない。早くやってもらわないと、あれを利用す
る価値がないんです。ぜひやってもらいたいと思います。道路行政はこれで終わります。
- 議長(坂上国治君) 次の答弁。
- 市民部長(内田繁君) 福祉関係につきましてお答えしたいと思います。

まず、第1点の保育園が幼稚園化してるじゃないかとの御指摘でございますが、そのとおり
でございます。現在の保育需要の非常に高まっている中で、情勢の変化も加わってまいりまし
て、本来の法律に定められている、保育に欠ける児童の保育措置という運営に今後、鋭意努力
してまいりたいと思いますので、御了解賜りたいと思います。

それから、芦部保育園は零歳児から保育していないではないかという御質問でございますが、
御承知のとおり、中間で開園いたしましたので、いろいろ準備もございまして、現在、零歳児
からやっておりますが、早い時点から零歳児保育をしていくように努力いたしたい、かよう
に考えるわけでございます。

3番目の老朽化した保育所の整備計画でございます。現下の財政事情から申し上げまして、

これらの増設なり増改築につきましては、非常に困難性はございます。しかしながら、現在の保育需要を見ました場合、このまま放置することはできないと痛感いたすわけでございます。したがって、財政の許す限り、老朽化した園舎等もまだはつきりと調査はいたしておりますが、老朽化の高いところ、あるいは保育需要の高い地域から年次的に整備をしまいう、鋭意努力いたしたいと思っております。

それから、母子寮の問題でございますが、これも一昨日の大谷議員さんからの御指摘にもございましたように、非常に内容が不備であり、母子寮らしいものではないということも痛感しておるわけでございます。これについても今後、やはり児童福祉法に定められている理念にのっとった母子寮らしいものにするため、現在の苦しい財政状態ではございますが、不備な点等も逐次、改善に向かって努力したいと考えるわけでございますので、ひとつ御了解を賜りたいと思っております。

- 12番(藤原要馬君) 私は先ほど申し上げましたように、本来の保育所の計画をもって芦部保育所を建てておきながら、何で零歳児の保育ができないか、できる形になってるはずなんです。なぜやらないか、何でやれないかということです。やろうとしないからできないんだということです。これは市の姿勢を正さなければいけないとなってくる。市長、これはどう思いますか。せっかく金を入れて建てて、零歳児の保育はできるようになっているにもかかわらず、やらない、やろうとしない。それでは、われわれが指摘せざるを得ない。これは市長、早急に指示してやらすようにしてもらいたい。これができない理由があるならば、はつきりと御答弁願ったら結構かと思っております。それから、これも金がないからと言ってるが、古い保育所の貧困財政の町村で建てた園舎は直ちに建てかえるべきです。一遍に5カ所も10カ所もできないから、年次計画をもってやってもらいたい。次の議会までに年次計画を示してもらいたい。特にお願いしておきます。

母子寮については、母子寮の性格とはどういうものですか。これは主人に死なれて生活に困窮している方々に入ってもらおうためのものです。それを差別的な扱いの形ではだめだということです。これはそういう境遇に恵まれない人々に対して十分にサービスできるよう、りっぱな部屋に入ってもらおうようにしなければならぬと思う。これは大谷議員がおっしゃったように、私も前々から言ってるはずなんです。それに要する費用が400万円のときから申し上げてる。それにもかかわらず、いまだに何の計画もないとはどういうわけですか。とにかく金がなくてやれる。やれないは別として、計画というものはつくるべきです。どこでもそうです。1つもしない。行き当たりばったりの行政をやってるから指摘を受けるばかりです。それではだめだということです。これも計画を次の議会までにお示し願うようお願いして、私の一般質問を終

わかります。

- 議長（坂上国治君） 次に、木下副議長であります。撤回されましたので、次の10番 山口義一君。
- 10番（山口義一君） 一般質問をさせていただきます。先ほどの藤原議員さんからも幼稚園の建設、保育園建設につきまして、また、過日より他の議員さんからも出されておりますが、私、まことに恐縮ではございますが、地元の問題について、南松尾幼稚園の建設について、至極簡単に御要望も兼ねましてお伺いいたします。

この幼稚園の建設に関しましては、市当局も過去、何回となく調査されまして深い御理解を賜り、3年間が経過いたしております。地元住民の誠意、強い要望もあり、昨年、用地の確保がなされ、整地もされております今日、地元住民といたしましては、強く早期建設の要望が高まっております。しかし、現在の幼稚園は皆様方御承知のとおり、旧南松尾村役場を改造したものであります。すでに老朽化したこの建物、また、市当局のお話をお伺いいたしましたところ、暫定措置として行ったと私もお聞きしておりますが、余りにも暫定措置といたしましても、この20坪足らずの教室で71名という園児が現在、ぎっしり詰まって学習をしております。このような姿は私、たびたび見ております。このようなことで教育行政上、適正であるか否か、私は考える次第でございます。

また、遊戯室もなく、運動場もないという現状でございます。この実態を見たときに、私のよく教育の成果を上げよという言葉が盛んに叫ばれておりますが、南松尾幼稚園に対しましては、1人1平方メートルもないような園舎に71名という園児を詰めての学習は、いかにして教育の成果を上げられましようか。私は過去3年間、この園児の学習態度を見まして、いわゆる学習時間、また、給食時間等においても御覧のとおり、給食時間等におきましては、食器等が落下いたしまして不衛生でございます。食物自体も十分なる食べ方もでき得ず、小さなお子さんが71名も1部屋に、1教室9坪に85名という園児が現在、教育を受けております。この点につきましても、私は非常に残念に思います。こういうような行政でいいものでありましようか。この点につきまして、現在の市の教育委員会として対策を講じておるのかどうか。

また、早期実現を要望いたしております点から申し上げまして、過去、たびたび各種団体より過日も請願書が参っております。こうして2,752名の請願をもって、現在、南松尾地区住民ごぞつての園舎の建設を要しておりますが、現在の財政面からいって、金がないからできないという回答であるということをお伺いしております。しかし、先ほどの藤原先生のおっしゃるとおり、金がないからできないでは、これはできないと思います。このままの状態です。

で放置するのか、昨年、用地も確保されておりますのに、こうした3年という期間がすぐにつわけてございます。現在の市当局といたしまして、いかにしてこの対策を講じておるのか。また、どのような方法でこの園舎の建設に取りかかる考えでありましようか、この点をお伺いいたしたいと思います。

なお、答弁の内容いかんによっては再質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 市参与（阪東重信君） お答え申し上げたいと存じます。

非常に厳しい御指摘でございますが、はっきり申し上げまして、暫定措置とおっしゃいますが、実際、地元の議員さん等も通じまして、何とか収容できるよう暫定措置でとりあえずということでやったのでありまして、それから出発したものであります。今日、これが適正であるかないかという御指摘に対しては、全く適正でないと言わざるを得ない実態でございます。

いずれにしても、幼児教育に向かって本市行政として取り組まなければならないのは本音でございますが、やりたいことがいっぱいありまして、幼稚園についても補助金等の関係もございまして、現在の実態を申し上げますと、あの土地も借地でございまして、用地につきましては、南松尾農協の用地を買収いたしまして、現在、整地もして公用を開始しておりますが、この改造費のときも688万余円を使っております。吉川議員さん等も非常に強く御指摘いただきました中で今後、これらの建築時期については明言いたしかねますが、前向きに検討していくつもりでございますので、御了承賜りたいと思います。

○ 10番（山口義一君） ただいまの教育次長さんの御答弁、よく理解できますが、私は、この次長さんが言われる借地権問題でございますが、過日、私は地主ともお会いいたしまして、いろいろお話を伺っております。当時、私も町会長をしておりまして、契約についてはある程度のお話は聞いておりますが、強引な契約があった。夫婦ともども、子供さんの反対を押し切ってまで借地契約をいたしました。しかし現在、子供さんの建物の用地として早急に返還をしてほしいという要望があるということも私は聞いております。この借地権について早急に返還要求があるということは、現在、南松尾農協の跡の用地ができたからではないかと思っております。この用地ができたから、地主の方も早急に返還をしてくれということは契約上違反かもわかりませんが、そういう声があることは聞いております。この点につきまして、市当局といたしまして、この借地権等の問題についてどういう対策を講じておられますか、お伺いいたします。

○ 市参与（阪東重信君） 確かに御指摘のとおりでございますが、当時、地元の町会長さんが

おそろぬでこの土地について強引な契約、地主さんの立場から言えば、実はそのとおりであったと私も記憶しております。そういう中で、何とか借地の返還期限は56年度末でございます。そういう中で、いつ建てるかの計画は事務当局として進めてまいりますが、その時期等につきましては、議会等にも早い時期に御審議いただけるよう、前向きに検討していきたいと思っておりますので、御了解賜りたいと思います。

- 10番(山口義一君) 昨日もこういう現実に関する請願書が参っておりますが、これはどうしてもそういう地主さんのお話も加味して請願をいたしましたということで、PTA関係並びに各種団体が請願しておる次第でございますので、市長みずからもその点をひとつお含みいただきまして、一応の計画を立てて早期建設をしていただきたい。陳情のたびに金がないからどうしてもできないという返答だけでは市民は納得できないと思います。たびたびのPTAの方々並びに各町会長、連合町会長がおっしゃるお話でも、どうしても市の方では金がないからできないでは、それでは、この土地はどうして確保したかという問題もできてまいりますので、早期にこの問題について、地元の話でまことに恐縮でございますが、この幼稚園建設に格段の御協力、御支援をお願いし、また、この財源確保に努力していただきたいと思っております。

終わります。

- 議長(坂上国治君) ちょっと時間が早いです、お昼のため1時まで休憩いたします。

(午前11時50分休憩)

○

(午後1時8分再開)

- 議長(坂上国治君) 午前に引き続き一般質問を行います。

次に、13番 赤阪和見君。

- 13番(赤阪和見君) 公明党の赤阪和見でございます。何分、初めての質問でございますのでお聞き苦しい点もあろうかと思いますが、市長初め理事者各位におかれましては、簡素明瞭に御答弁のほどをお願いいたします。

最初に、通学路対策についてであります。最近、とみに交通量の増大とともに、あるお母さんは、安心して子供を学校へ送り出せるという状態ではなく、いつも学校へ無事着いたかと心配し、また、学校から帰って来る道も心配しており、学校から帰って来て初めて胸をなでおろすと書いてあるようなありさまであります。また、それは全父兄の思いではないかと私は思うのであります。新しくりっぱな学校を建てていくことも大切であります。そこへ通う安全対策こそ、まずは基本であると思っております。

そこで具体的に南池田小学校、南横山小学校あるいは北松尾、国府小学校、その他府道に面

する、また、府道を通学路として使う、特に南池田小学校においては、国分町の生徒の通学する府道、父鬼粉河線使用について、市理事者はどのように考えて取り組んでいるか、お聞きしたいと思います。それとともに、先に述べた府道を利用しての学校の安全対策を一緒に御回答をお願いいたします。

これは市には関係ないという感じもありますが、考えてみると、12万市民、これすべて府民であります。12万府民を代表する理事者として、どのように考えて府に陳情、請願をされておるかをお聞きいたします。

次に、市道、農道、水路、すなわち市の管理のもとにある道路整備の件であります。通学路としての認定、また、各学校が決めている道路はどのように対策を立てているのか。また、これからの安全対策の計画についてどのように対処していくのかをお聞きいたします。これは草刈り、路側帯、舗装等の面でよろしく御回答をお願いいたします。

バス通学の件は、昨日も他の議員さんより発言もありましたので省きますが、私は1点だけ端的にお聞きいたします。青葉台より石尾中学校へのバス通学であります。現在、川中橋より石尾中学校までのバスが通っております。そのバスは青葉台までUターンしに来るという現状を踏まえ、いま走っている本数のうち1本でもいい、青葉台よりのバス通学を考えたとき、通学者の便利な交通対策の一環として考えたときに何とかしてもらいたいという要望も聞いておりますので、その点お聞きしたいと思います。バス通学の運行に関しては、バス協、またいろいろ陸運局等との話もあると思いますので、それを機会に来年度よりの計画をひとつよろしくお聞きしたいと思います。

これは自転車通学あるいは徒歩通学等もあるわけですが、裏道を通れば早いという観点からもあります。特に女生徒は夕方遅くなるといかなる事故が起こるとも限らない。そこで不便であってもバスを使って通学しているわけであり。そういう現状を把握されてしかるべき措置をとっていただけるかどうか、よろしくお聞きいたします。

次に、社会教育施設及び活用についてであります。次の和泉市を背負って立つ青少年育成のために現在の社会教育施設の充実を願うものとして、最近、とみに青年団組織も過去のような活発な活動も少なくなり、趣味を同じくする者のサークル的活動の要素が多くなり、サークル活動の種類も多岐にわたっている現実であります。

そこで私は、市民特に青少年の健全なスポーツの振興、体育向上集団生活の指導並びに情操教育の向上のための施設の管理運営及び利用状態はどのようになっているか。また、特に市民球場については、これからの管理についても詳しく説明のほどをよろしくお聞きいたします。

また、これとは別に、ある行政機関、また、その他の有識者の方で行っていると聞いてます。

が、和泉市側川峡にあるキャンプ場についてわかっている点、管理、利用状況等どうなっているか、お聞きいたします。

最後に、下水路及び農業用水路の件であります。現実的に申しますと、特に山手方面については、下水路といっても、それは即農業用水路といっても過言ではないと思います。農水路というのは、田をつくっているときのみ利用するだけで、後はたとえ水路に草が生えようが、崩れようが、また、いろんなものが投棄されたままであっても放置されております。そうしたときに雨でも降れば、水路からあふれた水が未舗装の道路を流れ、侵食し、崩れるという現況であります。また1件、例にとつて言うならば、寺田268の9のところですが、府道に面する大きな水路に通ずる農水路が、田1枚休耕田になっているため、過去にあったであろう水路が消え、横に建った建て売り住宅のつくった下水路にかぶさってくる。ふだんの使用には何ら差し支えないが、雨季等の雨の多いときには逆流するというところであります。しかも、業者の手落ちかもしれませんが、1戸の住宅は、床下を土管が通り、詰まったときには非常に困るという現実もあります。

そこで、現有の農水路兼下水路の実態を踏まえ、整備充実をどのように考え対策を立てるのかとともに、これからの住宅事情にかんがみ、基本的、抜本的な下水路の拡充をどのように考えているのか、お答え願います。

これで私の一般質問は終わりますが、何分、すべてを聞いて後で再質問という形になれば、私も覚えが悪い方なので、1つずつできれば回答願ひ、その中で事の次第によっては再質問をお許し願ひたい、そのように思います。

以上です。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 教委管理部次長（松村吉堯君） お説のように、通学路につきましては、一般生活道路を利用しての通学でございます。これらの環境の悪化に伴い、私どもはこの問題について苦慮するところでございます。内面的には、学校内における安全教育と相まってこれらの問題に対処するところでございますけれども、ただいまお説のように、府道あるいはその他の一般生活道路を利用する関係上、さまざまな障害というか、矛盾も出てまいっております。府道に面しましたところの問題でございますけれども、この通学対策につきましては関係課と協議する中で、これらの現場の方々とも協議し、その都度要求等を上げていくわけでございますが、何分にも府道そのものの現況が悪い中で、その水路あるいは側溝等の寸分を利用しての対策でございます関係上、非常に十分なものに至っていないのでございます。その点につきましても今後、いろいろと努力してまいりたいと思う次第でございます。

それから、御質問の中にありました市道の問題でございますけれども、これも庁内の市道の管理施設担当課と協議し、お説にありました道路横の草刈りとか傷みの補修等につきましても、その都度協議し対処している実情でございます。

それから、青葉台からのバスの問題でございますけれども、この問題につきましては今後、担当課とか、議会の皆様方の御協力を得まして何とか努力してまいりたい、かように思う次第でございます。

- 13番（赤阪和見君） 私の質問といまの答えとの兼ね合いが少し違うように思うわけです。私は、大阪府の府道にどのように対処しているか。また、その現状をどのように把握しているかということです。これは何も市の責任ではありませんが、使うのは和泉市民が主であると考えられるわけです。

そこで1つ例をとって言いますと、南池田小学校の通学路、決して完備した現実でないのはわかっております。教育長も向こうから通っておられるからわかるわけですが、いまできつつある、あるいはこれからできるという可能性もありますが、現実の通学路、歩道は何ら計画性のないものである。そこで私は、和泉市が本当に私たちの町をよくするために府に陳情するならば、府が高いお金を出してつくった道路でありますから結構だと思うんですが、広い道路で両側に歩道が取れるという確証があれば大丈夫と思いますが、両側どころか、片方もむずかしいという現況の中で、いま、平井のところでは橋が1カ所、それに村界橋が1カ所の2つの橋がある。こちらから行けば片方は左側を通行し、片方の橋は右側を通学する、これでは何ら計画性のある道路とは言えないと思います。そこで、これからやっていただけるであろう大阪府にお願いしての通学路を右なら右、左なら左に統一しなければ、狭い道路の事情から見れば絶対無理だと思います。そこで、たとえ50センチでもいい、溝を埋めてでも歩道にしてもらいたいというのが現実であります。

あるおじいさんは、きのうも行ってきましたが、200メートル先の八百屋にこわくて行けない。もし車でも来れば、片方にある石垣に手をつけて待っておるといふ現況であります。その現況を踏まえて右へするのか左にするのか、はっきりしてもらいたいとお聞きしております。それを市としてどのように陳情し、どのようにお願いに上がってるかということをお聞きしたいと思います。

- 教委管理部長（松村吉堯君） ただいまお説の場所は、平井町から国分に至る府道のことだと思います。この件につきましては、橋によって右になり、あるいは左側になるということでございますが、今後、十分検討いたしまして、直接の道路管理者である府当局に要望してまいりたい、かように考える次第でございます。

○ 13番（赤阪和見君） 一応、お願いできるということですので、その点を期待しながら、また後日、私も調べた上で1回、皆さんもあそこへ行ってどのぐらいのスペースがあるのか、僕も府へ行ってまいりました。1メートル以上取らなければ国の補助が下りないんだと聞いてます。しかし、1メートルつくるのは無理なんです。だから、右や左になってる。僕もきのう大津の方へ下りますと、両側に歩道のあるところはたくさんあります。これは後でも聞こうと思ってるが、一体、草刈りの件にしても、舗装にしても、強力な要請があればすぐやる、早くできるという状態なのか。それとも、理事者当局として、計画性を持って進めている行政であるのか、その点をもう一度、よく私たちが納得いけるように、後の件とあわせて回答いただければ結構かと思えます。府道の件に関しましては、和泉市が金をつくるわけではございませんが、強力にやっていただきますようお願いしておきます。

次に、市道、農道の通学路、市管理のもとにある道路の件について2、3点お伺いいたします。先ほど申し上げましたように、府中の役所に近いところというのは、警察に近いところの道路を見ればわかりますが、2本の線が引っ張ってある、路側帯、これも計画等もあるだろうと思えます。その点で、いまの市道の中でたとい狭い道でも結構です。僕の言うのは、高いお金を出して措置せよとか、自動車を通れなくする措置をせよとかいうことじゃなく、ただ1本の路側帯を引いていただければ、歩行者もそこから出ないように気をつけるであろうし、また、運転者もそこへ入らない。たとい入らなければいけない事情が起こったとしても、歩行者には気をつけるんです。言ってきたところだけは検討するが、何も言っていないところはしないという行政だったら困ると思う。

草刈りも当然です。そのような点で、私も過去の一般質問等の形で理事者側の答弁を読ませていただきました。教育長、教育次長からいろんな形で計画性を持って対策を立てていって言っていますが、何ら現在、対策は生まれてない現況ではないかと思えます。そこで、草刈り、路側帯、舗装等の通学路等、これも一般生活道路として使用する道の歩行者の安全を考えてどう対処されてるか、お聞きいたします。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） 市管理の道路に対する問題でございますが、草刈りの問題について御答弁申し上げますと、私どもの通学、すなわち児童生徒の通ります道の中で、どの辺の草を刈らなければならないか、毎年のごとでございますので、通行に支障があるのかという問題も把握してございます。その関係上、計画的に強い要請があったからするんだということではなくやっているわけでございますが、時たま、ある個所でおくれたということから、市民の方からもおしかりを受けたこともございますが、そのようなことで草刈りをお願いし、あるいは実施してるというのが実情でございます。

それから、市管理の道路内の路側帯の問題でございますけれども、これも関係課と協議する中では、やはり一定の幅員というものを確保した中での路側帯ができるそうでございますので、これらも十分小さな道路に至るまで検討し、協議してまいりたい、かように考える次第でございます。

○ 13番(赤阪和見君) いまの草刈り、路側帯は交通公害等の関係もあるかと思いますが、舗装等に関しては教育委員会と土木との協議、また、話し合いというのはされてるのかどうか。どのように計画を練ってるのかどうか。また、これから路側帯を必要とする場所等もわかっておればひとつ御回答願いたいと思います。それで後の問題に移りたいと思います。

○ 市参与(阪東重信君) お答えいたします。

私の方では土木あるいは交通公害課との連絡は十分にいたしております。ただ、議員さんおっしゃいますように、確かに学童通学路の整備を急げという御指摘に対しては、常に謙虚に受けとめて、市挙げての対策の必要性から十分心得て今後対処してまいりたいと思います。

ただ、御了解いただきたいのは、新設道路のように計画的にやれるものではなく、御質問の左とか右とかの問題がありますので、これらの安全教育と相まって、すべての観念的な通達だけではなく、十分ひとつこの道路整備に対しては努力すべきであるという認識を新たに、関係課とも十分連絡をとりたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) 大体、説明をいただいたわけですが、なかなか満足な答えとは思っておりません。そこで1つ提案申し上げます。各学校が通学路として、ここを通れという方向性はあるんですね。

○ 市参与(阪東重信君) はい。

○ 13番(赤阪和見君) いまある道路を再点検していただき、その上で、たとい狭くても真中を割る形ではなく、たとい1人でも通れる感じで路側帯を整備していただきたい。幅員の問題もありますが、幅員があるなしにかかわらず、そこは自動車も歩行者も現実に通ってるわけですから、そこでは人と車が一緒くたに通るということじゃなく、やはり一方に道をつけてあげなければ安心して通学できないという現況を踏まえて、計画的に各学校と協議していただき、多岐にわたっておりますので、人家がばらばらとなっている地区もあるかと思いますが、なるべく1カ所に寄せて、いろんな形で通学指導とかをされてると思いますが、この点を最後にお願いしておきます。そしてその中で、認定された道路を完全に、たとい1本の路側帯でもつけていただきたい。さくをつけろと言いたいのですが、先ほどから聞いておりますと、金がない、金がないばかりですので、できる範囲内で、少しでも市民に喜ばれる行政を考えたときに、絶対必要欠くべからざるものと考えます。その点よろしくお願いしておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） 次に社会教育、特に体育施設の問題についてお答え申し上げます。

本年4月以降、市民体育館もできまして、バレーボール等の室内競技を交えまして活発に御利用いただいているわけでございますけれども、ただいま御質問にございました市民の球場につきましては、本市の市営としては1カ所しかない関係上、特に市あるいはいろんな各野球チームの日程スケジュール等によりまして、具体的には、本年も春の大会が4月11日から7月11日まで、さらに秋の大会を9月12日から12月5日の予定で毎週日曜日、野球場を使用しての大会を催しているのが現状でございます。

したがって、他の方々特に日曜日を利用するようになりますとふさがるということで、いろいろと御不満もあるわけでございますけれども、今後、野球場についてはいろいろ私どもも模索し、何とかしたいという考えを持っているわけでございますけれども、昨今の財政事情との兼ね合いまして、何とかもう1カ所と思っているのですが、思うに任せない現状でございます。

それから、側川峡のキャンプ場は、泉州山岳会の会長をしておられる高石市在住の方が個人的に持っておる場所をキャンプ場として経営されてるそうでございます。したがって、その利用状況等の的確な数字は現在、手元に持ち合わせておらないのが実情でございます。

なお、市民球場の管理につきましては、私どもの方の社会教育課に属しております。体育の係でやっております。現在、市民体育館の中にこれらの職員を配置し、現場には管理者も置いてございますが、受付等の事務につきましては、事務関係の体育係でやらせていただいているのが現状でございます。

○ 13番（赤阪和見君） いま。管理の状態等を聞いたかったわけですが、私の見たり聞いたりした範囲では、外野の方へ行くと、6月ごろになったらふなが泳いでるという。これが現実の市民球場と言えるかどうか。聞くところによると、立地条件が悪い、川底よりあそこが低いというわけですが、その点はどうか。

○ 教委管理部次長（松村吉堯君） 設置されております場所が、河川改修に伴う廃川敷でございます関係上、お説のように低うございます。

○ 13番（赤阪和見君） そういう野球をしたくても借れないという現状で、そんなところで借ることができるんだという喜びの持てる市民球場というものを管理していただく点から、今回、いろんな形でどこからか予算をひねり出して観覧席をつくるんだとか言ってますが、まず外野の方の排水溝と、何らかの形でスパイクをはいて安心して野球できる、ボールが転がっていけ

ば、足まくりして靴を脱いでどぼどぼと入っていかないかんという状態では、一体、健全なスポーツを楽しむ球場と言えるかどうか。早急に維持管理、修理をやってもらいたいと思うんですが、その点考えておるんですか。

- 市参与（阪東重信君） お答えいたしますが、決して言われますような管理状態でなく、良好な状態に持っていきたいのは、無論、私たちのしなければならぬことですが、魚が泳いでるとか、私たちもソフトボールをやっておりまして、それほど傷むほど雑な管理をしている気持はないのですが、御指摘の点は十分現場を見てやりたいと思います。
- 13番（赤阪和見君） そんなことはないと言うが、僕もそんなことはないと思うんですよ、あったらつまらんとする。しかし、市の職員さんが何とかしてやったら、と言ってるわけです。ふなが泳いでるなんて殺生なことはないと思いますが、天気の良い日に御覧になってもわかるように、僕も行ってきました。ブロック塀1枚裏は水たまりというか、ほんまに沼というか、草が生い茂ってる現況でございますので、この点ひとつよろしく願いいたします。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 3番目の下水路及び農業用水路についてお答えいたします。
お説のとおり、本市の場合、農業用施設の水路は、現実に下水路の役割を兼ねてるものでございます。これらの管理修理及び維持管理につきましては、その現地の状況を勘案の上、その都度関係課と連携を密にしながら対処している現状でございます。現地の状況によりましては、あるいは水路の関係団体の方々のお協力も求め、今後、より一層維持管理ができますよう努めてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 13番（赤阪和見君） 今後も田がだんだん少なくなり、農業専従者も減って住宅がどんどん建っていくだろうと思います。そのような中で、下水路の全くお粗末な状態は、これは毎日毎日の生活に必要な欠くべからざるものであるという基本的な考えのもとに、何とかいまの農業用水路等のすべてについて全地域の計画、対策をこれからどのように立てていくのか、これから立てていただきたいと思うが、立てていただけますかどうか。
- 建設部次長（森保君） お答え申し上げます。
御指摘の抜本的な下水路計画を持っているかとのことでございますが、南大阪湾流域下水道計画は持ってございます。早急に実施に移すわけにはいきませんが、特に重要なところ抜本的な事業計画等を考えていきたいと思っております。
- 13番（赤阪和見君） 最後に御答弁をいただいたわけでございますけれども、農業用水路を使っている現状を踏まえて、そこで1つの事態が発生すれば、これは農業用水路であるから云々となる。現在は余り聞かれておりませんが、農業用水路であるが、下水路として使ってお

り、市民の生活上、そこで1つの事態が起きたとき、必ず何らかの措置をとっていただけるよう、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで最終的にお聞きした下水道、通学路対策、また、市道、農道を通る通学路対策、これらはすべて私なり、また、だれそれがやかましく言ったからできるという問題ではなく、問題の起こる前に何とか対処され、そして、住みよい和泉市を有意義に建設していかなければならないと思ひます。

そこで、いままで私の申し上げたことは、すべて余りお金のかからない、市民が直接恩恵を受けるものばかりと考えて質問したわけではあります。早期にいま申し上げた3点、計画等も練っていただき、その上でしかるべき措置をとっていただくよう強調して、私の一般質問を終わります。

○ 議長(坂上国治君) 次は17番 富山敏治君であります、撤回の申し出がありますので、以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

○

○ 議長(坂上国治君) お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

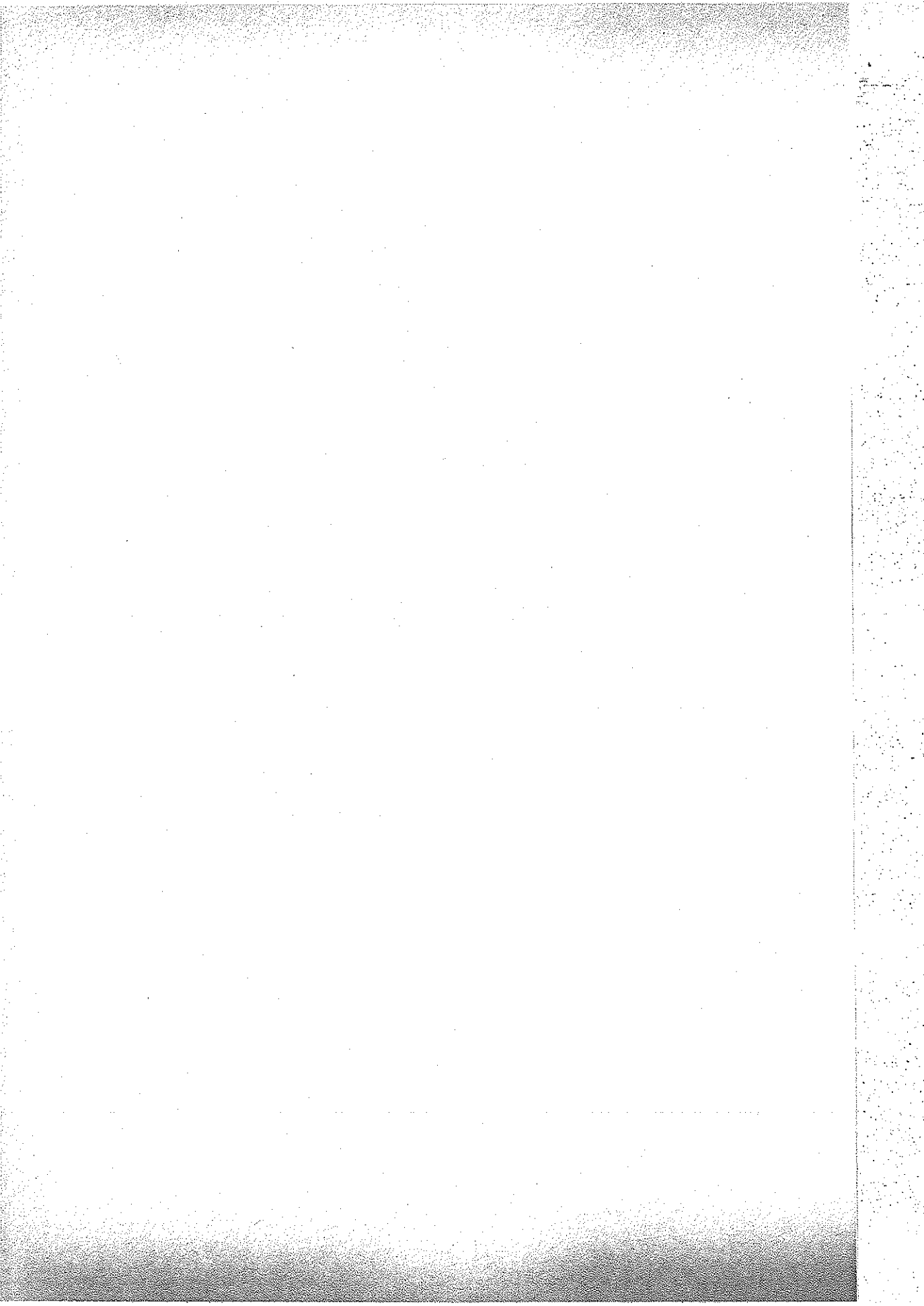
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日は議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。
長時間まことにありがとうございました。

(午後1時50分散会)

第 10 日



昭和51年10月29日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 26名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上国治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	同和对策部次長兼総合調整課長	生田稔
助役	坂口禮之助	市民部長	内田繁
収入役	橋本炳	市民部理事	吉岡昭男
市長公室長	西川喜久	市民部次長兼福祉事務所長	中西淳富
市長公室次長兼秘書課長	杉本弘文	保育課長	山本俊兼
広報広聴課長	竹田明郎	産業衛生部長	岩井益一
財務部長	宇沢清	産業衛生部次長	中塚白
財務部次長	門林六男	市参与兼建設部長事務取扱	森保
財政課長	麻生和義	建設部次長	林徳次
同和对策部長	佐原行雄	改良事業部長	逢野一郎
		改良事業部次長	

職名	氏名	職名	氏名
重要施設策 推進室長	小林 一三	教育委員長	堀内 由延
重要施設 推進室次長	富田 宏之	教育長	葛城 宗一
病院長代行	岩見 洋	市参与兼 教育次長	阪東 重信
病院事務局長	平野 誠蔵	指導部長	乾 武俊
病院事務局次 長兼庶務課長	藤原 光夫	管理部長	広岡 史郎
水道部長	田中 稔	管理部次長	松村 吉堯
水道部次長 (事務担当)	高橋 新平	選挙管理委員 会長	味谷 日吉
水道部次長 (技術担当)	福本 喬久	選挙管理委員 会長	青木 孝之
消防長	和田 増義	監査委員	西口 喜一郎
消防本部次長 兼消防署長	湯川 行夫	監査事務局 長兼公平委員 会長	山本 亮夫
用地担当理事 兼土地開発公 社局長	西川 武雄	農務委員 会長	杉本 忠彦
用地担当(部 次長級)兼土 地開発公社事 務局次長	橋本 昭夫		

※各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野 丈夫
次長	逢野 博之
議事・調査係長	西垣 宏高
調査係	佐土谷 茂一
議事係	山本 雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和51年第3回定例会議事日程

(10月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第20号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和50年度5月分)	P.21
2	監査報告第21号	" (収入役扱 昭和51年度5月分)	P.5
3	監査報告第22号	" (水道部企業出納員扱 昭和51年5月分)	P.10
4	監査報告第23号	" (市立病院企業出納員扱 昭和51年5月分)	P.16
5	監査報告第24号	" (収入役扱 昭和51年6月分)	P.21
6	監査報告第25号	" (水道部企業出納員扱 昭和51年6月分)	P.26
7	監査報告第26号	" (市立病院企業出納員扱 昭和51年6月分)	P.32
8	監査報告第27号	" (収入役扱 昭和51年7月分)	P.37
9	監査報告第28号	" (水道部企業出納員扱 昭和51年7月分)	P.42
10	監査報告第29号	" (市立病院企業出納員扱 昭和51年7月分)	P.48
11	監査報告第30号	定期監査結果報告(第1次分)	P.53
12	認定第1号	昭和50年度和泉市水道事業会計決算認定について	本冊P.1
13	認定第2号	昭和50年度和泉市病院事業会計決算認定について	本冊P.3
14	議案第75号	監査委員の選任について	本冊P.52
15	議案第67号	教育委員会委員の選任について	本冊P.5
16	議案第68号	公平委員会委員の選任について	本冊P.9
17	議案第70号	工事請負契約締結について (市立幸小学校増改築(高学年棟)工事)	本冊P.19
18	議案第76号	工事請負契約締結について (和泉都市計画都市下水路府中北幹線築造工事)	追加P.1
19	議案第69号	区域外道路認定の協議に伴う承諾について	本冊P.11
20	議案第71号	和泉市休日急病診療所条例制定について	本冊P.22
21	議案第72号	和泉市普通河川等管理条例の一部を改正する条例制定について	本冊P.26
22	議案第73号	和泉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	本冊P.32
23	議案第74号	昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	本冊P.37
24	議会議案第2号	和泉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	別紙
25	請願第2号	義務教育費予算増額に関する請願	別紙
26	請願第3号	南松尾幼稚園建築に関する請願	別紙

(午前10時11分開議)

- 議長(坂上国治君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には、公私何かとお忙しい中を連日にわたり御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。成田議員さんより遅刻の届け出があります。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。ただいま1名お見えになりましたので、21名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただいまの報告どおり、議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく願いを申し上げます。

○

- 議長(坂上国治君) それではこれより議案審議に入ります。

日程第1より日程第11までは、いずれも例月出納検査並びに定期監査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

例月出納検査・定期監査（第1次分）結果報告書

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年度5月分収入
役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年7月15日

監査委員 西 口 喜一郎

同 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和51年7月15日
2. 検査の対象 昭和50年度5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証
拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区 分		収 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		15,245,815,470	△ 2,540,286 6,696,047,601	21,989,322,785	18,176,270,274	△ 167,281,845 3,975,008,687
歳入 歳出外現金						
特別歳入歳出外現金						
府 税						
特 別 会 計	国民健康保険	1,593,668,606	△ 1,216,444 36,954,540	1,629,401,702	1,530,907,709	△ 338,385 126,198,291
	土地 区 画 整 理 事 業	0	0	0	11,537,943	0
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0	140,968,879	140,968,879	0	140,968,879
合 計		16,839,479,076	△ 3,756,730 6,873,971,020	23,709,693,366	19,718,715,926	△ 187,620,230 4,242,175,857
基 金	用 品 調 達					
	同 和 更 正 資 金 貸 付					
	財 政 調 整					
	土 地 開 発					
合 計						

算 書

昭和51年5月31日現在(単位円)

出		翌年度へ繰越 すべき財源	翌年度より 繰上充用金	差引残高	摘 要
収支差引残高					
計					
21,983,997,116	△ 44,674,331	△ 241,807,000	286,481,331	0	
1,656,767,615	△ 27,365,913		27,365,913	0	
11,537,943	△ 11,537,943		11,537,943	0	
140,968,879	0			0	
23,793,271,553	△ 83,578,187	△ 241,807,000	325,385,187	0	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	2,991,394,830	△2,413,066 255,573,565
地 方 譲 与 税	35,700,000	40,723,000	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	99,600,000	85,292,000	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	27,039,000	27,039,000	0
地 方 交 付 税	2,544,539,000	2,544,539,000	0
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	15,418,000	15,418,000	0
分 担 金 及 負 担 金	119,155,000	76,448,880	記 606,650 △ 97,000 29,385,725
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	83,263,561	記△606,650 △ 28,670 2,074,499
国 庫 支 出 金	3,672,862,000	3,161,187,426	記 7,500,000 260,956,001
府 支 出 金	3,074,747,000	878,977,587	記△7,500,000 762,276,263
財 産 収 入	91,255,000	38,601,269	記 1,146,847 10,766,756
寄 附 金	41,000,000	31,700,000	29,180,297
繰 入 金	100,000	0	1,387,313
諸 収 入	1,324,248,000	1,017,467,255	記△1,146,847 △ 1,550 305,247,182
市 債	10,091,300,000	4,027,767,400	5,039,200,000
繰 越 金	225,996,000	225,996,262	0
合 計	25,044,679,000	15,245,815,470	△2,540,286 6,696,047,601

調 書

昭和51年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合 %
	過	不足	
3,244,555,329		349,487,671	90.27
40,723,000	5,023,000		114.07
85,292,000		14,308,000	85.63
27,039,000		0	100.00
2,544,539,000		0	100.00
15,418,000		0	100.00
106,344,255		12,810,745	83.24
84,702,740		2,974,260	96.60
3,429,643,427		243,218,573	93.37
1,633,753,850		1,440,993,150	53.13
50,514,872		40,740,128	55.35
60,880,297	19,880,297		148.48
1,387,313	1,287,313		138.73
1,321,566,040		2,681,960	99.79
9,066,967,400		1,024,332,600	89.84
225,996,262	262		100.00
21,939,322,785		3,105,356,215	87.60

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	154,452,000	148,761,456	記 13,152 △1,475 937,002
総 務 費	4,112,735,000	2,294,675,539	記 189,535 △61,565,823 243,452,938
民 生 費	3,985,371,000	3,502,586,275	記 △148,369 △2,351,647 272,669,133
衛 生 費	1,644,084,000	1,084,410,322	記 △18,331 △86,117,100 477,434,917
労 働 費	68,090,000	63,985,064	記 58,375 △378,256 3,677,280
農 林 水 産 業 費	154,943,000	125,343,643	記 △49,790 273,864,442
商 工 費	212,736,000	195,784,942	△12,006,000 163,753,57
土 木 費	4,644,166,000	2,155,671,815	記 △87,968 △24,000 1,673,043,704
消 防 費	341,588,000	332,515,492	5,878,421
教 育 費	8,519,308,000	7,049,395,032	記 433,96 △34,882,10 1,466,838,138
公 債 費	1,090,955,000	1,131,647,854	△51,849,334 1,444,000
諸 支 出 金	88,900,000	83,605,814	0
災 害 復 旧 費	13,265,000	7,887,026	4,979,000
予 備 費	14,086,000	-	-
合 計	25,044,679,000	18,176,270,274	△167,281,845 3,975,008,687

調 書

昭和51年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合 %
計		
149,710,135	4,741,865	96.92
2,257,691,544	1,855,043,456	54.89
3,772,755,392	212,615,608	94.66
1,525,709,808	118,374,192	92.79
67,342,463	747,537	98.90
152,680,295	2,262,705	98.53
200,154,299	12,581,701	94.08
3,828,603,551	815,609,449	82.43
338,393,913	3,194,087	99.06
8,512,788,356	6,519,644	99.92
1,081,742,520	9,212,480	99.15
83,605,814	5,294,186	94.04
12,866,026	398,974	96.99
-	14,086,000	-
21,983,997,116	3,060,681,884	87.77

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年5月分収入役抜
の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年7月15日

監査委員 西 口 喜一郎

同 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和51年7月15日
2. 検査の対象 昭和51年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠
書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入			支 出		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	678,770,272	△ 29,528,694 570,636,713	1,219,878,291	660,662,318	△ 4,172,143 1,226,613,376	
歳入歳出外 現金	95,214,841	27,851,496	123,066,337	46,986,279	84,944,095	
特別歳入歳出外現金	275,652,323	480,771,041	756,423,364	154,647,494	396,262,539	
府 税	98,253,298	67,576,430	165,829,728	60,796,335	77,815,073	
特 別 会 計	国民健康保険	72,744,271	△ 183,597 333,746,993	406,307,667	19,533,325	△ 553,018 16,143,350
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0	0	0	11,537,943
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	1,220,635,005	△ 29,712,291 1,430,582,673	2,671,505,337	942,625,751	△ 4,725,161 1,762,816,376	
基 金	用品調達	4,713,170	859,672	5,572,842	796,840	2,385,601
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,485,747	0	51,485,747	0	150,000
	財政調整					
	土地開発	5,571,424	0	5,571,424	0	0
合 計	61,770,341	859,672	62,630,013	796,840	2,535,601	

算 書

昭和51年5月31日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
1,888,103,551	△ 668,225,260	1,570,000,000 △ 12,000,000	△ 11,537,943	888,236,797	
81,980,374	41,135,963			41,135,963	
550,910,033	205,513,331			205,513,331	
138,111,408	27,718,320			27,718,320	
35,123,657	371,184,010		△ 31,000,000	340,184,010	
11,537,943	△ 11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
2,700,716,966	△ 29,211,579	1,558,000,000	△ 31,000,000	1,497,788,421	
3,182,441	2,390,401			2,390,401	
150,000	51,335,747			51,335,747	
0	5,571,424			5,571,424	
3,332,441	59,297,572			59,297,572	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	883,236,797	821,236,797		
特 別 会 計	国 保 事 業	340,184,010	339,784,010	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0		
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0		
基 金	用 品 調 達	2,390,401	1,630,583	750,818
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,335,747	51,335,747	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	5,571,424	5,571,424	
特別歳入歳出外現金	489,532,342	205,513,331		
歳入歳出外現金	41,135,963	41,135,963		
府 税	27,718,320	27,718,320		
住 宅 敷 金	8,451,086	402,102		8,048,984
合 計	1,840,556,090	1,404,337,277	750,818	8,048,984

管 方 法

昭和51年5月31日現在(單位円)

訳				
農 協	郵 便 局		釣 銭	
10,000,000	50,000,000		2,000,000	
			400,000	
282,585,754	1,483,257			大阪 公(187) 1,482,844 大阪 公(24223)418
292,585,754	51,483,257		2,400,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	856,403	△226,974 147,841,820
地 方 譲 与 税	58,800,000	0	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	96,900,000	0	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	32,203,000	0	0
地 方 交 付 税	2,458,078,000	503,509,000	182,955,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000,000	0	0
分 担 金 及 負 担 金	177,634,000	14,000	25,741,100
使 用 料 及 手 数 料	133,253,000	8,818,245	11,731,395
国 庫 支 出 金	3,551,072,000	123,445,000	△29,301,000 57,221,000
府 支 出 金	1,409,329,000	1,356,000	27,906,000
財 産 収 入	151,490,000	2,122	記 23,550 22,720
寄 附 金	61,000,000	0	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	2,117,142,000	40,769,502	記△23,550 △720 140,384,678
市 債	1,427,406,000	0	0
合 計	14,931,800,000	678,770,272	△29,528,694 570,636,718

調 書

昭和51年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合 %
	過	不 足	
148,471,249		3,093,921,751	4.57
0		58,800,000	—
0		96,900,000	—
0		32,203,000	—
686,464,000		1,771,614,000	27.92
0		15,000,000	—
2,588,100		175,045,900	1.45
20,549,640		112,703,360	15.42
151,365,000		3,399,707,000	4.26
29,262,000		1,380,067,000	2.07
48,392		151,441,608	0.03
0		61,000,000	—
0		100,000	—
181,129,910		1,936,012,090	8.55
0		1,427,406,000	—
1,219,878,291		13,711,921,709	8.16

歳 出

科 目	予 算 額	支
		前 月 末 累 計
議 会 費	1 4 8,0 6 9,0 0 0	9,5 6 3,5 8 5
総 務 費	1,2 9 2,7 8 5,0 0 0	7 3,9 3 2,2 1 9
民 生 費	3,4 0 3,8 1 9,0 0 0	2 1 5,8 4 2,0 5 8
衛 生 費	1,1 3 9,6 8 5,0 0 0	4 3,8 6 0,6 0 5
勞 働 費	6 4,5 3 7,0 0 0	4,5 6 5,2 6 2
農 林 水 産 業 費	1 5 1,3 1 8,0 0 0	3,9 3 8,5 3 5
商 工 費	1 2 1,4 2 2,0 0 0	5 4,1 1 2,7 5 1
土 木 費	4,3 0 0,3 9 8,0 0 0	2 0,1 2 6,9 1 2
消 防 費	3 5 9,3 4 6,0 0 0	2 0,1 9 5,0 3 2
教 育 費	1,8 9 6,9 9 2,0 0 0	5 8,8 4 5,2 1 7
公 債 費	1,5 3 6,7 6 6,0 0 0	6 5,6 8 0,1 4 2
諸 支 出 金	1 6 7,8 7 0,0 0 0	9 0,0 0 0,0 0 0
災 害 復 旧 費	1 1 7,9 3,0 0 0	0
予 備 費	4 7,0 0 0,0 0 0	-
前 年 度 繰 上 充 用 金	2 9 0,0 0 0,0 0 0	0
合 計	1 4,9 3 1,8 0 0,0 0 0	6 6 0,6 6 2,3 1 8

調 書

昭和51年5月31日現在

出 済 額		予 算 残 額	予 算 対 ず る 支 出 割 合 %
本 月 分	計		
9,009,619	18,573,204	129,495,796	12.54
△207,259 70,293,966	144,018,926	1,148,766,074	11.14
△284,594 218,204,990	433,762,454	2,970,056,546	12.74
△3,000 143,915,939	187,773,544	951,911,456	16.47
△314,095 3,499,224	7,750,391	56,786,609	12.00
4,456,539	8,395,074	142,922,926	5.54
△10,000 3,959,285	5,806,203	63,359,964	47.81
△20,000 51,908,255	72,015,027	4,228,382,833	1.67
△18,130 17,948,125	38,125,027	321,220,973	10.60
120,899,053	179,744,270	1,717,247,730	9.47
△3,315,065 215,648,381	278,013,458	1,258,752,542	18.09
76,870,000	166,870,000	1,000,000	99.40
0	0	11,793,000	-
-	-		
290,000,000	290,000,000	0	100.0
△4,172,143 1,226,613,376	1,883,103,551	13,048,696,449	12.61

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年7月15日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 関 戸 正 一

記

1. 検査実施日 昭和51年7月15日
2. 検査の対象 昭和51年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5 月分月次合計残高試算表

5 月分月次合計残高試算表

昭和 5 1 年 5 月 3 1 日 現在

借 高		方		勘 定 科 目		貸		方 残 高
		合 計	本 月 計			本 月 計	合 計	
				資 産 の 部				
120,257,953	120,257,953			土 地				
188,852,469	188,852,469			建 物				
2,268,377,141	2,268,377,141			構 築 物				
288,494,574	288,494,574			機 械 及 装 置				
70,085,754	70,085,754	564,800		量 水 器				
11,068,753	11,068,753			車 輛 及 運 搬 具				
20,668,707	20,668,707			工 具 器 具 及 備 品				
824,743,943	824,743,943	30,419,574		建 設 仮 勘 定				
410,000	410,000			水 利 権				
41,200	41,200			電 話 加 入 権				
210,000	210,000			現 金				
75,922,329	795,533,059	89,903,112		普 通 預 金	78,271,490	719,610,730		
	717,610,730	78,271,490		当 座 預 金	78,271,490	717,610,730		
123,325,053	190,149,223	53,453,494		未 収 金	46,110,237	66,824,170		
109,296,797	131,156,354	38,688,540		貯 蔵 品	20,441,687	21,859,557		
				仮 払 金				
120,000	120,000			借 地 権				
25,000	25,000			投 資 有 価 証 券				
1,800,000	1,800,000			保 管 有 価 証 券				
300,000,000	300,000,000			短 期 貸 付 金				
				負 債 の 部				
	47,640,820	8,082,990		未 払 金	38,688,540	118,675,810	71,034,990	
				未 払 費 用				
	500,000,000			一 時 借 入 金		1,010,000,000	510,000,000	
	4,392,000	4,392,000		前 受 金	4,236,000	31,833,730	27,491,730	
	9,408,907	4,425,853		預 り 金	4,290,403	54,773,907	45,864,400	

			預り担保有価証券					1,800,000		1,800,000
			減価引当金					400,676,250		400,676,250
			退職給与引当金					4,196,000		4,196,000
			資本の部							
			自己資本					119,808,285		119,808,285
			借入資本					2,212,768,581		2,212,768,581
			資本剰余金				8,260,000	1,123,790,843		1,123,790,843
			利益剰余金							
			費用の部							
			原水及浄水費							
			配水及給水費							
			受託工事費							
			業務費							
			総係費							
			減価却費							
			資産減耗費							
			支払利息及企業							
			債取扱諸費							
			雑支出							
			その他の営業費用							
			過年度損益修正							
			収益の部							
			給水収益					52,880,534		94,562,643
			補償金							
			受託工事収益					342,600		585,500
			その他の営業収益					18,532,570		18,678,080
			受取利息					297,179		297,179
			雑収益					519,125		1,172,125
			固定資産売却益							
			過年度損益修正					571,020		571,020
			加					18,010,000		18,460,000
			合 計					364,375,696		6,738,644,490
										4,651,247,576
										4,651,247,576

5 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和51年5月31日現在(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業収益	928,511,000	85,184,829	133,755,527	794,755,473
1 営業収益	767,311,000	71,705,704	113,826,223	653,484,777
1 給水収益	643,941,000	52,330,534	94,562,643	549,378,357
2 受託工事収益	20,000,000	342,600	58,500	19,414,500
3 その他の営業収益	103,370,000	18,532,570	18,678,080	84,691,920
2 営業外収益	161,200,000	13,479,125	19,929,304	141,270,696
1 受取利息	2,000,000	0	297,179	1,702,821
2 雑収益	2,000,000	519,125	1,172,125	827,875
3 加入金	147,200,000	1,296,000	18,460,000	128,740,000
4 他会計補助金	1,000,000	0	0	1,000,000

① 資本的収入	987,500,000	8,260,000	85,391,040	902,108,160
1 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
1 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
2 工事負担金	246,000,000	8,260,000	85,391,040	160,608,960
1 工事負担金	246,000,000	8,260,000	85,391,040	160,608,960
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
収入合計	1,916,011,000	93,444,829	219,146,567	1,696,864,438

5月分予算執行報告書乙

(支 出)

昭和51年5月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額			予 算 残 額
		5 月	累 計	計	
① 水道事業費用	1,087,010,000	56,171,253	92,155,198	94,854,802	
1 営業費用	883,302,000	54,428,584	89,167,325	74,413,675	
1. 原水及浄水費	344,564,000	18,437,378	36,410,377	308,153,623	
2. 配水及給水費	129,240,000	8,025,998	15,201,672	114,038,328	
3. 受託工事費	20,000,000	3,426,000	3,426,000	19,657,400	
4. 業務費	87,868,000	5,736,607	11,484,485	76,388,515	
5. 総係費	68,442,000	3,612,641	7,454,831	60,987,169	
6. 減価償却費	82,578,000	0	0	82,578,000	
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000	
8. その他の営業費用	10,000,000	18,273,360	18,273,360	8,172,640	
2 営業外費用	202,708,000	1,742,669	2,987,873	199,720,127	
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	202,658,000	1,742,669	2,987,873	199,670,127	
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000	

3 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出				
1 建設改良費	1,083,254,000	80,984,374	92,099,709	991,154,291
1. 事務費	1,026,634,000	80,984,374	92,099,709	934,534,291
1. 擴張工事費	12,500,000	789,672	1,567,247	10,932,753
3. 改良工事費	787,500,000	15,901,000	44,861,000	692,639,000
4. 配水管整備事業費	45,640,000	1,142,336	1,782,244	43,857,756
5. 光明台水道施設建設費	10,418,000	0	0	10,418,000
6. 營業設備費	207,000,000	12,586,566	42,990,018	164,009,982
	13,576,000	56,480	89,920	12,676,800
2 企業債償還金	56,620,000	0	0	56,620,000
1. 企業債償還金	56,620,000	0	0	56,620,000
支出合計	2,120,264,000	87,155,627	184,254,907	1,936,009,093

和泉市水道事業損益計算書（5月）

（昭和51年5月1日より昭和51年5月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	52,830,534円	
(2) 受託工事収益	342,600円	
(3) その他の営業収益	18,532,570円	71,705,704円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	18,437,378円	
(2) 配水及給水費	8,025,998円	
(3) 受託工事費	342,600円	
(4) 業務費	5,736,607円	
(5) 総係費	3,612,641円	
(6) その他の営業費用	18,273,360円	54,428,584円

営業利益

17,277,120円

3. 営業外収益

(1) 雑収益	519,125円	
(2) 加入金	12,960,000円	13,479,125円

当月分総利益

30,756,245円

4. 営業外費用

支払利息及
企業債取扱諸費

1,742,669円

1,742,669円

当月分純利益

29,013,576円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和51年6月10日

科 目	月 次	5 月 執 行 済 額	6 月 予 定 額	7 月 予 定 額	8 月 予 定 額
前 月 繰 越 金		64,500,707 ^円	76,132 ^円	17,680 ^円	18,570 ^円
営 業 収 益		29,682,653	40,000	45,000	50,000
営 業 外 収 益		13,479,125	6,000	6,000	6,000
前 年 度 未 収 金		33,860,034	7,000	3,000	1,700
企 業 債		0	0	0	0
工 事 負 担 金		8,260,000	10,000	10,000	10,000
一 時 借 入 金		0	0	850,000	0
預 り 金		385,800	1,000	1,000	1,000
前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
前 受 金		4,236,000	1,000	1,000	1,000
貸 付 金		0	0	50,000	50,000
計		89,853,112	65,000	466,000	119,700

支	營業費用	34,590,297	67,000	45,000	45,000
	營業外費用	1,742,669	0	9,886	9,491
	前年度未払費用及未払金	0	1,1567	0	0
	建設改良費	30,419,574	28,000	33,000	38,000
	貯蔵費	7,994,390	14,885	15,274	18,178
	企業債償還金	0	0	0	-12,961
	一時借入金返還	0	0	360,000	0
	預り金返還	520,750	1,000	1,000	1,000
	前受金	2,951,220	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正	2,590	0	0	0
計	78,221,490	128,452	465,110	125,630	
収支差引額	76,132,329	17,680	18,570	12,640	

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年7月15日

監査委員 西 口 喜一郎
同 関 戸 正 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年7月15日
- 2 検査の対称 昭和51年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5 月分月次合計残高試算表

5 月分月次合計残高試算表

昭和51年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		残高	
	累	月		計	月		計
			資産の部				
149,418,165	149,418,165		土地				
240,415,659	240,415,659		建物				
28,484,87	28,484,87		構築物				
124,000	124,000		車両				
422,540,25	422,540,25		機械及備品				
188,124	188,124		有価証券				
949,9285	949,9285		投資				
58,793,009	850,738,368	96,962,463	減価償却引当金		58,626,313	58,626,313	
114,964,761	114,964,761	58,998,685	普通預金	112,983,339	79,694,5354		
142,829,14	61,995,468	21,760,880	未収金				
834,023	834,023		貯蔵品	21,857,052	47,712,554		
13,100,000	13,100,000		前払金				
50,855,977	124,174,257		定期預金				
			過年度未収金	50,594,401	73,818,280		
			負債の部				
	580,000,000		一時借入金		1,240,000,000	660,000,000	
	5,447,000	5,447,000	未払金	21,760,880	47,568,240	42,116,240	
			仮受金				
	15,740,551	7,682,474	預り金	7,014,934	22,155,065	64,145,14	
	144,400	880,000	予納金	850,000	2,511,000	1,067,000	
			固定負債		1,909,8107	1,909,8107	
			公立病院特例債		328,920,000	328,920,000	
	51,537,219	22,087,778	過年度未払金		67,099,969	15,562,750	

5 月分予算執行報告書

昭和51年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
病院事業収益	75,808,400.00	67,906,325	131,077,593	62,700,640.7
1 医業収益	70,939,000.00	67,337,205	130,467,593	57,892,240.7
1. 入院収益	38,316,100.00	40,937,067	77,748,100	305,412,900
2. 外来収益	31,147,300.00	24,201,587	48,874,994	262,598,006
3. その他医業収益	14,756,000.00	2,198,551	3,844,499	10,911,501
2 医業外収益	48,694,000.00	569,120	610,000	48,084,000
1. 受取利息配当金	1,000,000.00			1,000,000
2. 他会計補助金	38,386,000.00			38,386,000
3. 患者外給食収益	5,685,000.00	518,055	518,055	5,166,945
4. その他医業外収益	800,000.00	51,065	91,945	708,055
5. 国庫補助金	2,823,000.00			2,823,000
病院事業費用	1,106,468,000.00	692,526,51	15,022,8546	956,239,454
1 医業費用	971,639,000.00	67,583,346	145,793,575	825,845,425
1. 給与費	582,141,000.00	36,428,800	82,468,668	499,672,332
2. 材料費	290,642,000.00	22,977,991	48,258,886	242,383,614

3. 經 費	7,962,800.00	7,701,015	1,454,970.1	6,507,829.9
4. 減 價 償 却 費	1,513,100.00			1,513,100.00
5. 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
6. 研 究 研 修 費	4,101,000	475,540	516,820	3,584,180
2 醫 業 外 費 用	1,345,290.00	1,669,305	4,434,971	1,300,940.29
1. 支 私 利 息 及 公 企 業 債 取 款 諸 費	1,281,140.00	1,104,519	3,290,408	1,248,235.92
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,415,000	564,786	1,144,563	5,270,437
3 予 備 費	300,000			300,000
期 間 外 收 益	4,048,000.00			4,048,000.00
資 本 的 收 入	1,220,996,000.00	30,000,000	30,000,000	1,190,996,000
1 他 會 計 出 資 金	2,099,600.00			2,099,600.00
2 企 業 債	1,200,000,000.00	30,000,000	30,000,000	1,170,000,000
資 本 的 支 出	1,261,476,000	30,000,000	30,477,400	1,230,998,600
1 建 設 改 良 費	1,207,233,000	30,000,000	30,477,400	1,176,755,600
1. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000			1,233,000
2. 器 械 備 品 購 入 費	6,000,000		475,150	5,524,850
3. 病 院 建 設 事 業 費	1,200,000,000	30,000,000	30,002,250	1,169,997,750
2 企 業 債 償 還 金	1,376,300.00			1,376,300.00
3 公 立 病 院 特 例 債	4,048,000.00			4,048,000.00

5 月度月次損益計算書

昭和51年5月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	40,937,067	77,748,100
外 来 収 益	24,201,587	48,874,994
そ の 他 医 業 収 益	2,198,551	3,844,499
計	67,337,205	130,467,593
2. 医 業 費 用		
給 与 費	36,428,800	82,468,668
材 料 費	22,977,991	48,258,386
経 費	7,701,015	14,549,701
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 修 費	475,540	516,820
計	67,583,346	145,793,575
医 業 利 益	△ 246,141	△ 15,325,982

8. 医業外収益					
受取利息配当金	518,055			518,055	
他会計補助金				91,945	
患者外給食収益					
その他医業外収益	51,065				
計			569,120		610,000
4. 医業外費用					
支払利息及び 企業債取扱諸費	1,104,519			8,290,408	
患者外給食材料費	564,786			1,144,568	
雑損失					
計			1,669,305		4,484,971
当月分純利益			△ 1,346,826		
当月迄の純利益					△ 1,915,098
上記当月分収益中	健保未収金	5,889,685 円			
上記当月分費用中	未払金	2,176,088 円			

資 金 予 算 表

昭和51年5月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
収	事業収益	9,024,414	55,000,000	55,000,000
	固定資産売却代金			
	企業債	30,000,000		
	過年度未収金	5,059,440	30,000,000	
	一時借入金			
	預り金	6,493,648	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	850,000	500,000	500,000
入	仮受金			
	合計	96,962,468	91,500,000	61,500,000

支	事業費用	47,407,374	90,000,000	48,000,000
	建設改良費	3,000,000		
	企業償債還金		4,793,000	1,528,000
	貯蔵品購入費	5,447,000	7,000,000	2,200,000
	過年度未払金	2,087,778	1,200,000	
	一時借入金返還			
	預り金還付	7,161,187	6,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	880,000	500,000	500,000
出	仮受金還付			
	合計	112,988,889	120,293,000	78,028,000
	収支差引	△16,020,876	△28,793,000	△11,528,000
差引	前年度又は前月より繰越	69,813,885	53,793,009	25,000,009
	翌年度又は翌月へ繰越	53,793,009	25,000,009	13,472,009

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年6月分収入役
扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年8月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 関 戸 正 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年8月5日
- 2 検査の対象 昭和51年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証
拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	1,219,878,291	△ 59,063,494 1,723,229,909	2,884,044,706	1,883,103,551	△ 8,888,222 1,332,894,630	
歳入歳出外現金	123,066,337	30,147,353	153,213,695	81,930,374	42,250,910	
特別歳入歳出外現金	756,423,364	747,998,331	1,504,421,695	550,910,033	930,690,933	
府 税	165,829,728	△ 134,417 73,246,223	238,941,534	138,111,408	80,403,197	
特 別 会 計	国民健康保険	406,307,667	△ 541,524 45,939,157	451,705,300	35,123,657	△ 294,634 182,330,339
	土地区画 整理事業	0	0	0	11,537,943	168,720
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0	0	0
合 計	2,671,505,337	△ 59,739,435 2,620,560,978	5,232,326,930	2,700,716,966	△ 9,132,856 2,568,788,779	
基 金	用品調達	5,572,842	4,889,249	10,462,091	3,182,441	4,211,336
	同和更生 資金貸付	51,485,747	0	51,485,747	150,000	0
	財政調整					
	土地開発	5,571,424	0	5,571,424	0	4,430,000
合 計	62,630,013	4,889,249	67,519,262	3,332,441	8,691,336	

算 書

昭和51年6月30日現在 (単位 円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,207,109,959	△ 323,065,253	2,020,000,000 △12,000,000	△12,037,948	1,672,896,804	
124,181,284	29,032,411			29,032,411	
1,481,601,016	22,820,679			22,820,679	
218,514,605	20,426,929			20,426,929	
217,209,362	234,495,938			234,495,938	
11,706,663	△ 11,706,663		12,037,948	331,280	
0	0			0	
5,260,322,889	△ 27,995,959	2,008,000,000		1,980,004,041	
7,394,277	3,067,814			3,067,814	
150,000	51,335,747			51,335,747	
4,480,000	1,091,424			1,091,424	
12,024,277	55,404,985			55,404,985	

現金の

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	1,672,896,804	1,600,886,804		10,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	234,495,938	234,095,938	
	土 地 区 画 整 理 事 業	331,280	331,280	
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	3,067,814	1,639,583	1,428,231
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,335,747	51,335,747	
	財 政 調 整	0	0	
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金		261,078,072	22,820,679	
歳入歳出外現金		29,032,411	29,032,411	
府 税		20,426,929	20,426,929	
住 宅 敷 金		8,521,586	472,602	8,048,984
合 計		2,282,278,005	1,962,133,397	18,048,984

保 管 方 法

昭和5.1年6月30日現在 (単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		つ り 銭	
10,000,000	50,000,000		2,010,000	
			400,000	
225,971,192	12,286,201			大阪公 137 12,285,363 大阪 24223 838
235,971,192	62,286,201		2,410,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	1,484,712,49	△457,694 793,632,305
地 方 譲 与 税	58,800,000	0	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	96,900,000	0	
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	32,203,000	0	
地 方 交 付 税	2,478,412,000	686,464,000	686,464,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	15,000,000	0	
分 担 金 及 負 担 金	178,634,000	2,588,100	△ 5,800 16,600,800
使 用 料 及 手 数 料	134,403,000	205,496,40	13,337,115
国 庫 支 出 金	3,823,253,000	1,513,650,00	91,016,000
府 支 出 金	2,851,733,000	292,262,000	6,974,000
財 産 收 入	189,690,000	48,392	記 14,870 15,200
寄 附 金	74,641,000	0	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 収 入	2,159,582,000	181,129,910	記 △14,870 △586,000,000 233,834,89
市 債	2,424,646,000	0	0
繰 越 金	241,807,000		91,807,000
合 計	18,002,197,000	12,198,782,91	△590,634,94 1,723,229,909

調

書

昭和51年6月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合%
	過	不足	
941,645,860		2,300,747,140	29.04
0		58,800,000	
0		96,900,000	
0		32,203,000	
1,372,928,000		1,105,484,000	55.39
0		15,000,000	
19,183,100		15,945,090	10.73
33,886,755		100,516,245	25.21
242,381,000		3,580,872,000	6.33
36,236,000		2,815,497,000	1.27
784.62		189,611,538	0.04
0		74,641,000	
0		100,000	
145,898,529		2,013,683,471	6.75
0		242,464,600	
91,807,000		150,000,000	37.96
2,884,044,706		15,118,152,294	16.02

歳 出 調

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	148,069,000	18,573,204	24,311,258
総 務 費	3,114,639,000	144,018,926	△2,692,120 319,520,261
民 生 費	3,587,611,000	433,762,454	△ 891,912 419,809,330
衛 生 費	1,349,177,000	187,773,544	△ 108,000 161,196,626
勞 働 費	64,537,000	7,750,391	△ 233,521 5,385,139
農 林 水 産 業 費	15,161,800	8,395,074	10,681,609
商 工 費	12,142,200	58,062,036	85,111,09
土 木 費	5,116,364,000	72,015,167	60,834,310
消 防 費	359,346,000	38,125,027	46,286,507
教 育 費	1,935,985,000	179,744,270	206,190,313
公 債 費	1,536,766,000	278,013,458	△1,444,000 70,168,168
諸 支 出 金	167,870,000	166,870,000	0
災 害 復 旧 費	11,793,000	0	0
予 備 費	47,000,000	0	0
前年度繰上充用金	290,000,000	290,000,000	△35,186,669
合 計	18,002,197,000	1,883,103,551	△888,222 1,332,894,630

書

昭和51年6月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合 %
計		
42,884,462	105,184,538	28.96
460,847,067	2,653,791,933	14.79
852,679,872	2,734,931,128	23.76
248,862,170	1,000,314,830	25.85
12,902,009	51,634,991	19.99
190,766,833	1,325,413,117	12.58
66,573,145	54,848,855	54.82
132,849,477	4,983,514,523	2.59
84,411,534	274,934,466	23.49
385,934,583	1,550,050,417	19.93
346,737,626	1,190,028,374	22.56
166,870,000	1,000,000	99.40
0	11,793,000	
0	47,000,000	
286,481,331	351,866,9	98.78
3,207,109,959	14,795,087,041	17.81

監査報告第2.5号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年8月5日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 関 戸 正 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年8月5日
- 2 検査の対象 昭和51年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

6 月分月次合計残高試算表

6 月分月次合計残高試算表

昭和51年6月30日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	高
120,257,953	120,257,953		資産の部				
188,852,469	188,852,469		土地				
2,268,377,141	2,268,377,141		建物				
283,494,574	283,494,574		構築物				
70,469,154	70,469,154	433,400	機械及装置				
11,522,753	11,522,753	454,000	量水				
21,248,707	21,248,707	580,000	車輦及運搬器具				
970,862,323	970,862,323	1,461,183,380	工具器具及備品				
410,000	410,000		建設仮勘定				
41,200	41,200		水利権				
210,000	210,000		電話加入権				
123,850,913	1,129,443,249	338,910,190	現金				
124,377,672	959,670,007	242,059,277	普通預金	285,981,606	1,005,592,336		
112,916,841	237,209,998	47,060,770	当座預金	242,059,277	959,670,007		
	143,763,319	1,260,696,5	未収金	460,081,51	1,128,323,21		
			貯蔵品	8,986,921	308,464,78		
			仮払金				
			借地権				
			投資有価証券				
			保管有価証券				
			短期貸付金	50,000,000	50,000,000		
			負債の部				
			未払金	12,660,696,5	131,282,775	58,433,515	
			未払費用				
			一時借入金		1,010,000,000	510,000,000	
			前受金	32,880,000	85,121,730	80,282,730	
			預り金	85,123,897	68,286,204	470,262,50	
			預り担保有価証券	100,000	1,900,000	1,900,000	
			減価償却引当金		400,676,250	400,676,250	
			退職給与引当金		4,196,000	4,196,000	

				資本の部				
				自己資本金			119,803,235	119,803,235
				借入資本金			2,212,763,581	2,212,763,581
				資本剰余金		178,702,860	1,302,493,703	1,302,493,703
				利益剰余金				
				費用の部				
				原水及浄水費	360,604,834			
				配水及給水費	15,035,604			
				受託工事費	12,000			
				業務費	1,288,3795			
				総係費	9,635,125			
				減価償却費				
				資産減耗費				
				支払利息及 企業債取扱諸費				
				雑支出	2,987,878			
				その他の営業費用	4,151,040			
				過年度損益修正	5,2030			
				収益の部				
				給水収益		46,997,455	141,560,098	141,560,098
				補償金				
				受託工事収益		585,500	585,500	585,500
				その他の営業収益		5,054,435	23,732,515	23,732,515
				受取利息		297,179	297,179	297,179
				雑収益		2033,055	2033,055	2033,055
				固定資産売却益		571,020	571,020	571,020
				過年度損益修正				
				加人金		455,000	230,600	230,100
				合計	893,659,497	7,682,303,987	4,879,364,631	4,879,364,631

甲 告 報 行 執 算 分 月 6

(入 収)

現在 昭 和 5 1 年 6 月 3 0 日

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業収益	928,511,000	57,462,820	191,218,347	787,292,653
1 営業収益	767,811,000	52,051,890	165,878,118	601,432,887
1. 給水収益	* 643,941,000	46,997,455	141,560,098	502,380,902
2. 受託工事収益	200,000,000	0	585,500	19,414,500
3. その他の営業収益	1,083,700,000	5,054,435	28,792,515	7,963,7485
2 営業外収益	161,200,000	541,0930	25,340,234	185,859,766
1. 受取利息	2,000,000	0	297,179	1,702,821
2. 雑収益	2,000,000	860,930	2,033,055	△ 33,055
3. 加入金	1,472,000,000	455,000	28,010,000	1,241,900,000
4. 他会計補助金	1,000,000	0	0	1,000,000

① 資本的収入	1,058,066,500	178,702,860	264,093,900	798,972,600
1 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
1. 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
2 工事負担金	316,566,500	178,702,860	264,093,900	524,726,000
1. 工事負担金	316,566,500	178,702,860	264,093,900	524,726,000
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
収入合計	1,986,577,500	236,165,680	455,312,247	1,581,265,258

6 月分予算執行報告書乙

(支 出)

昭和51年6月30日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業費用	1,037,010,000	77,777,998	169,933,196	867,076,804
1 営業費用	838,302,000	77,777,998	166,945,323	666,356,677
1 原水及浄水費	844,564,000	86,060,434	72,470,811	272,093,189
2 配水及給水費	129,240,000	15,035,604	30,237,276	99,002,724
3 受託工事費	200,000,000	12,000	354,600	196,454,400
4 業務費	87,868,000	12,883,795	24,368,280	63,499,720
5 総係費	68,442,000	9,635,125	17,089,956	51,352,044
6 原価償却費	82,678,000	0	0	82,578,000
7 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8 その他の営業費用	1,000,000,000	415,1040	22,424,400	77,575,600
2 営業外費用	202,708,000	0	298,7873	199,720,127
1 支払利息及 企業債取扱諸費	202,658,000	0	298,7873	199,670,127
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出	1,172,652,686	147,585,780	239,685,489	932,967,197	
1	建設改良費	1,116,032,686	147,585,780	239,685,489	876,347,197	
1.	事務費	125,016,931	24,390,741	40,063,211	84,953,721	
2.	拡張工事費	756,330,493	62,870,000	511,480,000	705,182,493	
3.	改良工事費	45,640,000	3,330,875	5,113,119	40,526,881	
4.	配水管整備事業費	104,180,000	0	0	104,180,000	
5.	光明台水道施設建設費	277,566,500	134,061,431	177,051,449	100,515,051	
6.	營業設備費	135,760,000	146,740	2,366,600	11,209,400	
2	企業債償還金	56,620,000	0	0	56,620,000	
1.	企業債償還金	56,620,000	0	0	56,620,000	
	支出合計	2,209,662,686	225,363,778	409,618,685	1,800,044,001	

和泉市水道事業損益計算書（6月分）

（昭和51年6月1日より昭和51年6月30日まで）

1. 営業収益

① 給水収益	46,997,455円	
② 受託工事収益	0円	
③ その他の営業収益	<u>5,054,435円</u>	52,051,890円

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	36,060,434円	
② 配水及び給水費	15,035,604円	
③ 受託工事費	12,000円	
④ 業務費	12,883,795円	
⑤ 総係費	9,635,125円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	0円	
⑧ その他の営業費用	<u>4,151,040円</u>	77,777,998円

営業損失

25,726,108円

3. 営業外収益

① 受取利息	0円	
② 雑収益	860,930円	
③ 加入金	<u>4,550,000円</u>	5,410,930円

当月分総損失

20,315,178円

4. 営業外費用

支払利息及び 企業債取扱諸費	<u>0円</u>	0円
-------------------	-----------	----

当月分純損失

20,315,178円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和51年7月10日

科目	月次	6月執行済額				7月予定額				8月予定額				9月予定額			
		円				千円				千円				千円			
前月繰越金		76,182,329				124,060				1,9780				14,528			
営業収益		45,425,229				45,000				50,000				50,000			
営業外収益		5,410,980				6,000				6,000				6,000			
前年度未収金		5,410,192				3,800				1,200				700			
企業債		0				0				0				0			
工事負担金		178,702,860				10,000				20,000				20,000			
一時借入金		0				450,000				0				0			
預り金		1,800,650				1,000				1,000				1,000			
前年度繰越金		0				0				0				0			
前受金		8,288,000				1,000				1,000				1,000			
短期貸付金		50,000,000				0				0				50,000			
計		289,987,861				516,800				79,200				128,700			

支	營業費用	69,224,477	45,000	45,000	45,000
	營業外費用	0	9,836	9,491	54,052
	前年度未払費用及未払	11,567,420	0	0	0
	建設改良費	147,152,880	190,000	10,000	10,000
	貯蔵品	13,641,020	14,244	5,000	5,000
	企業債償還金	0	0	12,961	15,137
	一時借入金返還	0	360,000	0	0
	預り金返還	138,800	1,000	1,000	1,000
	前受金	289,150	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正	52,030	0	0	0
出	計	242,059,277	621,080	84,452	131,189
収支差引額		124,060,913	19,780	14,528	12,039

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年8月5日

監査委員 西 口 喜一郎

同 関 戸 正 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年8月5日
- 2 検査の対象 昭和51年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

6 月分月次合計残高試算表

6 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和51年6月30日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	累計	当月		当月	累計	
149,418,165	149,418,165		資産の部			
240,415,659	240,415,659		土地			
284,8487	284,8487		建物			
1,240,000	1,240,000		構築物			
42,380,025	42,380,025	126,000	車輻			
138,124	138,124		機械及備品			
949,9235	949,9235		有価証券			
			投資			
50,682,861	987,730,895	136,992,032	減価償却引当金	586,26813	586,26813	
122,725,017	175,296,542	60,331,781	普通預金	140,102,180	987,047,534	
14,885,431	85,100,728	23,105,260	未収金	52,571,525	52,571,525	
884,028	884,028		貯蔵品	23,002,743	7,071,5297	
13,100,000	13,100,000		前払金			
18,111,164	124,174,257		定期預金			
			過年度未収金	32,744,813	1,060,630,93	
			負債の部			
	580,000,000		一時借入金	1,240,000,000	660,000,000	
	244,423,60	189,95,360	未払金	23,105,260	7,066,8500	46,226,140
	22,704,601	69,640,50	仮受金			
	2,290,000	846,000	預り金	1,233,4849	3,448,9914	11,785,313
	308,034	308,034	予納金	1,005,000	3,516,000	1,226,000
			固定負債			
			公立病院特例債		1,909,8107	1,879,0073
	67,027,219	15,490,000	過年度未払金		32,392,0000	32,392,0000
				67,099,969	7,2750	

				資本の部				
				自己資本金				179,754,371
				借入資本金	448,500			301,593,464
				繰越欠損金				
818,766,387	818,766,387			資本剰余金			1,118,000	1,118,000
				収益の部				
				入院収益	44,475		393,544,244	117,229,665
				外来収益	41,137		27,519,305	764,162,144
				その他医療収益			1,721,740	5,566,239
				受取利息配当金				
				他会計補助金			30,000,000	30,000,000
				患者外給食収益			467,650	985,705
				その他医療外収益			72,546	164,491
				費用の部				
				給与				705
162,854,944	162,855,649		80,886,276	材料				
78,279,224	78,279,224		25,020,838	経費				
21,364,272	21,364,272		6,814,571	減価償却費				
				資産減耗費				
881,170	881,170		364,350	研究研修費				
641,1650	641,1650		3,121,242	支払利息及び 企業債取扱諸費				
1,702,692	1,702,692		558,129	患者外給食材料費				
				建設仮勘定				
77,716,540	77,716,540		7,500					
1,828,755,070	3,696,645,106	384,002,035	384,002,035	合計			384,002,035	1,828,755,070

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和51年6月30日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
病院事業収益	758,084,000	99,050,053	230,127,646	527,956,354
医業収益	709,390,000	68,509,857	198,977,450	510,412,550
入院収益	383,161,000	39,309,949	117,058,049	266,102,951
外来収益	311,473,000	27,478,168	76,353,162	235,119,838
その他医業収益	14,756,000	1,721,740	5,566,239	9,189,761
医業外収益	48,694,000	3,054,019	31,150,196	17,543,804
受取利息配当金	1,000,000			1,000,000
他会計補助金	38,386,000	3,000,000	30,000,000	3,386,000
患者外給食収益	5,685,000	467,650	985,705	4,699,295
その他医業外収益	800,000	72,546	164,491	635,509
国庫補助金	282,300			282,300
病院事業費用	1,106,468,000	116,265,406	266,493,952	849,974,048
医業費用	971,639,000	112,586,035	258,879,610	713,259,390
給与費	582,141,000	80,386,276	162,854,944	419,286,056
材料費	290,642,000	25,020,838	73,279,224	217,362,776
経費	79,623,000	6,814,571	21,864,272	58,258,728

減價償却費	15,131,000				15,131,000
資產減耗費	1,000				1,000
研究研修費	4,101,000	364,350		881,170	3,219,830
醫業外費用	134,529,000	3,679,371		8,114,342	126,414,658
支払利息及 企業債取扱諸費	128,114,000	3,121,242		6,411,650	121,702,350
患者外給食材料費	6,415,000	558,129		1,702,692	4,712,308
予備費	300,000				300,000
期間外収益	4,048,000				4,048,000
資本的收入	1,220,996,000			30,000,000	1,190,996,000
他會計出資金	2,099,600				2,099,600
企業債	1,200,000,000			30,000,000	1,170,000,000
資本の支出	1,261,476,000	4,926,534		35,408,934	1,226,072,066
建設改良費	1,207,233,000	441,534		3,091,834	1,176,314,066
1.看護婦宿舍割賦金	1,233,000	308,034		30,8084	924,966
2.器械備品購入費	6,000,000	126,000		601,150	5,398,850
3.病院増設事業費	1,200,000,000	7,500		30,009,750	1,169,990,250
2企業債償還金	13,763,000	4,485,000		4,485,000	9,278,000
3公立病院特別債	4,048,000				4,048,000

6 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和51年6月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計
I. 医 業 収 益			
入 院 収 益	39,309,949	117,058,049	
外 来 収 益	27,478,168	76,353,162	
その他医業収益	1,721,740	5,566,239	
計	68,509,857	198,977,450	
2. 医 業 費 用			
給 与 費	8,038,627	162,854,944	
材 料 費	25,020,838	73,279,224	
経 費	6,814,571	21,364,272	
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	364,350	881,170	
計	112,586,035	258,379,610	
医 業 利 益	△44,076,178	△59,402,160	

3. 医業外収益					
受取利息配当金	30,000,000				
他会計補助金					30,000,000
患者外給食収益	467,650				985,705
その他医業外収益	72,546				164,491
計			30,540,196		31,150,196
4. 医業外費用					
支払利息及び	8,121,242				6,411,650
企業債取扱諸費					
患者外給食材料費	558,129				1,702,692
雑損失					
計			3,679,371		8,114,342
当月分純利益			△17,215,858		
当月迄の純利益					△36,366,306
上記当月分収益中	健保未収金	60,831,781円			
上記当月分費用中	未払金	23,105,260円			

資 金 予 算 表

昭和51年6月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	6 月 の 執 行 済 額	7 月 予 定	8 月 予 定
収	事 業 収 益	61,375,406 ^円	60,000,000 ^円	60,000,000 ^円
	固 定 資 産 売 却 代 金			
	企 業 債		17,100,000	
	過 年 度 未 収 金	32,744,813		
	一 時 借 入 金			
	預 り 金	11,866,810	5,000,000	5,000,000
	他 会 計 繰 入 金	30,000,000		
	前 払 金 戻 入			
	期 間 外 収 益			
	予 納 金	1,005,000	800,000	800,000
入	仮 受 金			
	合 計	136,992,032	82,900,000	65,800,000

支		93,348,275	58,000,000	46,000,000
事業費用				
建設改良費	133,500	23,100,000		
企業償還金	4,793,034	1,528,000	830,000	
貯蔵品購入費	18,995,360	2,200,000	2,200,000	
過年度未払金	15,490,000			
一時借入金返還				
預り金還付	6,496,011	1,000,000	5,000,000	
前払金				
期間外費用				
予納金還付	846,000	800,000	800,000	
仮受金還付				
合計	140,102,180	115,428,000	74,630,000	
収支差引	△ 8,110,148	△ 8,528,000	△ 8,830,000	
前年度又は前月より繰越	53,793,009	50,682,861	18,154,861	
翌年度又は翌月へ繰越	5,068,286	18,154,861	9,324,861	
出				
差引				

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年7月分収入
役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年9月7日

監査委員 西 口 喜一郎

同 関 戸 正 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年9月7日
- 2 検査の対象 昭和51年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び
証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入			支
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計
一 般 会 計	2,884,044,706	△3,216,919 456,128,266	3,336,966,053	3,207,109,959
歳入歳出外現金	153,213,695	66,878,660	220,092,355	124,181,284
特別歳入歳出外現金	1,504,421,695	448,791,337	1,953,213,032	1,481,601,016
府 税	238,941,534	△ 864,707 115,225,811	353,302,638	218,514,605
特 別 会 計	国民健康保険	451,705,300	279,795,916	731,501,216
	土地区画 整理事業	0	0	0
	住宅新築資金 等貸付事業	0	0	0
合 計	5,232,326,930	△4,081,626 1,366,829,990	6,595,075,294	5,260,322,889
基 金	用品調達	10,462,091	426,816	10,888,907
	同和更生 資金貸付	51,485,747	0	51,485,747
	財政調整			
	土地開発	5,571,424	0	5,571,424
合 計	67,519,262	426,816	67,946,078	12,024,277

算 書

昭和51年7月31日現在 (単位 円)

出		収 支 差 引 残 高	一時借入金	他会計との 相互流用	差 引 残 高	摘 要
本 月 分	計		一時貸付金			
△ 2,844,606 932,996,871	4,137,262,224	△ 800,296,171	1,420,000,000 △12,000,000	△ 12,037,943	595,665,886	
64,633,404	188,814,688	31,277,667			31,277,667	
422,377,734	1,903,978,750	49,234,282			49,234,282	
20,254,754	238,769,359	114,533,279			114,533,279	
△ 38,178 151,590,715	368,761,899	362,739,317			362,739,317	
54,440	11,761,103	△ 11,761,103		12,037,943	276,840	
0	0	0		0	0	
△ 2,832,784 1,591,907,918	6,849,348,023	△ 254,272,729	1,408,000,000	0	1,153,727,271	
1,162,495	8,556,772	2,332,135			2,332,135	
0	150,000	51,335,747			51,335,747	
0	4,480,000	1,091,424			1,091,424	
1,162,495	13,186,772	54,759,306			54,759,306	

現金の

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
一般会計		595,665,886	523,665,886		10,000,000
特別会計	国保事業	362,739,317	362,339,317		
	土地区画 整理事業	276,840	276,840		
	住宅新築資金 等貸付事業	0			
基金	用品調達	2,332,135	1,639,583	692,552	
	同資 和金 更貸 生付	51,335,747	51,335,747		
	財政調整				
	土地開発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金		192,916,351	49,234,282		
歳入歳出外現金		81,277,667	31,277,667		
府税		114,533,279	114,533,279		
住宅敷金		8,657,786	608,802		8,048,984
合計		1,360,826,432	1,136,002,827	692,552	18,048,984

保 管 方 法

昭和51年7月31日現在 (単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局		つ り 銭	
10,000,000	50,000,000		2,000,000	
			400,000	
127,956,863	15,725,206			大阪公 137 15,724,371 大阪 24223 835
137,956,863	65,725,206		2,400,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,242,393,000	941,645,860	△ 3,167,004 3,084,300,62
地 方 譲 与 税	588,000,000	0	
自 動 車 取 得 税 金 交 付	96,900,000	0	
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	32,203,000	0	
地 方 交 付 税	2,478,412,000	1,372,928,000	
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	15,000,000	0	
分 担 金 及 負 担 金	178,634,000	19,183,100	△ 100 8,113,250
使 用 料 及 手 数 料	134,403,000	33,886,755	△ 49,770 12,768,320
国 庫 支 出 金	3,823,253,000	242,381,000	62,763,000
府 支 出 金	2,851,733,000	362,360,000	3,809,400
財 産 收 入	189,690,000	78,462	3,500
寄 附 金	74,641,000	0	13,641,000
繰 入 金	100,000	0	
諸 收 入	2,159,582,000	145,898,529	△ 45 46,609,734
市 債	2,424,646,000	0	
繰 越 金	241,807,000	91,807,000	0
合 計	18,002,197,000	2,884,044,706	△ 3,216,919 4,561,382,66

調

書

昭和51年7月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合 %
	計	過 不足	
1,246,908.918		1,995,484.082	38.45
0		58,800.000	
0		96,900.000	
0		32,203.000	
1,372,928.000		1,105,484.000	55.39
0		15,000.000	
27,296.250		151,337.750	15.28
46,605.305		87,797.695	34.67
305,144.000		3,518,109.000	7.98
40,045.400		2,811,687.600	1.40
81.962		189,608.038	0.04
13,641.000		61,000.000	18.27
0		100.000	
192,508.218		1,967,073.782	8.91
0		2,424,646.000	
91,807.000		150,000.000	37.96
3,336,966.053		14,665,230.947	18.53

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	148069000	42884462	△ 27300 9819444
総 務 費	3114639000	460847067	△ 139238 141527954
民 生 費	3587611000	852679872	△ 1801407 298884534
衛 生 費	1349177000	348862170	△ 16632 86900856
勞 働 費	64537000	12902009	△ 400631 9593535
農 林 水 産 業 費	151618000	19076683	5189569
商 工 費	121422000	66573145	5030290
土 木 費	5116364000	132849477	△ 12900 124451027
消 防 費	359346000	84411534	24180546
教 育 費	1935985000	385934583	△ 446498 189905070
公 債 費	1536766000	346737626	37508824
諸 支 出 金	167870000	166870000	
災 害 復 旧 費	11793000	0	5222
予 備 費	47000000	0	0
前年度繰上充用金	290000000	286481331	0
合 計	18002197000	3207109959	△ 2844606 932996871

調 査 書

昭和51年7月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 関 す る 支 出 割 合 %
計		
52676606	95392394	35.57
602235783	2512403217	19.33
1149762999	2437848001	32.04
435746394	913430606	32.29
22094913	42442087	34.23
24266252	127351748	16.00
71603435	49818565	58.97
257287604	4859076396	5.02
108592080	250753920	30.21
575393155	1360591845	29.72
384246450	1152519550	25.00
166870000	1000000	99.40
5222	11787778	0.04
0	47000000	
286481331	3518669	98.78
4137262224	13864934776	22.98

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年7月分本市水道部企業出納員扱の出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年9月7日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 関 戸 正 一

記

- 1 検査の実施日 昭和51年9月7日
- 2 検査の対象 昭和51年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

				預り担保有価証券		1,900,000	1,900,000
				減価償却引当金		400,676,250	400,676,250
				退職給与引当金		4,196,000	4,196,000
				資本の部			
				自己資本		119,803,235	119,803,235
				借入資本		2,212,763,581	2,206,427,655
				資本剰余金	33,023,000	1,335,516,703	1,335,516,703
				利益剰余金			
				費用の部			
				原水及浄水費	38,150	38,150	
				配水及給水費			
				受託工事費			
				業務費			
				総係費	2,400	2,400	
				減価償却費			
				資産減耗費			
				支払利息及企業			
				債取扱諸費			
				雑支出			
				その他の営業費用			
				過年度損益修正			
				収益の部			
				給水収益	59,971,807	201,531,905	201,382,875
				補償金			
				受託工事収益	363,500	949,000	949,000
				その他の営業収益	46,145,830	69,878,345	69,878,345
				受取利息	396,132	693,361	693,361
				雑収益	323,800	2,356,355	2,356,355
				固定資産売却益			
				過年度損益修正		571,020	571,020
				加入	22,500,000	45,560,000	48,830,000
				合計	3,090,615,298	10,722,919,285	5,097,855,959

7 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和51年7月31日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業収益	928,511,000	127,871,589	319,089,936	609,421,064
1 営業収益	767,311,000	106,332,107	272,210,220	495,100,780
1 給水収益	643,941,000	59,822,777	201,382,875	442,558,125
2 受託工事収益	20,000,000	363,500	949,000	19,051,000
3 その他の営業収益	103,370,000	461,458,300	69,878,345	33,491,655
2 営業外収益	161,200,000	21,539,482	46,879,716	114,320,284
1 受取利息	200,000	396,182	693,361	1,306,639
2 雑収益	200,000	323,300	2,356,355	△ 356,355
3 加入金	147,200,000	20,820,000	43,880,000	103,370,000
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

① 資本的収入	1,058,066,500	33,023,000	297,116,900	760,949,600
1 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
1 企業債	737,000,000	0	0	737,000,000
2 工事負担金	316,566,500	33,023,000	297,116,900	19,449,600
1 工事負担金	316,566,500	33,023,000	297,116,900	19,449,600
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
収入合計	1,986,657,500	160,894,589	616,206,836	1,370,370,664

7 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和 51 年 7 月 31 日 現在 (支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業費用	1,037,010,000	98,073,733	268,006,929	769,003,071
1 営業費用	833,302,000	78,979,942	245,925,265	587,376,735
1 原水及浄水費	344,564,000	22,927,485	95,398,296	249,165,704
2 配水及給水費	129,240,000	8,223,453	38,460,729	90,779,271
3 受託工事費	20,000,000	222,000	576,600	19,423,400
4 業務費	87,868,000	4,691,668	29,059,948	58,808,052
5 総係費	68,442,000	4,122,036	21,211,992	47,230,008
6 減価却費	82,578,000	0	0	82,578,000
7 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8 その他の営業費用	100,000,000	38,793,300	61,217,700	38,782,300
2 営業外費用	202,708,000	19,093,791	22,081,664	180,626,336
1 支払利息及 企業債取扱諸費	202,658,000	19,093,791	22,081,664	180,576,336
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出	1,172,652,686	170,903,254	410,588,743	762,063,943	
1	建設改良費	1,116,032,686	164,567,328	404,252,817	711,779,869	
1	事務費	12,501,693	898,983	4,905,304	7,596,389	
2	擴張工事費	756,330,493	106,199,000	157,347,000	598,983,493	
3	改良工事費	45,640,000	6,424,757	11,537,876	34,102,124	
4	配水管整備事業費	10,418,000	0	0	10,418,000	
5	光明台水道施設建設費	277,566,500	50,189,788	227,241,237	50,325,263	
6	營業設備費	13,576,000	854,800	3,221,400	10,354,600	
2	企業債償還金	56,620,000	6,335,926	6,335,926	50,284,074	
1	企業債償還金	56,620,000	6,335,926	6,335,926	50,284,074	
	支出合計	2,209,662,686	268,976,987	678,595,672	1,531,067,014	

和泉市水道事業損益計算書(7 月分)

(昭和51年7月1日より昭和51年7月31日まで)

1. 営業収益

① 給水収益	59,822,777円	
② 受託工事収益	363,500円	
③ その他の営業収益	46,145,830円	106,332,107円

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	22,927,485円	
② 配水及び吸水費	8,223,453円	
③ 受託工事費	222,000円	
④ 業務費	4,691,668円	
⑤ 総係費	4,122,036円	
⑥ 減価償却費	0円	
⑦ 資産減耗費	0円	
⑧ その他の営業費用	38,793,300円	78,979,942円

営業利益

27,352,165円

3. 営業外収益

① 受取利息	396,182円	
② 雑収益	323,300円	
③ 加入金	20,820,000円	21,539,482円

当月分総利益

48,891,647円

4. 営業外費用

支払利息及び 企業債取扱諸費	19,093,791円	19,093,791円
-------------------	-------------	-------------

当月分純利益

29,797,856円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和51年8月10日

科 目	月 次		7月執行済額 円	8月予定額 千円	9月予定額 千円	10月予定額 千円
	前 月	繰 越 金				
収	前 月	繰 越 金	124,060,913	94,568	14,713	13,024
	营 業	収 益	8,863,943	68,000	75,000	68,000
	营 業	外 収 益	21,539,482	6,000	6,000	6,000
	前 年 度	未 収 金	1,010,325	2,000	1,500	1,000
	企 業	債 債	0	0	467,000	0
入	工 事	負 担 金	33,033,000	20,000	20,000	20,000
	一 時	借 入 金	810,000,000	0	0	500,000
	預 り	金	635,350	1,000	1,000	1,000
	前 年 度	繰 越 金	0	0	0	0
	前 受	金	2,158,000	1,000	1,000	1,000
計			955,230,100	98,000	571,500	597,000

支	營業費用	38,727,972	45,000	45,000	45,000
	營業外費用	19,093,791	805	54,052	8,438
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	168,779,528	91,000	265,000	61,000
	貯藏品	85,464,445	88,000	42,000	81,000
	企業債償還金	6,885,926	1,050	15,137	0
	一時借入金返還	720,000,000	0	150,000	450,000
	預り金返還	491,250	1,000	1,000	1,000
	前受金	829,735	1,000	1,000	1,000
	計	984,722,647	177,855	578,189	597,438
出					
	収支差引額	94,568,366	14,713	13,024	12,586

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和51年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和51年9月7日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 関 戸 正 一

記

- 1 検査実施日 昭和51年9月7日
- 2 検査の対象 昭和51年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7 月分月次合計残高試算表

7月分月次合計残高試算表

昭和51年7月31日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		高
	合	計		合	計	
	累	当		月	累	残
149418165	149418165		資産の部			
240415659	240415659		土地			
2848487	2848487		建物			
1240000	1240000		構築物			
42380025	42380025		車輜			
138124	138124		機械及備品			
9499235	9499235		有価証券			
			投資			
53351533	1943274228	955543333	減価償却引当金		58626313	58626313
116336166	230117382	54820840	普通預金	952875161	1889922695	
14376647	108072248	22971520	未収金	60709691	113281216	
884023	884023		貯蔵品	22980304	93695601	
3310000	3310000		前払金			
17801424	124174257	20000000	定期預金			
			過年度未収金	309740	106372833	
			負債の部			
	1400000000	820000000	一時借入金	860000000	2100000000	700000000
	45950140	21507780	未払金	22971520	98640020	47689880
			仮受金			
	34630236	11925635	預り金	7620146	42110060	7479824
	3368000	1078000	予納金	1020000	4586000	1168000
	308034		固定負債			
			公立病院特例債			
	67027219		過年度未払金		67099969	72750

7 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和51年7月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
病院事業収益	758,084,000	64,088,012	294,215,658	468,868,342
1 医業収益	709,390,000	63,511,192	262,488,642	446,901,358
1. 入院収益	383,161,000	34,584,785	151,642,784	231,518,216
2. 外来収益	311,478,000	27,173,327	108,526,489	207,946,511
3. その他医業収益	14,756,000	1,753,180	7,319,369	7,436,631
2 医業外収益	48,694,000	57,6820	31,727,016	16,966,984
1 受取利息配当金	1,000,000			1,000,000
2 他会計補助金	38,886,000		30,000,000	8,886,000
3 患者外給食収益	5,685,000	49,8300	1,484,005	4,200,995
4 その他医業外収益	80,000	7,8520	243,011	55,6989
5 国庫補助金	2,828,000			2,828,000
病院事業費用	1,106,468,000	83,092,182	349,586,134	756,881,866
1 医業費用	971,639,000	67,911,544	326,291,154	645,347,846
1. 給与費	582,141,000	36,745,980	199,600,924	382,540,076
2. 材料費	290,642,000	25,218,166	98,497,390	192,144,610

3.	經 費	7 9,623,000	5,798,138	2 7,162,410	5 2,460,590
4.	減 價 值 却 費	1 5,131,000			1 5,131,000
5.	資 產 減 耗 費	1,000			1,000
6.	研 究 研 修 費	4,101,000	1 49,260	1,030,430	3,070,570
2	醫 業 外 費 用	1 34,529,000	1 5,180,638	2 3,294,980	1 11,234,020
1.	支 払 利 息 及 必 企 業 債 取 扱 諸 費	1 28,114,000	1 4,610,804	2 1,022,454	1 07,091,546
2.	患 者 外 給 食 材 料 費	6, 415,000	5 69,834	2,272,526	4, 142,474
3.	予 備 費	3 00,000			3 00,000
	期 間 外 收 益	4 0,480,000			4 0,480,000
	資 本 的 收 入	1,220,996,000	1 7,100,000	4 7,100,000	1,173,896,000
1	他 會 計 出 資 金	2 0,996,000			2 0,996,000
2	企 業 債	1,200,000,000	1 7,100,000	4 7,100,000	1,152,900,000
	資 本 的 支 出	1,261,476,000	1 8,734,784	5 4,138,718	1,207,337,282
1	建 設 改 良 費	1,207,233,000	1 7,206,540	4 8,125,474	1,159,107,526
1.	看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,300		3 08,034	9 24,966
2.	器 械 備 品 購 入 費	6,000,000		6 01,150	5,398,850
3.	病 院 增 設 事 業 費	1,200,000,000	1 7,206,540	4 7,216,290	1,152,783,710
2	企 業 債 償 還 金	1 3,763,000	1 5 28,244	6, 013,244	7, 749,756
3	公 立 病 院 特 例 債	4 0,480,000			4 0,480,000

7 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和51年7月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	34,584,735	151,642,784	
外 来 收 益	27,173,327	103,526,489	
其 他 医 業 收 益	1,753,130	7,819,869	
計	63,511,192	262,488,642	
2. 医 業 費 用			
給 与 費	36,745,980	199,600,924	
材 料 費	25,218,166	98,497,390	
經 費	5,798,138	27,162,410	
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	149,260	1,080,480	
計	67,911,544	326,291,154	
医 業 利 益	△ 4,400,352	△ 63,802,512	

3. 医業外収益					
受取利息配当金				30,000,000	
他会計補助金	498,300			1,484,005	
患者外給食収益	7,8520			243,011	
その他医業外収益					
計			576,820		31,727,016
4. 医業外費用					
支払利息及び				21,022,454	
企業債取致諸費	14,610,804				
患者外給食材料費	569,834			2,272,526	
雑損失					
計			15,180,638		23,294,980
当月分純利益			△19,004,170		
当月迄の純利益					△55,370,476
上記当月分収益中	健保未収金	54,820,840円			
上記当月分費用中	未払金	2,971,520円			

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

昭和51年7月末

区分	科 目	7月の執行済額	8月予定	9月予定
収 入	事業収益	69,493,947 円	60,000,000 円	60,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企業債	17,100,000		
	過年度未収金	309,740		
	一時借入金	860,000,000		20,000,000
	預り金	7,620,146	6,000,000	6,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	1,020,000	1,000,000	1,000,000
仮受金				
合 計		955,543,833	67,000,000	87,000,000

区分 科目 7月の執行済額 8月予定 9月予定

	科目	7月の執行済額	8月予定	9月予定
		円	円	円
支	事業費用	60,130,012	48,130,000	70,847,000
	建設改良費	17,206,540	5,000,000	
	企業債償還金	1,528,244	830,000	2,054,800
	貯蔵品購入費	21,507,780	21,000,000	22,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	820,000,000	6,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	1,078,000	1,000,000	1,000,000
	仮受金還付			
出	定期預金	20,000,000		
	合計	952,875,161	81,960,000	120,395,000
	収支差引	2,668,672	△14,960,000	△33,395,000
差引	前年度又は前月より繰越	5,068,286	5,335,153	3,339,153
	翌年度又は翌月へ繰越	5,335,153	3,339,153	4,096,533

監査報告第30号

定期監査（第1次分）の結果について

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和51年度定期監査（第1次分）を別記要項により執行した。

その結果を同法同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和51年9月7日

監査委員 西 口 喜一郎

同 関 戸 正 一



和泉監第 22 号

昭和51年9月7日

和泉市長 池田 忠雄 殿

和泉市議会議長 貝 淵 博 治 殿

和泉市監査委員 西 口 喜一郎

同 関 戸 正 一

昭和51年度定期監査（第1次分）結果報告

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和51年度定期監査を実施したので、その結果を同条第8項の規定により次のとおり報告する。

第1 監査実施期間

昭和51年5月17日～7月7日

第2 監査の対象

昭和50年度本市事務事業のうち今回、次の各課（施設）を対象として監査を実施した。

- 保育園（北松尾保育園・緑ヶ丘保育園・幸保育園・信太第1保育園・くすのき保育園・信太第2保育園・横山第2保育園・北池田保育園・南池田第1保育園・芦部保育園・国府第2保育園・国府第1保育園・南横山保育園・南松尾保育園）
- 幼稚園（北松尾幼稚園・横山幼稚園・国府幼稚園・伯太幼稚園・幸幼稚園・南松尾幼稚園）
- 小学校（和気小学校・北松尾小学校・緑ヶ丘小学校・横山小学校・北池田小学校・南池田小学校・芦部小学校・黒鳥小学校・伯太小学校・幸小学校・南横山小学校・鶴山台北小学校・信太小学校・鶴山台南小学校）
- 中学校（郷荘中学校・榎尾中学校・和泉中学校・富秋中学校）
勤労青少年ホーム・消防本部・市民体育館・幸会館・王子町会館・身体障害者解放会館・市立病院）

第3 監査の方針

本年度の定期監査は年度当初の計画に基づき従来出先施設、庁内各課を一定期間内に行ったが、本年度より改め、庁外の各施設機関を第1次分とし第2次は庁内各課を実施することにした。昭和50年度中に執行した事務事業並びに51年度の執行中の事務が法令及び条例、規則等に則り、適正かつ効率的に執行されているかについて監査すると共に指導的な監査を行い、本市の財務運営の向上を図る。

第4 監査の結果

監査の結果を総括的にみて事務事業は、適切に処理されているものと認められたが、一部において、次に述べるとおり更に研究、検討し、改善、注意等を要するものがあったので、今後管理監督の立場にある職員は適切

な指導を行い、適法かつ妥当性のある事務事業の執行により自治行政の向上に一段の努力をはかられんことを望む。

＊保育園

北松尾保育園（昭和51年5月19日執行）
緑ヶ丘 〃 （ 〃 〃 ）
幸 〃 （昭和51年5月21日執行）
くすのき 〃 （ 〃 〃 ）
信太第1 〃 （ 〃 〃 ）
信太第2 〃 （ 〃 〃 ）
横山第2 〃 （昭和51年5月24日執行）
北池田 〃 （昭和51年5月26日執行）
南池田第1 〃 （ 〃 〃 ）
芦部 〃 （昭和51年5月28日執行）
国府第2 〃 （ 〃 〃 ）
国府第1 〃 （昭和51年6月1日執行）
南松尾 〃 （昭和51年6月7日執行）
南横山 〃 （ 〃 〃 ）

1. 保育料の徴収手続について

- (1) 全般的に事務処理手続については適正になされている事を認めたが、一部の保育園に保育料の減額処理に誤りがあった減額は月の1日から15日まで、又は月の16日から末日までの間欠席した場合となっているが、途中1日來ているにも拘らず減額しているケースが見られた単純な見落としと思われるが規則に基づき慎重に処理すること。
- (2) 途中入園し、保育料変更の場合園に保育園変更通知が届いていないため保育料の変更した理由が不明となっている園に対しても変更通知を出すべきである。
- (3) 保育園において徴収した保育料は、園長が現金で市へ納入している園が大部分をしめており、現在までのところ事故も発生していないが万が一の場合も考慮に入れて今後小切手による納付あるいは口座振替など適正な安全対策を講じる必要がある。

2. 寄附物品の取扱について

寄附物品については、ほとんどの園は受けていないが受けた場合は、財務に関する取扱規程に基づき所定の手続がとられていた。

3. 物品の管理について

使用中の物品については、その保管、管理は適正に行われているが、備品補助カードと現品と抽出突合した結果現品に備品票の貼付していないものがあり、確認しがたいものがある。これらの備品については、明確にすること。

4. 私用通話料について

電話を私用で使った場合、使用電話簿に記入、その通話料は市へ納入し、適正に行われていた。

5. 金銭・物品の受払について

金銭・物品の受払は物品受払簿により処理し、明確にし適正であった。

6. 諸費の徴収について

パン（主食）実費、牛乳代、協力費等の徴収された諸費用については、目的外に使用することなく業者からの領収書を徴しているが、一部の園に出納簿と預金残高が一致していない園があり、額の多少にかかわらず現金で保管することなく預金すること。

7. 保育日誌、保健日誌について

一部の保育園に保育日誌、保健日誌等に園長の押印していないものがあった。

8. 水道の使用量について

各園の水道使用量について調査したところ、一部の保育園に7月、9月の平均して使用量が多い時期よりも1月、3月の使用量が少ないのが当然であるが、冬場において倍近く多くなっている。これらの理由は不明であり、漏水等とも思われるので水道料金の請求時点において前月分と比較し、早期発見に努めること。

＊幼稚園

北松尾幼稚園（昭和51年5月17日執行）
横山　　〃（昭和51年5月24日執行）
国府　　〃（昭和51年5月28日執行）
伯太　　〃（昭和51年6月　3日執行）
幸　　　〃（　　　　　　〃　　　　　　）
南松尾　〃（昭和51年6月　7日執行）

1. 保育料関係について

- (1) 各幼稚園とも保育料の徴収事務及び市への納入は適正に行われ、かつ保育料の滞納はなかった。
- (2) 保育料の調定収入に関する書類の整理方法が各園統一されていない教委の方で統一した書類を作成のこと。
- (3) 徴収した保育料は、金融機関へ預金し適正に行われているが、一部の園でその利子分を市へ納入されていないものがあった。
- (4) 保育料の納入については、現行では園長が現金で市へ持参しているが、輸送途中における事故の危険があるので何らかの安全策を講じる必要がある。

2. 寄附物品の取扱について

前年度監査で指摘した事項については、委員会の適切な指導により改善なされ、本年度においても規程に基づき所定の手続がとられていた。

3. 物品の管理について

使用中の物品については、その保管、管理はおおむね適正になされていた。

4. 私用通話料について

電話を私用で使った場合、私用電話簿に記入、その通話料は精算し市へ納入されていた。

5. 金銭・物品の受払について

金銭・物品の受払は、金銭・物品受払簿により処理され、おおむね適正に

行われていた。

6. 諸費の徴収について

徴収された諸費用は、目的外に使用することなく業者からの領収書を徴し出納簿と預金残高は一致しており、適正であるが一部の園に給食費の内現金で支払しているにもかかわらず、小切手で支払の手続きがしているものがあった。重複して支払われることもあるので、特に注意すべきである。又、未使用の小切手に事前に押印することのないよう処理されたい。

*小学校

和 気小学校	(昭和 5 1 年 5 月 1 7 日 執行)
北松尾	" (" ")
緑ヶ丘	" (昭和 5 1 年 5 月 1 9 日 執行)
横 山	" (昭和 5 1 年 5 月 2 4 日 執行)
北池田	" (昭和 5 1 年 5 月 2 6 日 執行)
南池田	" (" ")
芦 部	" (昭和 5 1 年 5 月 2 8 日 執行)
黒 鳥	" (昭和 5 1 年 6 月 1 日 執行)
伯 太	" (昭和 5 1 年 6 月 3 日 執行)
幸	" (" ")
南横山	" (昭和 5 1 年 6 月 7 日 執行)
信 太	" (昭和 5 1 年 6 月 9 日 執行)
鶴山台北	" (" ")
鶴山台南	" (" ")

1: 給食関係について

給食関係現金出納簿の整理状況及び給食材料費支払の前年度指摘事項は、おおむね改善されていることを認めたが一部事務処理に不備なものが次のおりあったので改められたい。

- (1) 準要保護児童給食費は、父兄に直接支払っているが、父兄よりの領収書を徴していないもの及び父兄から給食費を徴収されていないものがあった。これらについては、途中で給食会計担任が退職又は変わったためでもあると

思われるが今後経理状況を明確に事務処理すべきである。

- (2) 準要保護児童給食費が教委より支出されている収入金額は誤って記帳しているものがあった。今後このことのないよう十分注意されたい。

2. 施設の利用状況について

学校の施設及び設備を貸与する場合は、教育財産使用許可願を提出させ、許可手続は良好であった。

3. 施設の警備状況について

学校警備については、警備会社に委託しており、警備管理員の配置日は年間を通じての宿直及び休日となっている。警備管理日誌を調査したところ、巡回時計により定時巡視し勤務終了後記録して学校長の認印を受けており、適正であった。

4. 寄附物品について

物品の寄附申込みを受けた場合には、物品主管課長に通知することを定められているが、一部の学校においては寄附物品について通知手続をとらずに受領しているところが見られた。これらについては、前年度監査において指摘したところであり、寄附申込みを受けた場合は、財務に関する取扱規定に基づき所定の手続をとられたい。

5. 物品の管理状況について

備品の管理については、おおむね適正に行われているが一部に備品補助カードと照合すると備品票の貼付がなく、確認しがたいものがあった。

6. 公衆電話取扱手数料について

公衆電話を設置している一部の学校で取扱手数料が生じた場合、市へ才入手続がとられていないものがあった。これらについては、年度末に一ヶ月分程度の支払額を残し市へ納入のこと。

7. 郵券の保管状況について

郵券の購入費として市より支給された費用については、郵券受払簿により

処理し、残額は預金され適正に行われていた。

8. その他

プールの水道使用量を調査したところ、一部の学校で7月分使用額72,010円、9月分420,720円と6倍近くになっているこれらについては、漏水とも思われるので前月分のメーター使用等を比較し早期発見に努めること。又、プール終了と同時に閉柱の届けをなされたい。

*中学校

郷荘中学校（昭和51年5月17日執行）
槇尾 〃 （昭和51年5月24日執行）
和泉 〃 （昭和51年6月 1日執行）
富秋 〃 （昭和51年6月 9日執行）

1. 給食関係について

給食関係現金出納簿の整理状況及び給食材料費の支払については、おおむね適正に処理されているが一部事務処理に不備なものが次のとおりあったので改められたい。

(1) 給食材料費で業者からの領収書が添付されていないものが見受けられた。これは書類の整理が不十分なためであり、今後明確に事務処理をすべきである。

2. 施設の利用状況について

学校の施設及び設備を貸与する場合は、教育財産使用許可願を提出させ許可手続は良好であった。

3. 施設の警備状況について

学校警備については、警備会社に委託しており、警備管理員の配置日は年間を通じての宿直及び休日となっている。警備日誌を調査したところ、巡回時計により定時巡視し勤務終了後記録して学校長の認印を受けており、適正であった。

4. 寄附物品の取扱状況について

物品の寄附申込みを受けた場合、財務に関する取扱規定に基づき所定の手続がとられていない学校が一部にあった物品を受けた場合は必ず手続をとられたい。

5. 物品の管理状況について

使用中の物品について、その保管、管理は、おおむね適正であることを認めたが一部に不用となった物品を校舎の横に積上げられているものがあつた。これらについては、財務規則に基づき所定の手続をとられたい。

6. 公衆電話取扱手数料の処理状況について

公衆電話簿の出納簿及び預金通帳を調査したところ一部に55,000円余り預金しているが、市へ納入の手続がとられていないものがあつた。これらの手数料は年度末に支払の一部を残し、納入の手続をとられたい。

7. 郵券の保管状況について

郵券購入費として市より支給された費用については、額の多少にかかわらず預金し、郵券は受払簿により処理されて適正であつた。

＊勤労青少年ホーム（昭和51年6月11日執行）

1. 事務の概要

勤労青少年ホームは、本市の中小企業に働く青少年が健康的で楽しい余暇を過ごすために建設した労働福祉施設で休日や仕事を終えたあと、個人または、グループで利用する憩いの場として音楽、スポーツなどのレクリエーションにいろいろな活動を通じて交流などを図るため、昭和50年10月7日に開館されたもので所長（商工課長兼務）以下主幹1名、指導主事1名、職員（保安員2名を含む）3名、合計6名が配置され、現在116名の会員が施設を利用している。

2. 事務の執行状況

勤労青少年ホーム利用証交付申請書又は、使用申請書関係事務の執行は規則に基づきおおむね適正に処理されていた。

会員の利用状況

月	使用人員	内 容
1 1	1 5 人	主として軽運動室の卓球
1 2	5 0	クリスマスパーティー他卓球
1	2 9	成人の日の茶会他卓球
2	2 0	主として卓球
3	2 5	〃
4	2 8	〃
5	2 3	〃
6	5 7 7	クラブ（卓球、バレー、拳法道等）発足 教養講座（料理、クラブ）開催その他
計	延 7 6 7 人	

3. 使用料について

使用料関係の事務処理は、現在まで1件で条例に基づく料金により徴収し適正であった。

4. 業務委託について

委託関係の事務処理は、清掃業務、警備業務、電気保安業務、し尿浄化槽清掃業務を業者と委託契約を締結し、行われている。建物内の商工会については、面積及び建物等の負担割合により行い、事務処理は適正であった。

*市民体育館（昭和51年6月11日執行）

1. 事務の概要

市民体育館は市民、ことに青少年の体育、スポーツの振興及び保健の増進体育、スポーツ体力づくりを通じて、市民、青少年相互の社会連体意識の高揚を図るため、昭和51年5月30日に開館されたもので館長以下4名（体育指導主事2名を含む）が配置されている。

2. 事務の執行状況

- (1) 施設の維持管理は、おおむね良好であった。
- (2) 体育館使用許可について

使用許可については、開館びらきして日も浅くオープン行事日程により行われている。行事のあと市民に開放されることになっており、体育館使用許可申請書等についても、整備され事務処理は適正であった。

＊母子寮（昭和51年6月1日執行）

1. 事務の概要

児童福祉法第23条の規定に該当する母子の入所世帯は5世帯12人となっており、これらの母子を保護するため、職員2名（委託職員1名を含む）が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 施設の維持管理について

施設の維持管理はおおむね良好であった。

(2) 保護台帳の保管整理について

保護台帳は規則に基づき行われ、その事務処理は適正であった。

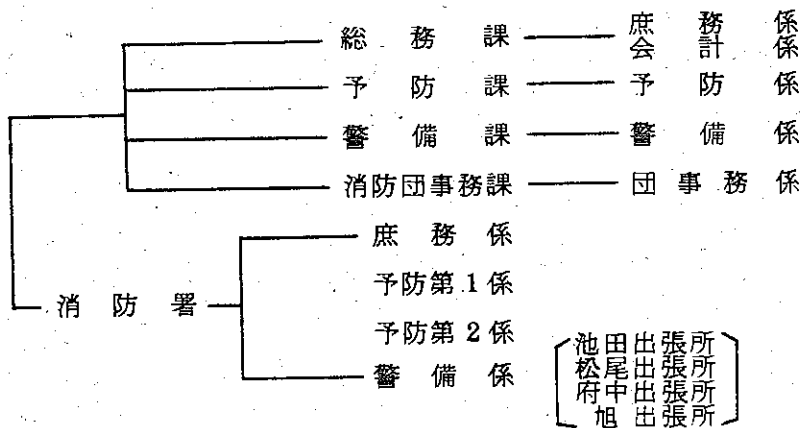
(3) その他

文書の保管整理及び備品等についても保管管理は良好であった。

＊消防本部

1. 事務の概要

消防本部の組織は次のとおりとなっており、消防長以下88名の職員が配置されている。



2. 事務の執行状況

(1) 月別火災出動等について

昭和50年中の火災出動状況は次のとおりである。

月別火災出動等の状況 (昭和50年中)

種別 月別	出動 件数	出動 人員	出動 台数	死 者	負 傷 者	焼 失 棟 数	特 殊 火 災 数
1	5件	58人	15台	0	1	4	0
2	10	144	39	0	1	8	0
3	18	215	62	0	1	9	0
4	8	76	24	0	0	4	0
5	7	94	26	0	1	5	0
6	7	103	28	0	0	7	0
7	3	30	9	0	0	1	0
8	3	57	13	0	8	4	0
9	7	94	26	0	0	7	0
10	3	33	12	0	0	4	0
11	5	51	14	0	0	5	0
12	9	96	26	0	0	7	0
計	85	1,051	294	0	12	65	0

月別救急出動状況は次表のとおりである。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
出動 件数	162	141	191	162	181	194	222	180	165	154	173	221	2,146
救護 人員	138	126	179	149	170	185	210	175	155	146	164	209	2,006

(2) 手数料の徴収について

昭和50年度中に収入された、消防関係の許可証明手数料について徴収簿等の関係書類を調査したが、適正に執行されている事を認めた。なお、徴収状況は次のとおりである。

区 分		金 額	
危 険 物 施 設	許 可 手 数 料	設 置	1 3 0, 0 0 0
		変 更	7 9, 0 0 0
	完 成 検 査 手 数 料	設 置	5 2, 0 0 0
		変 更	3 5, 5 0 0
	タ ン ク 検 査 手 数 料	設 置	1, 0 0 0
		変 更	0
	仮貯蔵取扱手数料		5, 0 0 0
	仮使用承認手数料		1 2, 0 0 0
	完成検査合格証明手数料		0
	出火証明手数料		4, 6 0 0
その他の手数料		3 0 0	
合 計		3 1 9, 4 0 0	

(3) 委託事務関係について

し尿、塵芥処理委託、浄化槽清掃委託、構内電話設備保安委託、自家用電気工作物保安業務委託、冷暖房設備保存委託等を業者と委託契約を締結している。関係書類を調査したところ事務処理は適正であった。

(4) その他事務関係について

公文書の保管整理状態は良好であった。

物品の保管・管理はおおむね適正であった。

*幸会館、王子町会館（昭和51年6月22日執行）

1. 事務の概要

当会館は同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図るため、

館長以下幸会館職員5名、常勤嘱託員1名、王子町会館常勤嘱託員2名、非常勤嘱託員1名が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 委託関係について

塵芥処理委託、冷暖房設備保安点検委託、し尿浄化槽清掃及び維持管理委託等について関係書類を調査したところ、業者と委託契約を締結し、事務処理は適正であった。

(2) 負担金関係について

負担金関係の書類について調査したところ、経理に関する事務処理及び諸帳簿書類はおおむね適正であることを認めたが、一部事務処理について適切を欠くものが次のとおりであった。旅費等を支給した場合に本人の受領印のないものがあった。これらは代表者名で受領し、本人に渡しているように思われるが旅費は本人に支給するものであるため本人の受領印により支給されたい。

(3) 使用料徴収関係について

王子町会館では隣保館使用料、結婚式場使用料、附属設備使用料等、7,850円徴収されている。これらの使用料は規則に基づき適正に行われていた。

*身体障害者解放会館（昭和51年6月22日執行）

1. 事務の概要

当会館は、同和地域における身体障害者の生活向上と自主解放を促進することを目的とし、更生相談、機能回復訓練、その他各種の教養講座事業を行うため、昭和51年4月17日開館されたもので館長以下16名（理学療法士2名、児童指導員1名、看護婦1名、保母5名、用務員4名、管理人1名を含む）が配置されている。

2. 事務の執行状況

委託関係について

塵芥処理業務委託、浄化槽清掃及び維持管理委託、電気設備保安業務委託等について関係書類を調査したところ、業者と委託契約を締結し事務処理は

適正であった。

3. その他

施設等の維持管理は良好であった。

物品関係についてもその保管・管理は適正であった。

*市立病院（昭和51年7月7日執行）

1. 事務の概要

当病院における昭和50年度の診療実施状況は、下表のとおりとなっている。

科 目	外 来		入 院	
	診 療 数	1日平均 診 療 数	診 療 数	1日平均 診 療 数
内 科	32,589	109.7	27,357	74.7
外 科	8,630	29.1	6,484	17.7
整形外科	25,138	84.7	7,637	20.9
小 児 科	13,048	43.9	2,002	5.5
神 経 科	5,001	16.8		
合 計	84,406	284.2	43,480	118.8

2. 事務の執行状況

(1) 入院、外来収益更正減について

入院、外来更正減の内容について関係書類を調査したところ、国民健康保険団体、連合会及び社会保健診療報酬支払基金よりの減額通知に基づき行い、おおむね適正に処理されていることを認めた。

(2) 窓口収益の還付手続について

外来収益の還付事務について51年5月分の関係書類を調査したところ7件、還付金11,775円で本人より領収書を徴し事務処理は適正であった。

(3) 室料差額の減免手続について

入院・退院の減免事務について関係書類を調査したところ、当該事務についておおむね適正になされている事を認めたが、公的扶助を受けている

患者等に対しては、使用規則第8条の規定に基づき室料を免除しているが50年度において免除対象者に関する関係書類の一部に整備がなされていないものがみられた。減免手続は適正に行われたい。

(4) 公衆電話手数料の経理手続について

公衆電話の手数料について50年度において10万円が収入されており、毎月分の手数料は預金し、その管理方法は適正である。

(5) 薬品の入出庫受払の管理について

薬品の入出庫については、財務規則に基づきおおむね適正に行われている事を認めた。また、薬局から各科へ出された受払簿について調査したところ、各薬品ごとに記入し、事務処理は適切になされていた。各科の薬品の払出については処方箋のみで行っているが、薬品の保管状況等をは握するためにも各科ごとに受払簿を整備する必要があるように思われるので検討されたい。

(6) 有形固定資産の減価償却について

固定資産台帳を調査したところ、取得価格及び償却金額の誤っているものが見られた。取得価格の間違っている場合、年間償却額が変わってくる関係上、資産の正確な現在高が出ないことになるので誤りのないようになされたい。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第20号より第30号までの報告を終わります。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第十二「昭和50年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和50年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、昭和50年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田忠雄

認定第1号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜すい

（決算）

第30条 略

2～3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～6 略

昭和50年度

和泉市水道事業会計決算書

自昭和50年4月1日～至昭和51年3月31日

和泉市水道部

昭和50年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	法第24条 第3項の規 定による支 出額に係る 財源充当額	小 計	法第26条 第2項の規 定による繰 越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	791,538,000	79,485,000	0	871,023,000	0	871,023,000	880,858,174	9,836,174	
第1項 営業収益	701,538,000	68,000,000	0	769,538,000	0	769,538,000	775,560,460	6,022,460	
第2項 営業外収益	90,000,000	11,485,000	0	101,485,000	0	101,485,000	105,298,714	3,813,714	

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	法第26条 第2項の 規定によ る繰越額	不 用 額	備 考	
	当 予 算 額	初 予 算 額	補 予 算 額	正 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	法第24条 第3項の 規定によ る支出額	小 計					法第26条 第2項の 規定によ る繰越額
第1款 水道事業費用	897,447,000	円	69,890,000	円	0	円	0	967,337,000	円	957,625,578	円	9,711,422	
第1項 営業費用	742,430,000		56,740,000		0	△ 842,000	0	798,328,000		789,631,269		8,696,731	
第2項 営業外費用	154,017,000		13,150,000		0	842,000	0	168,009,000		167,994,309		14,691	
第3項 予備費	1,000,000		0		0	0	0	1,000,000		0		1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予 額						額			予算額に 比へ決算 額の増減	備 考
	当 予 算 額	初 予 算 額	補 予 算 額	正 額	小 計	法第26条 の規定によ る繰越額に 係る財源充 当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計	決 算 額		
第1款 資本的収入	677,500,000	円	19,000,000	円	696,500,000	3,300,000	28,000,000	725,800,000	644,640,220	円 △ 81,159,780	
第1項 企業債	510,000,000		△ 109,000,000		401,000,000	3,300,000	28,000,000	430,300,000	438,300,000	円 △ 2,000,000	
第2項 工事負担金	160,000,000		125,000,000		285,000,000	0	0	285,000,000	203,840,220	円 △ 79,159,780	翌年度繰越 額に係る財 源充当額 70,566,500円
第3項 負担金	7,500,000		0		7,500,000	0	0	7,500,000	7,500,000	円 0	
第4項 府補助金	0		3,000,000		3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000	円 0	

支

出

区 分	予 算 額							翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	法第26 条の規 定によ る繰越 額	繰 続 費 通 次 繰 越 額	合 計	決 算 額	法第26 条の規 定によ る繰越 額	繰 続 費 通 次 繰 越 額		合 計
第1款 資本的支出	754,505,000	△ 2,759,000	0	751,746,000	3,835,000	55,827,286	811,408,286	713,374,584	70,566,500	18,832,186	89,398,686	8,635,016
第1項 建設改良費	705,358,000	△ 2,759,000	0	702,599,000	3,835,000	55,827,286	762,261,286	664,227,938	70,566,500	18,832,186	89,398,686	8,634,662
第2項 企業債償還金	49,147,000	0	0	49,147,000	0	0	49,147,000	49,146,646	0	0	0	354

昭和50年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和50年4月1日より昭和51年3月31日まで)

1. 営業収益	
(1) 給水収益	58,298,086.7円
(2) 受託工事収益	18,867,263円
(3) その他の営業収益	<u>173,712,330円</u>
	775,560,460円
2. 営業費用	
(1) 原水及び浄水費	299,411,626円
(2) 配水及び給水費	108,456,753円
(3) 受託工事費	18,727,980円
(4) 業務費	79,497,428円
(5) 総係費	60,219,778円
(6) 減価償却費	80,806,573円
(7) 資産減耗費	17,371円
(8) その他の営業費用	<u>14,233,876円</u>
	789,631,269円

営業損失

14,070,809円

3. 營業外収益

(1) 受取利息	17,017,358円
(2) 雑収益	2,621,356円
(3) 加入金	<u>8,566,000円</u>

当年度総利益

91,227,905円

4. 營業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	<u>167,994,309円</u>
-----------------------	---------------------

当年度純損失

76,766,404円

昭和50年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和50年4月1日より昭和51年3月31日まで)

	欠 損 金 の 部	
1. 前年度未処理欠損金		83,357,891円
2. 前年度欠損金処理額	0	
繰越欠損金		83,357,891円
3. 繰越欠損金増加高		
(1) 過年度損益修正	315,820円	315,820円
繰越欠損金年度末残高		83,673,711円
4. 当年度純損失	7,676,640円4角	
当年度未処理欠損金		<u>160,440,115円</u>

資 本 剰 余 金 の 部

1. 国庫補助金

(1) 前年度末残高	3,948,000円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	<u>3,948,000円</u>

3,948,000円

2. 府補助金

(1) 前年度末残高	6,778,400円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	<u>3,000,000円</u>
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	<u>9,778,400円</u>

9,778,400円

3. 工事負担金

(1) 前年度末残高	767,916,526円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	<u>205,840,220円</u>
(4) 当年度処分額	0

(5) 当年度末残高 973,756,746円 973,756,746円

4. 負担金

(1) 前年度末残高 9,000,000円

(2) 前年度処分額 0

(3) 当年度発生高 7,500,000円

(4) 当年度処分額 0

(5) 当年度末残高 16,500,000円 16,500,000円

5. 受贈財産評価額

(1) 前年度末残高 84,416,657円

(2) 前年度処分額 0

(3) 当年度発生高 0

(4) 当年度処分額 0

(5) 当年度末残高 84,416,657円 84,416,657円

1,038,309,803円

翌年度繰越資本剰余金

昭和50年度和泉市水道事業欠損金処理計算書(案)

1. 当年度未処理欠損金	160,440,115円
2. 欠損金処理額	<u>0</u>
3. 翌年度繰越欠損金	<u>160,440,115円</u>

昭和50年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和51年3月31日)

資 産 の 部

I. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地	120,257,953円	
2. 建物	188,852,469円	
建物減価償却引当金	<u>13,528,985円</u>	175,323,484円
3. 構築物	2,268,377,141円	
構築物減価償却引当金	<u>266,292,208円</u>	2,002,084,933円
4. 機械及び装置	283,494,574円	
機械及び装置減価償却引当金	<u>84,029,900円</u>	199,464,674円
5. 水量水器	69,136,554円	
水量水器減価償却引当金	<u>23,474,129円</u>	45,662,425円
6. 車輛及び運搬具	1,068,753円	

車輛及び運搬具減価償却引当金

4,752,475円

6,316,278円

ト. 工具器具及び備品

2,066,870円

工具器具及び備品減価償却引当金

8,598,553円

12,070,154円

チ. 建設仮勘定

733,543,434円

有形固定資産合計

3,294,723,335円

(2) 無形固定資産

1. 水 利 権

410,000円

ロ. 借 地 権

120,000円

ハ. 電話加入権

41,200円

無形固定資産合計

571,200円

(3) 投 資

1. 投資有価証券

25,000円

投 資 合 計

25,000円

固 定 資 産 合 計

3,295,319,535円

2. 流 動 資 産

(1) 現金預金	84,245,505円
(2) 未収金	94,920,600円
(3) 保管有価証券	1,800,000円
(4) 貯蔵品	49,086,964円
(5) 短期貸付金	<u>300,000,000円</u>

流動資産合計

530,053,069円

資産合計

3,825,372,604円

負債の部

3. 固定負債

(1) 引当金

4,196,000円

固定負債合計

4,196,000円

4. 流動負債

(1) 一時借入金

500,000,000円

(2) 未払金

36,606,420円

(3) 前受金

26,559,730円

(4) 預り金	45,683,950円
(5) 預り担保有価証券	<u>1,800,000円</u>
流動負債合計	<u>610,650,100円</u>
負債合計	614,846,100円

資 本 の 部

5. 資本金	
(1) 自己資本金	119,803,235円
(2) 借入資本金	
1. 企業債	
資本金合計	<u>2,212,763,581円</u>
2. 剰余金	2,332,566,816円
(1) 資本剰余金	
1. 国庫補助金	3,948,000円
2. 府補助金	9,778,400円
3. 工事負担金	973,756,746円

二、負担金 16,500,000円

ホ、受贈財産評価額 34,416,657円

資本剰余金合計 1,038,399,803円

(2) 欠損金

1. 当年度未処理欠損金

繰越欠損金年度末残高 83,673,711円

当年度純損失 76,766,404円

160,440,115円

欠損金合計 160,440,115円

剰余金合計

877,959,688円

資本合計

3,210,526,504円

負債・資本合計

3,825,372,604円

和泉市水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(イ) 経営の方法

本市水道事業は昨年来の不況により、給水収益が伸び悩み、収益の確保に困難をきたし、又費用の面においても物価上昇に起因する諸経費の増嵩により財政状況が悪化いたしました。これに対処するため、経費節減の目的で隔月集検針と施設改修費用の一部に充てる加入金制度の実施をはかり事業の運営を行ってまいりましたが、多額の純損失発生はやむなきに至りました。公営企業の本来の目的である公共性の確保と財政の健全化に鋭意努めておるものです。

(ロ) 給水の状況

本年度の給水状況につきましては事故による断水を除き比較的順調な給水を行うことが出来ました。

(ハ) 建設改良事業等の進捗状況

和泉上水道第3回拡張事業は本年度から2ヶ年継続工事として父鬼浄水場拡張工事、松尾寺配水池並びに住宅公団との共同事業として光明台低・高区配水池築造工事、ポンプ・電気・自家発電設備工事、計装テレメーター設備工事をそれぞれ施行すると共に送配水管布設工事につきましても計画通り施行しました。改良工事及び配水管整

備事業については水量増強のため送配水管布設工事を施行し、光明台水道施設建設事業及び受託工事につきまして、原因者負担により高架水槽築造工事、配水管布設、移設、給水管取出し工事をそれぞれ施行しました。維持補修工事では水質悪化に伴う臭気除去のために活性炭充填工事を行った外、給水管切替工事を施行しました。

尚、本年度における主な工事内容は「2.工事」のとおりであります。

(二) 普及の状況

	昭和51年3月31日現在	昭和50年3月31日現在
総人口	120,662人	118,871人
給水人口	113,486人	109,401人
給水普及率	戸数別95.2% 人口別94.1%	戸数別93.2% 人口別92.0%
給水戸数	32,022戸	30,715戸
給水栓数	29,784栓	28,569栓

(三) 条例規則の制定改廃について

昭和50年5月24日 和泉市水道加入金及び負担金徴収規程の制定について

昭和50年8月14日 大口徑にかかる水道加入金の制定について

昭和50年12月25日 水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する規程の一部を改正する規程。

(2) 議会議決事項

番号	件名	提出年月日	議決年月日
報告第9号	繰越計算書について	50. 6. 19	50. 6. 19
" 第10号	継続費繰越計算書について	50. 6. 19	50. 6. 19
認定第1号	昭和49年度和泉市水道事業会計決算の認定について	50. 10. 2	50. 12. 17
議案第13号	昭和51年度和泉市水道事業会計予算	51. 3. 11	51. 3. 30
" 第31号	昭和50年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	51. 3. 18	51. 3. 18

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	許可年月日
51. 2. 3	大阪府知事	昭和50年度事業債許可の件	51. 2. 6
		和泉上水道第3回拡張事業 396,000円	
		和泉上水道配水管整備事業 5,000円	

(4) 職員に関する事項

	部長	次長	課長	課長	課長補佐	係長	職員	合計
総務課	1	1						2
庶務係			1					1
経理係						1	5	6
営業課			1			1	3	4
営業係						1	10	11
計量係						1	13	14
給水係						1	7	8
工務課				次長兼務	1			1
計画係						1	1	2
工務係						1	4	5
管理係						1	7	8
浄水課			1		1			2
浄水係						課長補佐兼務	21	21
施設係						1	2	3
水質係						1	3	4
合計	1	1	3		2	10	76	98

上記以外に常勤嘱託員 2名

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項

該当なし

2. 工 事

(1) 建設改良工事概況

1. 和泉上水道第3回拡張事業

(工事費1,000円以上)

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣工年月日	備 考
松尾寺配水池築造工事 実施設計業務委託	松尾寺町	松尾寺配水池築造工事実施設計業務委託 配水池容量RC造5,000 m ³ ×1池 場内配管FCDφ500~φ200	円 7,400,000	50. 1. 28	50. 4. 30	
光明台低区配水池及び 高区配水池築造工事実 施設計業務委託	光 明 台	光明台低区配水池及び高区配水池築造工事 実施設計委託 低区配水池RC1,600 m ³ ×1池 高区配水池RC2,900 m ³ ×1池 高架水槽PC製270 m ³ ×1塔 場内配管FCDφ400~φ200	5,260,000	50. 1. 28	50. 8. 15	
配水管布設工事	葛の葉町	FCDφ300×86m	2,050,000	50. 4. 10	50. 4. 16	
〃	小 田 町	FCDφ100×323m 〃 φ 75× 44m	3,957,000	50. 4. 23	50. 5. 31	
〃	府 中 町 桑 原 町	FCD φ300×704.7m 〃 φ150× 2 m 〃 φ100× 5.6m	1,437,492	50. 5. 15	50. 6. 16	
〃	〃	FCD φ150×681.3m 〃 φ 75× 8 m	662,300	50. 5. 15	50. 6. 16	
〃	池 上 町	FCD φ100× 5.4m HIVPφ100×135 m	1,335,000	50. 6. 1	50. 6. 30	
父鬼浄水場築造工事設 計業務委託	父 鬼 町	父鬼浄水場築造工事設計(土木建築工事)	2,320,000	50. 6. 2	50. 8. 18	

〃	〃	父鬼浄水場築造工事設計 (急速ろ過、薬品注入装置、塩素設備、電気設備工事)	1,680,000	50. 6. 2	50. 8. 18
配水管布設工事	伯太町	FCDφ100×316m	5,829,000	50. 6. 9	50. 7. 28
配水管更正工事	父鬼町	クリーニング工事φ100×585m φ125×834m ライニング工事φ100×585m φ125×834m 布設工事 φ100×73m φ125×13.3m	14,583,000	50. 6. 25	50. 8. 5
配水管布設工事	久井町	FCDφ200×366.1m 〃 φ150× 3.6m 〃 φ 75× 1.48m SPφ200× 11.2m	9,548,000	50. 7. 15	50. 8. 14
松心寺配水池築造工事	松尾寺町	進路築造工事 巾=5m 〇=32.5m 配水池築造工事 貯水量5,000m ³ 場内配管φ500×27m φ400×189m φ250×27m	184,500,000	50. 8. 25	施 工 中
父鬼浄水場築造工事	父鬼町	薬品混和池、薬品沈澱池改造、配水池、排水池、排泥池、滅菌室、薬注ポンプ室、管理室等	112,500,000	50. 8. 25	施 工 中
急速ろ過、薬品注入、塩素設備、電気計装設備工事	〃	急速攪拌装置、薬品注入設備、塩素注入設備、急速ろ過装置、電気計装設備工事	120,000,000	50. 8. 25	施 工 中
送水管布設工事	光明台	FCDφ400×213.1m 〃 φ300× 1 m 〃 φ150× 1 m	4,479,000	50. 8. 25	50. 9. 5
配水管布設工事	北田中町 岡	FCDφ200×227m 〃 φ100×113m	7,317,000	50. 8. 25	50. 9. 30
舗装本復旧工事	久井町	密粒度ASCO5cm 1,039m ² 粗粒度ASCO5cm 1,039m ²	5,132,000	50. 9. 16	50. 10. 4

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣功年月日	備 考
配水管布設工事	国分町	FCDφ100×646.2m 〃 φ75×7.9m SP φ100×21.8m	11,278,000 円	50. 9. 16	50. 10. 5	
送配水管布設工事	松尾寺町	FCDφ400×327m 〃 φ300×185m	11,765,000	50. 9. 25	50. 10. 25	
配水管布設工事	光明台	FCDφ400×819.2m	18,486,000	50. 10. 1	50. 10. 31	
〃 (第4工区)	父鬼町	FCDφ200×444.8m SP φ200×71.7m	10,448,000	50. 10. 3	50. 12. 3	
〃 (第1工区)	〃	FCDφ200×526.0m	10,214,000	50. 10. 7	50. 11. 20	
〃 (第3工区)	〃	FCDφ200×594.8m 〃 φ75×6.2m	11,261,000	50. 10. 7	50. 11. 20	
〃 (第2工区)	〃	FCDφ200×562.11m 〃 φ100×4.9m	10,862,000	50. 11. 13	50. 12. 12	
〃	〃	FCDφ150×15m SP φ150×37.7m	1,038,000	50. 12. 6	50. 12. 25	
真田橋水管橋架設工事	〃	逆三角形トラス橋φ200×20.52m FCDφ200×5.5m SP φ200×2.9m	4,648,000	50. 12. 23	51. 2. 8	
配水管布設工事	池田下町	FCDφ150×145.76m	1,873,000	51. 1. 15	51. 2. 14	
〃	池上町	FCDφ150×235.2m 〃 φ100×7.4m 〃 φ75×1.4m	5,518,000	51. 1. 16	51. 2. 28	

側川橋 配水管橋梁添加工事	大野町	FCDφ200×18 m φ150×1.65 m φ75×7 m SPφ200×26.4 m	2,301,000	51. 2. 2	51. 3. 10	
舗装本復旧工事	父鬼町	密粒度 ASCO 5cm 2,431.22m ² 滑り止 ASCO 5cm 569.95m ² 粗粒度 ASCO 5cm 3,001.17m ²	1,665,400	51. 2. 2	51. 3. 17	
〃	〃	密粒度 ASCO 5cm 3,399.57m ² 粗粒度 ASCO 5cm 3,234.37m ²	1,807,000	51. 2. 4	51. 3. 22	
配水管布設工事	北田中町	FCDφ100×27.9 m	2,490,000	51. 2. 12	51. 2. 28	
阿弥陀橋 水管橋梁造工事	大野町	逆三角形トラス橋φ200×23.28m FCDφ200×15.1 m φ100×6.2 m φ75×1.1 m SPφ200×32.5 m	6,500,000	51. 3. 15	施工中	
配水管布設工事	山手町	FCDφ100×20.0 m	3,630,000	51. 3. 20	〃	
〃	福瀬町	FCDφ100×41.037 m φ75×15.63 m SPφ100×12 m φ75×5.5 m	6,580,000	51. 3. 20	〃	

ロ. 和泉上水道改良工事

(工事費1,000円以上)

工事名	施行場所	施工内容	工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
配水管布設工事	万町	FCDφ160×17.92 m φ75×0.58 m	2,456,000 円	50. 5. 12	50. 6. 5	

工事名	施行場所	施行内容	工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
量水器取付工事	大野町	量水器RC造内法2.5m×1.2m×1.5m 量水器ケオルトマン式φ150×1台	296,800円	50. 7. 23	50. 8. 20	
急速沈澱池洗浄装置	和田町	沈澱池傾斜板に洗浄装置取付け及び薬注室 配管工事 噴射ノズル88個 配管工事一式	1,200,000	50. 8. 25	50. 10. 24	
舗装本復旧工事	大野町	踏盤工3,863.8m ² 表層工3,863.8m ²	9,200,000	50. 9. 3	50. 9. 30	
配水管布設工事	大野町	FCD φ100×124.5m HIVPφ100×84.6m	2,434,000	50. 9. 6	50. 9. 26	
〃	鶴山台	FCDφ150×297.5m 〃 φ100×244.1m	5,176,000	51. 1. 12	51. 2. 28	

八. 受託工事

(工事費1,000円以上)

工事名	施行場所	施行内容	工事費	着工年月日	竣工年月日	備考
給水管取出工事	春木川町	配水管布設に伴い給水管道路分取出工事 21ヶ所	1,101,320円	50. 3. 10	50. 4. 26	A区
〃	〃	〃 23ヶ所	1,817,800	〃	〃	B区
〃	〃	〃 13ヶ所	1,236,800	〃	〃	C区
〃	〃	〃 17ヶ所	1,696,505	〃	〃	E区

給水管取出工事	春木川町	配水管布設に伴い給水管道路分取出工事 2ヶ所	1,022,678	50. 3. 15	50. 4. 26	D工区
配水管移設工事	黒鳥町	移設延長φ250×17.9m 原形復旧φ250×14.8m	1,337,000	50. 6. 19	50. 11. 30	
仮設配水管布設工事	光明台	H I V P φ100×2.67m φ150×802.4m	4,146,000	50. 8. 5	50. 9. 5	
給水管取出工事	唐国町	道路舗装工事を先行し給水管道路分取出工 事 2ヶ所	1,550,000	50. 9. 22	50. 10. 20	

二. 光明台水道施設建設事業

(工事費1,000円以上)

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
実施設計委託	光明台	光明台低区及び高区配水池築造工事実施設計委託	12,430,000 円	50. 1. 28	50. 8. 15	
配水管布設工事	〃	FCDφ100×37.2m 〃 φ150×44.6m 〃 φ200×23.9m	1,089,000	50. 3. 26	50. 4. 27	
〃	〃	FCDφ100×20.56m 〃 φ150×120.4m 〃 φ200×11.2m 〃 φ250×60.5 m	8,707,000	50. 3. 27	50. 4. 30	
実施設計委託	〃	配水管布設工事設計委託 BFG工区 φ=5230m φ75~φ300	2,580,000	50. 7. 7	50. 8. 30	
〃	〃	配水管布設工事設計委託 A・B・C工区 φ=6,180m φ75~φ300	2,380,000	50. 8. 1	50. 9. 30	

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣功年月日	備 考
ポンプ、電気自家発電設備工事	〃	低区配水池、送水ポンプQ=72m ³ /min H=45m 2台、発電機150KVA 高区配水池、送水ポンプQ=27m ³ /min H=40m 2台、発電機80KVA 電気設備一式	85,936,000	50. 9. 1	施 工 中	
計装テレメーター設備工事	〃	計装計器、中央監視盤、現場計器盤 テレメーター設備一式	31,536,000	50. 9. 1	施 工 中	
低区配水池築造工事	〃	鉄筋コンクリート造 内法 7.7m×2.7.7m ×4.0m 2池 V=1,600m ³	27,724,000	50. 10. 1	施 工 中	
高区配水池築造工事	〃	鉄筋コンクリート造 内法 1.7.7m×2.1.9m ×4.0m×2池 V=2,900m ³	80,312,000	50. 10. 1	施 工 中	
配水管布設工事	〃	FCDφ75×200m 〃 φ100×502m	4169,000	50. 10. 4	50. 12. 2	
〃	〃	FCDφ75×327.8m 〃 φ100×535.4m	5,715,000	50. 10. 15	50. 11. 4	
〃	〃	FCDφ75×646.6 m 〃 φ100×488.24m 〃 φ150×990.4 m 〃 φ200×856.96m 〃 φ250×561.51m 〃 φ300×81.57m	38,188,000	50. 10. 15	51. 1. 31	

ホ. 維持補修工事

(工事費1,000円以上)

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
活性炭再成人替工事	和田町	急速ろ過池(6池)粒状活性炭の搬出再成 及び流出分の補充充填工事 両成 6,088kg 補充 1,522kg	円 1,990,000	50. 3. 12	50. 4. 10	
給水管切替工事	小田町	配水管布設管に伴う給水管切替穿孔工事 3.7ヶ所	1,175,000	50. 4. 23	50. 5. 31	
除草剤散布樹木管理	池上町外	各浄・配水池除草剤散布芝刈作業、芝生内 除草、樹木剪定、施肥作業、樹木殺虫剤散 布作業外管理	1,130,000	50. 6. 2	51. 3. 31	
給水管切替工事	伯太町	配水管布設管に伴う給水管切替穿孔工事 3.6ヶ所	1,143,000	50. 6. 9	50. 7. 23	
粒状活性炭充填工事	和田町	急速ろ過池(6池)粒状活性炭の搬出及び 新炭充填 粒状活性炭 7,610kg	2,650,000	50. 10. 27	50. 11. 1	
給配水管漏水調査工事	府中町外	府中及び繁和地域の漏水調査 11.30km	1,198,500	50. 12. 15	50. 12. 30	

ハ. 配水管整備事業

(工事費1,000円以上)

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
配水管布設工事	王子町	FCDφ150×221.2m ACPφ 50× 1.0m " φ 75× 1.0m " φ100× 2.5m	円 3,338,000	50. 11. 5	50. 12. 4	

3. 業 務
(1) 業 務 量

区 分	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	前年度対比率
受 水 量	10,286,506 ^{m³}	9,437,594 ^{m³}	848,912 ^{m³}	1.09
大阪府よりの受水量	4,221,350	3,993,900	227,450	1.06
泉北水道よりの受水量	2,130,260	1,790,417	339,843	1.19
光明池土地改良区よりの受水量	3,170,900	2,212,960	957,940	1.43
自 己 水 源	763,996	1,440,317	△ 676,321	0.53
一日平均受水量	28,105	25,856	2,249	1.09
配 水 量	10,189,471 ^{m³}	9,373,594 ^{m³}	815,877 ^{m³}	1.09
一日平均配水量	27,840	25,681	2,159	1.08
給 水 量 (有収水量)	8,651,898	8,129,210	522,688	1.06
一日平均給水量	23,639	22,272	1,367	1.06
有 収 率	84.9%	86.7%		
総 人 口	120,602人	118,871人	1,731人	1.01
給 水 人 口	113,486人	109,401人	4,085人	1.04

総戸数	33,643戸	32,940戸	703戸	1.02
給水戸数	32,022戸	30,715戸	1,307戸	1.04
普及率(人口)	94.1%	92.0%		
“(戸数)	95.2%	93.2%		

種別	用途別	給水量	率	栓数	率
計	専川栓	6,957.580 ^m	80.4%	29,036栓	97.5%
	“	5,942.89	6.9	136	0.4
	“	86.177	1.0	22	0.1
	“	96,363	1.1	12	0
量	“	358,624	4.1	64	0.2
	共用栓	15,654	0.2	49	0.2
人	“	471,583	5.5	141	0.5
	専用栓	71,628	0.8	324	1.1
合計		8,651,898	100.0	29,784	100.0

(2) 事業収益に関する事項

区 分	本 年 度		前 年 度		増 △ 減
	金 額	率	金 額	率	
営 業 収 益	775,560,460 円	88.0%	677,322,230 円	97.7%	98,238,230 円
営 業 外 収 益	105,298,714	12.0	15,925,567	2.3	89,373,147
合 計	880,859,174	100.0	693,247,797	100.0	187,611,377
1 ヶ月平均収益	73,404,931		57,770,650		
1 日平均収益	2,406,719		1,899,309		

(3) 事業費用に関する事項

区 分	本 年 度		前 年 度		増 △ 減
	金 額	率	金 額	率	
営 業 費 用	789,631,269 円	82.5%	675,877,220 円	84.8%	114,254,049 円
営 業 外 費 用	167,994,309	17.5	120,712,085	15.2	47,282,224
合 計	957,625,578	100.0	796,089,305	100.0	161,536,273
1 ヶ月平均費用	79,802,131		66,340,775		
1 日平均費用	2,616,468		2,181,067		

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(イ) 工事請負契約 (500万円以上)

契約年月日	契約金額 円	契約の内容	契約の相手方
5. 5. 10	1,212,200	和泉上水道第3回拡張事業 配水管布設工事	株式会社建設秀雄
〃 〃 13	6,623,000	〃	鈴木水道工業所 木初夫
〃 〃 16	14,583,000	〃 配水管更生工事	大阪防水建設社 宇賀照夫
〃 〃 12	9,548,000	〃 配水管布設工事	新陽電機水道工業所 河野市久寿
〃 〃 22	11,250,000	〃 父鬼浄水場築造工事	株式会社北野組 喜八郎
〃 〃 〃	5,283,000	〃 配水管布設工事	畑中水道ポンプ工業所 畑中清市
〃 〃 25	120,000,000	父鬼浄水場急速ろ過薬品注入 塩素設備、電気計装設備工事	横手産業株式会社 横手清治
〃 〃 〃	184,500,000	〃 松尾寺配水池築造工事	南海建設株式会社 和田文田 光治

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
50. 8. 30	99,800,000 円	和泉上水道第3回拡張事業 光明台水道施設建設事業 低区配水池築造工事	竹内建設 竹内
" 9. 1	121,000,000	" " ポンプ、電気、自家発電設備工事	朝日企業 竹林 八郎
" " "	67,500,000	" " 計装、テレメーター設備工事	東京芝浦電気 関西支社 福田 太郎
" " 3	9,200,000	和泉上水道改良工事 舗装本復旧工事	佛 寄田組 寄田 年文
" " 11	128,500,000	和泉上水道第3回拡張事業 光明台水道施設建設事業 高区配水池築造工事	三菱建設 大阪支店 三浦 隆
" " 15	11,765,000	和泉上水道第3回拡張事業 送配水管布設工事	木村建設 木村 辰喜
" " 16	8,212,000	" " 配水管布設工事	佛 大藤組 藤林 勇
" " "	5,132,000	" " 舗装本復旧工事	大日本建設 富士道路 若松 逸
" " 22	16,486,000	" " 配水管布設工事	辻作建設 辻 秀雄
" 10. 3	10,214,000	" " "	佛 寄田組 寄田 年文

50. 10. 3	10,443,000	和泉上水道第3回拡張事業	配水管布設工事	田中電機水道工業所 藤田喜田	共同企業体 圭治
〃 〃 6	11,261,000	〃	〃	俣野北喜北	組野喜八郎
〃 〃 13	38,188,000	光明台水道施設建設事業	〃	俣野寄田	組田年文
〃 〃 14	5,715,000	〃	〃	俣野井務店	義晴
〃 11. 12	10,862,000	和泉上水道第3回拡張事業	〃	田中電機水道工業所 藤田喜田	共同企業体 圭治
〃 12. 6	65,000,000	光明台水道施設建設事業	高架水槽築造工事	俣野安部工業所大阪営業所 杉原	夜
51. 1. 5	5,176,000	和泉上水道改良工事	配水管布設工事	俣野竹内建設	務
〃 〃 31	16,654,000	和泉上水道第3回拡張事業	舗装本復旧工事	水野建設俣野大阪支店 柳谷	種三
〃 2. 3	18,079,000	〃	〃	大平建設俣野	井謙造
〃 3. 15	6,500,000	〃	阿弥陀橋水管橋築造工事	俣野寄田	組田年文
〃 〃 16	5,865,000	〃	配水管布設工事	西野建設俣野	一富

(ロ) 物品購入契約 (300 万円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
50. 7. 18	11,079,600 円	ダクタイトルA型1種セメントトラライニング直管 φ200×5m 420本	西海機械製作所 朝長敏浩
〃 9. 30	3,528,800	ダクタイトルA型2種セメントトラライニング直管 φ400×6m 55本	〃
〃 10. 4	8,918,000	〃 φ400×6m 140本	〃
〃 〃 29	12,603,390	ダクタイトルA型1種セメントトラライニング直管 φ75×4m 165本 外3件	〃
〃 11. 6	3,855,800	仕切弁 φ250 外2件	〃
〃 〃 〃	5,342,500	ダクタイトルA型1種セメントトラライニング直管 φ300×6m 125本	〃
〃 〃 〃	7,693,200	〃 φ300×6m 180本	〃
51. 2. 16	1,0974,870	〃 φ350×6m 197本	〃

(ハ) その他 (300 万円以上)

該当なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(1) 企業債	
1. 企業債発行総額	2,738,700,000円
内本年度発行額	428,300,000円
2. 償還額	525,936,419円
内本年度償還額	49,146,646円
本年度未償還額	2,212,763,581円
(2) 一時借入金	
1. 前年度末残高	250,000,000円
2. 本年度借入総額	1,725,000,000円
3. 本年度返済総額	1,475,000,000円
本年度末残高	500,000,000円

昭和50年度和泉市水道事業会計収益費用明細書

収 益 の 部					考
款	項	目	節	金額	備
水道事業収益	営業収益	給水収益		880,859,174	円
				77,556,046	
				58,298,086	
			給水収益	58,298,086	
			受託工事収益	18,867,263	
			受託工事収益	18,867,263	
			その他の営業収益	173,712,330	
			手数	884,955	
			材料売却収益	170,327,375	
			補償金	2,500,000	
営業外収益				105,298,714	
		受取利息		17,017,358	

	預金利息	3,177,564	
	有價証券利息	1,880	
	貸付金利息	13,837,964	
		2,621,356	
	雜收入	2,621,356	
		85,660,000	
	加入金	85,660,000	
收益合計		88,085,917.4	

費 用 の 部					
款	項	目	節	金額	備考
水道事業費用	営業費用			957,625,578 円	
				789,631,269	
		原水及び浄水費		289,411,626	
			給料	48,276,098	予算額 48,277,000円
			手当等	40,047,494	〃 40,654,000円
			賃金	260,000	
			法定福利費	1,049,437.6	予算額 10,495,000円
			旅費	71,560	
			被服費	167,000	
			備用品費	1,548,840	
			燃料費	561,542	
			印刷製本費	199,543	
			通信運搬費	215,775	
		委託料	1,926,375		
		賃借料	640,630		

	修繕料	1,166,300	
	動力費	33,071,212	
	薬品費	12,505,480	
	材料費	61,770	
	受水費	139,156,181	
	請負工事費	8,421,450	
	補償金	20,000	
		108,456,758	
	配水及び給水費		予算額 25,759,000円
	給料	25,758,726	
	手当等	19,786,905	◇ 19,798,000円
	法定福利費	5,922,777	◇ 5,923,000円
	旅費	22,730	
	被服費	99,000	
	備用品費	1,214,576	
	燃料費	585,108	
	印刷製本費	134,147	
	賃借料	797,802	

款	項	目	節	金額	備考
			修繕料	16,295,260 円	
			路面復旧費	981,920	
			材料費	5,125,867	
			請負工事費	3,173,193.5	
		受託工事費		1,872,798.0	
			路面復旧費	1,101,580	
			請負工事費	17,626,400	
		業務費		79,497,428	
			報酬	3,147,161	
			給料	3,383,673	予算額33,847,000円
			手当等	2,490,586.1	◇ 24,907,000円
			法定福利費	7,431,068	◇ 7,440,000円
			旅費	3,463.0	
			被服費	89,800	
			備用品費	192,464	
			燃料費	340,948	

	印刷製本費	1,612,147	
	通信運搬費	215,440	
	委託料	5,882,496	
	手数料	1,511,650	
	修繕料	296,090	
		60,219,778	
	給料	24,488,625	予算額 24,489,000円
	手当等	18,251,761	◇ 18,252,000円
	賃金	35,768	
	法定福利費	5,216,057	予算額 5,217,000円
	旅費	614,970	
	被服費	6,000	
	退職給与金	3,759,015	
	厚生費	535,280	
	備用品費	668,028	
	燃料費	293,830	
	光熱水費	497,020	
総係費			

款	項	目	節	金額	備考
			印刷製本費	1,167,927	円
			通信運搬費	164,006	
			委託料	1,428,400	
			手数料	146,800	
			賃借料	580	
			広告料	10,000	
			修繕料	440,030	
			研修費	175,400	
			交際費	599,310	予算額 600,000円
			食糧費	475,888	
			会費負担金	806,030	
			保険料	750,503	
			諸謝金	4330	
			公課費	179,500	
		減価償却費		80,806,573	
			有形固定資産減価償却費	80,696,573	

			無形固定資産 減価償却費	110,000	
				172,371	
			固定資産除却費	160,924	
			棚卸資産減耗費	2,447	
				142,338,760	
			材料売却原価	142,338,760	
				167,994,309	
				167,994,309	
			企業債利息	125,281,903	
			一時借入金利息	42,100,892	
			企業債手数料 及び取扱諸費	521,514	
				957,625,578	
費用合計					

有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高 円	当年度増加額 円	当年度減少額 円	年度末現在高 円	減価償却引当金 円	年度未償却未済高 円	備考
有形固定資産	3,031,976,146	1,305,196,624	641,773,185	3,695,399,585	400,676,250	3,294,723,335	
土地	119,570,953	687,000	0	120,257,953	0	120,257,953	
施設用地	119,570,953	687,000	0	120,257,953	0	120,257,953	
建物	111,692,469	77,160,000	0	188,852,469	13,528,985	175,323,484	
事務所用建物	28,960,000	0	0	28,960,000	2,085,120	26,874,880	
施設用建物	82,732,469	77,160,000	0	159,892,469	11,443,865	148,448,604	
構築物	1,795,944,520	472,432,621	0	2,268,377,141	266,292,208	2,002,084,933	
原水及び浄水設備	163,336,527	54,167,000	0	217,503,527	21,912,035	195,591,492	
配水及び給水設備	1,579,713,711	418,265,621	0	1,997,979,332	235,318,693	1,762,660,639	
その他構築物	52,894,282	0	0	52,894,282	9,061,480	43,832,802	
機械及び装置	192,920,574	90,574,000	0	283,494,574	84,029,900	199,464,674	

電気設備	81,178,480	31,416,000	0	112,594,480	23,207,561	89,386,919
ポンプ設備	33,880,782	31,599,000	0	70,479,782	17,710,563	52,769,219
塩素滅菌設備	7,632,186	21,066,000	0	28,698,186	6,553,081	22,145,105
その他機械装置	65,229,126	6,493,000	0	71,722,126	36,558,695	35,163,431
量水器	61,549,958	8,068,160	481,564	69,136,554	23,474,129	45,662,425
車輛及び運搬具	9,432,753	23,210,000	685,000	110,687,53	4,752,475	6,316,278
自動車	9,432,753	23,210,000	685,000	110,687,53	4,752,475	6,316,278
工具器具及び備品	19,822,707	8,460,000	0	20,668,707	8,598,553	12,070,154
建設仮勘定	721,042,212	653,107,843	640,606,621	733,543,434	0	733,543,434
和泉上水道 第3回拡張事業	606,378,621	470,515,100	604,669,621	472,224,100	0	472,224,100
和泉上水道 改良工事	78,726,591	49,673,243	0	128,399,834	0	128,399,834
配水管整備事業	35,937,000	7,173,000	35,937,000	71,730,000	0	71,730,000
光明水道 施設建設事業	0	125,746,500	0	125,746,500	0	125,746,500
総計	3,031,976,146	1,305,196,624	641,773,185	3,695,399,585	400,676,250	3,294,723,335

無形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却費	年度末現在高	備考
無形固定資産	円 681,200	円 0	円 0	円 110,000	円 571,200	
水利権	460,000	0	0	50,000	410,000	
借地権	180,000	0	0	60,000	120,000	
電話加入権	41,200	0	0	0	41,200	
総計	681,200	0	0	110,000	571,200	

企 業 債 明 細 書

種 類	発 行 年 月 日	発 行 総 額	債 選 高		未 償 還 残 高	発 行 価 格	利 率	償 還 終 期	借 入 先
			当 年 度 償 還 高	償 還 高 累 計					
昭 和 2 8 年 度 昭 和 3 0 年 度 地 方 公 營 企 業 等 資 金	昭 和 29. 4. 15	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	6. 5%	昭和 48. 11. 1 } 50. 3. 1	大 蔵 省 資 金 運 用 部 (償 還 済)
	昭 和 31. 4. 27								
	昭 和 32. 5. 31								
昭 和 3 1 年 度	32. 5. 31	24,000,000	1,291,292	1,425,0227	9,749,773	24,000,000	〃	57. 3. 1	〃
昭 和 3 2 年 度	33. 5. 30	30,000,000	1,488,772	1,642,9538	1,857,0462	30,000,000	〃	58. 2. 1	〃
昭 和 3 4 年 度	35. 5. 30	3,000,000	135,688	1,295,516	1,704,484	3,000,000	〃	60. 2. 1	〃
昭 和 3 5 年 度	36. 2. 28	18,000,000	749,894	7,159,206	10,840,794	18,000,000	〃	61. 2. 1	〃
昭 和 3 6 年 度	37. 5. 21	29,000,000	1,188,211	10,326,211	1,867,3789	29,000,000	〃	62. 2. 1	〃
〃	〃	7,000,000	273,534	2,492,588	4,507,467	7,000,000	〃	〃	〃
昭 和 3 7 年 度	38. 4. 9	30,000,000	1,119,960	9,131,520	20,863,480	30,000,000	〃	63. 2. 1	〃
〃	〃	9,000,000	324,376	2,955,827	6,044,173	9,000,000	〃	〃	〃
〃	38. 10. 22	34,000,000	1,246,268	10,777,999	2,822,2001	34,000,000	〃	〃	〃
昭 和 3 8 年 度	39. 3. 10	17,000,000	574,745	4,970,519	12,029,481	17,000,000	〃	64. 2. 1	〃

種 類	発 行 年 月 日	発 行 総 額	債 選 高		未 償 還 残 高	発 行 価 格	利 率	償 還 終 期	借 入 先
			当 年 度 償 還 高	償 還 高 累 計					
昭 和 3 8 年 度 地 方 公 營 企 業 等 資 金	昭 和 39. 4. 21	3,400,000.00	1,169,045	9,531,731	2,446,626.9	3,400,000.00	6.5	昭 和 64. 2. 1	大 蔵 省 資 金 運 用 部
昭 和 3 9 年 度	40. 3. 20	41,000,000.00	1,800,259	10,601,572	30,398,428	41,000,000.00	〃	65. 2. 1	〃
〃	40. 3. 27	10,000,000.00	335,088	2,166,069	7,833,931	10,000,000.00	〃	〃	〃
昭 和 4 0 年 度	41. 3. 25	88,000,000.00	1,820,778	11,769,847	76,230,153	88,000,000.00	〃	71. 2. 1	〃
〃	41. 5. 10	160,000,000.00	331,050	2,139,972	138,600,28	160,000,000.00	〃	〃	〃
〃	41. 9. 28	380,000.00	77,211	567,442	323,258	380,000.00	〃	〃	〃
昭 和 4 1 年 度	42. 4. 25	360,000,000.00	679,869	483,1072	310,68,928	360,000,000.00	〃	72. 3. 1	〃
〃	42. 10. 27	128,000,000.00	2419,589	17,428,558	110,571,442	128,000,000.00	〃	〃	〃
昭 和 4 2 年 度	43. 12. 25	67,000,000.00	1,336,898	5,905,863	61,094,137	67,000,000.00	〃	〃	〃
〃	44. 5. 30	170,000,000.00	313,649	1,385,571	15,614,429	170,000,000.00	〃	73. 3. 1	〃
昭 和 4 4 年 度	45. 3. 20	700,000,000.00	1,195,451	5,281,010	647,18,990	700,000,000.00	〃	74. 3. 1	〃
〃	46. 3. 25	96,000,000.00	1,581,082	30,641,95	92,935,805	96,000,000.00	〃	75. 3. 1	〃
昭 和 4 6 年 度	47. 3. 31	78,000,000.00	1,090,482	2,130,837	75,869,163	78,000,000.00	〃	77. 3. 1	〃
〃	48. 8. 15	125,000,000.00	1,652,812	1,652,812	123,347,188	125,000,000.00	〃	78. 3. 1	〃
〃	48. 12. 20	260,000,000.00	329,504	329,504	25,670,496	260,000,000.00	6.75	〃	〃

借 入 資 本 金

昭和 4 8 年度 地方公営企業等資金	49. 3. 25	106,000,000	0	0	106,000,000	106,000,000	7. 5	79. 3. 1	大蔵省資金運用部
昭和 4 9 年度	50. 5. 31	193,000,000	0	0	193,000,000	193,000,000	8. 0	80. 3. 1	"
"	50. 9. 20	120,000,000	0	0	120,000,000	120,000,000	"	80. 9. 1	"
昭和 5 0 年度	51. 3. 25	249,000,000	0	0	249,000,000	249,000,000	7. 5	81. 3. 1	"
"	"	300,000,000	0	0	300,000,000	300,000,000	"	"	"
昭和 3 5 年度	85. 3. 20	115,000,000	0	115,000,000	0	115,000,000	7. 3	44. 3. 20	公営企業金融公庫 (償還済)
昭和 4 0 年度	41. 3. 20						7. 6		
昭和 4 1 年度	42. 3. 20	72,000,000	3,570,438	2,201,3868	49,986,132	72,000,000	7. 0	65. 3. 20	"
"	42. 3. 28	70,000,000	350,000	2,100,000	490,000	70,000,000	"	"	"
昭和 4 2 年度	43. 3. 20	40,000,000	2,000,000	1,000,000	300,000	40,000,000	"	66. 3. 20	"
昭和 4 3 年度	44. 3. 20	9,000,000	450,000	1,800,000	7,200,000	9,000,000	"	67. 3. 20	"
"	"	175,400,000	8,352,380	5,846,668	116,933,320	175,400,000	"	65. 3. 20	"
昭和 4 4 年度	45. 3. 20	39,000,000	1,950,000	5,850,000	331,500	39,000,000	"	68. 3. 20	"
昭和 4 5 年度	46. 3. 20	49,000,000	2,450,000	4,900,000	4,410,000	49,000,000	6. 7	69. 3. 20	"
昭和 4 6 年度	47. 3. 20	40,000,000	2,000,000	2,000,000	38,000,000	40,000,000	"	70. 3. 20	"
昭和 4 7 年度	48. 3. 20	56,000,000	0	0	56,000,000	56,000,000	6. 4	71. 3. 20	"
"	48. 3. 22	8,000,000	0	0	8,000,000	8,000,000	"	"	"

種 類	發 行 日 期	發 行 總 額	償 還 高		未償還殘高	発 行 価 格	利 率	償還終期	借 入 先
			当年度償還高	償還高累計					
昭和48年度 地方公営企業等資金	昭和49. 3. 20	5,400,000	0	0	5,400,000	円	7.7%	昭和74. 3. 20	公営企業金融公庫
昭和49年度	50. 3. 20	8,200,000	0	0	8,200,000	円	8.2%	78. 3. 20	〃
昭和50年度	51. 3. 20	10,700,000	0	0	10,700,000	円	7.7%	79. 3. 20	〃
昭和51年度	52. 4. 25	1,500,000	0	1,500,000	0	円	6.5%	42. 3. 31	郵政省簡易保険局 (償還済)
昭和52年度	53. 5. 28	3,000,000	1,527,12	1,633,800	1,366,200	円	〃	58. 3. 31	〃
昭和55年度	56. 5. 31	25,000,000	1,042,231	9,950,927	15,049,073	円	〃	61. 3. 31	〃
昭和56年度	57. 5. 25	23,000,000	899,438	8,195,993	14,804,007	円	〃	62. 3. 31	〃
昭和59年度	58. 11. 10	8,600,000	0	8,600,000	0	円	7.3%	58. 12. 25	住友銀行
昭和59年度 第1回公募債	59. 5. 28	8,600,000	0	8,600,000	0	円	7.8%	44. 3. 25	住友銀行 及 泉州銀行 (償還済)
昭和56年度	57. 3. 31	4,500,000	450,000	900,000	3,600,000	円	7.5%	54. 3. 31	住友銀行
〃	〃	4,500,000	450,000	900,000	3,600,000	円	〃	〃	泉州銀行
昭和47年度	48. 8. 31	10,500,000	525,000	5,250,000	9,975,000	円	8.0%	55. 8. 31	住友銀行
〃	〃	10,500,000	525,000	5,250,000	9,975,000	円	〃	〃	泉州銀行
昭和48年度	49. 3. 30	7,500,000	0	0	7,500,000	円	9.2%	56. 3. 30	住友銀行
〃	〃	7,500,000	0	0	7,500,000	円	〃	〃	泉州銀行

借 入 資 本 金

借入資本金		50. 3. 31	13,500,000	0	0	13,500,000	0	13,500,000	13,500,000	9. 7	60. 3. 31	佛住友銀行
昭和49年度 第1回公募債		〃	13,500,000	0	0	13,500,000	0	13,500,000	13,500,000	〃	〃	佛泉州銀行
〃		51. 3. 31	20,000,000	0	0	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	9. 1	61. 3. 31	佛住友銀行
〃		〃	20,000,000	0	0	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	〃	〃	佛泉州銀行
合計			27,387,000	4,914,646	52,593,649	2,212,763,581	2,738,700,000					

和泉市公営企業会計決算審査意見書



和泉監第 23 号

昭和 51 年 9 月 7 日

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

和泉市監査委員 西 口 喜一郎
同 関 戸 正 一

昭和 50 年度和泉市水道事業ならびに
病院事業会計の決算審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された昭和 50 年度
和泉市水道事業ならびに病院事業会計決算を審査したので、次のとおり意見を
提出する。

和泉市水道事業会計決算審査意見

市長より提出された決算書表は地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確で昭和51年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認められた。

細部は審査概要に記述しているとおりである。

なお、文中の計数を一部千円単位として以下は四捨五入した。従って加減剰除に多少の誤差がある。

◎総 括

本年度水道事業会計決算は収益的収支で7,676,640.4円の純損失を生じている。

営業収支では隔月集検針の実施にともない業務関係を中心とする職員7名の減員をはかったことにより、職員給与費が前年度に比して減少したものの、諸物価の高騰による諸経費の増嵩及び固定資産の増加による減価償却費の増大等により営業費用が大幅な増加を示した反面収入において収益の根幹である給水収益が不況の影響により工場及び工事用の臨時栓の給水量が減少したことなどもあり、前年度比わずか3,348,763.1円(6.1%)の増収にとどまった結果営業収支において1,407,080.9円の損失を計上したものである。

また、営業外収支では加入金制度を実施したことにより、大幅な収入増加となっているが、反面資金繰りの悪化による一時借入金利息の増大や企業債利息の増大により6,269,559.5円の損失を生じたものである。

当事業は本年度において隔月集検針と加入金制度の実施にふみきり水道財政健全化のために積極的な企業努力を行なっているようであるが、当事業をとりまく社会経済環境は一段ときびしいものとなっている。

とくに不況の長期化による給水収益の伸びなやみや金利負担の増大、また51年度中に予想される府営水をはじめとする一連の公共料金の値上げ等は当事業の財政健全化にとって困難な影響を与えるものと思われるが、今後とも市民の生活用水の確保供給のため長期的視野にたった水資源（自己水源）の開発に鋭意努力されると同時に水道事業の経営健全化のため市民との合意の上になった現行諸制度の改革を行ない、より合理的効率的な事業の運営を行なうよう望むものである。

審 査 概 要

1. 収益的収支

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている

収益的収入額 880,859,174円

収益的支出額 957,625,578円

差 引 △ 76,766,404円

この結果76,766,404円の当年度純損失を生じており、繰越欠損金年度未残高33,673,711円を含めた160,440,115円が当年度未処理欠損金となっている。

収益的収入額は予算現額871,023,000円に対し、決算額880,859,174円で予算に比して9,836,174円の増収となっており収入率101.1%と順調な収入状況を示している。

決算額内訳は営業収益775,560,460円(構成比88.0%)営業外収益105,298,714円(構成比12.0%)で、このうち営業収益中の給水収益が582,980,867円と収益中の66.2%を占めており、収益の根幹となっている。

また、収益的支出は予算現額967,337,000円に対し、決算額957,625,578円で9,711,422円の不用額を生じており執行率99.0%となっている。不用額中の主なものは薬品費工事請負費、受水費等である。

決算額内訳は営業費用789,631,269円(構成比82.5%)営業外費用167,994,309円(構成比17.5%)である。

収 益 的 収 支

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 営業収益	769,538	775,560	6,022	100.8	88.0
給水収益	584,198	582,981	△ 1,217	99.8	66.2
受託工事収益	20,000	18,867	△ 1,133	94.3	2.1
その他営業収益	165,340	173,712	8,372	105.1	19.7
2. 営業外収益	101,485	105,299	3,814	103.8	12.0
受取利息	14,485	17,017	2,532	117.5	1.9
雑収益	2,000	2,621	621	131.1	0.3
加入金	85,000	85,660	660	100.8	9.7
合計	871,023	880,859	9,836	101.1	100.0

(支 出)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	執行率(%)	構成比(%)
1. 営業費用	798,328	789,631	8,697	98.9	82.5
原水及浄水費	305,471	299,412	6,059	98.0	31.3
配水及給水費	109,439	108,457	982	99.1	11.3
受託工事費	20,000	18,728	1,272	93.6	2.0
業務費	79,656	79,497	159	99.8	8.3
総係費	60,688	60,220	468	99.2	6.3
減価償却費	80,864	80,807	57	99.9	8.4
資産減耗費	210	172	38	81.9	0
その他営業費用	142,000	142,339	△ 339	100.2	14.9
2. 営業外費用	168,009	167,994	15	100.0	17.5
支払利息及 企業債取扱諸費	167,999	167,994	5	100.0	17.5
雑支出	10	0	10	0	0
3. 予備費	1,000	0	1,000	0	0
合計	967,337	957,626	9,711	99.0	100.0

2. 資本的収支

資本的収支の決算額は次のとおりである。

資本的収入額	644,640,220円
資本的支出額	713,374,584円
差引	△ 68,734,364円

この結果68,734,364円の不足額を生じている。

資本的収入は、予算現額725,800,000円に対し、決算額644,640,220円で予算に比して、81,159,780円の減となっているが、このうちには、翌年度繰越額にかかる財源充当額70,566,500円が含まれているので、これを含めた収入率は、98.5%である。収入中の主なものは、企業債428,300,000円(構成比66.4%)工事負担金205,840,220円(構成比31.9%)であり、また本年度は府補助金3,000,000円が収入されているが、これは、簡易水道施設整備にかかる補助金である。

また、資本的支出では、予算現額811,408,286円に対し決算額713,374,584円で98,033,702円の不用額を生じているが、翌年度繰越額89,398,686円を含めた執行率は98.9%となっており実質不用額は8,635,016円である。

翌年度繰越額の内訳は、光明台団地造成工事の遅延による光明台水道施設建設費70,566,500円及び第3回拡張事業の通次繰越額18,832,186円である。

なお、不用額の主なものは、改良工事費5,416,757円及び配水管整備事業費2,712,000円である。

資本的支出の内訳は次表のとおりであるが、このうち光明台水道施設建設事業については光明台団地の造成にともない施行されている事業で、本年度は配水管布設工事、配水池築造工事等を執行している。

資 本 的 収 支

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 企業債	430,300	428,300	2,000	99.5	66.4
企業債	430,300	428,300	2,000	99.5	66.4
2. 負担金	7,500	7,500	0	100.0	1.2
他会計負担金	7,500	7,500	0	100.0	1.2
3. 工事負担金	285,000	205,840	79,160	72.2	31.9
工事負担金	285,000	205,840	79,160	72.2	31.9
4. 府補助金	3,000	3,000	0	100.0	0.5
府補助金	3,000	3,000	0	100.0	0.5
合 計	725,800	644,640	81,160	88.8	100.0

(支 出)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 建設改良費	762,261	664,228	98,033	87.1	93.1
事務費	11,708	11,707	2	100.0	1.6
拡張工事費	477,119	458,288	18,830	96.1	64.2
改良工事費	55,090	49,673	5,417	90.2	7.0
配水管 整備事業費	9,885	7,173	2,712	72.6	1.1
光明台水道 施設建設費	197,000	126,434	70,567	64.2	17.7
営業設備費	11,459	10,953	506	95.6	1.5
2. 企業債償還金	49,147	49,147	0	100.0	6.9
企業債償還金	49,147	49,147	0	100.0	6.9
合 計	811,408	713,375	98,034	87.9	100.0

3. 営業成績

当事業年度における営業成績は収益的収入額 880,859 千円に対し、支出額 957,626 千円で差引 76,766 千円の純損失を生じているが、純損失額は前年度の 102,842 千円に比して 26,076 千円の減少となっている。

これは加入金制度の実施や給水収益の増により収入が前年度に比して、187,611 千円 (27.1%) の増収を示した反面支出において職員の削減をはかったため、給与費が減少したことなどもあり支出額の増加が 161,537 千円 (20.3%) と収入の増を下廻ったことによるものである。

しかしながら、物価上昇による諸経費の増嵩、資金繰りの悪化による金利負担の増加等により、全体として純損失を計上する結果となっている。

なお、給水戸数は 1,307 戸 (4.3%) 給水人口は 4,085 人 (3.7%) がそれぞれ前年度に比して、増加している。

区 分	50 年度	49 年度	増 (△) 減	率 (%)
給 水 戸 数	32,022 戸	30,715 戸	1,307 戸	4.3
給 水 人 口	113,486 人	109,401 人	4,085 人	3.7
給 水 量	8,651,898 m ³	8,129,210 m ³	522,688 m ³	6.4
収益的収入	880,859 千円	693,248 千円	187,611 千円	27.1
営業収益	775,560 千円	677,322 千円	98,238 千円	14.5
営業外収益	105,299 千円	15,926 千円	89,373 千円	561.2
給水収益	582,981 千円	549,493 千円	33,488 千円	6.1
収益的支出	957,626 千円	796,089 千円	161,537 千円	20.3
営業費用	789,631 千円	675,377 千円	114,254 千円	16.9
営業外費用	167,994 千円	120,712 千円	47,282 千円	39.2
職員給与費	268,712 千円	284,585 千円	△ 15,873 千円	△ 5.6

(1) 営業収益

営業収益は775,560千円で前年度に比して98,238千円(14.5%)の増となっている。増加中の主なものは、その他の営業収益の中の材料売却収益であるが、これは建設改良工事の増加によるものである。

また、給水収益は582,981千円と前年度に比して33,488千円の増となっているが、伸張率自体は6.1%と前々年度の10.7%前年度の6.7%に比して減少傾向を示している。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△) 減額	率 (%)
給水収益	582,981	549,493	33,488	6.1
受託工事収益	18,867	21,848	△ 2,981	△ 13.6
その他の営業収益	173,712	105,981	67,731	63.9
合 計	775,560	677,322	98,238	14.5

(2) 営業外収益

営業外収益は105,299千円で前年度に比して89,373千円(56.12%)の大幅な増となっており、増加中の主なものは、加入金である。加入金制度は昭和50年6月1日より施行され、給水装置の新設工事または、改造工事の申込みを行なったものからメーターの口径に応じて加入金を徴収するという制度であり、本年度においては814件で85,660千円が収入されている。

また、受取利息についても前年度に比して、大幅な増となっているが、これは一般会計等に対する貸付金の利息13,838千円が含まれていることによるものである。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率(%)
受 取 利 息	17,017	3,222	13,795	428.2
雑 収 益	26,21	2,704	△ 83	△ 3.1
他会計補助金	0	10,000	△ 10,000	—
加 入 金	85,660	0	85,660	—
合 計	105,299	15,926	89,373	561.2

(3) 営業費用

営業費用は789,631千円で前年度に比して114,254千円(16.9%)の増となっている。増加中の主なものは、その他の営業費用でこれは工事に用材料の購入費である。また、減価償却費についても、前年度に比して、21,851千円(37.1%)の増となっているが、これは建設改良工事の執行にともなう資産の増加によるものである。

また、業務費については前年度に比して14,303千円(15.3%)の減となっているがこれは業務関係職員4名の減員による職員給与費の減によるものである。なお、資産減耗費の内訳は、車輛2台の除却費170千円及び棚卸資産減耗費2千円である。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率(%)
原水及浄水費	299,412	279,451	19,961	7.1
配水及給水費	108,457	87,476	20,981	24.0
受託工事費	18,728	16,570	2,158	13.0
業 務 費	79,497	93,800	△ 14,303	△ 15.3
総 係 費	60,220	59,832	388	0.7
減 価 償 却 費	80,807	58,956	21,851	37.1
資 産 減 耗 費	172	644	△ 472	△ 73.3
その他営業費用	142,339	78,649	63,690	81.0
合 計	789,631	675,377	114,254	16.9

(4) 営業外費用

営業外費用は167,994千円で前年度に比して47,282千円(39.2%)の増加となっている。この内訳は次表のとおりであるが資金繰りの悪化により一時借入金利息が前年度13,970千円に比して28,221千円(202.0%)の大幅な増加を示しており、今後資金面においても計画的効率的な運用が望まれる。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率(%)
企業債利息	125,282	106,475	18,807	17.7
一時借入金利息	42,191	13,970	28,221	202.0
支払利息及び 企業債取扱諸費	522	267	255	95.5
合 計	167,994	120,712	47,282	39.2

(5) 費用構成

次表のとおり職員給与費は268,712千円と前年度に比して15,873千円(5.6%)の減少となっており費用全体に占める比率も前年度35.7%に比して28.1%と大幅な低下を示している。これは隔月集検針の実施に伴い業務(集検針)関係職員をはじめとして計7名の減員を行なった結果によるものである。

また、受水費については本年度139,156千円と前年度に比して23,417千円(20.2%)の増となっているが、これは受水量自体が前年度に比して84,891 m^3 増加したことによるものであるが、本年度においては池上浄水場の休止により自己水源の取水量が大幅に減少したため、光明池土地改良区、府営水等からの受水に依存した結果によるものである。

(単位 千円)

区 分	50年度		49年度		増(△)減額	率 (%)
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)		
1 職員給与費	268,712	28.1	284,585	35.7	△15,873	△ 5.6
(1) 基本給	147,398	15.4	150,572	18.9	△ 3,174	△ 2.1
(2) 手当	88,195	9.2	102,570	12.9	△14,375	△ 14.0
(3) 賃金	296	0	750	0.1	△ 454	△ 60.5
(4) 退職給与費	3,759	0.4	4,000	0.5	△ 241	△ 6.0
(5) 法定福利費	29,064	3.1	26,693	3.4	2,371	8.9
2 支払利息	167,473	17.5	120,445	15.2	47,028	39.0
3 減価償却費	80,807	8.4	58,957	7.4	21,850	37.1
4 受水費	139,156	14.5	115,739	14.5	23,417	20.2
5 動力費	33,071	3.5	30,181	3.8	2,890	9.6
6 薬品費	12,505	1.3	10,970	1.4	1,535	14.0
7 その他	255,902	26.7	175,212	22.0	80,690	46.5
合計	957,626	100.0	796,089	100.0	161,537	19.0

4. 資産・負債・資本

(1) 資産

資産総額は3,825,373千円で前年度に比して818,524千円(27.2%)の増となっている。増加中の主なものは建物等の有形固定資産で、これは建設改良工事の執行にともない建設仮勘定より正当費目に振りかえたものである。

土地については、687千円の増加となっているが、これは光明台高架水槽予定地229㎡の購入によるものである。また、流動資産について、235,272千円(79.8%)の大幅な増加となっているが、これは一般会計への短期貸付金3,000,000千円によるものである。

なお、未収金94,921千円は現年度未収給水収益65,082千円過年度未収給水収益1,039千円及び日本住宅公団の水道加入金28,800千円である。

また固定比率 $\left(\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}+\text{剰余金}} \times 100\right)$ は330.3%と前年度315.9%前々度261.8%に比して大きくなっており、自己資本での投資がますます困難となっていることを示している。

(単位 千円)

区 分	50 年度	49 年度	増(△)減額	率 (%)
1. 固定資産	3,295,320	2,712,068	583,252	21.5
(1)有形固定資産	3,294,723	2,711,362	583,361	21.5
土地	120,258	119,571	687	0.6
建物	175,323	101,599	73,724	72.6
構築物	2,002,085	1,582,122	419,963	26.5
機械及装置	199,465	126,674	72,791	57.5
量水器	45,662	41,825	3,837	9.2
車輛及運搬具	6,316	5,889	427	7.3
工具器具及備品	12,070	13,180	△ 1,110	△ 8.4
建設仮勘定	733,543	721,042	12,501	1.7
(2)無形固定資産	571	681	△ 110	△ 16.2
水利権	410	460	△ 50	△ 10.9
借地権	120	180	△ 60	△ 33.3
電話加入権	41	41	0	0
(3)投資	25	25	0	0
投資有価証券	25	25	0	0
2.流動資産	530,053	294,781	235,272	79.8
現金預金	84,246	96,304	△ 12,058	△ 12.5
未収金	94,921	70,484	24,437	34.7
保管有価証券	1,800	1,800	0	0
貯蔵品	49,087	61,174	△ 12,087	△ 19.8
貸付金	300,000	50,000	250,000	500.0
仮払金	0	15,019	△ 15,019	—
資産合計	3,825,373	3,006,849	818,524	27.2

(2) 負債

負債総額は614,846千円で前年度に比して300,112千円(95.4%)の大幅な増加を示している。

増加中の主なものは、一時借入金250,000千円(100.0%)預り金、41,863千円(1095.6%)であるが、預り金については建設改良工事の契約保証金の増加によるものである。

また、未払金の内訳は営業未払金16,987千円及び工事費の未払金、18,079千円、量水器購入費の未払金1,540千円である。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率 (%)
1. 固定負債	4,196	612	3,584	585.6
引当金	4,196	612	3,584	585.6
2. 流動負債	610,650	314,121	296,529	94.4
一時借入金	500,000	250,000	250,000	100.0
未払金	36,606	35,920	686	1.9
前受金	26,560	22,580	3,980	17.6
預り金	45,684	3,821	41,863	1095.6
預り担保 有価証券	1,800	1,800	0	0
負債合計	614,846	314,734	300,112	95.4

(3) 資 本

資本総額は3,210,527千円で前年度に比して518,412千円(19.3%)の増となっている。この内訳は次表のとおりであるが、資本金では借入資本金が前年度に比して379,154千円(20.7%)の増加となっている。また、剰余金は139,258千円の増であるがこれは、光明台水道施設の建設工事等により資本剰余金中の工事負担金が205,840千円収入されたことによるものである。

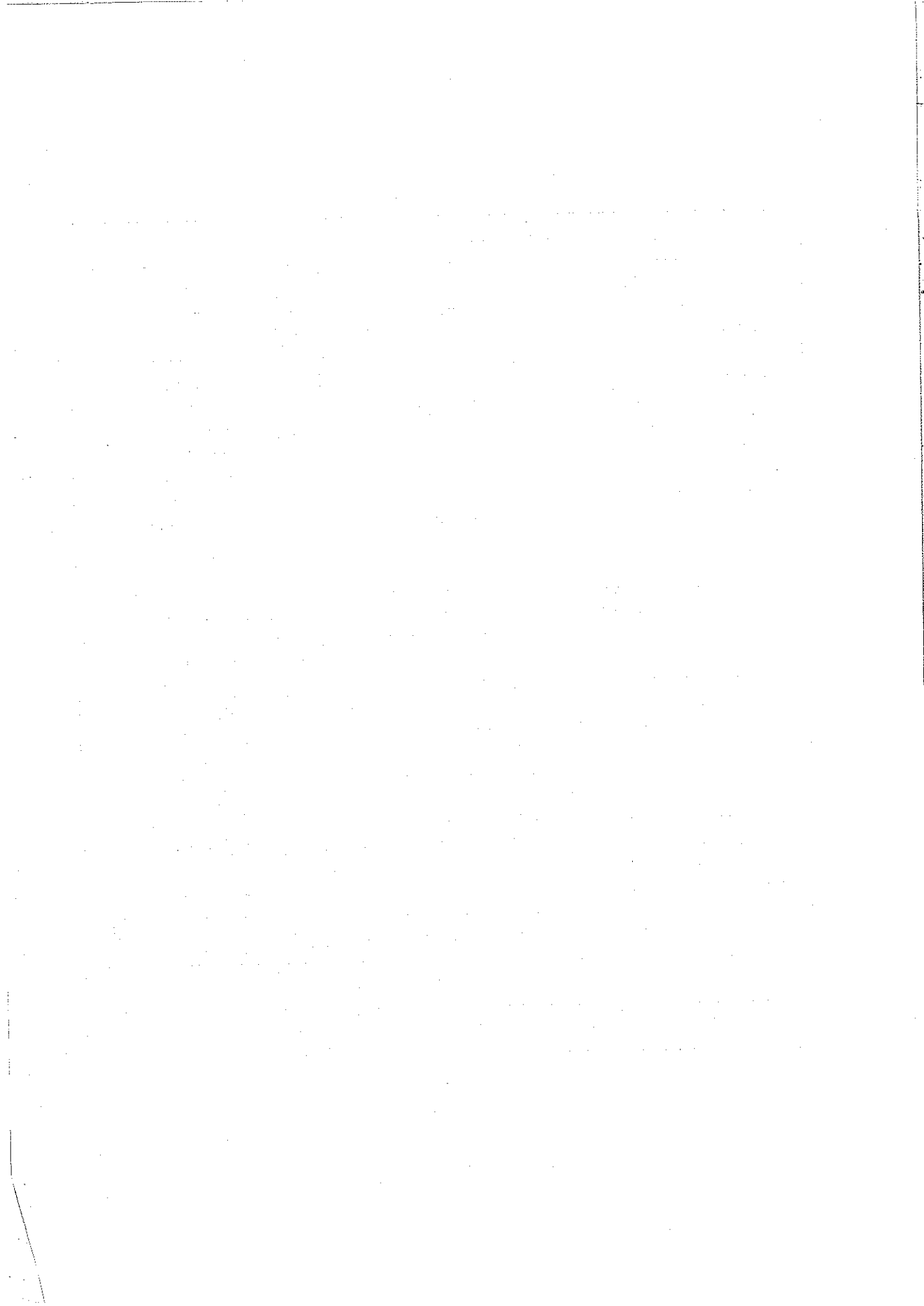
なお、欠損金は本年度純損失額76,766千円と過年度損益修正にともなう欠損金増加額316千円を含め160,440千円となっている。

(單位 千円)

区 分	5 0 年 度	4 9 年 度	増(△) 減 額	率 (%)
1. 資 本 金	2,332,567	1,953,413	379,154	19.4
(1) 自 己 資 本 金	1,198,038	1,198,038	0	0
(2) 借 入 資 本 金	2,212,764	1,833,610	379,154	20.7
企 業 債	2,212,764	1,833,610	379,154	20.7
2. 剩 余 金	877,960	738,702	139,258	18.9
(1) 資 本 剩 余 金	1,038,400	822,060	216,340	26.3
国 庫 補 助 金	3,948	3,948	0	0
府 補 助 金	9,778	6,778	3,000	44.3
工 事 負 担 金	973,757	767,917	205,840	26.8
負 担 金	16,500	9,000	7,500	83.3
受 贈 財 産 評 価 額	34,417	34,417	0	0
(2) 欠 損 金	160,440	83,358	77,082	92.5
当 年 度 未 処 理 欠 損 金	160,440	83,358	77,082	92.5
資 本 合 計	3,210,527	2,692,115	518,412	19.3

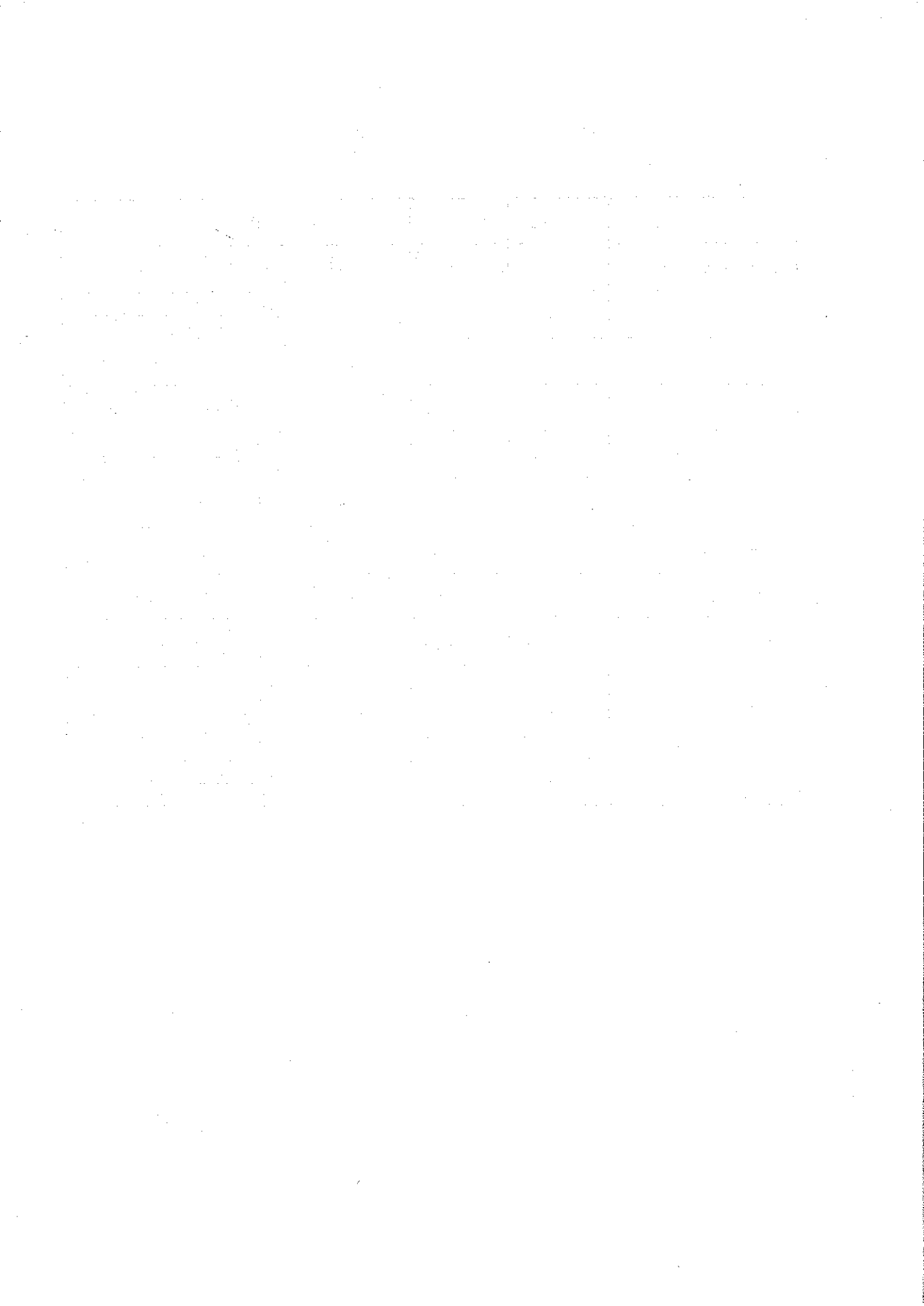
業 務 分 析 表

項 目	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 50 年度	算 式
普及率 (%)	90.1	93.5	95.0	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
1日平均配水量 (m)	24,107	25,681	27,840	$\frac{\text{年間総配水量}}{366日} \times 100$
1人1日最大配水量 (ℓ)	328.1	307.0	330.6	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{現在給水人口}} \times 100$
1人1日平均配水量 (ℓ)	234.7	235.0	245.0	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{現在給水人口}} \times 100$
有収率 (%)	86.6	86.7	84.9	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
負荷率 (%)	71.5	76.3	74.2	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$
施設利用率 (%)	66.5	60.5	61.9	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
最大稼働率	93.0	79.1	83.4	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
配水管使用効率	34.3	35.3	36.2	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{配水管延長}} \times 100$
固定資産使用効率	36.8	34.6	30.9	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}} \times 100$
職員1人当たり給水人口	1,252.6	1,139.6	1,320.0	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所屬職員}} \times 100$
職員1人当たり給水量	92,795	84,679	100,603	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所屬職員}} \times 100$
職員1人当たり営業収益	7,465	7,055	9,018	$\frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所屬職員}} \times 100$
累積欠損金比率 (%)	—	12.7	21.2	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率 (%)	—	3.0	10.7	$\frac{\text{流動負債}-(\text{流動資産}-\text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
給水原価	69円15銭	86円22銭	92円07銭	$\frac{\text{総費用}-\text{受託工事費等}}{\text{年間総有収水量}}$
供給単価	67円55銭	67円59銭	67円38銭	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$



經 營 分 析 表

項 目	48年度	49年度	50年度	算 式
固定資產構成比率	93.8 ^(%)	90.2 ^(%)	86.1 ^(%)	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資產合計}} \times 100$
固定負債構成比率	62.4	61.0	58.0	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債, 資本合計}} \times 100$
固 定 比 率	261.8	315.9	330.3	$\frac{\text{固定資產}}{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}} \times 100$
固定資產對長期資本比率	95.7	100.7	102.6	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	35.8	28.6	26.1	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
流 動 比 率	343.3	93.8	86.8	$\frac{\text{流動資產}}{\text{流動負債}} \times 100$
流動資產回轉率	3.9	3.0	1.9	$\frac{\text{營業收益}}{(\text{期首流動資產} + \text{期末流動資產}) \times \frac{1}{2}} \times 100$
總收益對總費用比率	103.4	87.1	92.0	$\frac{\text{總收益}}{\text{總費用}} \times 100$
營業收益對營業費用比率	119.0	100.8	98.2	$\frac{\text{營業收益}}{\text{營業費用}} \times 100$
企業債償還金對 料金收入比率	7.5	8.8	8.4	$\frac{\text{企業債償還金}}{\text{料金收入}} \times 100$
企業債元利償還金對 料金收入比率	25.9	27.7	28.9	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料金收入}} \times 100$
職員給與費對 料金收入比率	35.0	51.8	46.6	$\frac{\text{職員給與費}}{\text{料金收入}} \times 100$



比較損益計算書

(単位 千円)

区 分	5 0 年 度	4 9 年 度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備 考
1. 営業収益	775,560	677,322	98,238	14.5	
給水収益	582,981	549,498	33,483	6.1	
受託工事収益	18,867	21,848	△ 2,981	△ 15.8	
その他営業収益	173,712	105,981	67,731	39.0	
2. 営業外収益	105,299	15,926	89,373	56.1	
受取利息	17,017	8,222	13,795	42.8	
雑収益	2,621	2,704	△ 83	△ 3.1	
他会計補助金	0	10,000	△ 10,000	-	
加 入 金	85,660	0	85,660	-	
収益合計	880,859	693,248	187,611	27.1	

区 分	5 0 年 度	4 9 年 度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備 考
1. 営業費用	789,631	675,877	114,254	16.9	
原水及浄水費	299,412	279,451	19,961	7.1	
配水及給水費	108,457	87,476	20,981	24.0	
受託工事費	18,728	16,570	2,158	13.0	
業務費	79,497	93,800	△ 14,303	△ 15.3	
総係費	60,220	59,832	388	0.7	
減価償却費	80,807	58,956	21,851	37.1	
資産減耗費	172	644	△ 472	△ 73.8	
その他営業費用	142,339	78,649	63,690	81.0	
2. 営業外費用	167,994	120,712	47,282	38.2	
支払利息及企業債取扱諸費	167,994	120,712	47,282	38.2	
雑支出	0	0	0	0	
費用合計	957,626	796,089	161,537	20.3	
差引純利益	△ 76,766	△ 102,841	△ 26,075	△ 25.4	

比較貸借對照表

(單位 千円)

科 目	資 産			部 増減率(%)			負 債			部 増減率(%)		
	期 末	期 首	差 引	増減率(%)	期 末	期 首	差 引	科 目	期 末	期 首	差 引	増減率(%)
I 固定資産	3,295,320	2,712,068	583,252	21.5	I 固定負債	4,196	612	3,584	4,196	612	3,584	585.6
(1) 有形固定資産	8,294,723	2,711,362	5,583,361	21.5	(1) 引当金	4,196	612	3,584	4,196	612	3,584	585.6
土地	120,258	118,571	687	0.6	II 流動負債	610,650	314,121	296,529	610,650	314,121	296,529	94.4
建物	175,323	101,599	73,724	72.6	(1) 一時借入金	500,000	250,000	250,000	500,000	250,000	250,000	100.0
構築物	2,002,085	1,582,122	419,963	26.5	(2) 未払金	36,606	35,920	686	36,606	35,920	686	1.9
機械及装置	1,984,665	1,266,744	727,921	57.5	(3) 前受金	26,560	22,580	3,980	26,560	22,580	3,980	17.6
量水器	45,662	41,825	3,837	9.2	(4) 預り金	45,884	3,821	41,863	45,884	3,821	41,863	1,095.6
車輛及運搬具	6316	5,889	427	7.3	(5) 預り担保有価証券	1,800	1,800	0	1,800	1,800	0	0
工具器具及備品	12,070	18,180	△ 1,110	△ 8.4	負債合計	614,846	314,734	300,112	614,846	314,734	300,112	95.4
建設仮勘定	783,543	721,042	125,501	17.7	資本							
(2) 無形固定資産	571	681	△ 110	△ 16.2	I 資本金	2,392,567	1,953,413	379,154	2,392,567	1,953,413	379,154	19.4
水利権	410	460	△ 50	△ 10.9	(1) 自己資本金	1,198,038	1,198,038	0	1,198,038	1,198,038	0	0
借地権	120	180	△ 60	△ 33.3	(2) 借入資本金	2,212,764	1,833,610	379,154	2,212,764	1,833,610	379,154	20.7
電話加入権	41	41	0	0	II 剰余金	877,960	788,702	189,258	877,960	788,702	189,258	18.9
投資有価証券	25	25	0	0	(1) 資本剰余金	1,033,400	822,060	211,340	1,033,400	822,060	211,340	25.8
流動資産	530,053	294,781	235,272	79.8	國庫補助金	39,488	39,488	0	39,488	39,488	0	0
(1) 現金預金	842,446	96,304	△ 1,205,8	△ 12.5	府補助金	9,778	6,778	3,000	9,778	6,778	3,000	44.3
(2) 未収金	94,921	70,484	24,437	34.7	工事負担金	973,757	767,917	205,840	973,757	767,917	205,840	26.6
(3) 保管有価証券	1,800	1,800	0	0	負担金	16,500	3,000	7,500	16,500	3,000	7,500	88.3
(4) 貯蔵品	49,087	61,174	△ 12,087	△ 19.8	受贈財産評価額	34,417	34,417	0	34,417	34,417	0	0
(5) 仮払金	0	15,019	△ 15,019	-	(2) 欠損金	160,440	83,958	77,082	160,440	83,958	77,082	92.5
(6) 貸付金	300,000	50,000	250,000	50.0	繰越利益剰余金年度末残高	83,674	19,484	108,158	83,674	19,484	108,158	529.4
資産合計	3,825,378	3,006,849	818,524	27.2	当年度純損失	76,766	10,284	△ 26,076	76,766	10,284	△ 26,076	△ 25.4
					資本合計	3,210,527	2,692,115	518,412	3,210,527	2,692,115	518,412	19.3
					負債資本合計	3,825,378	3,006,849	818,524	3,825,378	3,006,849	818,524	27.2



和泉市病院事業会計決算審査意見

市長より提出された決算書表は地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確で昭和51年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認められた。

細部は審査概要に記述しているとおりである。

なお文中の計数を一部千円単位として以下は四捨五入した。従って加減剰除に多少の誤差がある。

◎総 括

本年度病院事業会計決算は収益的収支で269,897,494円の純損失額を生じており、累積欠損金総額は818,766,387円となっている。

医業収支においては取扱患者数は減少したものの外科部門の充実をはかった結果、外科の診療収益が大幅に増加したことや、特一類看護の実施による看護料の増収等により医業収益が前年度比151,456,655円(27.5%)の大幅な増収を示したのに対し、医業費用中の約6割を占める給与費が人事院勧告の実施延期等によりわずかの増加にとどまったことなどもあり、医業費用は前年度比133,724,305円(17.3%)の増加に押さえられた。この結果医業収支では、202,421,595円の損失額を生じたものの前年度医業損失額220,153,945円を下廻っており医業収支はわずかながら好転していることを示している。

逆に医業外収支においては一般会計からの繰入金の減少、資金繰りの悪化による一時借入金利息の増大及び特例債利息の支払い等により67,475,899円の損失を計上する結果となったものである。

当病院は地域の医療機関の中核として重大な使命を担っており、本年度においても外科部門の充実、特一類看護の実施等診療内容の充実に努力されている。

ようであるが、本年度においては診療報酬の改定が実施されなかったことなどもあり、いぜん厳しい財政状態が続いている。

また、本年度より着工された病院増改築工事により名実とも地域の医療機関の中核としての機能を果たされるものと期待するが、反面病院増改築事業は多額の建設資金を必要とするものでもあり、今後とも綿密な資金計画の上になった効率的、合理的な病院経営に努められるよう望むものである。

審 査 概 要

1. 収益的収支

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額 731,192,464円

収益的支出額 1,001,089,958円

差 引 △ 269,897,494円

この結果269,897,494円の当年度純損失を生じており繰越欠損金年度末残高548,668,893円を含めた818,766,387円が当年度未処理欠損金として翌年度へ繰り越しされている。

収益的収入は、予算現額703,588,000円に対し、決算額731,192,464円で予算に比して27,604,464円の収入超過で収入率103.9%となっている。

決算額内訳は医業収益702,133,383円(構成比96.0%)、医業外収益29,059,081円(構成比4.0%)でこのうち医業収益中の入院、外来収益の合計が686,943,690円と収益中の93.9%を占めており、収益の根幹となっている。

また収益的支出は予算現額1,005,050,000円に対し決算額1,001,089,958円で3,960,042円の不用額を生じており、執行率99.6%となっている。不用額中の主なものは材料費、経費等である。

決算額内訳は医業費用904,554,978円(構成比90.4%)医業外費用96,534,980円(構成比9.6%)で、このうち給与費が530,492,399円、材料費が278,846,156円で支出中の80.9%を占めている。

収 益 的 収 支

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 医 業 収 益	675,194	702,133	26,939	104.0	96.0
入 院 収 益	376,917	393,283	16,366	104.3	53.8
外 来 収 益	283,409	293,661	10,252	103.6	40.1
その他医業収益	14,868	15,190	322	102.2	2.1
2. 医 業 外 収 益	28,394	29,059	665	102.3	4.0
受 取 利 息 及 配 当 金	1,977	2,364	387	119.6	0.3
他 会 計 補 助 金	16,094	16,094	0	100.0	2.2
患 者 外 給 食 収 益	5,472	5,604	132	102.4	0.8
そ の 他 医 業 外 収 益	934	1,080	146	115.6	0.2
国 庫 (府) 補 助 金	3,917	3,917	0	100.0	0.5
合 計	703,588	731,192	27,604	103.9	100.0

(支 出)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1. 医 業 費 用	907,785	904,555	3,230	99.6	90.4
給 与 費	530,801	530,492	309	99.9	53.0
材 料 費	280,697	278,846	1,851	99.3	27.9
経 費	77,365	76,481	884	98.9	7.6
減 価 償 却 費	15,131	15,104	27	99.8	1.5
資 産 減 耗 費	1	0	1	0	0
研 究 研 修 費	3,790	3,632	158	95.8	0.4
2. 医 業 外 費 用	96,965	96,535	430	99.6	9.6
支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	90,687	90,316	371	99.6	9.0
患 者 外 給 食 費	6,278	6,219	59	99.1	0.6
3. 予 備 費	300	0	300	0	0
合 計	1,005,050	1,001,090	3,960	99.6	100.0

2. 資本的収支

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額 108,000,000円

資本的支出額 150,984,401円

差 引 △ 42,984,401円

この結果42,984,401円の不足額を生じているが、不足額については繰越欠損金減少に伴う留保資金及び一時借入金をもって補っている。

資本的収入は、予算現額215,000,000円に対し、決算額108,000,000円で予算に比して107,000,000円の減となっている。収入の内訳は企業債87,000,000円(構成比80.6%)他会計出資金21,000,000円(構成比19.4%)である。

また、資本的支出は予算現額257,179,000円に対し、決算額150,984,401円で継続費通次繰越額101,000,000円を含めた執行率は98.0%となっており5,194,599円の不用額を生じている。不用額中の主なものは病院増築設計監理委託料の減額により生じたものである。

資本的支出の内訳は、次表のとおりであるが病院増設事業費として本年度支出されたものは病院増設用地費56,829,955円、病院増築設計監理委託料30,200,000円等である。また、器機備品については三要素心電計、気管支ファイバースコープ等を購入している。

資 本 的 収 支

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	対予算比(%)	構成比(%)
他会計出資金	21,000	21,000	0	100.0	19.4
企業債	194,000	87,000	107,000	44.9	80.6
合 計	215,000	108,000	107,000	50.2	100.0

(支 出)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 建設改良費	203,233	97,038	106,195	47.8	64.3
看護婦宿舍割賦金	1,233	1,232	1	100.0	0.8
器械備品購入費	6,000	6,000	0	100.0	4.0
病院建設調査費	500	492	8	98.4	0.3
病院増設事業費	195,500	89,314	106,186	45.7	59.2
2. 企業債償還金	53,946	53,946	0	100.0	35.7
合 計	257,179	150,984	106,195	58.7	100.0

3. 管 業 成 績

(ア) 取扱患者数等について

取扱患者数は本年度127,886人と前年度に比して1,169人(0.9%)の減となっている。

この内訳は入院患者数で2,833人(6.1%)の減、外来患者数で1,664人(2.0%)の増であり、入院患者数が減少した結果病床利用率は前年度105.7%に比して99.0%と6.7%の低下を示している。

なお、入院患者数自体は減少しているが、患者1人1日当りの収益が増加した結果、入院収益においては104,798千円(36.3%)、外来収益では47,332千円(19.2%)と前年度に比してそれぞれ増収となっている。

区 分	50年度	49年度	増(△)減	率 (%)
取 扱 患 者 数	127,886 人	129,055 人	△ 1,169 人	△ 0.9
入 院	43,480 人	46,313 人	△ 2,833 人	△ 6.1
外 来	84,406 人	82,742 人	1,664 人	2.0
1日平均取扱患者数	403 人	406 人	△ 3 人	△ 0.7
入 院 収 益	393,283 千円	288,485 千円	104,798 千円	36.3
外 来 収 益	293,661 千円	246,329 千円	47,332 千円	19.2
患者1人1日当り収益	5,372 円	4,267 円	1,105 円	25.9
病 床 利 用 率	99.0 %	105.7 %	6.7 %	—

(イ) 入院状況について

入院患者数は43,480人で前年度46,313人に比して2,833人(6.1%)減少となっている。

この内訳は、次表のとおりで外科を除く他の科においてはすべて減少となっているがこれは、外科部門の充実にともない病床数についても、外科病床数を従来に比して15床増床したことによるものである。

また、入院患者数も前年度に比して減少しているが、これは、外科患者の場合病床回転率自体は総体的に早いものの逆に空床となる比率も内科等に比して高くなる傾向にあるためと思われる。

(ウ) 外来状況について

外来患者数は84,406人で前年度82,742人に比して1,664人(2.0%)の増加である。この内訳は内科患者数で949人(3.0%)、外科患者数で2,188人(3.40%)のそれぞれ増加となっているが逆に小児科患者数については2,124人(14.0%)の減少を示している。

これは年度途中において小児科の常勤医師が退職したため、1月以降の診療をパートの医師によって行なったためと思われる。

また、外科患者数の大幅な増加については、外科部門の医師の増員等、診療体制の充実によるものである。

外 来				区 分	入 院			
49年度		50年度			49年度		50年度	
患者数 (人)	1人当り 収益(円)	患者数 (人)	1人当り 収益(円)		患者数 (人)	1人当り 収益(円)	患者数 (人)	1人当り 収益(円)
31,640	4,067	32,539	4,708	内 科	31,697	5,937	27,357	7,670
6,442	2,205	8,630	3,197	外 科	4,404	9,379	6,484	16,984
24,922	2,327	25,138	2,407	整形外科	7,817	5,453	7,637	7,262
15,172	2,034	13,048	2,775	小 児 科	2,395	6,829	2,002	8,926
4,566	3,192	5,001	3,181	神 経 科	—	—	—	—
82,742	2,977	84,406	3,479	合 計	46,313	6,229	43,480	9,045

(1) 医 業 収 益

医業収益は702,133千円で前年度550,677千円に比して151,456千円(27.5%)の増収となっている。その内訳は次表のとおりであるが看護料については、本年度より特一類看護を実施したことにより前年度に比して21,866千円(78.4%)の大幅な増収となっている。

また、外科部門の充実による外科、手術患者の増加及び医療水準の高度化に努めた結果、注射料、手術料、検査料等についても前年度に比して、それぞれ大幅な増収を示している。

なお、室料差額については、入院患者数の減少により、前年度に比してわずかながら減収となっている。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減	率(%)
初 診 料	7,141	7,561	△ 420	△ 5.6
再 診 料	28,297	21,971	6,326	28.8
薬 料	191,415	168,267	23,148	13.8
注 射 料	120,854	75,537	45,317	60.0
処 置 料	13,451	11,044	2,407	21.8
手 術 料	21,323	13,488	7,835	58.1
検 査 料	74,112	47,620	26,492	55.6
X 線 料	28,619	23,037	5,582	24.2
入 院 料	91,776	82,651	9,125	11.0
寝 具 料	4,212	3,984	228	5.7
看 護 料	51,662	29,796	21,866	73.4
給 食 料	42,585	40,065	2,520	6.3
その他入院収益	5,413	4,105	1,308	31.9
その他外来収益	6,086	5,689	397	7.0
室料差額収益	11,585	12,202	△ 617	△ 50.6
公衆衛生活動収益	496	701	△ 205	△ 29.2
医療相談収益	1,074	1,409	△ 335	△ 23.8
その他医業収益	2,034	1,550	484	31.2
医業収益合計	702,133	550,677	151,456	27.5

(2) 医業外収益

医業外収益は29,059千円で前年度に比して43,756千円(60.1%)の大幅な増収となっているが、この主な要因は一般会計からの繰入金が増加したことによるものである。

また、患者外給食収益は1,235千円の増収となっているが、これは一食あたりの職員給食費を150円から180円に値上げしたためである。なお、国庫(府)補助金の内訳は特例債利子助成金3,187千円 老人病棟改修整備補助金730千円である。医業外収益の内訳は次表のとおりとなっている。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率 (%)
受取利息配当金	2,364	2,297	67	2.9
他会計補助金	16,094	64,354	△ 48,260	△ 75.0
患者外給食収益	5,604	4,369	1,235	28.3
国庫(府)補助金	3,917	880	3,037	345.1
その他医業外収益	1,080	915	165	18.0
計	29,059	72,815	△ 43,756	△ 60.1

(3) 医業費用

医業費用は904,555千円で前年度770,831千円に比して133,724千円(17.3%)の増となっている。

増加中の主なものは、給与費、材料費等であるが給与費については、職員給与費の引上げによるものである。

また、注射薬等の薬品購入量の増加により材料費も前年度に比して66,300千円(31.2%)の増となっている。なお、経費についても血液病理組織等の検体数の増加及び本年度リース契約により月賦購入した医療用器機の賃借料の支払いのため前年度に比して大幅な増嵩を示している。

(単位 千円)

区 分	5 0 年 度		4 9 年 度		増 (△) 減	
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)	金 額	率 (%)
1. 給 与 費	530,492	58.6	484,339	62.8	46,153	9.5
給 料	234,775	28.5	209,308	27.2	25,457	12.2
手 当	212,623	20.9	204,671	26.6	7,952	3.9
賃 金	66	0	132	0	△ 66	△50.0
報 酬	30,201	3.3	27,063	3.5	3,138	11.6
法定福利費	49,206	0.4	40,711	5.3	8,495	20.9
退職手当金	3,621	5.4	2,454	0.3	1,167	47.6
2. 材 料 費	278,846	30.8	212,546	27.6	66,300	31.2
薬 品 費	235,907	25.1	178,439	23.1	57,468	32.2
診療材料費	23,396	3.9	19,321	2.5	4,075	21.1
給食材料費	16,110	1.8	14,302	1.9	1,808	12.6
医療消耗品費	3,434	0	483	0.1	2,951	611.0
3. 経 費	76,481	8.5	55,845	7.2	20,636	37.0
4. 減 価 償 却 費	15,104	1.7	15,110	2.0	△ 6	0
5. 資 産 減 耗 費	0	0	0	0	0	0
6. 研 究 研 修 費	3,632	0.4	2,990	0.4	642	21.5
計	904,555	100.0	770,831	100.0	133,724	17.3

(4) 医業外費用

医業外費用は96,585千円と前年度60,224千円に比して36,311千円(60.3%)の増となっている。

この内訳は次表のとおりであるが、増加中の主なものは資金繰りの悪化による一時借入金12,816千円(46.7%)の増加及び前年度において受入れた公立病院特例債の利息償還金34,719千円である。

なお、患者外給食収支は収入 5,604千円に対し、支出 6,219千円で、差引 615千円の支出超過となっている。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増△減額	率 (%)
1. 支 払 利 息	90,316	54,876	35,440	64.6
企業債利息	12,622	25,645	△13,023	△ 50.8
特例債利息	34,719	0	34,719	—
割賦金利息	1,562	1,791	△ 229	△ 12.8
一時借入金利息	40,256	27,440	12,816	46.7
企業債手数料 及 取 扱 費	1,156	0	1,156	—
2. 患者外給食材料費	6,219	5,348	871	16.3
3. 予 備 費	0	0	0	0
計	96,535	60,224	36,311	60.3

4. 資産・負債・資本

(1) 資 産

資産総額は 632,662千円で前年度 568,132千円に比して 64,530千円(11.4%)の増となっている。

その内訳は、次表のとおり固定資産において 80,703千円(22.8%)の増、流動資産においては 16,713千円(7.5%)の減である。増加中の主なものは土地で、これは病院増設用地の購入によるものである。

また、建設仮勘定も前年度に比して 30,705千円(180.6%)の増となっているが、これは病院増築にかかる設計委託料が主要なものである。

(單位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率 (%)
1. 固 定 資 産	434,419	353,716	80,703	22.8
(1)有形固定資産	424,782	344,079	80,703	23.5
土 地	149,418	90,316	59,102	65.4
建 物	204,014	213,435	△ 9,421	△ 4.4
構 築 物	1,663	1,831	△ 168	△ 9.2
車 輛	499	684	△ 185	△ 27.0
器械及備品	21,481	20,811	670	3.2
建設仮勘定	47,707	17,002	30,705	180.6
(2)投 資	9,637	9,637	0	0
投資有価証券	138	138	0	0
長期貸付金	9,499	9,499	0	0
2. 流 動 資 産	198,243	214,416	△16,173	△ 7.5
現金預金	58,958	73,030	△14,072	△ 19.3
未 収 金	124,174	128,924	△ 4,750	△ 3.7
貯 蔵 品	14,432	11,712	2,720	23.2
前 払 金	679	750	△ 71	△ 9.5
資産合計	632,662	568,132	64,530	11.4

(2) 負債

負債総額は998,962千円で前年度799,549千円に比して199,413千円(24.9%)の増となっている。

その内訳は固定負債で41,712千円(10.8%)の減、流動負債で241,125千円(58.1%)の増となっている。

固定負債の減は、特例債元金及び看護婦宿舍割賦金の償還によるものである。また、流動負債は資金繰りの悪化による一時借入金増加、薬品費、給食費等の未払金の増加によるものである。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率 (%)
1. 固定負債	343,018	384,730	△41,712	△ 10.8
特例債	323,920	364,400	△40,480	△ 11.1
その他	19,098	20,330	△ 1,232	△ 6.1
2. 流動負債	655,944	414,819	241,125	58.1
一時借入金	580,000	350,000	230,000	65.7
未払金	67,100	55,894	11,206	20.1
その他	8,844	8,925	△ 81	△ 0.9
負債合計	998,962	799,549	199,413	24.9

(3) 資 本

資本総額は△366,301千円でこの内訳は次表のとおりであり、資本金においては一般会計からの出資金2,100千円と本年度企業債発行額87,000千円より企業債償還額13,466千円を差引いた73,534千円が借入資本金の増加となっている。

また、剰余金については当年度純損失額269,897千円より期間外収入として一般会計より繰り入れられた40,480千円を差引いた229,417千円が欠損金の増加額であり、資本総額では前年度に比して134,884千円の減となっている。

(単位 千円)

区 分	50年度	49年度	増(△)減額	率(%)
1. 資 本 金	451,348	356,814	94,534	26.5
自己資本金	179,754	158,754	21,000	13.2
借入資本金	271,593	198,059	73,534	37.1
2. 剰 余 金	△817,648	△588,231	△229,417	△39.0
資本剰余金	1,118	1,118	0	0
欠 損 金	818,766	589,349	229,417	39.0
資本合計	△366,301	△231,417	△134,884	△58.3

業 務 分 析 表

項 目	48年度	49年度	50年度	算 式
外 来 入 院 患 者 比 率	17.55 %	17.87 %	19.41 %	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$
1 日 平 均 患 者 数	(入 院) 1262 人	1269 人	1188 人	$\frac{\text{年延入院患者数}}{366 \text{日}}$
	(外 来) 2729 人	2786 人	2842 人	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{实診療日数}}$
患 者 1 人 1 日 当 り 診 療 収 入	3,154 円	4,144 円	5,372 円	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(入 院) 4,531 円	6,229 円	9,045 円	$\frac{\text{入 院 収 益}}{\text{年延入院患者数}}$
	(外 来) 2,370 円	2,977 円	3,479 円	$\frac{\text{外 来 収 益}}{\text{年延外来患者数}}$
患 者 1 人 1 日 当 り 薬 品 収 入	1,642 円	1,889 円	2,442 円	$\frac{\text{薬 品 収 入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(投 薬) 1,095 円	1,304 円	1,497 円	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(注 射) 546 円	585 円	945 円	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
患 者 1 人 1 日 当 り 薬 品 費	1,173 円	1,383 円	1,777 円	$\frac{\text{薬 品 費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(投 薬) 764 円	945 円	1,109 円	$\frac{\text{投 薬 薬 品 費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(注 射) 369 円	388 円	668 円	$\frac{\text{注 射 薬 品 費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
入 院 患 者 1 人 1 日 当 り 給 食 材 料 費	240 円	309 円	371 円	$\frac{\text{患者給食材料費}}{\text{年延入院患者数}}$
薬 品 使 用 効 率	(投 薬) 143.4 %	137.9 %	134.9 %	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{投薬薬品払出原価}} \times 100$
	(注 射) 148.2 %	150.7 %	141.5 %	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{注射薬品払出原価}} \times 100$
病 床 利 用 率	105.1 %	105.7 %	99.0 %	$\frac{\text{年延一般入院患者数}}{\text{年延一般病床数}} \times 100$

病 院 事 業 分 析 表

項 目	48年度	49年度	50年度	算 式
固定資産構成比率	72.0%	62.3%	68.2%	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資産合計}} \times 100$
固定負債構成比率	46.7	102.6	97.1	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$
固 定 比 率	△138.2	△ 82.4	△ 68.1	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100$
固定資産対長期資本比率	△724.7	△152.8	△118.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	△ 52.1	△ 75.6	△100.8	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
流 動 比 率	26.6	51.7	30.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
流動資産回転率	3.3	3.2	3.4	$\frac{\text{医業収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times \frac{1}{2}} \times 100$
総収益対総費用比率	74.1	75.0	73.0	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
医業収益対医業費用比率	70.2	71.4	77.6	$\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$
企業債償還金対料金収入比率	1.0	2.5	7.9	$\frac{\text{企業債償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$
企業債元利償還金対料金収入比率	4.4	6.8	14.9	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$
職員給与対料金収入比率	85.5	90.6	77.2	$\frac{\text{職員給与}}{\text{料金収入}} \times 100$

比較損益計算書

(単位 千円)

収益の部	50年度	49年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 医業収益	702,133	550,676	151,457	27.5	
入院収益	393,288	288,485	104,793	36.3	
外来収益	293,661	246,326	47,332	19.2	
その他医業収益	15,190	15,862	△ 672	△ 4.2	
2. 医業外収益	29,059	7,281	△ 4,375	△ 60.1	
受取利息配当金	236.4	2,297	67	2.9	
他会計補助金	16,094	6,435	△ 4,826	△ 75.0	
患者外給食収益	5,604	4,369	1,235	28.3	
その他医業外収益	1,080	915	165	18.0	
国庫補助金	3,917	880	3,037	84.5	
収益合計	731,192	623,491	107,701	17.3	

費用の部	50年度	49年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 医業費用	804,555	770,831	133,724	17.3	
給料費	530,492	484,339	46,153	9.5	
材料費	278,846	212,546	66,300	31.2	
経費	78,481	55,845	20,636	37.0	
減価償却費	15,104	15,110	△ 6	0	
資産減耗費	0	0	0	0	
研究修費	3,632	2,990	642	21.5	
2. 医業外費用	96,535	60,224	36,311	60.3	
支払利息及企業償還金	90,316	54,876	35,440	64.6	
患者外給食材料費	6,219	5,343	871	16.3	
費用合計	1,001,090	831,055	170,035	20.5	
差引純利益	△ 269,898	△ 207,564	△ 62,334	△ 80.0	

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部総務課長（中辻寿夫君） それでは、ただいま上程されました認定第1号「昭和50年度和泉市水道事業会計決算」について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本議会の認定に付すべく提出させていただきますものでございます。

内容につきまして、まず事業報告から申しますと、本年度は景気の沈静により、前年度に比べ給水人口は11万3,486人で約4%、給水量では865万1,898立方米で約6%の伸びにとどまっております。したがって、経費節減の目的で隔月集検針と加入金制度を採用して、財政の健全化に鋭意努めてまいりましたが諸経費の増高いかんともしがたく、多額の純損失発生はやむなきに至りました。

また、建設改良工事の概況につきましては、和泉市水道第3回拡張事業におきまして、本年度から2カ年継続工事として、父鬼浄水場築造工事とこれの電気計装、薬品注入設備工事、並びに松尾寺配水池築造工事と計画に基づく市内各地区の配水管布設工事、配水管更正工事を、また光明台水道施設建設事業として光明台低区配水池、高区配水池築造工事、ポンプ電気自家発電設備工事、計装テレメーター設備工事及び配水管布設工事を、改良工事及び配水管整備事業につきましては、水量増強と水圧確保のための配水管布設工事をそれぞれ施行いたしました。また受託工事につきましては、原因者負担により配水管布設、移設工事及び給水管取り出し工事をそれぞれ施行し、維持補修工事では、水質悪化に伴う臭気除去のために活性炭充てん工事並びに給水管切りかえ工事を施行しました。

普及の状況につきましては、昭和51年3月31日現在、総人口12万602人に対し戸数別95.2%、人口別94.1%と相なっております。

それでは、簡単に決算報告書以下について申し上げます。

1ページの収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第1款水道事業収益は、予算額合計8億7,102万3,000円に対し、決算額8億8,085万9,474円となっております。この内訳は、第1項営業収益で、予算額合計7億6,953万8,000円に対し決算額7億7,556万460円、第2項営業外収益、予算額合計1億1,48万5,000円に対し、決算額1億5,29万8,714円となっております。一方、支出につきましては、第1款水道事業費用、予算額合計9億6,733万7,000円に対し決算額9億5,762万5,578円、不用額971万1,422円となっております。なお不用額の内容については、受水費、薬品費、請負工事費等であります。

決算額の内訳は、第1項営業費用、予算額合計7億9,832万8,000円に対し決算額7億8,968万1,269円、第2項営業外費用、予算額合計1億6,800万9,000円に対し決算額1億6,799万4,309円となっております。なお第3項予備費については、決算額はなく、百

万円はそのまま不用額となっております。

次に、建設改良工事を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。まず収入では、第1款資本的収入、予算額合計7億2,580万円に対し決算額6億4,464万220円であります。その内訳は、第1項企業債、予算額合計4億3,030万円に対し決算額4億2,830万円で、予算額に比し200万円収入減となっております。これは配水管整備事業債500万円に係る工事のうち、新設道路工事の関連により200万円借り入れしなかった結果でございます。第2項工事負担金、予算額2億8,500万円に対し決算額2億5,84万220円、予算額に比し7,915万9,780円収入減となっておりますが、この中には翌年度繰越額に係る財源充当額が7,056万6,500円含まれております。これは住宅公団光明台水道施設建設事業に伴う負担金であります。工事工程のおくれにより決算時まで収入されなかった結果でございます。

なお、この収入につきましては、51年度において全額収入いたしております。第3項負担金、予算額合計750万円に対し決算額750万円、これは一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であります。第4項府補助金、予算額合計300万円に対し決算額300万円、これは簡易水道等施設整備府補助金でございます。

一方、支出におきましては、第1款資本的支出、予算額合計8億1,140万8,286円に対し決算額7億1,337万4,584円で、この内容は、第1項建設改良費で、継続事業の第3回拡張事業費に4億6,999万5,100円、改良工事費に4,967万3,243円、配水管整備事業費に717万3,000円、光明台水道施設建設費に1億2,643万3,500円、営業設備費に1,095万3,095円で、合計6億6,422万7,938円となっております。

なお、翌年度へ繰り越される法第26条に係る繰越額7,056万6,500円及び継続費繰越額1,883万2,186円を除き、863万4,662円の不用額が生じておりますが、これらは改良工事費と配水管整備事業費及び営業設備費等に係るものであります。

なお、これらの工事概要につきましては、20ページ以下に記載いたしております。次に、第2項起業債償還金は、予算額合計4,914万7,000円に対し決算額4,914万6,646円となっております。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に6,873万4,364円不足いたしますので、これを全額借入金で補てんしておるものであります。

次に、5ページの昭和50年度和泉市水道事業損益計算書について申し上げます。

これは昭和50年度における本市水道事業の経営成績を明らかにするものでございまして、簡単に御説明いたしますと、営業収益では、給水収益5億8,298万867円と受託工事収益1,886万7,263円及びその他の営業収益1億7,371万2,330円であります。その他の営業収益の主なもの、材料売却収益及び一般会計からの消火栓維持管理補償金と諸手数料

でございます。

以上で営業収益合計は7億7,556万4,600円となるものでございます。

次に、営業費用でございますが、1の原水及び浄水費、2億9,941万1,626円、これは原水の取水並びに浄水の維持作業に要するすべての費用でございます。2の配水及び給水費1億8,456万6,753円、これは配水並びに給水に要するすべての費用であります。3の受託工事費1,872万7,980円、これは配水管移設及び給水関係に係る新設、増設等の受託工事費用であります。4の業務費7,949万7,428円、これは検針、調定、集金等の業務に要するすべての費用であります。5の総係費6,021万9,778円、これはいままで申し上げました費用以外の事業活動全般に関連するすべての費用であります。6の減価償却費8,080万6,573円は有形無形の固定資産の減価償却費でございます。7の資産減耗費1,772,371円、これは固定資産のうち耐用年数の経過した工食用自動車を除却した固定資産の除却費でございます。8、その他の営業費用1億4,233万8,760円、これはすべて材料売却原価でございます。

以上で営業費用合計7億8,963万1,269円となり、営業収益より差し引きいたしますと、1,407万809円の営業損失と相なるものでございます。

次に、これらに営業外収益の1の受取利息1,701万7,358円及び2の雑収益262万1,356円並びに50年6月1日より実施した加入金8,566万円を合計しますと、1億529万8,714円となり、さきの営業損失と差し引きいたしますと、当年度総利益9,122万7,905円となり、これから営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費1億6,799万4,809円を再差し引きいたしますと、当年度純損失は7,676万6,404円となるものでございます。

これら欠損の要因としましては、収益の伸び悩みに加えて、物価上昇に起因する諸経費の増高によるものであります。したがって、昭和51年度においては、なお一段と厳しい経営状態となってくるものと予測いたしておりますが、何としても、市民生活に絶対不可欠な飲料水の正常な供給だけは確保しなければならないと存じておる次第でございます。

なお、この損益計算書の詳細につきましては、36ページ以下の収益費用明細書のとおりであります。

次に、7ページの剰余金計算書に移ります。欠損金の部から申しますと、1の前年度未処理欠損金は8,335万7,891円で、この未処理欠損金を処理する方法がなく、全額繰越欠損金としております。3の繰越欠損金額増加高として過年度損益収正31万5,820円を加えますと、繰越欠損金の年度末残高は8,367万3,711円となり、先ほど申し上げました当年度純損失7,676万6,404円を加え、当年度未処理欠損金1億6,044万1,115円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、1の国庫補助金は394万8,000円で、本年度は移動がなく、この府補助金につきましては、前年度末残高677万8,400円に、さきに資本的収入で申し上げました簡易水道等施設整備補助金300万円を加え、合計977万8,400円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、3の工事負担金でございますが、7億6,791万6,526円に資本的収入の工事負担金2億584万220円を加え、9億7,375万6,746円となるものでございます。

次に、4の負担金でございますが、前年度末残高900万円に一般会計よりの消火栓新設負担金750万円を加え、年度末残高は1,650万円となるものでございます。

次に、5の受贈財産評価額3,441万6,657円につきましては、本年度移動がありませんでした。

以上、それぞれを合計いたしまして、翌年度繰越資本剰余金は10億3,839万9,803円となるものであります。

次は、欠損金処理計算書(案)でございますが、未処理欠損金1億6,044万115円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、貸借対照表につきましては省略させていただき、以上、簡単であります。昭和50年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

決算付属書類として、18ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、何とぞ本決算を認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) 決算書を見させていただきましたが、二、三点お尋ねしたい。

第1点は金利です。7,000万円の赤字が出ておりますが、1億2,000万の企業債の利子が上がっておりますのでね、そのなを安くしてもらえば赤字の7,000万円が下がるんじゃないかという点で、金利を安くしてもらおう。つまり泉州銀行、住友銀行となっておるものを振りかえができないものかどうか、これが第1点。

それから受託工事の分について、各造成区域から一定の負担金を取った金額がこれになっているのか。ただ単なる工事代金として上がっているのか。つまり上積みがあるんじゃないかという点ですね、あればお答えを願いたい。

それから材料の売却について、支出と収入の差し引き勘定のようになっているんじゃないかと思いますが、前の場合には、材料の売却でちょっと利益がとがったという報告がございましたのでね、これは何ぼあるのか。

それから他市との関係。和泉市は人口急増地帯であるし、地域も広い。さらに開発もやって

おるといふ点で、公共料金対策としては、他市と比べて上からの補助金が平均して多いのかどうか。もっとももらえる根拠があるんじゃないかという点ですね。

それから、8,500万の加入金の収入が上がっておりますが、13ミリで5万円ですから、単純計算で179万円。しかし、13ミリでなしに、25ミリとかいろいろありますからね。その辺の比率はどうかということです。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 水道部次長（高橋新平君） ただいまの質問についてお答えいたしたいと存じます。

銀行から借り入れている縁故債でございますけれども、これは非常に利子が高いから、なるべく政府資金の方に立てかえることができないかという御質問でございますが、これは何年かまとめまして公営企業金融公庫の方へ借りかえる方法がございます。過去にもそういう経過がございますして、高い金利のものにつきましては、公営企業金融公庫の方で一括してまとめて借りかえることはやっております。これにつきましても、そういう方法がございましたら乗っていきたい、かように考えてございます。

それから、受託工事でございますが、受託工事収益としまして1,886万7,263円、これが収益として入ってございます。受託工事費の方で1,872万7,980円ということでございますが、受託工事収益を収入しまして精算しました結果、これだけの差益が生ずるということがございますので、多少の差益はやむを得ないものと存じてございます。

それから、材料の売却収益の関係でございますけれども、本市水道事業は、有償支給の方法をとっておりますので、材料売却未収益と材料売却の原価、これとの差額が3,137万3,570円ということで、22%の差益が生じてございます。

それから、加入金の額についてでございますが、ただいま資料を持ち合わせてございませんので、比率についてはあれでございますが、加入金の額についてのみ申し上げます。13ミリにつきましては5万円、20ミリにつきましては12万円、25ミリにつきましては21万円、40ミリが58万円、50ミリが110万円、75ミリが239万円、100ミリが369万円、こういう額になってございます。比率につきましては、また出ましたらお知らせいたしたいと存じますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○ 水道部総務課長（中辻寿夫君） ただいまの比率の点でございますが、50年度の加入金で13ミリが300件、20ミリで493件、25ミリで9件、40ミリで8件、50ミリで8件、75ミリで1件、合計814件で、ただいまの加入金を収入しているわけでございます。

○ 水道部長（田中稔君） 補助金の件でございますが、この補助金300万円が上がっておりますのは、簡易水道の整備の補助金でございますして、父鬼の配管等に対する補助金でございます。これは他市との給水の状況とか、地形的なものとかそういうもので決まるんじゃないかと、

工事の量によって決まるものでございますので、そういう差はございません。他市との料金格差によって補助金が多いとか何とかいう、簡易水道の補助金は、そういう意味のものではございません。

○ 21番(直村静二君) 簡易水道の補助金を聞いたのではなしに、前に高料金のために補助金を国からもらいましたな。それを今度は申請してあるのかなのか、他市に比べてどうかということですか。

○ 水道部長(田中稔君) 高料金対策のことでございますが、これは特別交付税として、一般会計の方に収入されるものでございます。これは確かに料金格差等のことに基づきまして、国の方で決まるものでございます。ところが、特別交付税として和泉市に対して何ぼと来ますので、水道に対して何ぼ、どこに対して何ぼという明細はわからないわけでございます。ただ、おっしゃられるように、料金格差によって差があるということは考えられます。

以上でございます。

○ 21番(直村静二君) いずれ詳しいことは決算委員会で聞きます。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 17番(富山敏治君) 13ミリの5万円の加入金の件ですが、これも後刻、決算委員会の中で論議されると思いますが、たとえば3日間の臨時給水を希望したら、それについても5万円の加入金を徴収する。永続するであろう家庭の給水についてもやはり5万円の加入金を徴収する。私は、今度の議会の選挙で事務所に水道を設置すべく依頼に行ったところ、臨時給水においても同じ5万円を取るんだということなんですね。これは一体どういう根拠に基づいて徴収されているのか、御答弁を願いたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 水道部長(田中稔君) 加入金の性格につきましては、条例制定の際にも御説明申し上げておりますが、いわゆる加入する権利ですから、極端に言うと、1分でも使用すると、加入することによって支払わなければいけないという考え方に立っておりますので、たとえ臨時用水であっても、加入金はいただくという取り扱いにいたしておるわけでございます。

○ 17番(富山敏治君) 臨時に給水を要する場合の料金、これは同じなんですか。臨時給水は、臨時給水としてのながあるはずなんですかね。一般の常住家庭のなには違うと思うんですが、その点の違いを御報告願いたい。

○ 水道部長(田中稔君) 臨時につきましては割り高になっておりまして、立米100円になっております。水道施設の考え方からいきますと、常時、同じ程度の水道を使っただけというの、施設の投資からすると一番ありがたいわけです。効率もいいわけでございます。臨時に使って、後は使わんということになりますと、それだけ遊休施設が多くなるというたてま

えから、臨時的なものについては、料金についても格差をつけている。こういうことでございます。

○ 17番(富山敏治君) 料金に格差をつけてですね、わずか1日であろうと3日であろうと、同じ常駐するべき権利、それを一つにするのと大幅に違うんじゃないでしょうか。それなら、給水も同じように取ったらいいんじゃないですか。あなたが最初おっしゃったような権限で取るならばですよ。臨時であってもなんでも5万円取るというならば、そんなら、臨時給水やから割り高になるという理屈は出てこないんじゃないですか。そうでしょう。同じ権利で取るんなら、給水する方も取ったらいい。これだったらぼったくりです。悪く言えばぼったくりなんです。その3日間に使う水は、各家庭よりもなお高い水を使わされておるわけです。その計算はどこで合うんですか、合わないでしょうが。どうですか。

○ 水道部長(田中稔君) 料金と加入金との関係は、おのずから観点が変わってまいります。料金になると、先ほど申しましたように臨時に使うにしても、それに合わせて施設に投資せんといかんわけです。最高の水が順調に出るように、臨時的なものも含めて投資せんといかんわけです。

○ 17番(富山敏治君) だから、割り高に取るんでしょうが。

○ 水道部長(田中稔君) 割り高になります。それから、加入金はおのずから考えが違いました、いわゆる水道に加入するわけですね。だから、たとえ1時間であろうとも、加入することによって一つの権利ということで要るんだという考え方でございます。

○ 17番(富山敏治君) 加入することによって権利を取ったんならば、一般の人と同じじゃないんですか。たとえば借家を借る、権利金を払う、そしてずっと住むというような問題と違うんですよ、これは。臨時給水なるがゆえに、いろんな設備もしくちゃならないから割り高に取っておるんでしょう。その上に、まだプラス5万円という金をぼったくっているんじゃないですか。こんな不合理なことがありますか。5日間使って一番高いと言われていた水道料金の上ですね、普通が100円とすれば150円も払うた上に、まだ5万円というものを頭から取っているんですわ。終われば、それをもとどおりに直さんならん。市長、その点どういうように考えますか。権利を取ったというんなら、普通の水と同じように出してやるべきが本当でしょう。

○ 水道部総務課長(中辻寿夫君) ただいまの加入金の件でございますが、13ミリなら13ミリを取り出しますと、それは永久に使用の権利があるわけなんです。3日使って当分やめましても、今度使うときは、加入金は不必要なんです。一つの取り出した権利として永久に続くわけでございまして、臨時給水とは性質の違うものでございまして、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 17番(富山敏治君) だから、臨時給水については、5万円を取るべきではないということをおっしゃるんですよ。金を出すのは、同じ人が出すんですよ。あなたの方は、加入金と水道料金は違うんだとおっしゃるんですが、出すのは同じ人なんです。わかりますか。しかもですね、選挙のような場合は、1カ月間というのは明らかなんです。選挙が済めばその水道はなくなるのがわかっておりながら……。そんなら、私が今度どっかに家を建てて、そこへ水道引いてくれというたら加入金取りませんか。また、新たに取るでしょうが。前の加入金あるからといって許さんでしょうが。少なくとも、市民のどんな小さい問題にでもこたえようとするならば、臨時給水的なもの、常水的なものについては、区分をつけて徴収すべきだと思うんです。その点市長の見解をお聞きしたい。

○ 市長(池田忠雄君) お答えさせていただきたいと存じます。

富山議員さんのおっしゃる意味はよくわかります。ただいま水道部の方がお答えいたしておりますのは加入金でございまして、一つの条例もあり、短期間といえども、常設といえども、加入する権利を認めさせていただくという意味で5万円をいただいているわけです。この辺につきましても、従来の水道行政の中で一つの条例、規則を設け、加入金制度を設け、水の使用料についても決めていくということで行ってまいりました。したがって、議員さんの御指摘もよくわかりますが、従来、水道行政のとってきた方策というものについても、御理解をいただきたいと思います。

いま、富山議員さんのおっしゃっているのは、短期間の分については何らかの形で歯どめをすべきではないかという一つの意見だと存じます。したがって、その点については、水道部の中で一度十分に精査をさせていただきたいと思っております。いま、ここでどうこうということについては申し上げられません。短期間の措置については、一度よく精査検討させていただいて、その上でお答えをさせていただきたい、このように考えます。

○ 17番(富山敏治君) ここで確認をしたいのですが、たとえば、私が臨時給水を申し込んで加入金5万円を払う。そして、臨時給水を受ける行為が終わって、臨時給水をとめてもらう。で、納めた金を返してもらわない限り、私にはその権利があるわけですね。その点明らかにしてほしいのです。つまり、今度新たに私がどっかへ行ったときに、その権利は生かされるのかどうか。また、もう一つ取るというんなら、同じ水道料の権利二つ払わなくちゃならんことになるんですが、その点を確認したいと思っております。

○ 水道部長(田中稔君) お答え申し上げます。

その場合は、同一敷地内であれば、再度の申し込みの際は要りませんが……。

○ 17番(富山敏治君) 何年たってもね。

○ 水道部長(田中稔君) 同一敷地内の場合ですね。ただし、当初の臨時栓を閉栓しますと、

新しくまた要るわけでございます。閉栓せずに休止のまま置いておいて、次に、その敷地内に家を建てる場合は要らない。こういうことでございます。

- 17番(富山敏治君) それじゃ、なおおかしくなって来るわけです。先ほどから再々申し上げているように、たとえば選挙事務所的なものを建てて、選挙が終わる。給水をとめてもらわなしようがない。それが同一敷地内以外には権利が生きないというならばですね……。私は少なくとも、給水を受けるべき権利というものは、和泉市内の全部の水道が一つの権利だというぐあいに解釈しておるんです。地域内だけが権利と違いますよ。そうでしょう。

だから、私が確認しておきたいのは、一たん加入した権利がある限り、私がたとえば北池田へ行って水道を引こうとも、その権利は生きているんだと。そう解釈せざるを得ない。それができないというんなら、じゃ、和泉市の水道は敷地内のものだけですね。黒鳥あるいは伯太を通じて同じ一つの管が流れているんですよ。その一つのなを取ったら、全部の権利が付与されるんじゃないんですか。

- 水道部長(田中稔君) そういう論法もあろうかと思えますけれども、水道の場合は、浄水場から配水管を通じて家庭に送っているわけでございますが、配水管の大きさにもよりますが、北池田でも、黒鳥でも全く同じ状態で水を送るというわけにいかんわけです。たとえば20ミリなら20ミリを取ったとすると、その周囲の水の状態が微々たるものでも変わるわけでございます。したがって、われわれはそれに対して毎年改良なり、いろいろ行って充てんしているわけでございます。そういうことで、一たん、どっかで加入金を納めたから、今度どこで取っても要らんだということにならないわけです。同一敷地内であれば、そこの配水管から給水できますから要らない、よそへ行ったら要る、そういう形です。

- 17番(富山敏治君) また、決算委員会の中でやります。

- 議長(坂上国治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については、十分御審議をお願いしたいと思いますので、本決算の審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審議としたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長(坂上国治君)

なお決算委員の選任については、さきの議員総会で御了承を願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より選任させていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私より選任させていただきます。委員の氏名を局長より朗読させていただきます。

(市会事務局長朗読)

○ 市会事務局長(北野丈夫君) 朗読いたします。

藤原利一議員さん、貝淵博治議員さん、池辺秀夫議員さん、大谷昌幸議員さん、竹内修一議員さん、柳瀬美樹議員さん、三井正光議員さん、寺田茂議員さん、天堀博議員さん、竹下義章議員さん、横田憲治郎議員さん、赤阪和見議員さん、松下定議員さん、以上13名です。

○ 議長(坂上国治君) 以上、朗読どおり選任いたします。委員の皆さん方にはまことに御苦労さんでございますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○

○ 議長(坂上国治君) 次に、日程第13「昭和50年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第2号

昭和50年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、昭和50年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田忠雄

認定第2号参考資料

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 略

2～3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～6 略

和泉市病院事業會計決算書

決算概要

収益の収入額	731,192,464円
収益の支出額	1,001,089,958
当年度純損失	269,897,494
前年度繰越欠損金	548,868,893
欠損金累計	818,766,387
資本の収入額	108,000,000円
資本の支出額	150,984,401

昭和50年度和泉市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

内 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	修正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額			
第1款 病院事業収益	646,499,000	57,089,000	0	703,588,000	27,604,464	
第1項 医療収益	620,012,000	55,182,000	0	675,194,000	26,939,388	
第2項 医療外収益	26,487,000	1,907,000	0	28,394,000	665,081	

支出

区 分	予 算						額		決 算	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	合 計				
第1款 病院事業費用	89,888,800	106,367,000	0	0	0	100,505,000	0	1,001,089,958	0	89,600,42		
第1項 医療費用	80,850,100	99,284,000	0	0	0	90,778,500	0	907,785,000	0	3,230,022		
第2項 医療外費用	8,888,000	7,083,000	0	0	0	9,696,500	0	96,650,000	0	430,020		
第3項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000		

期間外収入

区 分	予 算			額		決 算	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定による 支出額 に係る 財源充 当額	合 計			
第1款 期間外収益	40,480,000	0	0	0	40,480,000	40,480,000	0	
第1項 期間外収益	40,480,000	0	0	0	40,480,000	40,480,000	0	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額						予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第28条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 21,000,000	158,000,000	円 179,000,000	円 36,000,000	円 0	円 215,000,000	円 108,000,000	円 △107,000,000
第1項 他会計出資金	21,000,000	0	21,000,000	0	0	21,000,000	21,000,000	0
第2項 企業債	0	158,000,000	158,000,000	36,000,000	0	194,000,000	87,000,000	△107,000,000

支 出

区 分	予 算						翌 年 度 繰 越 額			備 考			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額	合 計	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額		繼 続 費 通 次 繰 越 額	合 計	不 用 額
第1款 資本的支出	61,679,000	158,000,000	0	219,679,000	37,500,000	0	257,179,000	150,984,401	0	101,000,000	101,000,000	5,194,599	
第1項 建設改良費	7,793,000	158,000,000	0	165,793,000	37,500,000	0	203,293,000	97,038,601	0	101,000,000	101,000,000	5,194,399	
第2項 企業償還金	53,946,000	0	0	53,946,000	0	0	53,946,000	53,945,800	0	0	0	200	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 42,884,401円は、繰越欠損金減少に伴う留保資金 40,480,000円と、残 2,504,401円は一時借入金で充当した。

昭和50年度 和泉市病院事業損益計算書

(昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで)

(単位 円)

1. 医業収益	
(1) 入院収益	393,282,860
(2) 外来収益	293,660,830
(3) その他医業収益	<u>15,189,693</u>
	702,133,383

2. 医業費用	
(1) 給与費	530,492,399
(2) 材料費	278,846,156
(3) 経費	76,481,008
(4) 減価償却費	15,103,580
(5) 資産減耗費	0
(6) 研究修費	<u>3,631,835</u>
	904,554,978

医業損失

202,421,595

3. 医業外収益

(1) 受取利息配当金	2,363,977
(2) 他会計補助金	16,094,000
(3) 国庫(府)補助金	3,917,000
(4) 患者外給食収益	5,604,495
(5) その他医業外収益	<u>1,079,609</u>

当年度総損失

173,362,514

4. 医業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	90,316,039
(2) 患者外給食材料費	<u>6,218,941</u>

当年度純損失

269,897,494

昭和50年度 和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで)

(単位 円)

欠 損 金 の 部

1. 欠 損 金	
1. 前年度未処分欠損金	589,348,893
2. 繰越欠損金減少額	
期間外収入	40,480,000
3. 当年度純損失	269,897,494
当年度未処理欠損金	818,766,387

資 本 剰 余 金 の 部

1. 府 補 助 金	
1. 前年度末残高	1,118,000
2. 当年度発生高	0
3. 当年度処分高	0
翌年度繰越資本剰余金	1,118,000

昭和50年度 和泉市病院事業欠損金処理計算書(案)

(単位 円)

818,766,387

1. 当年度未処理欠損金

0

2. 欠損金処理額

818,766,387

3. 翌年度繰越欠損金

昭和50年度 和泉市病院事業貸借対照表

(昭和51年3月31日現在)

(単位 円)

1. 固定資産	資産	の	部
(i) 有形固定資産			
1. 土地			149,418,165
2. 建物	240,415,659		
建物減価償却引当金	36,401,676		20,401,398
3. 構築物	2,848,487		
構築物減価償却引当金	1,185,920		1,662,567
4. 車両	1,240,000		
車輛減価償却引当金	741,024		498,976
5. 器械及備品	41,778,875		
器械備品減価償却引当金	20,297,693		21,481,182
6. 建設仮勘定	47,706,790		
有形固定資産合計			424,781,663

(2) 投資		
1. 投資有価証券	138,124	
2. 長期貸付金	<u>9,499,235</u>	
投資合計		<u>9,637,359</u>
固定資産合計		<u>484,419,022</u>
2. 流動資産		
(1) 現金預金	58,957,715	
(2) 未収金	124,174,257	
(3) 貯蔵品	14,432,228	
(4) 前払金	<u>678,600</u>	
流動資産合計		<u>198,242,800</u>
資産合計		<u><u>682,661,822</u></u>
負債の部		
3. 固定負債		
(1) 特例債	323,920,000	
(2) その他固定負債	<u>19,098,107</u>	

固定負債合計

4. 流動負債

(1) 一時借入金 580,000,000

(2) 未払金 67,099,969

(3) その他流動負債

1. 子納金 706,000

2. 預り金 5,038,298

3. 預り金(共済基金) 3,100,000

その他流動負債合計

8,844,298

流動負債合計

655,944,267

998,962,374

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金 179,754,371

(2) 借入資本金

決算附属書類

昭和50年度 和泉市病院事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

当病院事業の運営は、前年度に引続き財政的に非常に厳しい状態となりましたが、地域住民の健康と生命を守るために、待望の病院増改築工事に着工すると共に、より一層の医療内容の高度化と充実（外科系の充実と特1類看護実施）を計り、且つ医療サービスの向上に努めました。

病院の利用状況については、入院患者延43,480人（一日平均118.8人）外来患者延84,406人（一日平均284.2人）となり、前年度に比較して、入院では2,833人（一日平均7.7人）6.1%減、外来では1,664人（一日平均5.6人）2%増の診断治療を行っております。

次に財政面から見た場合、事業収益731,193千円に対し、事業費用1,001,090千円で、差引269,897千円の純損失が生じました。

収益については、医療収益は前年度比27.5%増の702,134千円となりました。これに反し、一般会計補助金は前年度比48,260千円減少する等で、医療外収益は前年度比60.1%減の29,059千円となりました。

一方、費用については、医療材料費の増加等により医療費用は前年度比17.3%増の904,555千円となりました。医療外費用は増加した累積欠損金を継ぐための短期借入金利息が増大し、前年度比60.3%増の96,535千円となりました。

建設改良事業としては、増築予定地の一部購入に56,830千円、増築工事設計・監理料に30,200千円が主要なものです。

医療機器の購入は、緊急、重要性のあるものを優先し、外科系に直腸鏡、膀胱鏡等、内科系に気管支ファイバースコープ等、また、三要素心電計等で総額6,000千円になりました。なお、資金的に困難なためX線テレビ25,560千円と、デンストロンメーター及び大腸ファイバー等6,066千円は月賦購入としました。

以上、当年度の概況を申し述べましたが、財政上大変厳しい状態が続く中で一層の経営努力は致す所存ですが、現行医療制度の抜本的改正と病院事業に対する財政援助拡大をより一層強力に要請していく所存であります。

(2) 診療状況

本年度中の外来患者 延 84,406人 1日平均外来患者数 284.2人
 " 入院患者 延 43,480人 " 入院患者数 118.8人

各科別の診療状況

増減	外 来		科 目	人		増減
	昭和49年度	昭和50年度		昭和50年度	昭和49年度	
3.0%	31,640人	32,589人	内 科	27,857人	31,697人	△13.7%
3.4%	6,442	8,630	外 科	6,484	4,404	47.2%
0.9%	24,922	25,138	整形 外 科	7,637	7,817	△2.4%
△1.4%	15,172	13,048	小 児 科	2,002	2,395	△18.4%
9.5%	4,566	5,001	神 経 科			
2.0%	82,742	84,406	合 計	43,480	46,813	△6.1%

(8) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
報告第11号	昭和49年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書	50年6月18日	50年6月18日
議案第42号	昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	50年7月24日	50年7月24日
認定第2号	昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について	50年10月2日	50年12月17日
報告第19号	専決処分の承認を求めることについて(昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号))	50年12月17日	50年12月17日
議案第14号	昭和51年度和泉市病院事業会計予算	51年3月11日	51年3月30日
議案第27号	和泉市病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	51年3月11日	51年3月30日
議案第32号	昭和50年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	51年3月18日	51年3月18日
議案第41号	和泉市職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	51年3月18日	51年3月18日

(4) 職員に関する事項（昭和51年3月31日現在）

（単位人）

給料表別 職種別	医療職(一)		医療職(二)					医療職(三)				一般行政職								臨時職員			合計					
	医師	小計	薬剤師	検査技師	X線技師	栄養士	理学療法士	小計	看護婦	准看護婦	見習看護婦	小計	事務職員	検査補助員	運転手	汽缶士	交換手	営繕	調理員	病棟婦	業務員	小計		看護婦	診療補助員	計		
計	15	15	7	6	4	3	3	23	20	35	2	57	18	3	1	2	1	1	8	3	3	40			135			135
臨時職員																			1	1		2	2				2	4
合計	15	15	7	6	4	3	3	23	20	35	2	57	18	3	1	2	1	1	9	4	3	42			137		2	139
前年度末	14	14	7	5	4	3	3	22	16	37	5	58	19	3	1	2	1	1	8	3	4	42			136		3	139
差引増減	1	1		1				1	4	2	3	1	1						1	1	1	0			1		1	0

2. 工 事

(1) 建設工事の概況

工 事 名	工 事 内 容	工 事 費	着工年月日	竣工年月日	備 考
水路擁壁工事	光明池水路擁壁工事	1,500,000 円	50. 6. 1	50. 6. 10	辻 作 建 設 ㈱
水路測量工事	病院敷地内公用水路 廃止及寄附申請測量	172,000	50. 7.	50. 11.	中 村 測 量 事 務 所
病院増設備工事	施設管理補償費	600,000	50. 12.		光 明 池 土 地 改 良 区
病院増設建築工事	設計監理委託	30,200,000	49. 10. 1	51. 2. 28	㈱ 山 田 守 建 築 事 務 所
〃	用地買収事業	56,829,955		51. 3. 31	和 泉 市 土 地 開 発 公 社
合 計		89,801,955			

3. 業 務

(1) 業 務 量

(1) 各科別外来入院診療数

外 来		診 療		診 療 数	科 別	入 院		診 療 数	医 師 1 人 当 り 1 日 診 療 数
医 師 1 人 当 り 1 日 診 療 数	1 日 平 均 診 療 数	1 日 平 均 診 療 数	診 療 数			診 療 数	1 日 平 均 診 療 数		
12.2	109.7	32,589	3,258.9	内科	2,735.7	74.7	8.8		
9.7	29.1	8,630	8,630	外科	6,484	17.7	5.9		
28.2	84.7	25,138	2,513.8	整形外科	7,637	20.9	7.0		
43.9	43.9	13,048	1,304.8	小児科	2,002	5.5	5.5		
16.8	16.8	5,001	5,001	神経科					
	284.2	84,406	8,440.6	合計	43,480	118.8			

(単位 人)

(2) 事業収入に関する事項

(1) 医 業 収 益

初 診 料	再 診 料	薬 料	注 射 料	処 置 料	手 術 料	検 査 料	X 線 料	入 院 料	療 具 料
7,141,361	28,296,619	19,141,510	120,853,620	134,506,950	21,322,981	74,111,505	28,618,613	91,776,251	421,1941
看 護 料	給 食 料	其 他 入院 収益	其 他 外来 収益	室 料 差 額 収 益	公 衆 衛 生 活 動 収 益	医 療 相 談 収 益	其 他 医 業 収 益		合 計
51,661,889	42,584,717	5,412,808	6,085,590	11,585,300	496,391	1,073,823	2,034,379		702,183,388

(単位 円)

(ロ) 医業外収益 (単位 円)

受取利息配当金	他会計補助金	国庫(府)補助金	患者外給食収益	その他医業外収益	合計
2,363,977	16,094,000	3,917,000	5,604,495	1,078,608	29,059,081

(ハ) 各科別入院収益及び外来収益 (単位 円)

科別	内科	外科	整形外科	小児科	神経科	合計
入院収益	20,982,940.5	11,012,416.8	5,545,958.2	17,869,705	0	39,328,286.0
百分比 (%)	53.4	28.0	14.1	4.5	0	100.0
外来収益	15,343,466.0	27,588,843	6,051,232.9	3,621,447.0	15,910,528	29,366,083.0
百分比 (%)	52.3	9.4	20.6	12.3	5.4	100.0
合計	36,326,406.5	13,771,301.1	11,597,191.1	5,480,950	15,910,528	68,694,369.0
百分比 (%)	52.9	20.0	16.9	7.9	2.3	100.0

(二) 収益的収入項目別比較

区 分	昭和 50 年 度		昭和 49 年 度		比 較		備 考
	円	%	円	%	増 減 額	増 減 率	
医 業 収 益	702,133,383	96.0	550,676,728	88.3	151,456,655	27.5	
入 院 収 益	393,282,360	53.8	288,485,428	46.3	104,797,432	36.3	
外 来 収 益	298,660,830	40.1	246,329,372	39.5	47,331,458	19.2	
その他医業収益	15,189,693	2.1	15,861,928	2.5	△ 672,235	△ 4.2	
医 業 外 収 益	29,059,081	4.0	72,815,110	11.7	△ 43,756,029	△ 60.1	
受取利息配当金	2,363,977	0.3	2,296,748	0.4	67,229	2.9	
他会計補助金	16,094,000	2.2	64,354,000	10.3	△ 48,260,000	△ 75.0	
国庫(府)補助金	3,917,000	0.5	880,000	0.1	3,037,000	345.1	
患者外給食収益	5,604,495	0.8	4,369,090	0.7	1,235,405	28.8	
その他医業外収益	1,079,609	0.2	915,272	0.2	164,337	18.0	
合 計	731,192,464	100.0	623,491,838	100.0	107,700,626	17.3	

(3) 事業費用に關する事項

(1) 収益的費用項目別比較

区 分	昭 和 5 0 年 度		昭 和 4 9 年 度		比 較		備 考
	円	%	円	%	増 減 額	増 減 率	
医 業 費 用	904,554,978	90.4	770,880,673	92.8	133,724,305	17.3	
給 与 費	530,492,399	53.0	484,339,005	58.3	46,153,394	9.5	
材 料 費	278,846,156	27.9	212,546,168	25.6	66,299,988	31.2	
経 費	76,481,008	7.6	55,844,744	6.7	20,636,264	37.0	
減 価 償 却 費	15,103,580	1.5	15,110,472	1.8	△ 6,892	△0.05	
資 産 減 耗 費	0	0	0	0	0	0	
研 究 研 修 費	3,031,835	0.4	2,990,284	0.4	6,41,551	21.5	
医 業 外 費 用	96,534,980	9.6	60,224,105	7.2	36,310,875	60.3	
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	90,316,039	9.0	54,876,119	6.6	35,439,920	64.6	
患 者 外 給 食 材 料 費	6,218,941	0.6	5,347,986	0.6	870,955	16.3	
合 計	1,001,089,958	100.0	831,054,778	100.0	170,035,180	20.5	

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(イ) 業務委託契約

契約先	契約期間	契約金額	契約の内容	備考
アイ・エム・ピーセンター	50. 4～51. 3	2,239,510 円	保険診療報酬請求業務委託	
三友医療産業(株)	"	2,486,970	基準寝具設備業務委託	貸切方式
"	"	1,596,194	診療衣リース委託	
和泉衛生	"	480,000	塵芥蒐集業務委託	
関西マネジ興業(株)	"	4,104,000	院内清掃業務委託	

(ロ) 器械備品購入契約

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容	台数	備考
日本リース(株)	50. 7	6,066,000 円	デンシトロンターナー・オリンパス直視型ファイバースコープ 大腸ファイバー	各1	外科・検査室 リース契約3年
総合リース(株)	50. 8	21,600	星崎全自動製氷機	1	再リース契約1年
日本リース(株)	50. 10	25,560,000	日立診断用X線テレビ装置	1	放射線科 リース契約5年
大日・医科産業(株)	50. 6	125,000	三共デキスター	1	小児科
"	50. 8	630,000	三要素心電計	1	検査室
"	"	50,000	ラックーン噴水式洗浄器	1	"
"	"	140,000	スカイロックスハログエンエースノバスタンダード	1	手術室

大日医科産業(株)	50. 9	90,000	アトム与乗車フード付	1	三	話
"	51. 1	208,000	ニコンメディカルニコール	1	外	科
"	"	118,400	陽平圧自動切替弁反射属一式	1	"	"
府中電機(株)	50. 7	50,000	洗濯機	1	三	話
"	"	164,000	冷蔵庫	2	二話・三話	
田中器械店	50. 7	50,000	ストレッチャー	1	二	話
"	50. 8	290,000	人工股関節形成セット	1	整形外科	
"	"	100,000	小型吸引器	2	二	話
"	"	840,000	気管支ファイバースコープ	1	内	科
"	"	50,000	ステレンス廻診車	1	二	話
"	"	600,000	膀胱鏡(町用SL)	1	外	科
東京商会(株)	50. 7	148,000	メリックス保冷ケース	1	手術室	
"	50. 8	700,000	メリックスクリーンフード	1	薬	局
西本産業(株)	50. 7	264,000	カシヨウカセット一式	1	放射線科	
平田産業(株)	50. 8	368,000	直腸鏡本体及び附属品一式	1	外	科
"	"	620,000	直腸鏡光源	1	"	"
"	"	168,500	直腸鏡用カメラ	1	"	"
"	50. 9	70,500	脳性マヒ訓練椅子及び上肢訓練机	1	理学療法室	
フクダ電子(株)	50. 11	160,600	心音計部品(minor 3用トランスジューサ)	1	検査料	

(2) 一時借入金の概況

		(単位 円)	
前年度末残高	本年度借入総額	本年度返済総額	本年度末残高
350,000.0000	3,070,000.0000	2,840,000.0000	580,000.0000

(3) 未払金の内訳

区分	金額	備考
給与	5,790,723	職員諸手当及健保負担金
薬品費	48,473,000	㈱三星堂 他5社
診療材料費	1,782,410	大日医科産業㈱ 他14社
給食材料費	3,753,710	森口商店 他19社
医療消耗品費	1,224,250	西本産業㈱ 他4社
厚生福利費	585,000	職員会
旅費	32,860	職員出張旅費
職員被服費	1,560	丸英ユニホームサマービス
消耗品費	51,570	㈱阪和 他3社

消耗品費	21,020	日燃鋼器 他3社	3月分
光熱水費	1,000	小野林商店	"
燃料費	622,455	溝川鉦油店 他1社	"
印刷製本費	239,886	藤原印刷所 他5社	"
修繕繕料	238,970	府中電機 他6社	"
賃借料	40,417.5	三友医療産業 他2社	"
通信搬費	89,627	和京電報電話局	"
委託託料	1,754,560	綱スペースレファレンス 他7社	"
手諾會費	4,000	藥劑部長會 他1件	"
手諾會費	3,900	大阪労災指定病院長會	"
雜費	12,310	木下新聞舖 他2社	"
研究材料費	20,700	森口商店	"
函書費	100,300	綱厚生社 他3社	"
旅費	153,080	醫師學會出張	"
一時借入金利息	1,738,903	和泉市一般會計	"
計	67,099,969		

(4) 未収金の内訳

区 分	金 額	備 考
支払基金他保険報酬	381,429 円	10月～1月 調定請求分
"	46,183,204	2月 "
"	55,320,373	3月 "
個人負担金	2,655,111	昭和50年度 個人請求分
その他未収金	1,262,140	入院料差額 388,550 その他医業収益 98,176
一般会計補助金	16,094,000	医業外収益 777,414 昭和50年度 和泉市補助金
国庫補助金	1,548,000	昭和50年度 特例使利子補助金(後期分)
府補助金	730,000	昭和50年度 老人病棟改修整備費補助金
合 計	124,174,257	

(5) 貯蔵品の内訳

区 分	金 額	備 考
薬 品	10,961,841	一般投薬用薬品及注射薬
診 療 材 料	2,071,501	注射器、針、ガーゼ、綿花、綿帯、フィルム、その他
給 食 材 料	389,750	米、小麦粉、砂糖、乾物、調味料、その他
医 療 消 耗 備 品	18,950	鉗子、尿比重計、検温板
消 耗 品	339,031	蛍光灯、洗剤、文具品、その他
消 耗 備 品	20,460	ガスコンロ、洗面器、その他
燃 料	136,000	ボイラー用A重油
食 糧 (茶)	14,190	玄米茶、その他
印 刷 物	313,450	看護日誌、処方箋、検査報告、伝票、その他
患 者 外 給 食 材 料	167,055	米、小麦粉、砂糖、乾物、調味料、その他
合 計	14,432,228	

(6) 前払金の内訳

区 分	金 額	備 考
窓口準備資金	150,000 円	窓口釣銭用
前 渡 金	528,000	立替払資金

(7) その他流動負債の内訳

区 分	金 額	備 考
予 納 金	706,000 円	入院前受金
預 り 金	5,038,298	職員源泉所得税 3,257,803 円
		職員市民税 1,185,550
		職員健保個人負担金 347,040
		日本生命等個人返還分 205,626
		組 合 費 42,279
共 済 基 金	3,100,000	職員共済会預り金
合 計	8,844,298	

資 金 収 入 支 表

(昭和50年4月1日より昭和51年3月31日まで)

(単位 円)

受 入 科 目	金 額	備 考	支 払 科 目	金 額	備 考
医 業 収 益	597,108,540		医 業 費 用	624,083,876	
医 業 外 収 益	9,928,691		医 業 外 費 用	88,577,136	
過 年 度 未 収 金	128,923,666		貯 蔵 品 購 入 費	208,893,160	
他 会 計 出 資 金	21,000,000		建 設 改 良 費	95,806,465	
企 業 債 債	87,000,000		企 業 債 償 還 金	13,465,800	
一 時 借 入 金	3,070,000,000		看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,232,136	
預 り 金	89,290,772		過 年 度 未 払 金	55,894,145	
予 納 金	6,274,000		一 時 借 入 金 返 済	2,840,000,000	
期 間 外 収 益	40,480,000		預 り 金 還 付	89,345,248	
前 年 度 繰 越 金	73,030,012		予 納 金 還 付	6,300,000	
合 計	4,123,035,681		特 例 債 償 還 金	40,480,000	
			合 計	4,064,077,966	
本表は正味の現金収支を示すものである。			差 引 翌 年 度 繰 越 額	58,957,715	

昭和50年度 和泉市立病院事業会計収益費用明細書

1. 収益的収支明細書

款	項	目	部	金額	備考(予算額)
病院事業収益	1. 医療収益	入院収益 外来収益 その他医療収益	入院収益 外来収益	731,192,464円	703,588,000円
				702,133,383	675,194,000
				393,282,860	376,917,000
				393,282,860	
				293,660,830	283,409,000
				293,660,830	
				15,189,693	14,868,000
				11,585,300	
				49,639.1	
				1,073,623	
0					
2,034,379					
486,400					
1,003,150					
230,110					
136,430					
178,289					

2 医 業 外 収 益			22,059,081	28,394,000
	1 受取利息配当金		236,397	1,977,000
		1. 預 金 利 息	236,397	
	2 他 会 計 補 助 金		16,094,000	16,094,000
		1. 他 会 計 補 助 金	16,094,000	
	3 国 庫 (府) 補 助 金		3,917,000	3,917,000
		1. 国 庫 (府) 補 助 金	3,917,000	
	4 患 者 外 給 食 収 益		5,604,495	5,472,000
		1. 患 者 外 給 食 収 益	5,604,495	
	5. その他医業外収益		1,079,609	934,000
		1. その他医業外収益	1,079,609	
		患者等電気使用料	188,820	
		〃 ガス 〃	151,478	
		〃 水 〃	228,880	
		〃 電話 〃	160,957	
	納品書及稟具汚損料	108,790		
	売店家賃その他	240,684		

費用の部

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
病院事業費用	1. 医療費用	1. 給 与 費		1,001,089,958円	1,005,050,000円
				904,554,978	907,785,000
				530,492,399	530,801,000
			1. (給 料)	234,775,428	
			医師 給	440,460,000	
			看護 婦 給	33,638,837	
			准 看護 婦 給	50,793,059	
			医療 技術 員 給	35,818,891	
			事 務 員 給	32,327,623	
			労 務 員 給	38,151,018	
			2. (手 当)	212,623,116	
			医師 手 当	57,026,213	
			看護 婦 手 当	26,574,295	
			准 看護 婦 手 当	44,027,966	
			医療 技術 員 手 当	28,469,968	
事 務 員 手 当	28,080,910				
労 務 員 手 当	28,443,769				
	3. 賃 金			66,000	

	報酬	30,200,546	
	〔非常勤医師報酬〕	27,700,320	
	〔非常勤看護婦報酬〕	2,500,226	
5.	法定福利費	49,205,909	
6.	退職給与金	3,621,400	
		27,884,615.6	280,697,000
1.	藥品費	235,906,797	
	〔內服藥〕	133,948,933	
	〔外用藥〕	7,924,100	
	〔注射藥〕	85,386,454	
	〔試藥他〕	8,647,310	
2.	診療材料費	2,339,558.6	
3.	給食材料費	1,610,733	
4.	医療消耗備品費	3,434,090	
		76,481,008	77,365,000
1.	厚生福利費	585,000	
2.	旅費交通費	468,910	
3.	職員被服費	222,470	
4.	消耗品費	1,530,585	
	〔診療〕	255,089	
	〔事務〕	486,819	
	〔管理〕	839,227	

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			5. 消耗備品費 〔診療事務管理〕	1,152,295 617,885 78,390 456,020	
			6. 光熱水費 〔電気使用料 ガス 水道〕	1,222,051 6,672,377 1,795,604 3,759,010	
			7. 燃料費 〔ボイラー用 自動車用〕	3,821,084 3,717,930 103,154	
			8. 食糧費	115,550	
			9. 印刷製本費	1,845,646	
			10. 修繕材料 〔建物及附属設備 器具及備品〕	4,428,525 3,043,445 1,385,080	
			11. 保険料	324,866	
			12. 賃借料 〔医療用器械 器具借料〕	21,394,323 1,221,630 2,486,970	

	診察衣借料	1,596,194	
	土地その他	5,094,859	
13	通信運搬費	1,268,811	
14	委託料	25,155,472	
	清掃業務	4,776,100	
	衛生関係	281,425	
	検査委託	1,257,933	
	保険請求事務	2,239,510	
	看護婦養成	2,216,000	
	各科教室研究	1,600,000	
	エレベーター等	1,468,100	
15	諸会費	851,100	
16	手数料	41,100	
17	雑費	435,320	
18	交際費	612,900	652,000
		15,103,580	15,131,000
4	減価償却費		
	1. 建物減価償却費	9,420,674	
	2. 構築物減価償却費	168,135	
	3. 器械備品減価償却費	5,829,515	
	4. 車輛減価償却費	185,256	
5	資産減耗費	0	1,000

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
		研究修費	1. 資産減耗費	3,631,835	3,790,000
			1. 研究材料費	148,250	
			2. 謝金	0	
			3. 図書費	763,245	
			4. 旅費	2,650,540	
			5. 研究雜費	69,800	
	2. 医療外費用			96,534,980	96,965,000
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費		90,316,039	90,687,000
			1. 企業債利息	12,622,075	
			2. 特例債利息	34,719,440	
			3. 割賦金利息	1,561,732	
			4. 一時借入金利息	40,256,447	
			5. 企業債手数料及び取扱費	1,156,3345	
		2. 患者外給食材料費		6,218,941	6,278,000
			1. 患者外給食材料費	6,218,941	
	3. 予備費			0	300,000

期間外収支明細書

款	項	目	金額	備考(予算額)
期間外収益			40,480,000円	40,480,000円
	1. 期間外収益		40,480,000	
		1. 期間外収益	40,480,000	

2. 資本的収支明細書

款	項	目	金額	備考(予算額)
資本的収入			108,000,000円	215,000,000円
	1. 他会計繰入金		21,000,000	
		1. 一般会計繰入金	21,000,000	
	2. 企業債		87,000,000	194,000,000
		1. 企業債	87,000,000	

款	項	目	金額	備考(予算額)
資本的支出			150,984,401円	257,179,000円
	1. 建設改良費		97,038,601	203,233,000
		1. 看護婦宿舍割賦金	1,232,136	
		2. 器械備品購入費	6,000,000	
		3. 病院建設調査費	492,260	
		4. 病院増設事業費	89,314,205	195,500,000
			58,945,800	53,946,000
	2. 企業債償還金		13,465,800	
		1. 企業債償還金	40,480,000	
		2. 公立病院特例債		

和泉市病院事業会計固定資産明細書

(1) 有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加高	当年度減少高	年度末現在高	減価償却費		年度末償却未済高	備考
					当年度償却費	償却費累計		
土地	90,316,210	5,910,195	0	149,418,165	0	0	149,418,165	
建物	240,415,659	0	0	240,415,659	9,420,674	36,401,676	20,401,398	
木造建物	5,984,349	0	0	5,984,349	380,956	1,535,124	4,449,225	
鉄筋建物	148,458,293	0	0	148,458,293	2,468,758	9,868,822	138,589,471	
鉄骨建物	5,289,000	0	0	5,289,000	161,843	485,529	4,803,471	
ブロック建物	1,790,000	0	0	1,790,000	40,275	80,550	1,709,450	
附帯設備	78,894,017	0	0	78,894,017	6,368,842	24,431,651	54,462,366	
構築物	2,848,487	0	0	2,848,487	168,135	1,185,920	1,662,567	
器械及備品	35,778,875	6,000,000	0	41,778,875	5,329,515	20,297,693	21,481,182	
車輜	1,240,000	0	0	1,240,000	185,256	741,024	498,976	
合計	370,599,231	65,101,955	0	435,701,186	15,103,580	58,626,313	377,074,873	

(2) 投資資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高		備考
				当年度増加額	年度末現在高	
投資有価証券	138,124	0	0	138,124	138,124	電信電話債券
長期貸付金	9,499,235	0	0	9,499,235	9,499,235	医師住宅敷金、電話及学債
合計	9,637,359	0	0	9,637,359	9,637,359	

企業債及割賦金明細書

起債年度種類	借入先	発行総額	償還		未償還残高	利率	償還終期
			当年度償還高	償還高累計			
昭和36年度 昭病院事業債	大蔵省 資金運用部	10,000,000	390,762	3,560,761	6,439,239	年 6分5厘	昭和 62.2.1
昭和37年度	〃	70,000,000	2,522,926	22,989,769	47,010,231	〃	63.2.1
昭和42年度	〃	40,000,000	1,156,160	6,734,831	33,265,169	〃	67.3.1
昭和43年度	〃	16,000,000	425,943	2,481,175	13,518,825	〃	68.3.1
昭和46年度	住友銀行	89,700,000	8970,000	17,940,000	71,760,000	7分5厘	53.12.25
昭和46年度 看護婦宿舍建設割賦金	日本住老会	24,642,720	1,232,136	5,544,613	19,098,107	7分8厘	66.9.25
昭和49年度 昭病院特別債	住友銀行	182,200,000	20,240,000	20,240,000	161,960,000	9分8厘	59.3.31
〃	泉州銀行	182,200,000	20,240,000	20,240,000	161,960,000	9分8厘	〃
昭和49年度 昭病院事業債	大蔵省 資金運用部	42,800,000	0	0	42,800,000	7分5厘	81.3.1
昭和50年度	住友銀行	28,400,000	0	0	28,400,000	9分1厘	61.3.25
〃	泉州銀行	28,400,000	0	0	28,400,000	〃	〃
合	計	714,342,720	55,177,936	99,731,149	614,611,571		

財務分析表

項目	算式	昭和50年度 %	昭和49年度 %	昭和48年度 %	昭和47年度 %
固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{總資産}} \times 100$ (注)	68.7	62.3	72.0	74.3
固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債+借入資本金}}{\text{總資産}} \times 100$	97.2	102.6	46.7	40.7
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	30.2	51.7	26.6	33.0
長期資本比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債+資本金+剩餘金}} \times 100$ (△: 除く)	54.7	47.7	95.1	99.4
不良債務比率	$\frac{\text{不良債務}}{\text{醫業収益}} \times 100$	65.2	36.4	88.0	65.4
總収益對總費用比率	$\frac{\text{總収益}}{\text{總費用}} \times 100$	73.0	75.0	74.1	79.7
醫業収益對醫業費用比率	$\frac{\text{醫業収益}}{\text{醫業費用}} \times 100$	77.6	71.4	70.2	77.1
企業償還額對減価却額比率	$\frac{\text{企業償還元金}}{\text{當年度減価却費}} \times 100$	89.2	87.3	26.3	36.9
資本的収入對資本的支出比率	$\frac{\text{資本的収入}}{\text{資本的支出}} \times 100$	71.5	909.6	100.5	65.2

経営分析表

項目	算式	昭和50年度	昭和49年度	昭和48年度	昭和47年度
病床利用率	年延入院患者数	99.0%	105.7%	105.1%	109.0%
	年延病床数	100			
一日平均患者数(入院)	年延入院患者数	118.8人	126.9人	126.2人	130.8人
	診療日数	284.2人	278.6人	272.9人	254.8人
患者一人一日当り医療収入	年延外来患者数	5.490円	4.267円	3.266円	2.929円
	診療日数	7.073円	5.973円	4.651円	3.801円
患者一人一日当り診療収入	医療収益	5.372円	4.144円	3.154円	2.824円
	年延入院外来患者数	9.045円	6.229円	4.531円	4.058円
(入院)	入院収益	3.479円	2.977円	2.370円	2.048円
	年延入院患者数	1.845円	1.383円	1.173円	1.029円
(外来)	外来収益	1.109円	9.45円	7.64円	6.73円
	年延外来患者数	9.45円	3.88円	3.69円	3.57円
患者一人一日当り薬品費	薬品費	120.854円	127.886円	127.886円	127.886円
	年延入院外来患者数	127.886円	127.886円	127.886円	127.886円
(投薬)	投薬薬品費	127.886円	127.886円	127.886円	127.886円
	年延入院外来患者数	127.886円	127.886円	127.886円	127.886円
(注射)	注射薬品費	127.886円	127.886円	127.886円	127.886円
	年延入院外来患者数	127.886円	127.886円	127.886円	127.886円

項 目	算 式	昭和50年度	昭和49年度	昭和48年度	昭和47年度
		円	円	円	円
入院患者一人一日当り 給食材料費	患者給食材料費	16,110 (円)			
	年延入院患者数	4,348	309	240	212
投薬薬品使用効率	投薬薬品収入	191,415			
	投薬薬品払出原価	141,873	137.9%	143.4%	127.7%
注射薬品使用効率	注射薬品収入	120,854			
	注射薬品払出原価	85,386	150.7%	148.2%	143.8%
医薬材料消費率	医薬材料費	262,736			
	入院外来収益	686,944	37.1%	41.1%	40.1%
診療収入に対する割合 (投薬・注射収入)	投薬注射収入	812,269			
	入院外来収益	686,944	45.6%	52.1%	48.6%
検査収入	検査収入	74,112			
	入院外来収益	686,944	8.9%	9.3%	9.1%
(X線収入)	X線収入	28,619			
	入院外来収益	686,944	4.3%	5.2%	6.1%
医薬材料費対	医薬材料費	262,736			
	医薬収益	702,133	36.0%	39.7%	38.6%
職員給与対	職員給与	530,492			
	医薬収益	702,133	88.0%	82.6%	70.3%

区	分	医業収益		延患者数	調剤件数	手術件数	検査件数
		金額	構成比				
入	院	393,283	57.3	43,480	26,629	339	29,474
	内	153,435	22.3	32,589	54,418		34,193
外	科	27,589	4.0	8,630	8,751	47	1,533
	整形外科	60,512	8.8	25,138	20,856	70	534
来	小兒科	36,214	5.3	13,048	18,861		6,839
	神經科	15,911	2.3	5,001	10,105		795
合	小計	293,661	42.7	84,406	112,991	117	43,894
	計	686,944	100.0	127,886	139,620	456	73,368

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君）それでは、「昭和50年度和泉市病院事業会計決算」の概要につきまして御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき調整し、議会の御認定をいただくべく提出申し上げます。

まず、業務の状況でございますが、診療患者数は入院延べ4万3,480人、1日平均118人、外来では延べ8万4,406人、1日平均284人でありまして、前年度に比較いたしますと、入院で6.1%の減少、外来では2%の増加でございます。入院患者の減少は、従来、内科で1病棟、小児科、外科、整形外科3科分合で一病棟でございましたが、50年の5月以降は、内科、小児科で1病棟、外科、整形外科で1病棟に再編成いたしまして、合わせて内科重症患者の治療に看護婦詰所隣室の1室を充てましたために、内科で減少し、外科で増加いたしまして、全体では年間延べ2,833人、1日平均7.7人の減少となりました。

次に、主要な建設改良事業といたしましては、医療器械で緊急不可欠な28点を充足いたしました。耐用年数を経過し、更新が必要となりましたレントゲンテレビ撮影装置外2点は、高価でもあり、資金的な事情もございましたためにリース契約をいたしました。また前年度に引き続きまして、大阪府の老人病棟整備補助を受けまして、サイドテーブル、補助いす等を購入し、病棟設備の整備を行いました。

工事といたしましては、増築予定地内一部民有地の買収が市土地開発公社の御尽力により完成し、起債許可を得まして、公社より買い戻し取得を行いました。取得用地は、土地369平方メートル、建物木造平家建て1棟220.95平方メートルで、取得額は借人85戸の立ちのき補償、公社の事務費を含めまして56,829,955円でございます。同時に、増築工事の設計につきましても、前年度に起債決定をうけまして、基本設計を終わっておりますが、実施設計相当額を本年度に繰り越しております。設計を委託いたしました山田守建築事務所と病院側並びに市建築課関係で再々の協議検討を重ね、51年2月末設計を完了。そのほか前年度から繰り越しました水路の擁壁工事、新旧水路交換に必要な明示測量及び新館の排水工事のために、光明池土地改良区への施設管理補償を実施、工事中工態勢を整えた次第でございます。

次に、会計決算の状況でございますが、収益的収支では、病院事業収益7億3,119万2,464円、事業費用10億1,08万9,958円、差し引き2億6,989万7,494円の欠損でございます。

資本的な収支は、収入1億800万円、支出1億5,098万4,401円、収入の不足をいた

します額4,298万4,401円は、期間外収入4,048万円のほか一時借入金で補てんいたしました。経常収支の主な部分を示します医業収支は、医業収益が7億213万3,383円、医業費用9億455万4,978円、差し引き2億242万1,595円の欠損でございますが、前年度と比較いたしますと、収益では1億5,145万6,655円、率では27.5%の増加、費用は1億3,372万4,305円、17.3%の増加でありまして、単年度の赤字は、前年度の2億2,153万9,455円に對しまして1,773万2,350円と、わずかながら赤字縮少となったわけでございます。

医業収支の動向は、市立病院発足の昭和47年で赤字額1億774万円、48年度では1億7,561万円、49年度2億2,015万円と年々赤字が増大の状況でございましたが、50年度で初めてわずかながら赤字が縮少となりました。その理由は、収益におきまして診療患者数が減少いたしましたものの、外科を主とします医療の高度化によりまして、特に入院収益が著しく増加いたしましたこと、前年度2回にわたる診療報酬の引き上げが平年度化されまして、全般に収益が増加いたしましたに對しまして、費用面では、市全般に金融費が抑制されまして、病院事業会計では、前年度対比12.1%の増にとどまったわけでございます。

給与費の伸び率は、昭和48年度で29%、49年度では47.6%に達しておりましたが、また医業収益中に占めます給与費の割合も、47年度70.2%、48年度では82.5%、49年度では87.9%と年々上昇を続けておりましたが、50年度では75.5%に低下いたしまして、収益の積極的な増加と費用の大きい部分を占めます給与費の抑制によりまして、前に申し上げましたごとく、赤字の幅が若干縮少となったものでございます。

しかしながら一方、医業外の収支は、収益で2,905万9,081円、費用で9,653万4,980円、差し引き6,747万5,899円の欠損となりまして、医業、医業外を合わせました収益的な収支は2億6,989万7,494円の欠損で、前年度よりも6,233万4,554円の欠損金増大の結果と相なりました。

医業外収支の悪化につきましては、赤字が累増いたしますのと、特例債の利息が加わりまして、支払い利息が前年度より約3,500万円増加いたしました反面、一般会計補助金が約4,800万円減少いたしましたのが主な原因でございます。一般会計から病院事業会計への補助負担金は、総額では9,986万2,000円が繰り出されておまして、全額では前年度より1,300万円強増加いたしておりますが、このうち2,228万円は、昭和46年度以来未収となっております看護婦宿舍建設分担保として収入し、また、50年度から新たに償還が始まりました公立病院特例債元金償還に4,048万円を期間外収入として引き当ていたしましたために、医業外収益一の補助分が激減する結果となったものであります。

資本的な収支につきましては、収入1億800万円は、企業債8,700万円、一般会計出資金2,100万円でございます。支出では、器械、備品購入、起債償還元金、病院建設調査費、以上が2,119万1,966円のほか、49年度に起債借り入れを行い、本年度から元金償還が始まりました公立病院特例債4,048万円、病院増設事業費8,931万4,205円を執行いたしました。

事業費の内訳は、起債対象事業といたしまして、設計委託費3,020万円、用地取得費、5,682万9,955円、その他水路擁壁工事、水路交換測量委託費、増設後の排水放流先への施設管理補修費等、合計2,27万2,000円であります。

以上申し上げましたごとく、昭和50年度は、病院事業の実施に向けまして必要な準備段階をほとんど完了、整備いたしましたわけでございます。

会計面におきましても、経費の中心でございます医業収支がやや改善されましたものの、依然大幅な赤字を生じておりまして、50年度末の累積欠損金は8億1,876万6,387円、不良債務額といたしましては、特例債の未償還分3億2,392万円を含めまして、総額では7億8,162万1,000円に達しておりまして、なお、重大深刻な事態と自覚をしている次第でございます。懸案の病院の整備事業を早期に完遂し、市民医療の質・量ともに充実を図りますとともに、経営改善、財政収支の改善に向けまして、なお、懸命の努力をいたす所存でございます。

以上はなほ簡単でございますが、会計決算の概要を説明申し上げます。ひとつよろしく御審議の上、御認定をお願いいたしまして、簡単でございますが、説明を終わらさせていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に御質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましても十分審議をお願いしたいと思いますので、本決算の審査につきましては、先般、設置いたしました決算特別委員会に付託し、閉会中も継続審議といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認め、さよう決定いたします。

委員の皆さん方にはまことに御苦勞でございますが、本件につきましてもよろしく御願いを申し上げます。

○

○ 議長（坂上国治君）次に、日程第14「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第75号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所 和泉市和田町202-1
氏 名 藤原 利一
年 齢 明治40年12月8日（68歳）
職 業 繊維業

議案第75号参考資料

〔Ⅰ〕地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

（第3項略）

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔Ⅱ〕前任者の任期満了日

関戸正一 昭和51年9月22日

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程されました議案第75号「監査委員の選任」について提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきまして2名であります。議会議員及び学識経験を有する者より、それぞれ1名をもって構成をいたしております。今回、議会議員の任期満了に伴いまして、監査委員1名欠員となっております。したがって、議会議員より監査委員1名を選任するにあたりまして、藤原利一議員さんが人格、識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか藤原議員を監査委員として選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致御同意賜りますようお願いを申し上げます。よろしく御願いを申し上げます。

- 議長（坂上国治君） お諮りいたします。

本件を原案どおり同意するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第75号を原案どおり同意することに決しました。

ただいま御同意をいただきました監査委員さんの藤原利一君にあいさつを許可いたします。

（監査委員のあいさつ）

- 監査委員（藤原利一君） それでは一言、ごあいさつとお礼を申し上げます。

ただいま監査委員の選任について皆様方の御同意をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。任命いただきました以上は、先輩の御指導を仰ぎながら一生懸命に勉強をして、りっぱな監査ができますように努力したい、かように思っております。

なお、今後とも御支援、御鞭撻を賜りますよう御願い申し上げまして、はなはだ簡単粗辞でございますが、ごあいさつとお礼にかえさしていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○ 議長（坂上国治君）次に、日程第15「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第67号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に選任するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田忠雄

住所 和泉市上町737番地
氏名 堀内由延
年齢 明治43年10月2日（66歳）
職業 ポリロープ製造販売

住所 和泉市黒石町735番地
氏名 藤原忠雄
年齢 大正12年1月3日（53歳）
職業 南池田農業協同組合長

議案第67号参考資料

〔1〕 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜すい

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長

が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 略

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関としておかれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

〔Ⅱ〕 任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
堀内由延	昭和51年11月8日
藤原忠男	昭和51年11月8日

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第67号「教育委員会委員の選任」についての提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に格段の御協力をいただいております堀内由延氏と藤原忠男氏のお二人が、11月8日をもって任期満了に相なり、後任について人選を進めてまいりましたところ、今般、堀内由延氏は過去6年有余、藤原忠男氏は4カ年間、お二人とも多年の経験に加えて大変熱心な方であり、再任について御両人に要請を続けてまいりましたが、幸いにして内諾を得ましたので、御両人を教育委員に再任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

堀内由延氏は、昭和45年3月議会の同意をいただき、教育委員として就任、任期満了日まで教育委員長をお務めいただいた方で、住所は和泉市上町732番地、明治43年10月2日生まれ、ポリローブ製造販売に従事されておられます。

藤原忠男氏は、昭和47年10月議会の同意をいただき、教育委員として就任され、住所は黒石町735番地、大正12年1月3日生まれで、南池田農業協同組合長を務めておられます。

御両人とも教育について識見深く、性格温厚、人望きわめて厚く、本市教育委員として適任

者と存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、認定について議会の皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（坂上国治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第67号を原案どおり同意することに決しました。

- 議長（坂上国治君） 次に、日程第16「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第68号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

昭和51年10月13日

和泉市長 池田 忠 雄

住 所 和泉市池田下町99-2番地
氏 名 庄 司 清
年 齢 大正11年12月2日（53歳）
職 業 会社役員

議案第68号参考資料

（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜すい

（人事委員会又は公平委員会委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任

する。

3～9 略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

〔Ⅱ〕 任期満了日

公平委員会委員	任期満了日
庄 司 清	昭和51年11月8日

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいまご上程をいただきました議案第68号「公平委員会委員の選任」について提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力を賜っております庄司清氏は、来る11月8日をもって任期満了となります。これに伴って後任者の人選を進めてまいりましたが、庄司清氏を最適任者と認め、再度、御選任を願いたく、御提案申し上げる次第でございます。

庄司氏は、資性きわめて温厚にして高潔な御人格であり、かつ長年にわたる豊富な行政経験から事務内容にも精通されており、公平委員として最適任者であると存じます。住所は池田下町992番地で、大正11年12月2日生まれ、53歳で、職業は会社役員でございます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、御選任を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いを申し上げます。

- 議長（坂上国治君） お諮りいたします。

本件を原案どおり同意するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第68号を原案どおり同意することに決しました。

ただいま御同意をいただきました教育委員さん、公平委員さんからごあいさつを申し上げたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

（教育委員あいさつ）

- 教育委員（堀内由延君） われわれ兩名は、教育委員として、文字どおりの浅学非才の者でございますが、和泉市の教育行政に一心不乱に取り組まさせていただき所存でございます。どうか今後とも御支援と御指導をお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

（公平委員あいさつ）

○ 公平委員（庄司清君） 庄司でございます。ただいまは私ごとき輕輩を市の公平委員に御再任を賜りまして、まことにありがとうございます。私といたしまして身の余る光榮でございます。

私、長らく役所にお世話になっておりました関係上、お顔見知りの方がたくさんおいででございます。何を申しましても浅学であり、しかも、手腕、力量にはほど遠いわけでございます。まして、市の行政の一端を担当させていただくような柄ではないわけでございますが、御再任を賜りました以上、私といたしまして、せいぜい努力を重ねる所存でございますけれども、どうか旧来に倍しますところの御指導と御教授をお願い申し上げまして、簡単でございますけれどもごあいさつにかえさせていただきます。 （拍手）

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第17「工事請負契約締結について（市立幸小学校増改築高学年棟工事）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第70号

工事請負契約締結について

市立幸小学校増改築（高学年棟）工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 市立幸小学校増改築（高学年棟）工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 457,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪府和泉市旭町37の4
榑竹内建設
代表取締役 竹内 務 |

- 6 工 期 自 昭 和 5 1 年 1 0 月 2 9 日 (議 決 の 日)
至 昭 和 5 2 年 3 月 3 0 日
- 7 契 約 保 証 金 2 2, 8 5 0, 0 0 0 円
- 8 保 証 人 大 阪 府 和 泉 市 箕 形 町 4 3 7 の 4
小 野 林 建 設 ㈱
代 表 取 締 役 小 野 林 徳 一

議案第70号参考資料

市立幸小学校増改築(高学年棟)工事概要

- 1 工 事 場 所 和 泉 市 幸 町 地 内
- 2 敷 地 面 積 1 6, 8 3 5 m²
- 3 工 事 種 別 増 築
- 4 構 造 及 び 規 模 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 3 階 建、延 床 面 積 3, 4 9 2 m²
普 通 教 室 1 2、教 材 室 3、理 科 教 室 1、図 工 教 室 1、
音 楽 教 室 1、家 庭 科 教 室 2、ワ ー ク ス ペ ー ス 3、
ホ ー ル、下 足 室、ピ ロ テ ィ ー、機 械 室、便 所、
渡 り 廊 下、そ の 他

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市参与(中塚白君) それでは、お許しを得まして、議案第70号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件は、市立幸小学校高学年棟の増改築工事で、契約金額4億5,700万円をもって、契約の相手方、大阪府和泉市旭町37の4番地、株式会社竹内建設代表取締役竹内務と、工期は、御議決の日より昭和50年3月20日までをもって契約しようとするものでございます。

なお、工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積3,492m²、構造及び規模の状態は、別紙参考資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 21番(直村静二君) 二、三点お尋ねいたします。

高学年棟という形で出ておりますが、高学年というのは何年生が入るのか。同時に、低学年もあると思うのでね、何年生が低学年か。そして、完成にあたっての幸小学校の児童生徒数は

何人か。さらに、低学年で何人になるか。また、教室の数は何ぼか、低学年と高学年でね。それと、クラスは何名か、というのをいまお答え願えますか。

ちょっと時間がかかるようですから、それはそれで調査をしていただくとして、敷地面積の16,000㎡、これはわかります。工事請負金額が4億5,700万円。そうすると、この前の低学年棟の建設とあわせて、総額でこの建物の金額は幾らになるのか。それと、あとまだ幸小の請負契約をせないかんような科目が日程に上っているのかどうか、これで全部終わりになるのかどうか。これで全部終わりということなら、この分の国、府の補助及び起債並びに市の負担金が明確になるんじゃないかと思しますので、それをお示し願いたい。

さらに、これは同和対策事業の一環ということでございますが、26日の私の質問に対する同対部長の答弁では、国の答申では、一般よりも格差があるから一般のところへ持ってこいと言っているけれども、本市としては、大阪府の答申からいってもっとようけせないかんと。たとえば、近く行います和気小の建設工事、これの教室、建物の比率ですな。さらには、予算の措置の比率、これがいかほどになっているか。

つまり本市としては、同和対策事業を余分にやっておかんと将来、一般よりおくれるかもわからんということ、大きなものをつくっていくと、だから、一般から何年おけているのか。十年先ぐらいに進んでおったらちょうど合うのか。また、義務教育の学校建設については、いまの比率を堅持していくのかどうか。二倍なら二倍というふうな比率を堅持していくのか。この点の見解を同対部長から聞きたいんです。一般市民はどの学校もよくしておいてほしいというんですからね、何年の差を置いたらいいのか、この辺の見解をお聞きたい。同対部長ができない場合は、市長からお答え願いたい。

○ 議長(坂上国治君) 理事者答弁。

○ 市参与(阪東重信君) お答えいたしたいと思います。

低学年棟と高学年棟とお願いいたしておりますが、幸小学校におきましては、木造で非常に老朽化いたしておりましたので、全面的な増改築事業に入っておるわけでございますが、むしろ、私たちとしては非常におくれてまいった事業でございます。低学年と高学年と分けておりますのは、工事そのものを一期あるいは二期という形で分けてまいっておりますので、二期の工事をあえて高学年棟というふうに名称を変えているだけでございます。高学年については一応四年以上、低学年は三年までという考え方で、校舎の配置上そのように設計いたしております。

それから、現在の規模といたしましては、24学級の800人までを収容できる学校としての計画で進めております。低学年のときには、普通教室を13建設いたしたわけでございますが、今回の二期工事、いわゆる高学年棟の中では、普通教室は12でございます。したがいま

して、普通教室25、御承知の24プラス1のなにございます。

それから、財源でございますが、低学年棟につきましては7億6千余万円を用意しておりますが、そのうち2億9,201万が国の補助でございます。それから、起債が1億160万。それから、府の同和対策としての貸付金、これは現在、まだ決定いたしておりませんが、府の特別別財政事情による補助金に切りかえたいということで、府の貸付制度がありますが、これが4億917万1,000円でございます。したがって、一般財源としては、2億2,095万円でございます。

あとの高学年棟の関係でございますが、現在、予算でお願いいたしております4億5,700万円のうち3億2,247万5,000円を府の貸付金といたしております。その残りを起債と一般財源から仰ぎたい、このように考えております。

あと数字的なものにつきましては、いまちょっと持ち合わせておりませんのでまた……。

- 21番(直村静二君) 普通教室は1クラス何人の予定ですか。
- 市参与(阪東重信君) 標準では45までいきますが、同和対策としての府の方での標準規模は35でございます。
- 21番(直村静二君) それから、まだ答弁漏れがあったでしょう。
- 市参与(阪東重信君) その数字の関係はちょっと今持ち合わせておりませんので……。
- 21番(直村静二君) 現在、何人ですか。
- 市参与(阪東重信君) 430でございます。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 御質問の内容がちょっとわかりかねたんでございますが、一昨日ですか、一般質問の関係で、国の答申と大阪府の答申の比較の中から関連して、同和対策関係の格差についての見解をというように聞いたわけでございますので、その点でお答え申し上げます。

基本的には同和対策は、生活環境とか、教育、労働あるいは就職といった問題が中心でございます。それを受けて国の答申が出、その後、大阪府の答申が出ておりますので、一昨日、申し上げたように、大阪府の答申では、格差是正は、一般との比較においては少なくとも、その高位に置かなくてはすぐに格差がでてくるということで、その点を和泉市としても十分に踏まえて対処している、ということをお申し上げたわけでございます。

なお、時限立法が44年に生まれて、あと二年有余で終わりでございます。時限立法内に部落を解放することの最終目標は間違いないわけでございますが、あと幾年でその格差云々ということについては、むしろ一日も早く格差がなくなるように、部落差別がなくなるように行政が努力をするのが当然かと思えます。その点では、いつまでという期限を置くことは間違いではなからうか、このように考える次第でございます。

○ 21番(直村静二君) 私がお尋ねしているのは、800人の規模を想定してやっている。現在は440人である。ですから、800にいくのに何年ぐらいかかるのかと。同和事業が進み、環境改善運動が進めば、同和改良地区以外からも児童生徒を収容してこないで800人になかなかならんのではないかと思うんです。住民のなにを見ても、一年間で大体100所帯以上がよそへ行っているでしょう。だから、800人の想定は年数的にはっきりしておかんとね。ならん場合が出てくるんじゃないか。

800人の計算なら当然その規模も、他の学校の規模より大きくなりますわな。だから、800人までは何年かかって、そして、その間にこのぐらいの規模でという発想なのか……。和気小で700ぐらいでしょう。その点からいくとね、二倍も三倍も四倍も予算措置をしているのは、決して440人のためというんでなしに、800人のためにしているんだという計算から決まってきたんだと思うんです。

しかしね、私、この間質問したように二倍も三倍も要らんやろと。一般との格差是正ですからね。長年の差別で低下しておったから水準を上げる、もう少し上積みしようかというのは賛成なんです。しかし、二倍も三倍もというのはどこに理由があるのか、私、相当悩んでおったわけです。ほかにも長年の差別で困っておるからとかいろいろ出てきましたが、ある人の意見では、そんな過保護は困る、同じようにしてくれという意見もございましたからね。

ですから、この800人にいつごろなるのか。いまの線から見ると、800人にはならないはず。校区編成で信太なり伯太小学校なりへ行くわけでしょう。なりませんよ。こんなもの。だから、人数計算は、実は、800人ということにしとかんと、こんな大きなものはできないという発想から出ているんじゃないか。何ほ府の答申でも、一般よりも余分にしておくといっても、二倍も三倍もとは書いてませんわ。しかも、財政を効率的に運営せいかんときね。

私は部落解放賛成なんです。しかし、こういうやり方が部落解放になるかというたら、ならないというんです。何でやと。お金がないんでしょう。ないお金を効率よく使おうと思ったら、一般のところと比べて1・2倍か1・3倍ぐらいにしておくべきです。そしたら、もっともっとほかの施策にまんべんなく渡っていくんです。それが大きなものをつくるから、時限立法に間に合わんということになってきてですよ。計画が思うように進まんわけです。計画の根本がわからん。

これ800人想定でね、これだけ大きいんだから、計算したら四倍になりますよ。普通を1と計算してその倍だと。400人の生徒数として一般よりも倍にするんでしょう。800と計算すれば四倍になる。こういうやり方はだめです。いわゆる質の問題を量でカバーするという間違った考えですよ。部落解放は民主主義の徹底でしょう。質でしょう。長年の身分差別をな

くすんでしょう。人権尊重でしよう。だから、ますます民主主義を進めていく中で、部落の完全解放を図っていく。そして、量でカバーをしていく、追いつくようにしていく。こういうやり方でいかないとですね、何年か先に同和施策で四倍も五倍もいったら、一般の方はついていかれへんという運動が起こってきますよ。これでは国民同士融通し合っていくという基本的な立場から外れる。

私は、実際にままでいろいろ言っておりますがね。単に財政問題だけでなしに、部落解放の立場からいってもそうなる。そら見解の相違はあります。だから、和泉市の公正な市同促が要るんです。これでは真の部落解放にはならない。

私は、同対部長の答弁があったからこれを問題にしておるんですよ。上積みは結構です。しかし、これは800人の計算でしよう。だから、いつ800人になるのか。現に既存の人口は減っているんでしよう。住民登録のなんでも1年間に5百人減っているんですからね。その点からいっても、こういうずさんな計算でこっついものが出るというところに問題がある。これを批判すると、同対部長はまた、それはねたみ、差別だといって広報に載せる。私はこの際はっきりと、こういうずさんな計画は国民的課題にならないし、市民もまゆをひそめて賛成しないし、むしろますます同和对策事業はおくれると言いたい。

財政がないから、逆にいうと、財政上の歯どめをせないかんということになる。進めたいけれども、財政上から歯どめをせんことには、和泉市は持たんということになる。ですから、少なくとも、一般市民がほどほどに納得できるものにせないかん。

低学年と高学年と分けているけれども、一般の学校でもこういうことをするんかどうか。恐らくしないだろうと思います。そんなの聞いたことない。これは要するに学校をこっついものにするための理由にしかすぎない。それを部落解放と勘違いしてもろたら困るということです。それを是正するためには、まともな市同促、各党派、いろんな団体が参加して協議をするということが要るんじゃないか。この点を意見として申し上げておきます。

財政問題については、今後とも追及していきますけれども、私は何もこの案件には反対じゃないんですよ。いい学校をつくるのは結構です。ただ、こういう中身を含んでおるからね。あまりにもずさんすぎる。ずさんだというその中身は、いま言ったように質の問題を量にすりかえている。そうでしょう。部落完全解放いつできまんねん。自民党政府ではだめでしょう。天皇陛下ばんざいとやっているようなことでは完全解放はないんですよ。天皇制に賛成する政治家がおって、どないして部落解放になるんかと私は言いたい。

だからこれは、完全解放を目指して、民主主義のルールを徹底して、そして、市民的合意を得るよう各階層の意見を聞かないかん。これについては、前に出しておりますからあえて出しませんが、今後の計画については出してもらいたい。一応、意見として言っておきます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第70号を原案どおり可決、決定いたします。

お昼のため一時まで休憩いたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時6分再開）

- 議長（坂上国治君） それでは、午前に引き続き会議を行います。

次に、日程第18「工事請負契約締結について（和泉都市計画都市下水路府中北幹線築造工事）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第76号

工事請負契約締結について

和泉都市計画都市下水路府中北幹線築造工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会に議決を求めらる。

昭和51年10月27日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 契約の目的 | 和泉都市計画都市下水路府中北幹線築造工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 37,000,000円 |

- 5 契約の相手方 和泉市浦田町508
株式会社井阪工務店
代表取締役 井阪義晴
- 6 工期 自 昭和51年10月29日(議決の日)
至 昭和52年3月20日
- 7 契約保証金 1,850,000円
- 8 保証人 和泉市和気町420-1
辻作建設株式会社
代表取締役 辻 秀雄

議案第76号参考資料

和泉都市計画都市下水路府中北幹線築造工事概要

- 1 工事場所 和泉市肥子町地内
- 2 工事種別 排水管渠埋設
- 3 構造 工事延長 94.23m
管径2mヒューム管36本を推進工法により埋設、その他推進縦抗等附帯工事

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市参与(中塚白君) それでは、議案第76号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、都市下水路府中北幹線築造工事で、契約金額3,700万円をもって、契約の相手方
和泉市浦田町508番、株式会社井阪工務店代表取締役井阪義晴、工期は、御議決の日より昭和52年3月20日までをもって契約しようとするものであります。工事内容は、延長94.23mに口径2mのヒューム管を埋設するものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第76号を原案どおり可決、決定いたします。

- 議長（坂上国治君） 次に、日程第19「区域外道路認定の協議に伴う承諾について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第69号

区域外道路認定の協議に伴う承諾について

道路法第8条第3項の規定により、当該市町村の区域を越えて次の路線を認定する協議について承諾するため、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田忠雄

路線を認定しようとする町	和歌山県伊都郡かつらぎ町
路線名	三国山レーダー線
起点	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字松尾997番地
終点	大阪府河内長野市滝畑1,220番地
総延長	3,380 m
幅員	4 m

議案第69号参考資料

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 略

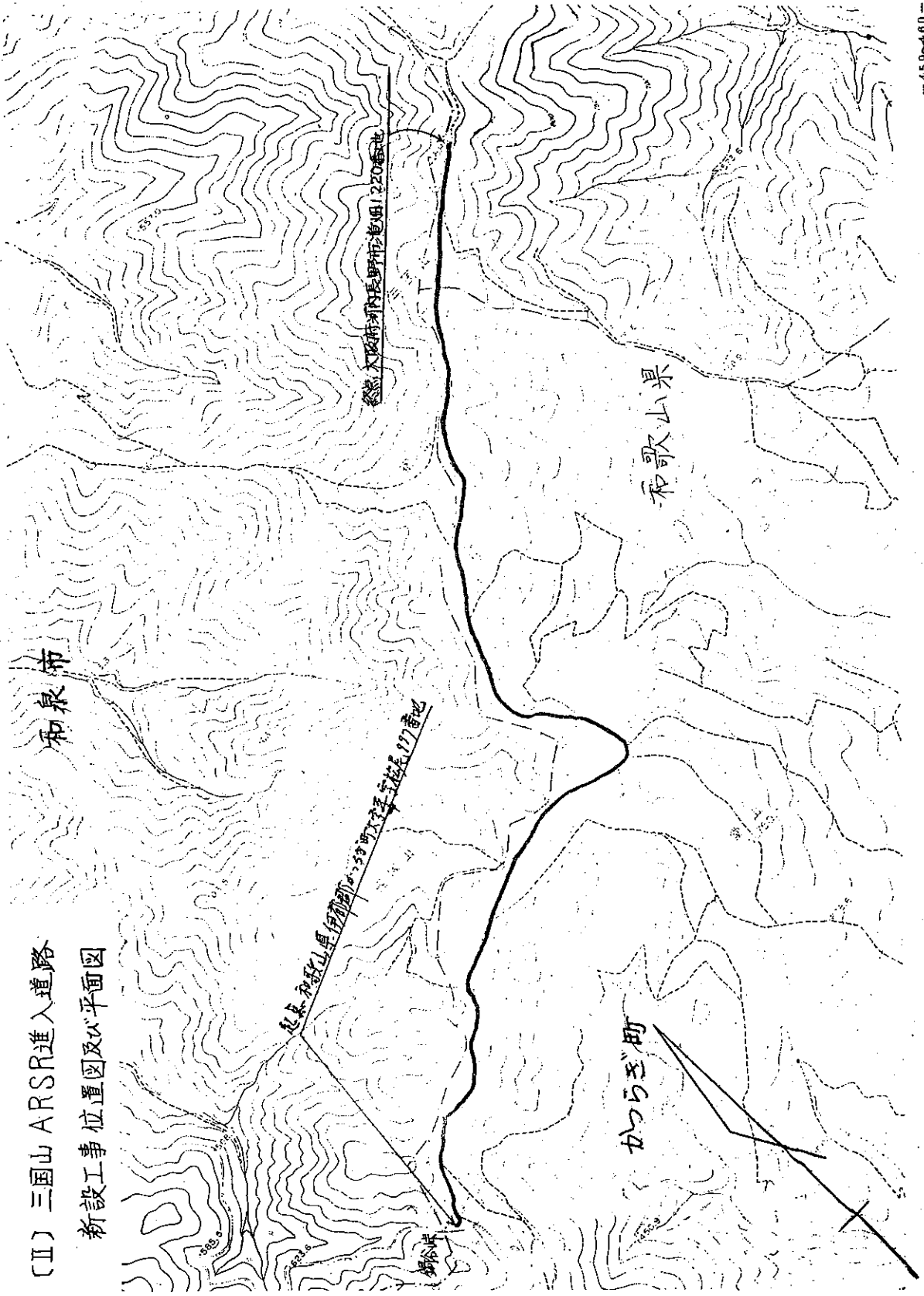
2 略

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾することができない。

5 略

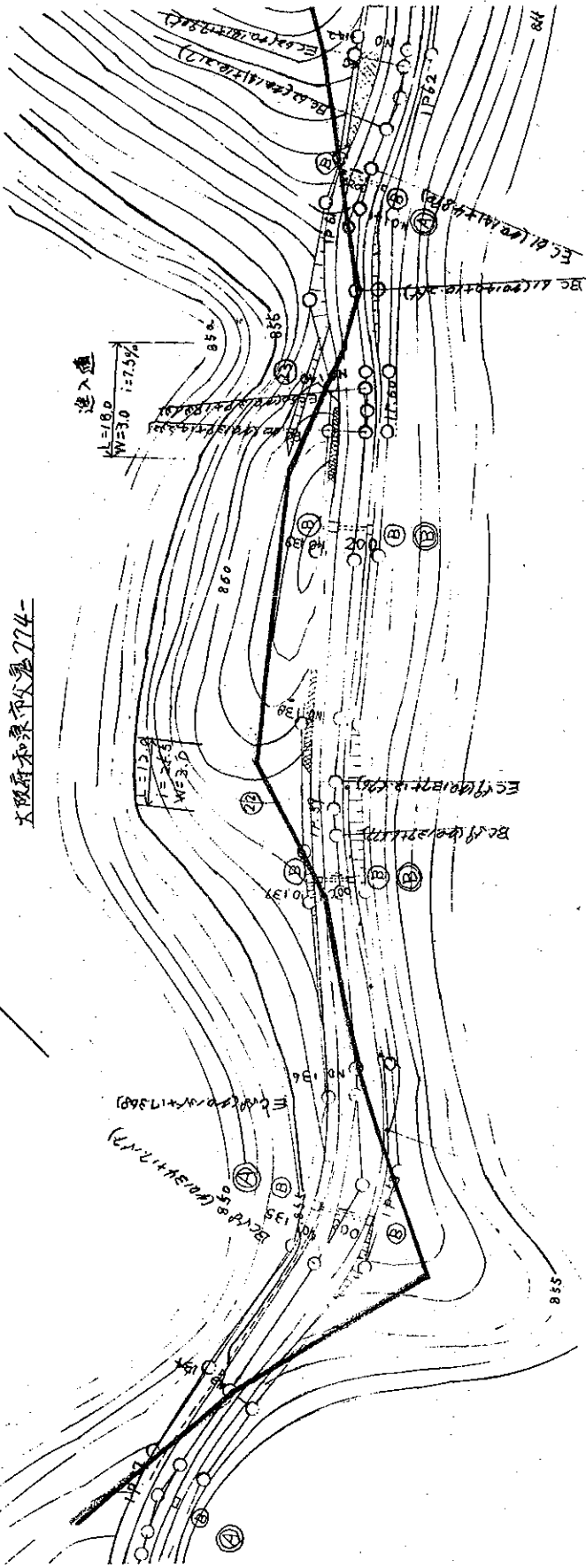
(II) 三国山 ARSR 進入道路
新設工事位置図及び平面図





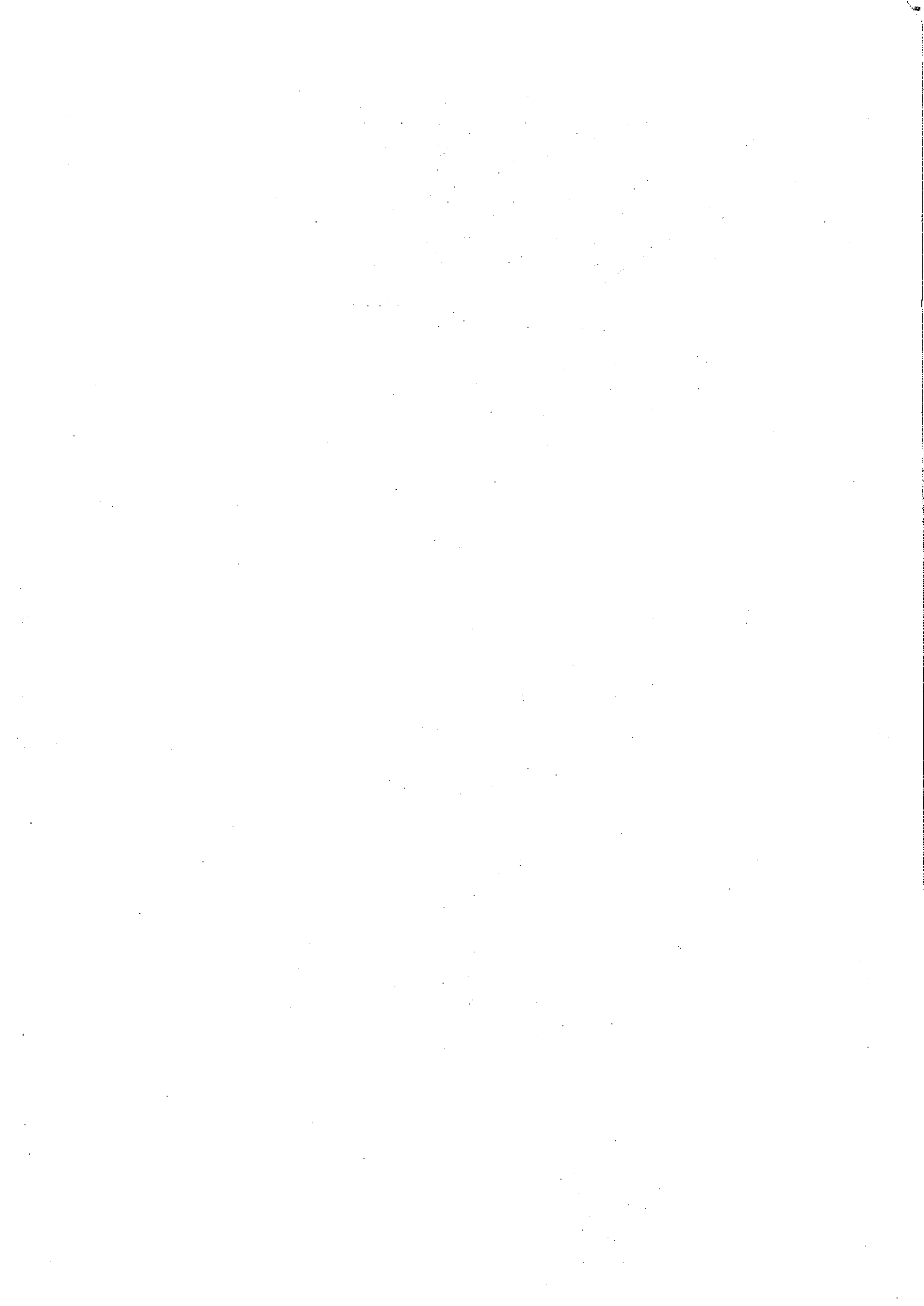
三國山ARS進入道路新設工事平面圖

大阪府和泉市水巻774-

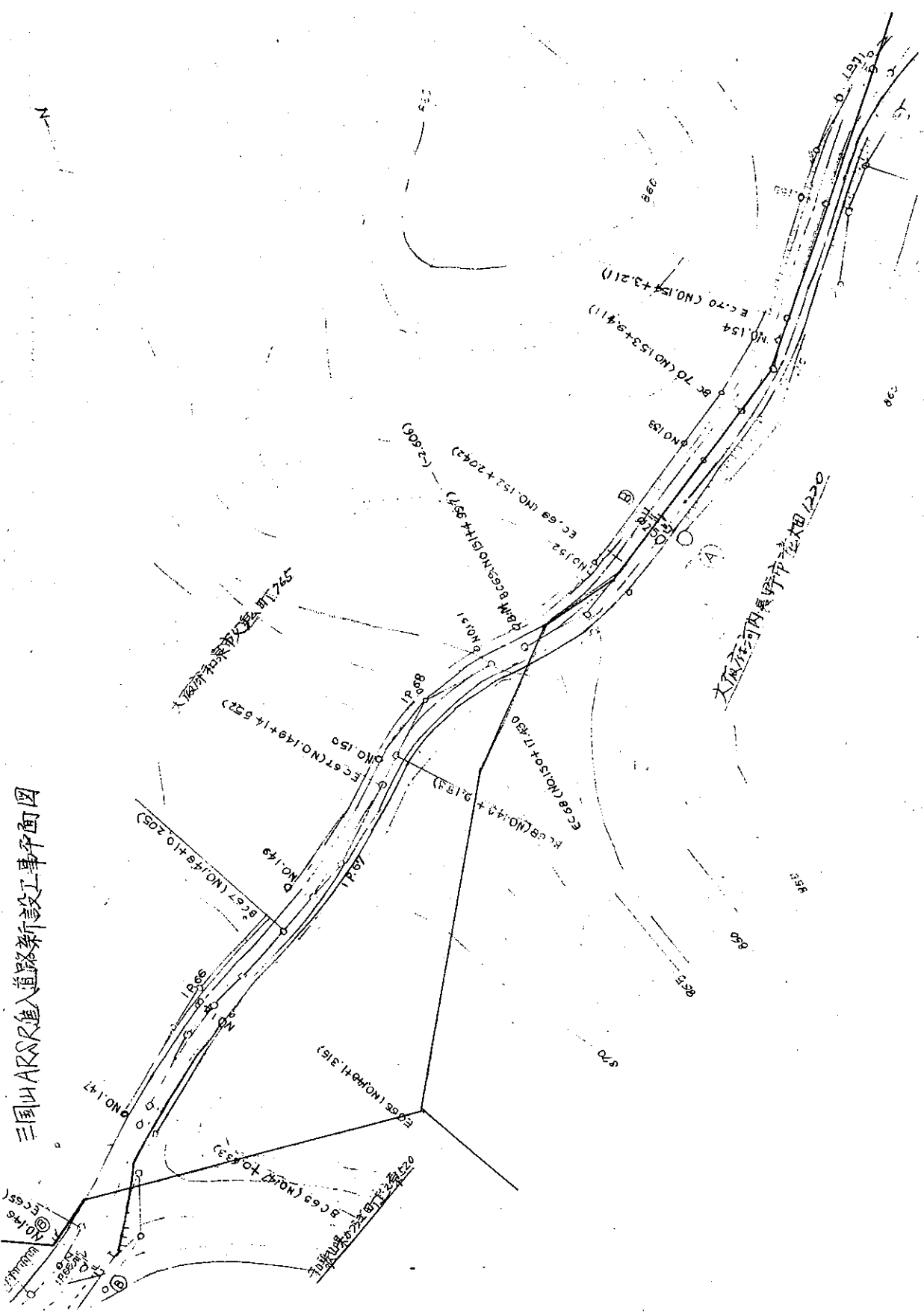


和泉山農かつ志町造和泉紅土

平二五九-64



三國山ARS及進入道路新設工事平面圖





- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 市参与（中塚白君） 議案第69号「区域外道路認定の協議に伴う承諾について」の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、三国山に航空局レーダー基地の設置に伴い、和歌山伊都郡かつらぎ町から泉大津粉河線からの進入路を認定しようとするものでありますが、その一部が和泉市の行政区域にまたがるため、道路法第8条第3項の規定により協議の承諾をするため、同条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線名は三国山レーダー線で、起点は、和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字松尾997番地から、終点は、大阪府河内長野市滝畑1,220番地の間、幅員4m、総延長3,380mの舗装道路であり、うち当市区域は294.8mでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） これは道路そのものについてでありますので、そのことでのみ、少し内容についてお聞かせ願いたいと思います。

私も現地を実際に見させていただきましたが、きれいな舗装道路ができ上がっておりますが、山肌を切り取ったり、もとの林道といいますか、ハイキングコースのような部分を拡張したような工事なんですけれども、もし災害が起きたり、道路の路肩がくずれたとかいう場合の処置はどのような形になるのか。特に、それを起因として和泉市側に災害が発生した場合の補償といたしますか、責任といたしますか、その点についてお答えを願いたい。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市参与（中塚白君） 先ほど提案理由の中で御説明申し上げましたように、区域外の道路認定を和歌山のかつらぎ町が認定するものでございます。その路線が当市の行政区域をまたがる関係上、同意を求めているわけでございますので、管理の責任は、当然かつらぎ町にございます。

なお、御心配の向きの災害等の発生は、こんなことを申し上げるとなんでございますけれども、議員さんも現地をごらんになって御存じのように、稜線は、和歌山県側に移っております。現況からして、道路の崩壊に伴う損害を受けるのはわが方でなくて、かつらぎ町だと思います。まあ、それだけでいいというわけではございませんけれども、少なくとも、この管理責任はかつらぎ町にある。やはりそういう事態が発生した場合、当然、かつらぎ町に私の方からは申し入れます。その辺の処置は十分協議いたしたい、かように存じます。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第69号を原案どおり可決、決定いたしました。

○ 議長(坂上国治君) 次に、日程第20「和泉市立休日急病診療所条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第71号

和泉市立休日急病診療所条例制定について

和泉市立休日急病診療所条例を次のように制定する。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立休日急病診療所条例(案)

(設置)

第1条 本市は、休日において、市民に応急的な医療を提供するため、本市医療団体の協力を得て、医療法(昭和23年法律第205条)第1条第2項に規定する診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 休日診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 和泉市立休日急病診療所

位置 和泉市府中町810番地の6

(診療科目)

第3条 診療科目は、次のとおりとする。

(1) 内科

(2) 小児科

(料金の徴収等)

第4条 料金は、診療等の際徴収する。ただし、市長がやむを得ない特別の事由があると認める

ときは、この限りでない。

2 前項の料金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 診療を受けたときは、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)のうち診療報酬点数表(乙)により算定した額。ただし、これにより算定し難いものについては、市長が定める。
- (2) 診断書、証明書等を交付するときは、1通につき1,000円の範囲内において、市長が定める額を手数料として徴収する。

(料金の減免)

第5条 市長が特に必要と認めるときは、前条第2項の料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

近年医療需要が一段と増加の傾向にあり、特に休日の急病応急措置対策が望まれていることにかんがみ、市民の健康増進とその保持に寄与するため、医療団体はじめ関係各位の協力を得て、市が開設する休日急病診療所に関する事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第71号「和泉市立休日急病診療所条例制定」について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本市の重要課題であります休日急病の対策につきましては、鉄骨づくり一部二階建て、延べ約260㎡の施設が近く竣工を予定することになりました。このことは、ひとえに市議会並びに医療団体等関係機関各位の格別の御支援、御協力をいただきましたたまものでございまして、ここに衷心より厚くお礼を申し上げます。

近年、医療需要が一段と増加する傾向にあり、特に休日の急病応急措置対策が望まれておることにかんがみまして、市民の健康増進とその保持に寄与するため、医療団体初め関係各位の御協力を得て、市が開設する休日急病診療所に関する事項を定める必要がありますので、ここに御提案申し上げた次第でございます。

次に、条例の内容につきましては、第1条は診療所の設置に関することで、休日における急病に対して応急的な医療を提供するため、医療団体の御協力を得て、医療法で定められている患者の収容施設を持たない、すなわち休日の診療所を設置しようとするものでございます。

第2条は、名称を和泉市立休日急病診療所と定め、位置は、和泉市府中町810番地の6とするものでございます。

第3条は、診療科目を定めるもので、内科、小児科といたしまして、第4条は、料金の徴収に関することで、料金は診療等の際徴収することとし、やむを得ない事情のある方については、後刻徴収すること。また、診療料金の算定は、健康保険法第43条の9、第2項の規定に基づき、昭和33年6月30日厚生省告示第177号によって定められている費用の額の算定方法、すなわち、診療報酬点数は乙表によって計算するものとして、現在は、1点につき10円となっていますものでございます。これによる料金を診療料金としていただくようにいたしたく、ただし、この乙表で算定しがたい、たとえば水薬用のびん代、包帯等につきましては、市長が別に定めることとしております。また、診断書、証明書等を交付するときの手数料は、一通につき1,000円以内の範囲内で市長が定める額を徴収することに、第5条は、診療料金等の減免措置に関する規定で、市長が特に必要と認めるときは分割または免除することができることを規定するものでございます。

第6条は委任規定で、条例の施行についての必要な事項は市長が別に定めるように、また、附則といたしまして、この条例の施行は規則で定める日から施行することに規定するものでございます。

なお、この休日急病診療所の開設予定につきましては、市議会並びに和泉市医療対策協議会にて細部開設に関する事及び診療所の運営に関する事等の御協議を煩わしまして、11月下旬に開設目標に向かってその準備を進めたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第71号の提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 15番（横田憲治郎君） 三点か四点ばかり。

まず、条例はこれで結構なんです、具体的なことは審議会で決めていただけると思うんですが、救急応急的な医療ということでございますが、救急患者の発生に関する搬送は、消防署の方で携わってくれているわけですけれども、これとの関連がどうなるのか、お伺いしたいと思うんです。

二点目は、救急指定病院との関連でございますけれども、これは応急処置で収容できない

わけですから、患者が発生してこの休日診療センターへ救急車で搬送するのか、あるいはまた、収容に伴う救急指定病院へ収容するのか、その辺の判断ですね。みずからが診療所に赴かない救急の患者が発生した場合のことですけれども。

それと、休日診療所ということなのですが、夜間は医師の配置、その他でとても無理だということで、当初は、残念ながら夜間の急病診療にはこたえられないということですが、市民は夜間も含めた休日急病診療所であっていただきたいというふうに願っておりますので、このへんの見通しですね。大変むづかしい状況ではあると思うのですが、目標を立てて何とか促進をして取り組んでいただけるかどうかですね。外科の救急措置とともに望まれるところではありますが、外科及び夜間についての見通しのほどをこの際、お伺いしておきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 四点御質問ありましたが、まず一点、救急患者が出た場合の搬送体制の関係でございますが、過日来、消防本部ともいろいろ内協議をいたしております。われわれの考え方といたしましては、今回、市が開設するこの診療所は、休日の急病に対する応急措置、こういう位置づけをいたしております。したがって、原則論を申し上げるならば、救急車を要請される患者は、重症患者もしくはそれに近いものと判断をいたしております。しかしながら、患者さんの状況いかんによりましては、当然、休日急病診療所でございますので、この診療所にお運びをいただいて、医師の判断によって搬送する必要があるという場合は、二次病院に搬送していくという考え方を持っております。他市の例を見ますと、休日急病診療所で治療して、あくる日に一般開業医あるいは指定病院、いろんな医療機関に行けると医師が判断をした場合に、あるようでございますが、一応、救急車を要請される方については、その状況いかんによって休日急病診療所でも診療をしていく。ただ原則的には、救急車を要請される方については重症患者である、またはそれに近いのではないかとすることを勘案しながら対処していきたい、こういうふうに消防当局とも打ち合わせを行っておるような次第でございます。

それから、休日急病診療所で二次搬送を要する場合にどうするのかということにつきましては、今回の態勢としましては、事務責任者を非常勤で設置する考え方を持っております。この責任者が休日の、すなわち開設する日だけじゃなくして、前日もしくは前々日から勤務を願ひもちろん前日または当日、消防署の情報センター等を通じまして、その当日の医療機関の体制状況、これらを事前にキャッチをして、休日急病診療所における医師の判断によってその方面に連絡をとって搬送をしていく。たまたまそのときに、その体制の整った病院がないという場合には、救急車に依頼をして適切な処置をとっていく。こういう考え方を持っております。

それから、夜間の問題、外科の問題等も御質問があったわけですが、休日急病診療所を開設するに当たりましては、医師会におかれましても積極的に御理解をいただき、自主的に小委員会的なものを組織いただきまして、いろいろ御検討を願っているわけですが、本市の場合、他市に比へまして医師数等が少ないという現況の中で、当面は休日の昼間に開設をしていきたい、このように考えておるものでございます。夜間、外科の問題につきましては、大阪府の衛生対策審議会でもいろいろ御審議をいただいておりますので、これらの状況を勘案の上、また、本市の医師会等でも十分御理解をいただいておりますので、今後、お話を進めていきたい。ただ一挙に夜間も、科目もふやしていくということは、ここ当分至難な問題ではなからうかというふうに考えますので、その点御了解いただきたいと思ひます。

- 15番(横田憲治郎君) 最初の一点目の確認だけさしていただきたい。二次搬送を含めた、要するに休日の救急医療についてはこの診療所がセンター的な機能を果たす能力を含め持つというふうに、端的にでございますけれども、確認させていただいてよろしゅうございませぬ。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) 医療センター的な機能を持つということにつきましては、設備、人材いろいろな点の整備を要すると思ひます。ただ、何遍も申し上げるようでございますが、休日に急病が出た場合、現今の状態では市民が非常にお困りになっておる、この要望に何とかこたえるべきだというのが今度の発想でございまして、御意見等十分肝に銘じまして、今後そのような方面につきましても、努力を重ねていきたいと考えております。現在の時点では、医療センターというのはちょっと早計かと思ひます。
- 15番(横田憲治郎君) ですから、医療センター的な、と申し上げたんですが、そういう方向で運営をしてもらわなければですね、倒れた、連れて行ってもらった、応急手当てをしてもらったけども、そのままではぐあい悪い。じゃ、二次的に搬送してもらわないかんという場合に、そこまで手を打ってもらえんというんであれば大変だろうと思ひます。ですから、すべてが解決できるセンターとしての機能は無理であっても、センター的な方向で運営してもらおう。ひとつ協議課題としてお願いしたいと思ひます。結構です。
- 議長(坂上国治君) 他に。
- 7番(金沢勝君) この休日急病診療所は、市民の要望にこたえるということでやられるんですが、この条例は規則で別に定めるということなんですが、いつごろから開設する意図を持っているのかということと、休日といつても土曜、日曜、祭日、年末年始もあるし、まあ、夜間も好ましいけれども、一段階置いてやる、夜間はしんぼうしてくれというお答えだったんですが、私が心配するのは、和泉病院ですら医者不足、看護婦不足で、義務制の公務員のお医者さんですら年末年始、お休みの日は避けておられる。インターンとかいうことで大阪から特別お越しにいただいている。こういう現状の中で、義務制でないこういうものを開いて市民の要望

に果たしてこたえられるのかどうか。趣旨はわかりますけれども、開店休業になりはしないかということが一番心配するわけです。

特に病院あたりは、1.5倍とか2倍とかいうような日当のかさ上げをしてやっても、お医者同士が逃げているわけです。こういう状況ですからね。診療所を開いてもお医者さんがいない、患者が来ても診てくれない。こういうことではかえって批判的になるんじゃないかと思うんです。これは市民の医療関係ですのね、命に関することです。義務制とはいわなくても、義務制に近いものにしていただかんと……。ただ、開設したらいいんだというだけでは、私は機能は果たせんと思います。むしろ、それならない方が叱られない。その点で強い腹構えを持って開設してもらいたいということを強く訴えたいと思います。

それで、規則で決めるというのはいつごろやるんですか。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 先ほど提案理由の中で申し上げましたように、11月下旬を目標に、御議決をいただきました後、準備を進めてまいりたい、このように考えております。われわれといたしましては、一定の素案をここにも持っておるわけでございますが、何を申しましても医療関係、各界の御協力、また事前の御相談、もちろん議会の皆さん方にも御相談をする必要がございますが、一定の過程を踏んで開設に持っていくということが必要でございますので、現在のところ、11月下旬を目標に何とか開設していけるように進めていきたいと考えております。

○ 7番（金沢勝君） 診療科目が内科と小児科ということなんですが、過日の新聞で、岸和田の和田病院が救急病院を辞退したということが載ってましたがね。消防長もここにおられるわけですけども、この交通戦争の中で、救急患者が和泉市内で発生した場合を見ますと、約半分が清恵会病院に運ばれておる。あとの30%が和田病院、20%が府中病院と奥村病院だというふうな統計が出ております。

だから、この診療所は内科と小児科ということなんですけれども、こういう交通地獄の中で、外科も一応参考に入れておかないかんのじゃないか。そういうことも含めておいてもらわんと大きな期待外れになるんじゃないか。実は、土曜日から日曜日にかけて私もいろいろ依頼を受けるんですが、歯痛でうずいてどないもなりまへん、どこも診てくれへん、お医者さん世話してくれという要請が非常に強いわけです。それで歯医者に電話してもほとんどお医者さんはおられない。だから内科、小児科だけでは……。医者の問題もございましょうけれども、科目の方も今後、運営の中で考えていただきたいということを要望しておきます。

○ 議長（坂上国治君） 他に。

○ 1番（寺田茂君） 一点だけお聞かせ願いたいのですが、場所はいまの体育館の近くですね。

だから、市立病院とほぼ近いところだと思うんですけど、先ほどから他の議員さんからも出ているんですが、医師の問題で、市立病院のお医者さんをここに、というような考え方になるわけですか。

- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 本診療所開設につきまして執務御協力をお願いいたしております医師団としましては、和泉市の医師会の先生方をお願いする。当然、市立病院の先生も医師会の会員さんでございますので、実際的には、市立病院の先生方も御協力をいただけるようお願いをいたしております。
- 1番（寺田茂君） 特に場所的にお聞きしたのは、休日の診療所を別個につくるということで、距離的に見て市立病院が近いと。当日行っても、先ほど出たように市立病院と近いのだというようなことで、そこの方が合理的になりませんかというような気もするんですが、そんな心配はないですか。市立病院のお医者さんがそこへ派遣されるというようなことになるとね。その辺心配なんです。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） 御質問の趣旨がよくわからないのですが……。
- 1番（寺田茂君） いや、市立病院は日曜日でも救急だったらある程度受け入れるでしょう。だから、そのお医者さんが仮に診療所の担当にならないかと。
- 産業衛生部長（山本俊兼君） その辺の執務の当番という用語がありますが、そういうことにつきましては、医師会と十分御相談を申し上げ、先ほども言いましたように、市立病院の先生方も医師会の会員さんでございますので、現実的には、輪番的に執務を御協力いただけるというふうに考えておりますので、市立病院との合理性云々ということは考えられないと思います。
- 1番（寺田茂君） 両方持つというようなことは絶対ないということですか。結構です。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第71号を原案どおり可決することに決しました。

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第21「和泉市普通河川等管理条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局局長朗読）

議案第72号

和泉市普通河川等管理条例の一部を改正する条例制定について

和泉市普通河川等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市普通河川等管理条例の一部を改正する条例（案）

和泉市普通河川等管理条例（昭和31年和泉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、河川法を適用または準用しない河川水路運河」を「、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川以外の河川で、準用河川、水路、運河に「または」を「又は」に改める。

別表中「18円」を「100円」に、「15円」を「80円」に、「10円」を「60円」に、

種 類	1 立 方 米 の 価 格	種 類	1 立 方 米 の 価 格
砂 利	65円	砂 利	800円
砂	60円	砂	600円
栗 石	70円	栗 石	900円
転石泥土雑 草類その他 特殊のもの	品質の良否、大小及び運搬の便利等、その他勘案してその都度価格をきめる。但し、土は最高価格85円とする。	転石泥土雑 草類その他 特殊のもの	品質の良否、大小及び運搬の便利等、その他勘案して、その都度価格をきめる。

に改める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

理 由

今般、河川法に基づく準用河川に東松尾川を指定したことに伴い、その管理について本条例の適用を図るとともに、占用料等については、昭和31年以来据え置かれていることにかんがみ、諸物価上昇等を勘案し、その額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第72号参考資料

和泉市普通河川等管理条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧																									
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で普通河川等とは、河川法(昭和39年法律第167号)に規定する河川以外の河川で、準用河川、水路、運河、ため池及び貯水池等で、公共の用に供され、その地盤が国有又は市有に属するもの(以下これらを総称して「河川」という。)をいう。</p> <p>2 略</p> <p>別表</p> <p>河川占用料金表(1平方米1箇年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等種</th> <th>占用目的</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>工作物設置及び河川の原状又は構造を変更する占用 例、起重機、さん橋軌条、上屋、地中埋設物、堤防掘削等</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>河川敷の一般占用 例、野積場通路、荷揚場等</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>流水面の一般占用 例、木材浮場、浮さん橋等</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		等種	占用目的	占用料	第1種	工作物設置及び河川の原状又は構造を変更する占用 例、起重機、さん橋軌条、上屋、地中埋設物、堤防掘削等	100円	第2種	河川敷の一般占用 例、野積場通路、荷揚場等	80円	第3種	流水面の一般占用 例、木材浮場、浮さん橋等	60円	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で普通河川等とは、河川法を適用または準用しない河川水路運河、ため池及び貯水池等で、公共の用に供され、その地盤が国有または市有に属するもの(以下これらを総称して「河川」という。)をいう。</p> <p>2 略</p> <p>別表</p> <p>河川占用料金表(1平方米1箇年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等種</th> <th>占用目的</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>工作物設置及び河川の原状又は構造を変更する占用 例、起重機、さん橋軌条、上屋、地中埋設物、堤防掘削等</td> <td>18円</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>河川敷の一般占用 例、野積場通路、荷揚場等</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>流水面の一般占用 例、木材浮場、浮さん橋等</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>		等種	占用目的	占用料	第1種	工作物設置及び河川の原状又は構造を変更する占用 例、起重機、さん橋軌条、上屋、地中埋設物、堤防掘削等	18円	第2種	河川敷の一般占用 例、野積場通路、荷揚場等	15円	第3種	流水面の一般占用 例、木材浮場、浮さん橋等	10円
等種	占用目的	占用料																									
第1種	工作物設置及び河川の原状又は構造を変更する占用 例、起重機、さん橋軌条、上屋、地中埋設物、堤防掘削等	100円																									
第2種	河川敷の一般占用 例、野積場通路、荷揚場等	80円																									
第3種	流水面の一般占用 例、木材浮場、浮さん橋等	60円																									
等種	占用目的	占用料																									
第1種	工作物設置及び河川の原状又は構造を変更する占用 例、起重機、さん橋軌条、上屋、地中埋設物、堤防掘削等	18円																									
第2種	河川敷の一般占用 例、野積場通路、荷揚場等	15円																									
第3種	流水面の一般占用 例、木材浮場、浮さん橋等	10円																									
<p>備考</p> <p>1 1件について1平方米未満の占用は1平方米として計算する。</p> <p>2 期間の計算は暦年により始め終りの月を加算する。</p> <p>土、石、砂利、雑草等払下価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>1立方メートルの価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	1立方メートルの価格	砂利	800円	砂	600円	<p>備考</p> <p>1 1件について1平方米未満の占用は1平方米として計算する。</p> <p>2 期間の計算は暦年により始め終りの月を加算する。</p> <p>土、石、砂利、雑草等払下価格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>1立方メートルの価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	1立方メートルの価格	砂利	65円	砂	60円												
種類	1立方メートルの価格																										
砂利	800円																										
砂	600円																										
種類	1立方メートルの価格																										
砂利	65円																										
砂	60円																										

栗 石	900円	栗 石	70円
転石泥土雑 草類その他 特殊のもの	品質の良否、大小及び運搬の 便利等、その他勘案して、そ の都度価格をきめる。	転石泥土雑 草類その他 特殊のもの	品質の良否、大小及び運搬の 便利等、その他勘案して、そ の都度価格をきめる。但し、 土は最高価格85円とする。

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市参与（中塚白君） 議案第72号「和泉市普通河川等管理条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、今般、河川法に基づく準用河川に東松尾川を指定したことに伴い、その管理について本条例の適用を図るとともに、占用料等については、昭和31年条例制定以来据え置かれ現在情勢にそぐわないため、諸物価上昇等を勘案し、それぞれその額を引き上げようとするものでございます。

改正の内容は、第2条第1項中「河川法を適用または準用しない河川水路運河」を「河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川以外の河川で、準用河川、水路、運河」に、「または」を「又は」に改め、別表河川占用料金表の第1種「18円」を「100円」に、第2種「15円」を「80円」に、第3種「10円」を「60円」に、土、石、砂利、雑草等払い下げ価格の砂利「65円」を「800円」に、砂「60円」を「600円」に、栗石「70円」を「900円」にそれぞれ改めようとするものであります。

なお附則として、この条例は昭和52年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 20番（田中包治君） この河川管理法というのは現在でも生きているんですか。河川管理法によると、水路とか、ため池とか、そういうものは全部入っているはずなんですけどね、そういうところに汚水を流すとか……。現在、水洗便所を水路に流してますわね。こういう問題を全然管理しておらないのがいまの実態です。今度改定するということですけど、私たちは生きておらないのじゃないかという考え方をしておりましたんですがね。実際管理しておるんですか。どこで管理しているんですか、土木課ですか。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（森保君） お答え申し上げます。

河川につきましては、準用河川、普通河川でございますが、市の河川管理については、和泉市の方で管理してございます。

なお、議員さん御指摘の水洗便所等の水路管理でございますが、昨日の一般質問にも出てございますが、本市におきましては、ほとんど光明池水路、農業用水路もございまして、そういう面の管理すべて各方面と協議して進めているというのが実態でございます。

以上でございます。

○ 20番(田中包治君) 私が言っておりますのはね、たとえば養鶏団地の下にため池がありますが、これ、鳥ふんのたれ流しですわね、はっきり言いましたら、管理条例があるんなら、それをとめなくてはならないはずなんです。あるいはその他の、内田の流れておところの橋ヶ谷池水路にしても全然管理しておらない。恐らく水洗便所の場合はやみが多いと思うんです。水洗便所利用の場合は大阪府の認定を得るわけですけども、それを得ずしてやっている。こういう条例とか規程はあっても別に悪いことないですけども、守られない条例なら別に改正とか……。まあ、値段が上がるのは問題ないとしても、管理をしておらないことは事実でしょう。しているというんなら、養鶏団地の下のため池に鳥ふんをたれ流している、これどういうふうに管理してまんねん。

○ 市参与(中塚白君) 条例を制定した以上、管理をしなければならない責務はございますが、御指摘のように、運用上完全な管理ができておるかということになると、残念ながら、その体制がしかれてないことは事実でございます。だからといって、この条例がザルだということにはならないと思うわけでございますけれども、今後の管理等につきましては、その辺十分の管理体制をしていきたい、かように存じます。

○ 20番(田中包治君) あんまりくどく言いたくないんですけどね、同促協のときでも一緒ですわな、つくってるけどちっとも守らない。条例はあるのにね。ほかの条例も一緒やと思うけれども、あなた方の中で条例を守ろうという気持ちがありまっか。はっきり言って、ないでしょう。そして、ちょっと物が上がったからいうて60円を800円にする。金だけようけもらおうかと。これだけしかないのと違いますのん。

たくさんの条例なり規則はあるけれども、あなた方にそれを守ろうという気持ちが全然ないと思うんですよ。そのくせ、物が上がったからいうて突然ここへぽっと出してくる。金だけ取るうと。取る場合、どういう手続に基づいて取るのか知りませんがね。東松尾川だと思っておりますけど、ここを買い占めましたね。そういう中でやろうとするんだっか。あこだけ対象になっておるんだっか。ほかのところは対象にならないということだっか。

○ 市参与(中塚白君) この条例をやろうとするのは、料金の改正だけではなくに、そもそも東松尾川を今度、準用河川に認定したわけでございます。当初の条例の項目には準用河川は入ってございませぬ。今回、それを入れようというわけです。少なくとも、土砂の払い下げ等

については、現行では一切許可してございません。ただ、堆積された場合に、逆にそれをどらなければならぬ場合が生ずるわけでございますので、そのときのために、冒頭申し上げましたように、31年に条例制定以来の価格でございますから、現状にそぐわないということで、あわせて価格の改正をお願いしているわけでございます。何も東松尾川だけが対象だということではございません。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第72号を原案どおり可決、決定いたしました。

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第22「和泉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第73号

和泉市水道事業の設置等に関する条例等の 一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(案)

第1条 和泉市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年和泉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、大阪府が経営する水道事業の給水区域である泉北丘陵住宅地区を除く。

第2条 和泉市水道事業給水条例(昭和35年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 和泉上水道

九鬼町及び大阪府が経営する水道事業の給水区域である泉北丘陵住宅地区(伏屋町、室堂町及び和田町の各一部)を除く全市域)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

大阪府の泉北丘陵開発事業の施行に伴い、府が経営する水道事業の給水区域が、本市の区域内(光明池地区内の伏屋町、室堂町及び和田町の各一部)に及ぶため、当該区域を本市水道事業の給水区域から除く必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第73号参考資料

[I] 和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 略	第2条 略
2 給水区域は、和泉市の区域内とする。 <u>ただし、大阪府が経営する水道事業の給水区域である泉北丘陵住宅地区を除く。</u>	2 給水区域は、和泉市の区域内とする。
3~4 略	3~4 略

〔Ⅱ〕 和泉市水道事業給水条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 市の水道事業の給水区域は次の区域とする。</p> <p>(1) 和泉上水道 <u>九鬼町及び大阪府が経営する水道事業の給水区域である泉北丘陵住宅地区</u> <u>(伏屋町、室堂町及び和田町の各一部)</u> <u>を除く全市域</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 市の水道事業の給水区域は次の区域とする。</p> <p>(1) 和泉上水道 <u>九鬼町を除く全市域</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部総務課長（中辻寿夫君） お許しを得まして、ただいま上程されました議案第73号「和泉市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定」について、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件は、大阪府の泉北丘陵開発事業施行に伴い、府が経営する水道事業の給水区域が、本市の給水区域内の伏屋町、室堂町及び和田町の各一部に及びますので、当該区域を和泉市水道事業の給水区域内から除きたく、本条例案を提出させていただいたものであります。

それでは、内容について御説明申し上げますと、第1条 和泉市水道事業の設置等に関する条例、第2条第2項に次のただし書き、すなわち「大阪府が経営する水道事業の給水区域である泉北丘陵住宅地区を除く」を加えることといたすものであります。

次に、第2条 和泉市水道事業給水条例、第2条第1項第1号現行「九鬼町を除く全市域」とあるのを、「九鬼町及び大阪府が経営する水道事業の給水区域である泉北丘陵住宅地区（伏屋町、室堂町及び和田町の各一部）を除く全市域」に改めるもので、第1条と関連いたしますので、2件の条例を一括して改正するものであります。

なお、附則といたしまして、本改正条例は、公布の日から施行することといたすものであります。

以上が本改正案の内容でございますが、よろしく御審議下さいまして、何とぞ原案御可決下

さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 21番（直村静二君） 地域について地図がないんですがね。地図はつけんでもよろしいのですか。
- 水道部長（田中稔君） まことに申しわけございません。参考として添付すればよかったですと思います。
- 21番（直村静二君） 1条のところ、泉北丘陵地帯ということになりますとね、私が考えますのに、光明池のところに来るようなものについてはどうなるんか。これは「大阪府の」ということで指定しているでしょう。その辺の区域がわからなくて……。和泉市の行政区域内であっても、和泉市の水道部は料金を徴収しないところでしょう。どの程度の区域が入ってきて、どの程度の人口を予想しているのか。
- 水道部次長（福本喬久君） お答えいたします。

ただいま上程されました区域でございますけれども、これは府道和田福泉線の関電の南大阪変電所、現在、泉北高速鉄道の光明池の操作場を建設中でございますが、その付近の地域でございます。ニュータウンの地区内、4号線に隣接した和泉の行政区域内の用地でございます。面積は、当初、府の計画では90.8ヘクタールでございましたが、規模を縮小されまして、46.65ヘクタールということで、除外地が44.15ヘクタールとなって、対象人口は、5,000人でございます。

現在は、全然住居は建ってございません。原野でございます。この44ヘクタールは、1ブロックではなくて3ブロックに分かれてございます。その3ブロックの合計の面積が44.5ヘクタールでございます。
- 21番（直村静二君） 私が意外だと思っておりますのは、和泉市の行政区域内で府の給水事業をしたら、そこで徴収するからということになってくると、これから和泉市の領域内で次々とふえてくれば、料金を払うということになってくるんですか。
- 水道部長（田中稔君） これは大阪府が厚生大臣の認可を受けて行っている泉北ニュータウンでございます。その中に堺市と和泉市が入っているわけですが、和泉市の分も合わせて大阪府が末端給水までやるんだということでございますので、給水区域がダブります。それを私の方が除くということでございます。もちろん、厚生省の方には大阪府が認可を取っておりますし、私どもの方は、認可はもちろん外しているわけでございますが、泉北ニュータウンの一部を除くということになっておりますので、条例の中でたまたまダブりますので、条例の改正をお願いしているわけでございます。

○ 21番(直村静二君) そうすると、和泉市内で和泉市の水道給水区域外で除外しているところがほかにあるんですか。これだけでいいですか。

○ 水道部長(田中稔君) はい。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 18番(池辺秀夫君) いまのなにを見ると、伏屋、室堂、和田を除くとあるんですが、そうすると、現在、市の水道を給水されているこの地区はどうなるんですか。これからのとこですか。それとも現在入っているところか、その点をはっきりしてほしい。

○ 水道部長(田中稔君) お答え申し上げます。

この除く区域は、現在、何も建っておりません。造成が一部されかけているところがございます。泉北ニュータウンの中でございますので、既設の伏屋町については、全く関係ございません。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第73号を原案どおり可決することに決しました。

○

○ 議長(坂上国治君) 次に、日程第23「昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第74号

昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和51年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 昭和51年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「750,000千円」を「842,000千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	928,511千円	50,000千円	978,511千円
第1項 営業収益	767,311千円	50,000千円	817,311千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,037,010千円	90,000千円	1,127,010千円
第1項 営業費用	833,302千円	90,000千円	923,302千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	987,500千円	292,000千円	1,279,500千円
第1項 企業債	737,000千円	88,000千円	825,000千円
第2項 工事負担金	246,000千円	204,000千円	450,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,083,254千円	335,000千円	1,418,254千円
第1項 建設改良費	1,026,634千円	335,000千円	1,361,634千円

第5条 予算第5条中起債の限度額「727,000千円」を「815,000千円」に改める。

第6条 予算第6条中一時借入金の限度額「1,000,000千円」を「1,500,000千円」に改める。

第7条 予算第9条中「143,029千円」を「193,029千円」に改める。

第8条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

変 更 前			変 更 後		
変 額	年 度	年 割 額	変 額	年 度	年 割 額
2,997,000千円	昭和41年度	47,000千円	3,187,000千円	昭和41年度	47,000千円
	昭和42年度	113,000千円		昭和42年度	113,000千円
	昭和43年度	26,600千円		昭和43年度	26,600千円
	昭和44年度	110,000千円		昭和44年度	110,000千円
	昭和45年度	156,600千円		昭和45年度	156,600千円
	昭和46年度	143,800千円		昭和46年度	143,800千円
	昭和47年度	223,000千円		昭和47年度	223,000千円
	昭和48年度	190,000千円		昭和48年度	190,000千円
	昭和49年度	317,000千円		昭和49年度	317,000千円
	昭和50年度	438,000千円		昭和50年度	438,000千円
	昭和51年度	750,000千円		昭和51年度	842,000千円
	昭和52年度	487,000千円		昭和52年度	585,000千円

昭和51年10月13日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和51年度水道事業会計予算実施計画

1 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 水道事業収益	1 営業収益		978,511		
			817,811		
		1 給水収益	643,941	水道料金及び量水器使用量	
		2 受託工事収益	20,000	給水装置の新設・増設及び修繕等の受託工事収益	
		3 その他の営業収益	153,870	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣工検査、材料検査手数料	
	2 営業外収益		161,200		
		1 受取利息	2,000	預金利息並びに貸付金利息及び有価証券利息	
		2 雑収益	2,000	不用品売却その他雑収益	
		3 加入金	147,200	新規水道加入金	
		4 補助金	10,000	一般会計補助金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 水道事業費用	1 営業費用		1,127,010		
			923,302		
		1 浄水及び配水	884,564	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
		2 給水及び配水	129,240	配水・給水に要する費用	
		3 受託工事費	20,000	受託工事に要する費用	
		4 業務費	87,868	検針、測定集金その他業務の運営に要する費用	
		5 総係費	68,442	事業活動全般に関連する費用	
		6 減価償却費	82,578	固定資産の減価償却費	
2 営業外費用	3 予備費	7 資産減耗費	610	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損	
		8 その他営業費用	150,000	材料売却原価	
			202,708		
		1 支払利息及企業債取扱諸費	202,658	企業債の利息及び一時借入金利息	
		2 雑支出	50	雑支出	
			1,000		
		1 予備費	1,000	予備費	

2 資本的收入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 資本的收入	1 企業債		1,279,500		
		1 企業債	825,000	和泉上水道第8回拡張事業及び配水管整備事業債	
	2 工事負担金		450,000		
		1 工事負担金	450,000	光明台水道施設建設及び配水管布設等工事負担金	
	3 負担金		4,500		
		1 他会計負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 資本的支出	1 建設改良費		1,418,254		
			1,861,634		
		1 事務費	12,500	拡張工事に要する事務費	
		2 拡張工事費	829,500	第3回拡張事業に要する工事費	
		3 改良工事費	45,640	改良工事に要する工事費	
		4 配水管業整備費	10,418	配水管整備事業に要する工事費	
	2 企業債償還金	5 光明台水道施設建設費	450,000	光明団地水道施設建設費	
		6 営業設備費	13,576	営業に係る諸資産購入費	
			56,620		
		1 企業債償還金	56,620	企業債の元金償還金	

昭和51年度水道事業会計資金計画

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	2.823.685千円
1 事 業 収 益	898,018
2 前年度未収金	94,921
3 企 業 債	825,000
4 工 事 負 担 金	450,000
5 負 担 金	4,500
6 一 時 借 入 金	450,000
7 前 受 金	10,000
8 預 り 金	7,000
9 繰 越 金	84,246
支 払 資 金	2.812.682
1 事 業 費 用	1,040,822
2 前年度未払金	36,606
3 建 設 改 良 費	1,361,634
4 企 業 債 償 還 金	56,620
5 一 時 借 入 金 返 済	300,000
6 前 受 金 払 出	10,000
7 預 り 金 返 済	7,000
差 引	11,003

繼 統 費 関 関 する 調 査

款	項	事業名	全 体 計 画						前年度未 までの支 払義務発 生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生(見 込)額	当該年度 未までの 支払義務 発生(見 込)額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	繼統費の 総額に対 する進捗 率	備 考
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳		其 他	前前年度 未までの 支払義務 発生額						
					企 業 債	出 資 金								
			41	47,000	43,000	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1.5	通次繰越 67千円	
			42	113,000	107,000	6,000	42,142	42,142				1.8	70,925千円	
			43	26,600	26,000	600	76,720	76,720				2.4	20,805千円	
			44	110,000	109,000	1,000	129,780	129,780				4.1	1,025千円	
			45	156,600	145,000	11,600	154,956	154,956				4.8	2,669千円	
			46	143,800	127,000	16,800	145,675	145,675				4.6	794千円	
			47	223,000	210,000	9,890	119,723	119,723				3.8	104,071千円	
			48	190,000	175,000	15,000	290,960	290,960				9.1	3,111千円	
			49	317,000	302,000	15,000	264,234	264,234				8.3	55,827千円	
			50	433,000	396,000	37,000	469,995	469,995				14.7	18,882千円	
			51	842,000	815,000	27,000	860,832	860,832				27.0		
			52	585,000	542,000	43,000					585,000			
			計	3,187,000	2,997,000	24,890	1,741,168	1,741,168	1,271,173	860,832	2,602,000	585,000	81.6	

昭和51年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和52年8月31日)

(単位千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地	307,058	
ロ 建物	188,852	
建物減価償却引当金	<u>16,964</u>	171,888
ハ 構築物	2,268,377	
構築物減価償却引当金	<u>318,762</u>	1,949,615
ニ 機械及び装置	283,495	
機械及び装置減価償却引当金	<u>101,813</u>	181,682
ホ 量水器	80,213	
量水器減価償却引当金	<u>27,726</u>	52,487
ヘ 車輛及び運搬具	12,469	
車輛及び運搬具減価償却引当金	<u>7,172</u>	5,297

ト 工具器具及備品	21,769	
工具器具及備品 減価引当金	<u>1,0707</u>	11,062
子 建設仮勘定		<u>1,984,201</u>
有形固定資産合計		4,663,290
(2) 無形固定資産		
イ 水利権	360	
ロ 借地権	60	
ハ 電話加入権	<u>91</u>	
無形固定資産合計		511
(3) 投資		
イ 投資有価証券	<u>145</u>	
投資合計		<u>145</u>
固定資産合計		4,663,946
2 流動資産		
(1) 現金預金		11,003
(2) 未収金		80,493
(3) 保管有価証券		2,000

(4) 貯蔵品		<u>31,252</u>	
流動資産合計		<u>124,748</u>	
資産合計		<u>4,788,694</u>	
	負債の部		
3 固定負債			
(1) 引当金		<u>7,196</u>	7,196
固定負債合計			
4 流動負債			
(1) 一時借入金		350,000	
(2) 前受金		30,960	
(3) 預り金		48,060	
(4) 預担保有価証券		<u>2,000</u>	
流動負債合計		<u>426,020</u>	
負債合計			<u>488,216</u>
	資本の部		
5 資本金			
(1) 自己資本金		119,803	
(2) 借入資本金			

1 企業負債
 資本金合計 2,981,144
 3,100,947

6 剰余金
 (1) 資本剰余金
 1 国库補助金 3,948
 2 府補助金 9,778
 3 工事負担金 1,494,327
 4 負担金 21,000
 5 受贈財産評価額 3,4417

資本剰余金合計 1,568,470

(2) 欠損金
 1 当年度未処理欠損金 160,440
 繰越欠損金 148,499
 当年度純損失 308,939

欠損金合計 308,939
 剰余金合計 1,254,531
 資本金合計 4,855,478
 負債資本合計 4,788,694

昭和51年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1 収益的収入及び支出

収 入 (単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細	
					節	金額 備考
1 水道事業収益		928,511	50,000	978,511		
	1 営業収益	767,311	50,000	817,311		
	8 その他の営業収益	103,370	50,000	153,370	材料売却収益	材料売却収益追加

支 出 (単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細	
					節	金額 備考
1 水道事業費用		1,037,010	90,000	1,127,010		
	1 営業費用	883,302	90,000	923,302		
	1 原水及び浄水費	344,564	40,000	384,564	受水費	受水費追加
	8 その他の営業費用	100,000	50,000	150,000	材料売却原価	材料売却原価追加

2 資本的收入及び支出

収

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細	
					節	金額
1 資本的收入		987,500	292,000	1,279,000		
	1 企業債	787,000	88,000	825,000		
	1 企業債	787,000	88,000	825,000	企業債	企業債追加
2 工事負担金		246,000	204,000	450,000		
	1 工事負担金	246,000	204,000	450,000	工事負担金	工事負担金追加

出

支

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細	
					節	金額
1 資本の支出		1,088,254	335,000	1,418,254		
	1 建設改良費	1,026,634	335,000	1,361,634		
	2 拡張工事費	787,500	92,000	829,500	請負工事費	請負工事費追加
	4 光明台水道施設建設費	207,000	243,000	450,000	請負工事費	請負工事費追加
					用地費	用地費追加

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部総務課長（中辻寿夫君） まず、御説明の前におわびを申し上げます。正誤表を配付いたしておりますが、議案書の40頁と41頁が入れかわって印刷されておりますので、御訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第74号「昭和51年度水道事業会計補正予算（第1号）」について提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回補正いたしますのは、51年度事業起債の確定に伴う拡張事業費及び住宅公団負担の光明台水道施設建設費並びに府営水道料金値上げに伴う受水料、その他、若干経費補正の必要が生じたため、それぞれについて補正せんといたすものでございます。

内容について申し上げますと、第2条は、主要な建設改良事業の第三回拡張事業費「7億5千万円」を「8億4,200万円」に改めるものでございまして、第4条及び第5条並びに第10条と関連いたすものでございます。

第3条の収益的収入及び支出について申し上げますと、収入面において営業収益5千万円を追加するもので、これはすべて材料売却収益でございます。

以上の結果、補正後の水道事業収益は9億7,851万1,000円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、追加するものとしまして、府営水道料金改定による増加分4千万円と材料売却原価5千万円の計9千万円で、補正後の水道事業費用11億2,701万円といたす次第であります。

次に、第4条であります。これは予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、収入において企業債確定に伴い、企業債8,800万円並びに住宅公団光明台団地の工事負担金2億400万円をそれぞれ追加し、資本的収入を12億7,950万円といたすものでございます。

一方、支出につきましても、企業債追加に見合う工事費9,200万円と、光明台水道施設建設費2億4,300万円の計3億3,500万円を追加し、補正後の資本的支出14億1,825万4,000円にいたすものでございます。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額、利率、償還の方法等を定めているものであります。このうち限度額のみ変更するもので、和泉上水道第三回拡張事業「7億2,700万円」を「8億1,500万円」に改めるものであります。

次に、第6条につきましては、一時借入金の限度額「10億円」を「15億円」に改めるものであります。通常は、このように多額を必要としないのでありますが、すでに借り入れ済みものを利率の低い資金等に借りかえする場合に、限度額が一時的に超過しないように幅を持たせるものであります。

次に、第7条は、予算第9条に定めたたな卸し資産の購入限度額「1億4,302万9,000

円」を、今回の材料売却原価の補正により「1億9,302万9,000円」に改めるものでございます。

次に、第8条として、予算第9条の次に、次の1条を追加するもので、第10条は継続費の総額及び年割り額を変更しようとするものであります。総額につきましては、「29億9,700万円」を「31億8,700万円」に改め、本年度以降の年割額を次のように変更しようとするもので、昭和51年度の年割り額「7億5,000万円」を「8億4,200万円」に、昭和52年度「4億8,700万円」を「5億8,500万円」に改め、残事業すべてを52年度に施行しようとするものでございます。

以上が今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これらの詳細につきましては、40頁以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議下さいまして、原案御可決下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 再度確認のような質問になりますが、第3条、水道収益5,000万円補正でしょう。そして、水道事業の費用が9,000万円。これの内訳の説明が数字の表に入っているんでしょう。そうじゃないんですか。内訳をもう少し具体的に……。
- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 水道部長（田中稔君） 50頁を見ていただきますと出ておるわけでございます。受水費が4,000万円と、材料売却の原価が5,000万円の計9,000万円でございます。
- 21番（直村静二君） この5,000万円が入ってくるのは、材料売却だけが5,000万円入ってくる……。
- 水道部長（田中稔君） はい。
- 21番（直村静二君） それで出は……。9,000万円は……。
- 水道部長（田中稔君） 9,000万円は、4,000万円の受水費と5,000万円の材料売却の原価でございます。
- 21番（直村静二君） そうすると、加入金の計算なんかこれに入っていないの。最初から計算してあるの。
- 水道部長（田中稔君） もちろん、今回の補正の内訳だけでございます。当初51年度予算には加入金を見込んでおります。
- 21番（直村静二君） それがいまの計算ではどうなっているの。—— よろしい。後でまた聞きます。
- 議長（坂上国治君） 他に。
- 15番（横田憲治郎君） 簡単に聞きます。

府営水の元値が上がったからという処置であるわけですが、51年度収支決算の見込みは、府営水の値上げによってどのようになるのか、結論的に見通しを聞かしてください。

- 水道部総務課長（中辻寿夫君） 本年度は、受水費として約半年分で4,000万円が影響してまいります。平年度に当たりますと年間8,000万円、それだけが来年度から影響してくる予定です。

なお、水量の増減によって一部変動がございます。

- 15番（横田憲治郎君） だから決算見込みは……………。
- 水道部長（田中稔君） 51年度末になりますと、不良債務が3億余り出る見通しでございます。
- 21番（直村静二君） 5,000万の材料の売却先を……………。
- 水道部総務課長（中辻寿夫君） この5,000万円につきましては、一般の請負工事、たとえば住宅公園内の配管工事とか、そういったものを請負いする業者に受け払うものでございます。

なお、その部分については、請負工事費として業者あてに支払っておりますので、業者としては、通り抜けといたかっこうになっております。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第74号を原案どおり可決、決定いたしました。

○

- 議長（坂上国治君） 次に、第24「和泉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 2 号

和泉市議会議規則の一部を改正する規則の制定について

和泉市議会議規則の一部を改正する規則を、次のように制定する。

昭和 51 年 10 月 28 日提出

和泉市議会議員

横	田	憲	治	郎
三	井	正	光	
寺	田		茂	
仁	井		明	
大	谷	昌	幸	
藤	原	要	馬	
直	村	静	二	
竹	下	義	章	
藤	原	利	一	

和泉市議会議規則第 号

和泉市議会議規則の一部を改正する規則(案)

和泉市議会議規則(昭和 31 年議会議規則第 2 号)の一部を、次のように改正する。

和泉市議会議規則第 17 条及び第 18 条を、次のように改正する。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 17 条 動議は法または、この規則において特別の規定がある場合を除くほか、4 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 18 条 修正の動議はその案をそなえ、地方自治法第 115 条の 2 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 4 人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第2号参考資料

和泉市議会会議規則の一部改正(案) 新旧対照表

新	旧
<p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第17条 動議は法または、この規則において特別の規定がある場合を除くほか、<u>4人以上</u>の賛成者がなければ議題とすることができない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第18条 修正の動議は、その案をそなえ地方自治法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては<u>4人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第17条 動議は法または、この規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に<u>5人以上</u>の賛成者がなければ議題とすることができない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第18条 修正の動議は、その案をそなえ地方自治法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては<u>5人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市会事務局長(北野丈夫君) ただいま御上程をいただきました議会議案第2号「和泉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定」につきまして、私よりその提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

地方自治法第115条の2の規定では、議案に対する修正の動議を議題とするにあたっては、議員定数の8分の1以上の者の発議によらなければならない、と規定されており、この規定の趣旨にかんがみ、本市会議規則第17条に定める動議成立に必要な賛成者の数6名、及び第18条に定める修正の動議を議題とするにあたっての賛成の数5人、となっているものを、議員定数の8分の1以上、すなわち4人以上、と改め、地方自治に基づく内容に整備しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第2号を原案どおり可決、決定することにいたします。

○

- 議長（坂上国治君） 次に、日程第25「義務教育費予算増額に関する請願」を議題といたします。

請願書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

義務教育費予算増額に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員	横	田	憲	治	郎	㊦
同	柳	瀬	美	樹		㊦
同	直	村	静	二		㊦
同	金	沢		勝		㊦

請願書

（請願の主旨）

今日、憲法26条で定められた義務教育無償の原則は、ただそう書いてあるだけとなり、父母の教育費負担は、年々増大するばかりです。

毎年、各学校に割りあてられる備品、消耗品費などの市の教育予算には限りがあり、「かしこい子どもに育てほしい」「いい環境の中で勉強させてやりたい」とする親の願いからは、不十分な市の教育予算となっています。

そのため、視聴覚費、図書費、環境整備費、燃料費などを父兄から集めたり、PTA本来の活動に使われるべきPTA会費が、子どもの教育を少しでも充実させるためという目的で、備品や消耗品等に廻されてきているのが実情です。

更に、和泉市は51年度の教育予算を、50年度予算に比べ、平均20%から全額削減してきまし

た。例えば、消耗品費をみれば別表のように、小学校で昨年度比19%の減、中学校で41%の減となっており、これは、1,000人規模の学校で、小学校21万5千円、中学校で、およそ100万円削減されたことになり、その穴うめが父兄、PTAの負担となってきています。又、

別表

小学校	50年度	児童1人当り年間予算額 1,109円
	51年度	894円(215円の減)
中学校	50年度	生徒1人当り年間予算額 2,252円
	51年度	1,318円(934円の減)

〔児童、生徒1人当り年間消耗品費〕

給食のおぼん代までが今だに父兄の負担となっており、一昨年やっと全額公費負担となった給食の燃料費も、中学校では31%も削減され、学校によってはPTAが父兄に協力を求めてバザーを催し、その収益金で備品を購入したりするなど、二重にも、三重にも市に税金を払っている形になってきています。

更に、保健の面では、検便と心臓の精密検査が今年から中止され、日本脳炎の予防接種や検尿が全学年対象が、とび学年で実施され眼科、耳鼻科検診も抽出検査となるなど、教育予算の削減は、子どもたちの教育に大きな影響をもたらしてきています。

私たちは、子どものすこやかな成長を保障し、ゆきとどいた教育をすすめていくと同時に、父母の教育費負担の軽減を計るために、大幅な教育予算の増額を要求します。

和泉市議会が、その立場に立たれ、当面次の諸点についての父母、教職員の願いを実現していただくことを強く要望するものです。

(請願項目)

1. 少なくとも備品、消耗品費等の削減分(総額にして備品費485万6,000円(25%)、消耗品費654万9,000円(27%))を補正予算化して下さい。
2. 給食用需要費(直接子どもの口に入らない光熱水費など)の削減分(360万円(16%))及び給食燃料費補助の削減分(100万6,000円(13%))を補正予算化して下さい。
3. せめて検尿と眼科、耳鼻科検診を全児童、生徒対象に実施できるよう補正予算化して下さい。
4. 教職員の研修費(昨年度まで1人当り14,000円、今年度予算ゼロ)被服費(今年度ゼロ)、転退職慰労金(昨年まで1人当り1,000円×年数、今年ゼロ)について補正予算化して下さい。

昭和51年10月28日

代表 泉北教職員組合

副委員長 竹田 博 ㊦

他1,904名

和泉市議会議長 坂 上 国 治 殿

- 議長（坂上国治君） 紹介議員の趣旨説明をお願いします。
- 26番（柳瀬美樹君） 提案理由につきましては、ただいま局長の朗読どおりでございますので、何とぞよろしく採決されますようお願い申し上げます。
- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本請願について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本件につきましては十分な調査研究の必要があると思いますので、所管の委員会に付託し、閉会中も審議をお願いいたしたく思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を所管の厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

○

- 議長（坂上国治君） 次に、日程第26「南松尾幼稚園建築に関する請願」を議題といたします。

請願書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

南松尾幼稚園建築に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

山	口	義	一
大	谷	昌	幸
仁	井		明
橋	本	佳	行
松	下		定
三	井	正	光

同 木 下 甲 子 三
同 直 村 静 二
同 成 田 秀 益

南松尾幼稚園建築に関する請願書

(請 願 理 由)

当幼稚園は、開園以来3年目をむかえました。その間、市当局、市教育委員会をはじめ、関係各位の格別のご協力とご支援をいただきて参りました点、地区住民の深謝するところでございます。

子ども達の教育は、環境に左右されることはご承知のことと存じます。特に幼稚園教育については、学校教育法第77条にも、「適当な環境を与えて……」と明示されております。のびのびと保育できる施設が必要であります。

現在の建物では、狭い室内での指導は教育効果を十分にあげ得ることは望めません。園児1名あたり1平方メートルにも満たない状況です。

その上、屋内遊戯場もなく雨天の日など完全な保育は出来ません。現在教室の面積を見たとき、29.38平方メートルと34.41平方メートルの2教室です。その中で園児70名の指導が実施されているわけです。設置基準によりますと、2学級の幼稚園は320平方メートル以上という建物面積が示されています。

以上のような観点から、一刻も早く整備された園舎の建築を要望するため、関係者一同連署をもって請願申し上げる次第です。

昭和51年10月28日提出

代表者 南松尾幼稚園建築促進委員長

辻 本 宏 印

他 2, 5 7 2 名

和泉市議会議長

坂 上 国 治 殿

○ 議長（坂上国治君） 紹介議員の趣旨説明を願います。

○ 10番（山口義一君）

請願書を御説明申し上げます。

子供たちの教育は環境に左右されることは御承知のことと存じます。幼稚園教育につきましては、学校教育法第77条に基づきまして、適当な環境を与えよということが明示されております。伸び伸びとした保育できる施設が必要であります。

現在の南松尾幼稚園は、旧南松尾村当時の役場を利用しております関係上、老朽にして約20坪足らずの教室で、70名という園児がぎっしり詰まったような状態で学習いたしております。園児1名当たり1平方メートルにも満たない現状でございます。その上屋内遊戯場もなく、雨天の日など完全な保育は全くできておりません。こういうふうなことで今後の教育行政上、教育の成果を上げよということで申されておりますが、全く教育の成果などは望めないと私は考えております。基準法では、幼稚園は820平方メートルという建物面積が示されておりますとおり、今後、早急にこの設備に対しまして完備されたい。また、用地も確保されております関係上、園舎の早急な移転を図られたい。こういうことで私たち一同請願を申し上げる次第でございます。何とぞよろしく願いを申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 説明が終わりましたが、本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては十分な調査研究の必要があると思っておりますので、本件も所管の委員会に付託し、閉会中も審査をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件も所管の厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしく願いを申し上げます。

○

○ 議長（坂上国治君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案審議は全部終了いたしましたので、これをもって閉会したいと存じます。

閉会に先立ち市長のあいさつをお願いいたします。

○

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

去る13日に開会されました本年第3回定例会に際しましては、和泉市立休日急病診療所条例制定についての議案を初め、監査委員、公平委員並びに教育委員の選任について等、多数の

議案を御提出申し上げましたところ、慎重御審議を賜り、御可決御承認いただきましたことを衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。議案審議並びに一般質問を通じ御叱責、御要望いただきました諸点につきましてはさらに検討を加え、最善の努力を尽くしてまいり所存でございます。

なお、改選初議会であり、役員改選が行われたのでございますが、皆様方の御推挙により議長に坂上議員さん、副議長に木下議員さんが御就任されまして、心からお祝い申し上げますとともに、今後の市政運営につきまして、何とぞよろしく御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんには、それぞれ所管される事項につきましては今後、いろいろ御相談申し上げ、御審議を煩わすことと存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

なおまた、決算特別委員会に付託になりました昭和50年度水道事業会計並びに病院事業会計の決算認定につきましては、決算特別委員の皆様方に御審議をお願いするわけでございますが、よろしく御審議、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

閉会に当たり長期間にわたり御審議を煩わしましたことに対し重ねて感謝申し上げますとともに、御健勝をお祈りいたしまして、はなはだ簡単でございますが、心を込めて御礼のごあいさつとさせていただきます。本当に長期間ありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(坂上国治君) 一言、御礼かたがたごあいさつを申し上げます。

今定例会は去る13日開会以来、17日間の長期にわたり役員選挙並びに一般質問、諸議案など多数の重要議案の審議に当たりまして、議員の皆さん方には、公私きわめて御多用にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議の上、日程内に終了していただきましたことにつきましてまことにありがとうございました。

また、役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御支援によりまして議長に御推挙賜りましたこと、私の身に余る光栄と存じます。ここに改めて厚くお礼を申し上げますとともに、円滑な議会運営に絶大な御協力を賜り、無事終了させていただきましたことを、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。よろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たってのごあいさつといたします。

長期にわたりまことに御苦労さんでございました。これをもって閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後2時30分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

和泉市議会臨時議長

” 議 長

” 副 議 長

” 署名議員

” 署名議員

” 署名議員

